

平成 26 年

# 塩竈市議会会議録

(第147巻)

第1回臨時会 1月16日 開会  
1月16日 閉会

第1回定例会 2月20日 開会  
3月7日 閉会

塩竈市議会事務局

## 平成 2 6 年 1 月 臨時会 日程表

会期1日間（1月16日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
1 . 16	木	本会議	会期の決定、議案第1号及び第2号、議員提出議案第1号	1

## 平成 26 年 2 月 定例会 日程表

会期 15 日間（2 月 20 日～3 月 7 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
2. 20	木	本会議	会期の決定、諸般の報告、諮問第 1 号、議案第 3 号ないし第 19 号、ないし第 38 号	1
21	金	〃	議案第 20 号ないし第 37 号	2
22	土	休 会		3
23	日	〃		4
24	月	〃		5
25	火	本会議	施政方針に対する質問 13:00～ ①鎌田 礼二 議員 ②高橋 卓也 議員 ③西村 勝男 議員 ④志賀 勝利 議員	6
26	水	〃	施政方針に対する質問 13:00～ ⑤浅野 敏江 議員 ⑥志子田吉晃 議員 ⑦伊勢 由典 議員	7
27	木	休 会	予算特別委員会 10:00～	8
28	金	〃	予算特別委員会 10:00～	9
3. 1	土	〃		10
2	日	〃		11
3	月	〃	予算特別委員会 10:00～	12
4	火	〃	予算特別委員会 10:00～	13
5	水	〃	民生常任委員会 10:00～	14
6	木	〃		15

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
7	金	本会議	委員長報告	16

# 塩竈市議会平成26年1月臨時会会議録

## 目次

# 塩竈市議会平成26年2月定例会会議録

### (1月臨時会)

#### 第1日目 平成26年1月16日(木曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第1号及び第2号	3
提案理由の説明	3
質 疑	6
鎌 田 礼 二 君	6
浅 野 敏 江 君	10
伊 勢 由 典 君	13
志 賀 勝 利 君	19
小 野 絹 子 君	23
菊 地 進 君	27
伊 藤 栄 一 君	32
採 決	34
議員提出議案第1号	34
提案理由の説明	34
採 決	35
閉 会	35

## (2月定例会)

### 第1日目 平成26年2月20日(木曜日)

開 会	37
議事日程第1号	37
開 議	39
会議録署名議員の指名	39
会期の決定	39
諸般の報告	39
質 疑	40
伊 勢 由 典 君	40
鎌 田 礼 二 君	45
田 中 徳 寿 君	49
諮問第1号	50
提案理由の説明	51
採 決	51
議案第3号ないし第19号、第38号	51
提案理由の説明	52
質 疑	73
伊 勢 由 典 君	73
小 野 幸 男 君	83
鎌 田 礼 二 君	92
高 橋 卓 也 君	96
阿 部 かほる 君	103
小 野 絹 子 君	108
田 中 徳 寿 君	117
菊 地 進 君	119
採 決	127
散 会	127

## 第2日目 平成26年2月21日（金曜日）

議事日程第2号	129
開 議	131
会議録署名議員の指名	131
議案第20号ないし第37号	131
提案理由の説明	131
総括質疑	148
志賀勝利君	148
小野絹子君	153
菊地進君	158
散 会	163

## 第3日目 平成26年2月25日（火曜日）

議事日程第3号	165
開 議	167
会議録署名議員の指名	167
議案第20号ないし第37号（施政方針に対する質問）	167
鎌田礼二君（一問一答方式）	
（1）第5次塩竈市長期総合計画	167
①子供を安心して産み育てていくための支援や環境づくり	
・地域少子化対策強化事業とは	
・「こころん」の毎週土曜日を開所日	
②いつでも健康に暮らせる地域づくり	
・健康教室等へどのような支援を行うのか	
・市立病院の機器の整備や老朽化施設の改修とは	
③だれもが安心して暮らせる福祉の取り組み	
・介護支援ボランティア事業とは	
④快適で便利な魅力あるまちの整備に向けた取り組み	
・「しおナビ100円バス」・「NEWしおナビ100円バス」	

⑤水産業の中核を担う魚市場について	
・遠洋底曳網漁業の補助制度とは	
⑥貞山1号埠頭の改築と高次機能を有する施設とは	
⑦商工業の振興について	
・空き店舗を活用した新規出店支援とは	
(2) 塩竈市震災復興計画	169
①国民健康保険税の引き下げについて	
②仮設住宅入居者の管理について	
③浦戸地区の振興について	
・災害公営住宅と旧浦戸第二小学校の改修	
高橋卓也君(一問一答方式)	
(1) はじめに	184
①「復興実感の年」について	
(2) 市政運営の基本方針	184
①消費税増税による市民への転嫁・負担増について	
(3) 第5次塩竈市長期総合計画	185
①介護保険制度について	
②水揚げ促進の具体策について	
③中小・零細業者支援について	
④児童生徒の学力向上推進について	
(4) 塩竈市震災復興計画	187
①災害公営住宅への入居者支援について	
②被災者の医療費免除について	
③雇用創出の具体策について	
西村勝男君(一問一答方式)	
(1) 第5次塩竈市長期総合計画	200
①進捗と今後の課題	
②次世代を絡めた新規事業について	
③実施計画のローリング定着度	



・ 商店街活性化事業について	
・ 水産業の活性化について	
・ 企業誘致活動について	
・ 定住人口戦略プランについて	
④安全に暮らせるまちづくり	
・ 市内への防犯カメラの設置について	
⑤国民健康保険事業の健全運営	
・ 医療費削減への今後の取組	
・ ジェネリック医薬品の使用状況について	
(2) 塩竈市震災復興計画	202
①災害公営住宅について	
・ 今後の中心市街地への建設について	
・ 災害公営住宅の入居者募集方法について	
・ 仮設住宅からの転居費の支援について	
・ 仮設住宅の集約に向けて	
・ 10年後の災害公営住宅の利用について	
志賀勝利君（一問一答方式）	
(1) 定住促進につながる取組について	217
①塩竈ならではの評価いただける子育て支援計画の具体策は	
②生涯を通して健やかに安心して暮らせる地域づくりの具体策は	
(2) 「本市の特性を生かした都市基盤を目指す」とあるが、その具体策は	217
(3) 水産業、水産加工業の活力を取り戻すための販路の回復、新たな付加 価値の創出	217
①「ブランド力やPRの強化、新商品開発支援に取り組む」とあるが、具体策は	
②遠洋底曳網漁業水揚げ促進の新規補助制度とは	
(4) 塩釜港区の活性化の具体策は	217
散    会	234

第4日目 平成26年2月26日（水曜日）

議事日程第4号	235
開 議	237
会議録署名議員の指名	237
議案第20号ないし第37号（施政方針に対する質問）	237
浅野敏江君（一問一答方式）	
（1）だれもが安心して暮らせるまちづくり	237
①子育て支援－地域少子化対策強化事業等	
②ガン対策について	
③在宅医療の充実について	
④介護支援ボランティア事業について	
（2）海・港と歴史を活かすまちづくり	239
①広域観光について	
（3）夢と誇りを創るまちづくり	239
①特別支援を要する児童生徒の教育環境	
②複雑多様化している児童生徒とその保護者の悩みに対する対応	
（4）産業・経済の復興	239
①水産業、水産加工業の復興の取り組み	
（5）浦戸地区の復興	240
（6）新年度事業について	240
①塩竈市救急医療情報キットについて	
②空き家・空き地対策について	
志子田吉晃君（一問一答方式）	
（1）市政運営の基本方針	255
①高齢者の社会参加、健康の増進	
②新たな企業立地や既存企業の事業拡大	
（2）だれもが安心して暮らせるまちづくり	256
①「こころん」環境の充実	
②「介護支援ボランティア事業」	
③健康教室の支援と高齢者福祉計画	

④地域防災計画と指定避難所の追加	
⑤都市基盤の長寿命化計画と市道の計画的改修	
(3) 海、港と歴史を活かすまちづくり	256
①水産業、加工業のPRの強化	
②企業誘致と空き地調査	
③事業遊休地等調査業務	
(4) 夢と誇りを創るまちづくり	257
・生涯学習センター、市民交流センター活動の充実	
(5) 放射能問題に対する取り組み	257
・測定検査と被害対策	
(6) 予算の概要	257
・ごみ処理広域化事前調査事業	
(7) 主要事業	257
・清掃工場改良事業と再資源化対策事業	
伊勢由典君(一問一答方式)	
(1) 住まいと暮らしの再建について	272
①災害公営住宅について	
・災害公営住宅建設予定(清水沢・北浜・錦町・浦戸諸島)の進捗状況と 完成年度について	
・災害公営住宅不足分の建設予定場所と完成年度について	
・災害公営住宅入居者支援事業について	
(2) 産業・経済の復興	273
①海岸通地区再開発について	
②公告縦覧の内容と現在進められている再開発構想について	
(3) だれもが安心して暮らせるまちづくりについて	273
①子ども医療費助成事業について	
・小学3年生から同6年生への外来医療費の助成拡大について	
・二市三町の子供の医療費助成制度について	
②障がい者福祉について	

・地域社会で共生できる環境と社会参加の促進について	
(4) 塩竈市防災計画について .....	274
・原子力災害対策編について	
(5) 海・港と歴史を活かすまちづくりについて .....	275
①商工業の振興策について	
・割増商品券事業について	
・商業活性化促進事業について	
②魅力ある景観づくりについて	
・景観計画の策定について	
・本町・宮町・南町・西町の景観について	
(6) 夢と誇りを創るまちづくりについて .....	275
①学力向上対策について	
・新学力向上プランについて	
・教育理念について	
散    会 .....	290

## 第5日目 平成26年3月7日（金曜日）

議事日程第5号 .....	291
開    議 .....	293
会議録署名議員の指名 .....	293
議案第20号ないし第37号（予算特別委員会委員長議案審査報告） .....	293
討    論 .....	297
小野 絹子 君 .....	297
志子田 吉晃 君 .....	300
志賀 勝利 君 .....	304
採    決 .....	304
請願第3号（民生常任委員会委員長請願審査報告） .....	306
採    決 .....	307
議員提出議案第2号 .....	307

提案理由の説明	308
質 議	309
伊 勢 由 典 君	309
採 決	312
東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告	313
報 告	313
質 議	317
浅 野 敏 江 君	317
議員派遣の件	319
議員提出議案第3号	320
提案理由の説明	320
採 決	321
閉 会	322

平成26年1月臨時会	1月16日	開会
	1月16日	閉会
平成26年2月定例会	2月20日	開会
	3月7日	閉会

議案審議一覧表  
議員提出議案

## 塩竈市議会 1 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第 1 号	工事請負契約の締結について	原案可決	26. 1. 16
	議案第 2 号	工事請負契約の締結について	原案可決	26. 1. 16
	議員提出 議案第 1 号	塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 1. 16

## 塩竈市議会 2 月定例会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	議案第 3 号	平成25年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第 4 号	平成25年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第 5 号	平成25年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第 6 号	平成25年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第 7 号	平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第 8 号	平成25年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第 9 号	平成25年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第10号	平成25年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第11号	平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第12号	平成25年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第13号	平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第14号	平成25年度塩竈市立病院事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第15号	平成25年度塩竈市水道事業特別会計補正予算	原案可決	26. 2. 20
	議案第16号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	26. 2. 20
	議案第17号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	26. 2. 20
	議案第18号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	26. 2. 20
	議案第19号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	26. 2. 20



## 塩竈市議会 2 月定例会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
平成26年度 予算特別 委員会	議案第20号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 3. 7
	議案第21号	塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 3. 7
	議案第22号	塩竈市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	26. 3. 7
	議案第23号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決	26. 3. 7
	議案第24号	平成26年度塩竈市一般会計予算	原案可決	26. 3. 7
	議案第25号	平成26年度塩竈市交通事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7
	議案第26号	平成26年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7
	議案第27号	平成26年度塩竈市魚市場事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7
	議案第28号	平成26年度塩竈市下水道事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7
	議案第29号	平成26年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7
	議案第30号	平成26年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7
	議案第31号	平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7
	議案第32号	平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7
	議案第33号	平成26年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7
議案第34号	平成26年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算	原案可決	26. 3. 7	

## 塩竈市議会 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
平成26年度 予算特別 委員会	議案第35号	平成26年度塩竈市立病院事業会計予算	原案可決	26.3.7
	議案第36号	平成26年度塩竈市水道事業会計予算	原案可決	26.3.7
	議案第37号	宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について	原案可決	26.3.7
	議案第38号	工事請負契約の締結について	原案可決	26.2.20
	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	同意	26.2.20
	議員提出 議案第2号	市長の専決処分事項を指定することについて	原案可決	26.3.7
	議員提出 議案第3号	無料低額診療事業を保険薬局も適用させることを求める意見書	原案可決	26.3.7

## 塩竈市議会 2 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第3号	国に対し、無料低額診療事業に保険薬局も適用させることを求める意見書に関する請願	25.12.3	民生	原案可決	26.3.7

議員提出議案第2号

市長の専決処分事項を指定することについて

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年3月7日

提出者 塩竈市議会議員

浅野	敏江	小野	幸男
嶺岸	淳一	田中	徳寿
志賀	勝利	香取	嗣雄
阿部	かほる	西村	勝男
菊地	進	志子田	吉晃
鎌田	礼二	伊藤	栄一

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

市長の専決処分事項を指定することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1. 平成25年度塩竈市一般会計補正予算
2. 平成25年度塩竈市交通事業特別会計補正予算
3. 平成25年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算
4. 平成25年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算
5. 平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算
6. 平成25年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算
7. 平成25年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算
8. 平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
9. 平成25年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算
10. 平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算
11. 塩竈市市税条例の一部を改正する条例
12. 塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例
13. 塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
14. 塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

議員提出議案第3号

無料低額診療事業を保険薬局も適用させることを求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年3月7日

提出者 塩竈市議会議員

浅野	敏江	小野	幸男
嶺岸	淳一	田中	徳寿
志賀	勝利	香取	嗣雄
阿部	かほる	西村	勝男
菊地	進	志子田	吉晃
鎌田	礼二	伊藤	栄一
高橋	卓也	小野	絹子
伊勢	由典	曾我	ミヨ

塩竈市議会議長 佐藤英治 殿

「別 紙」

無料低額診療事業を保険薬局も適用させることを求める意見書

無料低額診療事業は1951年（昭和26年）に制定された社会福祉法によって、経済的な理由により適切な治療等を受けられない方々に対して、安心して治療を受けていただくため、医療費の一部負担の全額または一部を免除する事業である。

現在、生活保護基準をわずかに上回る低所得者が増加している。このような中、最近、全国の病院・診療所で無料低額診療事業の認可を得て、医療費の全額または一部を免除し、安心して受診していただくことで、受診控えや治療中断する患者を少なくする取り組みが広がっている。

生活弱者や経済的に困難な方々が増えている現下の状況のもとで、病気の治療は医療と薬剤のセットで成り立つものであることを踏まえ無料低額診療事業を保険薬局にも適用されるよう速やかに改善措置を取るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 佐藤英治

関係機関あて

（内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣）

## 議 員 派 遣 の 件

平成26年3月7日

地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第161条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 東北市議会議長会 定期総会

- (1) 派遣目的 各種議案の審査等
- (2) 派遣場所 青森県弘前市
- (3) 派遣期間 平成26年4月17日～平成26年4月18日
- (4) 派遣議員 曾 我 ミ ヨ 副議長

平成26年1月臨時会

1月16日

開会

1月16日

閉会

# 塩竈市議会会議録



平成26年 1 月 16日（木曜日）

塩竈市議会 1 月臨時会会議録

（第 1 日目）

## 議事日程 第1号

平成26年1月16日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 議案第1号及び第2号
  - 第4 議員提出議案第1号
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

---

### 出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君

建設部次長 兼下水道課長	千葉 正 君	市民総務部 危機管理監 兼市民安全課長	赤間 忠 良 君
市民総務部 政策課長	阿部 徳 和 君	市民総務部 財政課長	荒井 敏 明 君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田 光 由 君	監査委員	高橋 洋 一 君
監査事務局長	佐藤 勝 美 君		

---

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	安藤 英 治 君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野 浩 志 君
議事調査係 専門主査	芥藤 隆 君	議事調査係主査	西村 光 彦 君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤英治君） 去る 1 月 9 日告示招集になりました平成26年第 1 回塩竈市議会臨時会を  
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、5 番志賀勝利君、6 番香取嗣雄君を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤英治君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。



日程第 3 議案第 1 号及び第 2 号

○議長（佐藤英治君） 日程第 3、議案第 1 号及び第 2 号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第 1 号及び第 2 号につきまして、  
提案理由のご説明を申し上げます。いずれも工事請負契約の締結についてでございます。

まず、議案第 1 号につきましては、港町地区、中の島地区、新富町地区など、本市の中央部の浸水対策のために新設をいたします中央第 2 貯留管の築造工事でありまして、管渠工、立坑工、特殊人孔工などの工事請負契約であります。去る 12 月 6 日に一般競争入札の公告を行いましたところ、6 つの特定建設工事共同企業体から参加の申し込みがあり、12 月 24 日に入札を執行した結果、奥村組・成和特定建設工事共同企業体が 20 億 3,904 万円で落札し、12 月 27 日に仮契約を締結したものでございます。

次に、議案第 2 号につきましては、中の島地区に新設をいたします中央放流渠の築造工事で

ありまして、管渠工、合流点調圧水槽、中央第1ポンプ場吐出槽の工事請負契約であります。去る12月6日に一般競争入札の公告を行いましたところ、1つの特定建設工事共同企業体から参加の申し込みがあり、12月24日に入札を執行した結果、五洋建設・東華建設特定建設工事共同企業体が10億440万円で落札し、12月27日に仮契約を締結したものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） それでは、私のほうから、議案第1号及び第2号の工事請負契約の締結の内容補足について、一括して説明したいと思います。

まず、議案第1号、25-復・交 中央第2貯留管築造工事の概要についてご説明いたします。

まず、資料No.2の1ページをお開き願います。図面中央部に中央第2貯留管と表示しておりますが、この矢印の範囲が工事施工箇所となります。また、後ほど説明いたしますけれども、中央放流渠、そちらのほうの工事施工箇所も同時に矢印で表示しております。

中央第2貯留管、大体、貯留量が約9,300トンになりますけれども、貯留管の大きさは、直径3メートルの管渠になります。中の島公園内の中央第2ポンプ場から国道45号の下を通過してNTT東日本塩釜ビル前の公園の下までの延長約1.3キロメートルの区間にトンネルをつくる工法の一つであるシールド工法という工法によって埋設するものであります。

この貯留管は、東日本大震災により地盤沈下が著しい港町、中の島、尾島町、新富町地区などの浸水被害解消を図るため、復興交付金事業を活用して整備するものでございます。

さきの12月議会におきまして工事請負契約の締結についてご承認いただきました中央第2ポンプ場も完成いたしますと、中央排水区域、約191ヘクタールございますけれども、中央排水区域は平成23年9月の台風15号の際の最大時間雨量44.5ミリまでの雨水安全度が向上することになります。

続きまして、2ページをお開き願います。この図面は、中の島公園内の施工範囲を赤で着色しております。工事概要につきましては、図面右下に示しておりますように、先ほど申しました直径3メートルの管渠工、それからトンネルの掘削を始める場所の立坑工、立坑とも言いませうけれども、立坑の場所、それから仮設工、それから特殊人孔工となっております。図面の右

下が中央第2ポンプ場でございます。その西側、左側に発進立坑と図示しておりますけれども、ここから先ほど申しました錦町の公園まで一気に地中を掘り進めながらトンネル工事を進めてまいります。

3ページをお開き願います。この図面の左端のところ、着色部分が終点の公園となっております。国道部はほぼ仙台方面の上り線の車線の地下に埋設を予定しております。管までの深さ、道路面からの深さは平均で約7.6メートルという深さに埋設することになります。

貯留管の工事完了後は、既設の管渠、既設の管渠と申しますと、現在国道の下に雨水の管渠がありますけれども、その既設の管渠から雨水をこの貯留管、今回入れる3メートルの貯留管へまた落とし込むため、流入させるため、分水、水を分ける、そのための人孔を5カ所設置することとしております。

その標準的な断面を図面右下に示しております。黒い部分の円形で書いていますけれども、ここが既存の、今現在、国道の下に埋設してある管渠でございます。雨水がふえる、流入量の増大とともに、今回つくる、右下にあります3メートルの赤で書いた管ですけれども、この貯留管へ雨水を流入させる、落とし込むという設計になっております。

4ページをお開き願います。今ご説明いたしました既設の、在来の管渠から雨水をこの貯留管へ流入させるための分ける水の箇所ですけれども、分水人孔と言いますけれども、その5カ所の位置を赤い丸印で着色しております。この赤い丸印のところから、今回入れる3メートルの、深さ7メートルのところですが、その3メートルの管渠、貯留管に雨水を入れるということになります。

5ページをお開き願います。5ページの上のほうの図面は、先ほど申しましたけれども、トンネル工法ですけれども、シールド工法の発進立坑仮設の標準的な平面図です。発進立坑と申しますのは、ここに縦の穴を掘って、ここにトンネルの掘り込む機械を設置して、そこから地下で掘り進むという起点になる場所になります。また、下の図面は、今説明しましたけれども、その形、断面を模式化しておりますけれども、図面の左端が先端部、トンネル掘削する先端部になりますけれども、そこにシールド機械というものを設置して、その右側にはそのシールド機械から掘り出された土砂を搬出するためのいろいろな資機材を並べております配置状況を示しております。この立坑から掘り進んだときの土砂を今度上げて、ここから搬出するというシステムになります。

トンネル掘削にあわせて、円弧状に、今回は5分割に分けていますけれども、円弧状に

5分割したコンクリートブロックパネルを組み立てながらトンネル本体をつくって工事を進めてまいります。

次に、6ページは、今回の契約台帳ですけれども、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、議案第2号、25-復・交 中央放流渠築造工事の概要についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。図面中央部に中央放流渠と表示しておりますが、赤で着色した箇所が施工の区域となっております。中央放流渠は、現在あります中央ポンプ場からの排水を、この図面の右側の県道中の島橋の東側の放流口の潮位、潮の高さに関係なく円滑に今回の水を排水させるため、復興交付金事業を活用して整備するものであります。総延長が約516メートルとなっております。

工事の概要につきましては、図面の右下に示しておりますように、コンクリートボックスの管渠工、それから第2ポンプ場からの合流点になりますけれども、合流点調圧槽、それから既設の中央ポンプ場からの吐出槽、大きく3つに分けて工事を進めてまいります。

図面中央部のちょっと右下、断面図、ボックスカルバートの断面図、横断図を示しております。幅が4.5メートル、高さが1.4メートル、横広になりますけれども、このボックスカルバートを図面左側の現在ある中央ポンプ場の吐出槽から中央第2ポンプ場、新しくこれからつくる中央第2ポンプ場からの排水と合流する合流点調圧槽まで設置します。そこから貞山堀の放流口まで、今回、今度は幅が4メートル、高さが2.3メートル、先ほどの断面よりも大きくして、合流になりますので、断面を大きくして設置することとしております。

このボックスカルバートの埋設する土かぶり、土の厚さは約1メートル、標準的に約1メートル土をかぶせることとなります。

8ページにつきましては、契約台帳ですので、後ほどごらんいただければと思います。

なお、このいずれの工事も本市の浸水対策につきまして重要な社会基盤整備であると認識しております。工程管理に努めながら、安全かつ円滑にどちらの工事も平成28年3月の完成を目指して取り組んでまいりたいと思います。説明は以上でございます。

ご審議よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） ありがとうございます。

これより議案第1号及び第2号の質疑に入ります。鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） では、質問させていただきます。

今回の貯留管、貯留管と言うぐらいですから、ある程度水をためるような形になっていて、先ほどの話ですと9,300トン、9,300立米ということになるわけですが、とりわけ今回の工事については、市民が関心あることかなというふうに思うんですが、とりわけ新富町の方々はたびたび豪雨のたびに浸水をしておりますので、本当に関心のある工事なのかなというふうに思います。

その点からちょっとお聞きをしたいんですが、貯留管というぐらいで、9,300トン貯留できるということですが、これは通常は空の状態になっていて、もともとの上の導管、ここからあふれた分を入れるということなので、いわゆる通常、今目標としている時間当たり50ミリ、時間当たりの降雨量ですね、これは例えばこのエリアで何分ぐらい貯留できるボリュームになるのか。もちろん、ある程度入った段階でかき出すわけですがけれども、どのぐらいのボリュームというか、時間的な要素、このエリアに降る雨が50ミリであった場合、この9,300トンというのは何分ぐらいもつ量なのか、そこをちょっと概略わかれば、わからなければ次に移りますが、よろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 9,300トンの貯留管が50ミリの降雨に対してどの程度の時間に対応できるかというお話だったかと思います。

9,300トンの貯留管につきましては、50ミリの将来計画に基づいた計画の一部として今回施工いたします。さきに12月の議会のほうでお認めをいただきました中央第2ポンプ場のほうのポンプ能力、これにつきましては全体計画でいきますと、毎秒4トンの能力がありますと50ミリの降雨時に対応できるという状況でございますが、今回は復興交付金事業でございますので、津波浸水地区の浸水解消ということでございまして、44.5ミリの降雨強度に対応するというようなことでの計画にさせていただいております。したがって、今回の中央第2ポンプ場のポンプ能力につきましては、毎秒2.7トンというご説明を12月にさせていただいております。

今度、時間でございますが、入ってくる部分と、ためます、それを吐き出しますという、そういうシミュレーションをした中でこういった組み合わせが50ミリの降雨強度に対応できるという、そういう設定にさせていただいております。時間的なものというのは、今ちょっと手元に資料ございませんが、入ってくるものと、出るものと、ためるもののバランスということで十分検証はさせていただいております。



ちなみに、塩竈ですと、昭和61年の「8. 5」、これは非常に降雨量も多く、降雨時間も長かったということで被害がかなり発生してございます。この降雨時間と降雨量、この際のシミュレーションもあわせて一緒にさせていただいております。これによりますと、今回の44.5ミリに対応できるポンプ能力、貯留管、これの整備が完了しますと、「8. 5」の降雨量に対しても十分安全が確認されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） ちょっと、やっぱり一回ためてから出すんじゃなくて、入ってきた分からはぼんぼん行くし、本来のあれは実際流してみないとわからないところが大きいのかなというふうに思いますが。

先ほどの時間当たりの44.5ミリという話が出ましたが、ちょっと私の聞き違いだと……。なぜ最初から50ミリのあれでつくってしまわないのかなという、何かその44.5ミリがいわゆる台風15号、そのときが44.5ミリだと、ですから、それに合わせているんだ的な話で僕はちょっととってしまったんですが、なぜ50ミリに最初から持っていかないのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 今回は復興交付金事業での整備ということでございます。復興交付金事業につきましては、津波浸水をしたエリアの浸水対策ということで認められてございます。津波浸水対策のエリアと、その後発生いたしました、9月に発生しました台風15号、これの浸水区域がほぼ重複してございました。したがって、復興庁に対しましては、この津波浸水エリアの浸水を解消するためには、同様の浸水被害が発生しました台風15号の降雨強度に対するポンプ施設、こういったものを整備する必要があるというようなこととお話をさせていただきまして、そういった内容であれば復興交付金事業で採択をとというようなこととお認めをいただいているということで、今の復興交付金事業の中で44.5ミリの降雨強度に対応できる施設というようなことでの整備を推進しているということでございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） そうすると、復興交付金の絡みで44.5ミリ時間当たりということになっているということなんですね。そうすると、いわゆる5ミリ、あとプラスすれば50ミリにな

るわけですが、何か歯がゆいところですね。本来だと最初から50ミリでやればね。でも、ある程度余裕を持っているのでしょから、50ミリは対応できるというふうな考えでいいのかなというふうに思います。

中身にちょっと入らせていただくんですが、5カ所で水を従来の排水管からこの貯留管に移すわけですが、オーバーフローして入るといような形なのかもしれませんが、この入り口、オーバーフローする5カ所のポイント、落ちる量、それから既設の今までの水を集約する配管、この観点で、例えば30ミリしか対応できないとかというのであれば意味がない話で、これは十分に余裕を持った設計といいますか、状態になっているのでしょうか。前段階でやっぱり絞られているのであれば、能力が幾ら44.5ミリに対応できるというポンプやら貯留管であっても意味がないことなので、そこは問題ないでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） これは流入する箇所の分水につきましては、当然、余裕を持った対応ということとさせていただきますというところがございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。じゃあ、十分その辺は、44.5ミリまでは十分に大丈夫だということになるかと思います。

もう一つ、最後に質問させていただきたいのは、7ページになりますが、合流点ですね、いわゆる第1ポンプ場と今回つくられる貯留管との第2ポンプ場、これの合流点になるわけですが、形的にここは直角にぼんと入ってしまうわけですが、普通、流れるものであれば直角にぶつけるということは乱流域ができて流れも制約されるというふうに私は思うんですが、いわゆるY字タイプですると合流していくとか、そういう形にとかはならなかったのか。そういうことは考えていないのか。それから、この合流点については、十分これは問題ない形といいますか、設計なのか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。直角で合わせるのであれば、もうちょっと見た目上、もっと大きな四角になるのかな、升になるのかなと私は思うんですが、そういう技術的な問題は、この辺はございませんか。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 合流点の箇所でございますが、これにつきましては十分水利計算をしまして検証させていただいております。また、今、これはちょっと平面図しかお示しをさせていただいていないので、恐縮なんですけど、地表部分に約3.5メートルほど

の高さまでの水槽ができます。下は当然流入してくる部分の管底の高さということになりますが、ですから、合流しても、水位が上がっても、十分水槽の中で対応できるという、そういう水利計算をした中で設定をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） じゃあ、十分問題ない設計であるということですね。

あとは、最後に、今回の工事予定、いわゆる大雨が降るのはやっぱり大体夏場に限られてくるのかなと思いますが、いわゆる何年の夏までは大丈夫なのか、そこをお聞きして、私の質問を終わりとします。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 今、先ほど部長のほうからご説明させていただきましたが、工事の完了時期といたしましては平成28年3月、27年度末というようなことを目標に進めるということにしております。これは復興交付金事業でございますので、27年度という、そういう大きな目標設定をされているところでございますので、我々もそれに努力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） 今回の議案ですが、長年、本当に大雨のたびに床上また床下浸水で悩まされていた中の島地区、港地区、そして新富町、尾島、花立町地区の方々の安心と安全がようやくこれで図られることになるのかなと思いますので、今回の事業に大きく期待いたすものでございます。

そこでお聞きいたしたいのですが、議案第1号、第2貯留管築造工事についてですけれども、45号線を縦断する大がかりな工事になります。先ほどの説明の中に、地上から7メートル下をシールド工法というか、トンネルを、穴をあけて工事にかかるというのですが、ここは国道45号線ということで交通量も大変多いですし、第三小学校、また第三中学校と通学路でもありますので、その点の安全対策というものは十分とられていると思いますが、その点について1点と。

また、6月から9月に対する梅雨危機、また台風等の大雨、最近ではゲリラ豪雨等ございますので、こういったときの約2年間に関する工事の最中のこういった雨に対する対策とか、そういったものはどのようにお考えなのか。まず、1点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 工事に伴うさまざまな安全対策についてのご質問だと思います。

今回、この貯留管工事で地下を掘削していくわけですが、3メートルという太さです。現在も1.数メートルのところに既存の管も入っています。国道ですので、幹線道路ですので、通常、いわゆる通行に支障のないようにということで、国道管理者のほうへは当然協議いたしますけれども、周辺、学校関係、それから商業関係もございます。さまざまな沿道利用もございますので、この点に関しましては、施工業者さんのほうと十分施工計画をつくるときに安全計画も全部つくりまして対応していきたいと思います。

それから、安全面でなんですけれども、やはり地下工事ですので、ある程度は我々も調査していますけれども、道路周辺に及ぼす影響もあるかと思いますが、地下工事ですので。それらに関しても全部事前にチェックいたしまして、もちろん工事説明会もいたします。その関係もありまして、実際入る段階前には、全部、地元町内会と意思疎通を図りながら進めていきたいと思います。それで具体のいろいろな要望も出ると思いますので、そこも全部考慮しながら進めていきたいと思います。

2つ目の施工中の雨対策につきましては、これは今回の工事に限らず、施工中災害が起きないように、ただ、今も説明ありましたけれども、設計雨量、いろいろ設計するに当たっているその辺決めてやっていますけれども、でき上ったの話です、先ほどの44.5ミリ。できるまでの間につきましては、いわゆる周辺に影響がないように、極力いわゆる災害対策をとりながら工事は進めてまいります。それらにつきましても、大雨降ったらどうするんだとか、一部、片側交互通行も生じるかもしれません。そういった話し合いにつきましても、地元と調整を図りながら進めていきたいと思います。今の水の流れをこっちから、右から左に変えるということも生じるかもしれません、工事中。そういった個々の詳細ないろいろなご要望に関しても、要は周辺の方々に影響ないように進めていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

ぜひ、そういった安全対策、地元の方々ともご意見を聞いて進めていただきたいと思います。

もう一点ですが、また45号線の部分なんです、花立地域の住民の方々のお声なんですけれども、現在も国道45号線の表面の道路の部分なんです、どうやら錦町側のほうから花立町側

のほうにやや傾斜きみであると。大雨が降るとどうしても道路上に降った雨が花立町の商店街の方のほうに多く流入しているという部分の懸念があります。この部分が今回の工事にあわせて解消になるのかどうかという点と。

もう一点は、この間の地震でもそうなんです、かなり雨水管の部分が、古い雨水管であつて、その部分の破損やら、今の現在の貯留管に対するつながっている部分というのですか、そういったふぐあいが生じていると。そして、逆流してきている部分があるというので、前回、秋の台風の時も、床上の畳の上だけでなく、押し入れの中まで水が入ったというお声もありましたので、今回、大変期待される中、貯留管のみならず、そういったこれまでのふぐあいの点なんかがこの際一緒に整備されるのかどうか。そういったご懸念の声もありますので、それに対する対応はどのようになされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） ただいま2点ほどご質問いただきました。

錦町側のほうから花立側の商店街のほうへ表面の雨水が流れてくるというお話かと思えます。これにつきましては、当然、我々表面流れたものは雨水管、さらには貯留管のほうへ円滑に流入できるような、そういうような対応をしていきたいと思えます。具体的なところにつきましては、後ほど、いろいろ情報をいただきながら現地を確認した上でというようなことで考えていきたいと思えます。

同様に、既設の雨水管の破損でふぐあいが発生しているというようなお話でございますが、我々、震災直後、被災状況については一定程度確認はさせていただいているつもりでございます。ただ、目が届かないところがもしかしてあるかもしれませんので、それもまた情報をいただきながら現地のほうを確認させていただいて、今回の工事の一環として排水環境は向上させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 浅野敏江君。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

次に、議案第2号の部分なんです、中央放流渠築造工事の部分ですけれども、今回、ボックスカルバートで第2ポンプ場のほうに流出するというような説明を伺いまして、その後、今現在ある水路のほうは埋め立てなさるのでしょうか。

一つは、水路に面している部分というか、中の島公園の部分におきましても、やっぱり今回の震災で大分地盤も下がってしまっていて、地盤の脆弱さというのは大変懸念されるんですが、

その辺の地質調査等は十分にされると思いますけれども、隣接している住家または工場、また一般の住宅もございますので、その辺の配慮等を伺いたいと思いますので。

また、においと、今現在、水路のほうにポンプ場から排出されている、特に夏場の季節など、風向きでかなりのにおいが周辺住民の方たちにも声が出ておりますので、その辺は今後解決されるのかどうか。その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） まず、既存の水路をどうするかというお話でございます。これにつきましては、この水路も含めますと中の島公園につきましては、県の港湾施設の一部ということで、実質的には宮城県仙台塩釜港湾事務所さんのほうで管理されているということでございます。この放流渠埋設後の水路の取り扱いにつきましては、県のほうと協議をいたしまして、県のほうからも埋めてほしいというような話がございますので、そういう方向で調整をしているということでございます。

それから、既存の公園内の地盤の脆弱さというようなことでお話をいただきました。今回、設計をまとめるに当たりまして、この公園内でポンプ場の箇所も含めまして約二十数カ所ほどのボーリング調査を実施してございます。その中で土質調査等も行ってございますので、工事を進めるに当たりましては、そういったデータを適切に判断をしながら、周辺への影響が発生しないような、そういう対策をとってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、においというようなことでお話をいただきました。多分、風向きでということかと思いますが、そういったものについても現地のほうを確認しながら、そういったにおいの根源となるものが確認できれば、そういったものへの対応もしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） ちょっと私のほうからも何点か確認をさせていただきます。

先ほど国道45号線の貯留管について、9,000トンの水が入るというお話でしたけれども、44.5ミリ対応、ポンプは毎秒2.7トンの排出と、こういうふうな計画のようです。そこで、以前佐浦町あるいは南町のところで中央第1貯留管というものがつくられました。これでもかなり水害対策はある程度抑制できたのかなと思いますが、第1貯留管、当時のつくった関係、今回9,000トン、佐浦町、南町のトン数、まずそこからお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 中央第1貯留管の貯留量というお尋ねでございました。中央第1貯留管につきましては約5,600トンの貯留能力がございます。管渠の大きさにつきましては、今回の中央第2貯留管と同様の3,000ミリの口径でございます。延長的には約800メートルほどというふうに捉えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そうすると、5,600トンが中央第1貯留管で、今回国道45号線につくるのは9,000トン余りのための施設として完成するという話ですので、9,300トン、こういう話のようです。当然、あの辺は水害対策たびたびありましたけれども、こういった水を、中央第2ポンプ場での排出は、例えば中の島にある今の既存のポンプでの排出もあります。それから、今回12月議会で契約案件として議決した新たにつくられる中央第2ポンプ場、そうすると第1貯留管、それから今後予定されている第2貯留管の両方の水を合わせて排出をしていくという流れになってくるのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 中央排水区191ヘクタールの最終的な排水の考え方でございますが、これは上流部分で今回の貯留管等にためまして、最終的には既存の中央ポンプ場と中央第2ポンプ場、あわせて排水をするという考え方でございます。ただ、既存の中央ポンプ場につきましては、初期降雨、一定の降雨のところまではそちらのほうで対応しますが、それを超えたものにつきましては先ほどの第2貯留管のほうへ水が入ってまいりますので、貯留管の水位が一定になりましたら第2ポンプ場のポンプが稼働するというような考え方で対応しております。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 大体そういう内容で、わかりました。

もう一つ、中の島の水路の関係は、これは12月議会で債務負担行為として設定されていたと思います。増額として10億3,800万円、債務負担行為ですね。それでよろしいのかどうか。債務負担行為設定を受けて今回の交付金事業として予算措置をしたのかどうか、その辺の確認だけさせてもらいます。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） そのとおりでございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） いったみれば、昨年の12月議会の中央第2ポンプ場やあるいは債務負担行為そのものの増額が周辺の水害対策の大きな一助になるというのは確認をさせていただきます。

そこで、もう一つ、入札のほうでちょっと何点か確認をさせていただきたいと思います。

今回、入札の台帳、その6ページのところをごらんになっていただくと、予定価格、指名・入札、契約ということで23億3,720万円、こういうものが予定価格として示されております。もう一つ隣のほうの1から6までのそれぞれの建設業の方々の特定建設工事共同企業体がございます。そうしますと、もう一つ、2回目の入札の関係の欄に3・4・5・6、失格と、こういうふうになっておりますが、これは何を指しての失格なのか、まず最初お尋ねします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 今、伊勢議員のほうからご質問あったように、概要の欄につきまして、入札参加業者名をここに記載してございます。今回は6社のJVが入札に参加してございまして、この工事に当たりましては最低制限価格を設定してございます。そのため、4社はその最低制限価格を下回ったために失格という内容に記載させております。そして、2社が最低価格を上回ったために、そのうち、低い価格を入札いたしました奥村組・成和特定建設工事共同企業体が落札したものでございますので、よろしくご理解いただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そこで、工事契約台帳をこういった形で議会の側に公表させていただいているので、少し入札の進め方について改めてお尋ねをします。

先ほど、提案理由にもございましたが、11月末に公示を行った。そうしますと、そういった公示を行うためのいろいろな設計を組まれると思うんですね。予定価格なのか、設計予定価格なのか、そういうものはどのぐらいの期間でやられているのか、その辺、まず最初確認させてもらいます。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） まず、一般的な工事の進め方という形になろうかと思いますが、もちろん一番最初は予算づけ。それから、それに伴いましていわゆる積算という業務が発生してまいります。この積算がいわゆる直接職員が行う場合、あるいは工事の規模が、



あるいは難度が高い場合は委託という形で設計業務を行うという内容になります。一般的に工事が大きくなればなるほどその設計をする期間というものが必要となってまいりますので、半年、もしくはこういった20億を超えるようなそういった事業になってまいりますとかなりの期間を要するという内容になります。おおむね6カ月以上は要しているんじゃないかというふうに考えられます。

その後、その積算額が固まりまして、いよいよ起工区と、つまり工事のほうの着手する準備に入るといった内容になります。そうしますと、その積算額の内容を本市のほうで全部チェックいたした上で、それから工事の起工という形の手続に入ります。その起工を受けましてから、財政課のほうにその契約事務というものが行われるという内容になります。

今回の場合、特に10億あるいは20億という非常に大きな工事になりますので、今回はこの工事台帳の右上にもありますように、その契約の方法は一般競争入札と、さらにはいわゆる特定建設工事共同企業体、いわゆるJVという形でその業務の遂行をみようという契約にしてございまして、一般的に、一般競争入札に付して契約、そして契約が成立して着工と、通常は落札するまでの期間というのは大体35日間から40日間ぐらいの日数を要します。

ただ、今回、復興事業という、かなり急いでとにかく迅速に工事を進めなければいけないということで、できるだけその辺の時間を事務的な中身で短縮のほうをさせていただいて、ようやくこの契約にこぎついたというふうな経緯のものであります。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 積算が基本になっていくということですね。それでかなりの日数を要するんだなというのは改めて確認させていただきました。

最低制限価格というものが設定されておまして、これはこの表には、工事契約台帳には付されておりません。最低制限価格というのは、こちらの予定価格の大体おおむねどのぐらいの基準、目安で最低制限価格を設けるのか、その辺を最初確認させていただきます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今回の工事の最低制限価格につきましては私が作成をいたしましたので、私のほうからお答えさせていただきますが、基本的に最低制限価格については、地方自治法施行令第167条の10で、このような形で最低制限価格を設定するというようなことが規定をされております。

趣旨であります、疎漏工事の防止であります。それから、公共事業が適正な施工が行われ

ることと、建設業の経営基盤の確保のために価格割れ受注の防止といったような観点から、最低制限価格を設定させていただきます。この最低制限価格については、公表いたしておりませんので、そういったことを精査しながら適宜作成をさせていただいているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） よく、最低制限価格、市長がみずから地方自治法の根拠法に基づいて作成をしたというお話、答弁でございましたが、予定価格というのは、私たち、入札の関係でいうと上限として捉えていいのか。あるいは先ほど市長の答弁にも工事の少し不十分な防止のための制限価格を設けるんだ、あるいは価格割れの防止を防ぐため云々という、こういうことですが、これは、最低制限価格そのものは、そういうことも含めてこれ以上下回ったのでは公共工事が十分施工できなくなるよと、こういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 趣旨について、今ご説明させていただいたかと思いますが、予定価格が最低制限価格とイコールということはまずはない。それはご理解いただけるかと思いますが、そういった中で、国のほうからは最低制限価格を調整する場合の上限額、下限額について、一定程度の基準が示されておりますので、その範囲の中で対応させていただいているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） わかりました。私も県のほうの、日本共産党の県議団のほうに聞きましたら、最低制限価格については公表していないと。ただ、県の場合には調査基準価格というものをして、例えば最低制限価格の関係でどうも必要がありそうだという場合にはそういう措置をとって、下回った場合の見積もりを防止するためのいろいろな手だては打っているようです。

そういうことで、そうしますと、こちらのほうの表の6ページのところの3・4・5・6は、つまりは最低制限価格を下回ってしまった企業さん、そういうことで入札の資格がなかったということ、応札ができないということでの表として見ておったほうがいいのかというふうに思いますので、流れはそういうことで確認をさせていただきたいと思います。

それから、大手企業の点数はどのぐらい点数を実績値求めているのか。地元企業の点数はどのぐらいなのか。そして、地元企業として市なり求めている評価点なりで、どのぐらいの企

業さんがあるのか。これがまず1点。

それから、入札の際に、応札の際に、5年間の実績というものを根拠にするのかどうか、その辺もちょっと確認。

2つ、2点確認させていただきます。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） まず、今回の一般競争入札の公告した中身という形になるかと思えます。今回の、今評価点というお話がございましたが、実は、これは建設業法に基づきますいわゆる国のほうの資格あるいは参加資格の審査に当たっての点数というものになります。いわゆる国のほうが受注する公共工事の業者さんの審査をするに当たって、これは経営審査、経営事項審査の総合評点という名称で数値化してその業者を評価するという内容になっています。この数値化というのは、中身は何かといいますと、例えば経営の状況でありますとか、あるいは技術的な能力、それから経営の規模というようなものを、これは国土交通省が評価するという点数になります。

本市の場合は、この点数に基づきまして、今回の工事の内容の資格を定めるという形をとっております。今回の、まずJV、いわゆるJVでございますので、いわゆる代表者となる大手の会社、それから代表者以外の構成員となる会社については、これは地元の二市三町まで拡大してその参加を求めているという内容になっています。その代表者のほうの総合評価の点数でございますけれども、これは県のほうのこれまでの受注実績というものを参考にいたしまして、かなり高い点数として1,200点以上という下限にしてございます。それから構成員となります二市三町のこちらにつきまして、これは本市のほうの入札参加資格の基準というものがございまして、いわゆるAランクとなる点数として700点以上ということで今回のほうは設定させていただいております。

今、お話ありました、例えば二市三町におけます700点以上のいわゆるAランクの業者の数というお尋ねでしたが、塩竈市内では6社、それから二市三町、塩竈市以外の一市三町でありますと11社、合計17社というのが今回の対象になってございました。

それから、過去の実績、5年間の実績とかというお話ですが、今回はあくまでも一般競争入札する資格というものとして、今お話ししました経営事項審査の総合評点の1,200点並びに構成員は700点以上と。できれば、その1,200点については宮城県内に営業所、支社、支店を有する業者、二市三町にあってはその本社あるいは本店が二市三町に所在するものというふう

な内容でやってございます。並びに、工事が非常に複雑で大きなものですので、今回の難易度としましては、特に建設業法の許可としては特定建設業の許可をもらっている業者というものを限定いたしまして、今回の一般競争入札の告示行為を行ったという経緯でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） わかりました。

かなり評価点、地元企業にとっても結構高いランクというふうに捉えていいのかなというふうに思います。いずれにしても、ぜひ今後も入札、あるいはいろいろな契約案件が出ますが、大手企業、大手のさまざまな技術力を駆使した工事ですので、それはそれでやっぱりこういった手法にならざるを得ないのかなと思います。改めて、地元企業にとっても、地元の建設業の仕事にも結びつくような入札、あるいは応札をぜひ手がけていただいて、今後、震災復興での関係でそういった案件が出るのかと思われまますので、ひとつその辺はよろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。（「はい」の声あり）

○議長（佐藤英治君） 通告ないので、終わってからしてください。

志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） 私のほうからもちょっと、入札のことでお聞きしたいと思います。

まず、今中央第2貯留管工事のほうなんですけど、先ほど市長のほうから市長が値段を、最低落札価格を決めて、公表はしていないというお話でしたが、この最低落札価格というものは、その都度、いろいろな工事によって、割合が多分違ってきているのかなとも思うんですが、その辺の割合を多分変える根拠となるものはどういうところを根拠として割合を変えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 一定額を超える工事の入札については、先ほど申し上げました地方自治法で最低制限価格を設定するというようになっておりますので、そういったことに従って作業をさせていただいております。最低制限価格を構成する要件でありますけど、例えば直接工事費の額に対して何割ぐらいか、あるいは共通仮設費の額に対して何割か、さらには現場管理費の額の何割、あるいは一般管理費等の額に対して何割ぐらいというような、そういったことから構成されますものを積み上げていっているというようなことでございます。

ただ、国からの指導として、上限、下限というものが設けられておりますが、それらについても公表いたしておりませんので、数値についてはご容赦をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） かつて、宮城県の場合は浅野知事の時代に70%を割るようなところまで行ったり、まして、かなり業者の方は苦しんでいたというような時代もあったわけですが、今回の場合は80%ちょっとというところで決まっているわけで、そういった意味では、そこそこ妥当なのかなとも思うんですが。ただ、失格になった業者の価格差を見ますと、入札価格が、落札が18億8,800万、その次に次点で失格になっていますが、2,300万、1%程度の違いなんですね。その20億のうちの1%程度の違いで工事の、例えば中身が雑になるのか、ならないのか、非常に微妙な点だと思います。

それと、6社のうち、4社が18億6,000万台から安いところでは18億2,000万台というところで応札しているということは、大体この辺の値段で十分業者の方々は仕事ができるからこういう値段を出してきているんだろうと私は思うんですが、こういったところがこういうふうに失格になっているというところで、最低落札価格というものの決め方そのものに、今までそうやって決めているから、これからもそうやっていくんだということだと思んですが、その辺の基準というか、基準は先ほど聞きましたけれども、ある程度のアンバいもあるんでしょうけれども、そういうところを何かもうちょっと安くできる、せっかく安い値段があるにもかかわらず、高値で入っているというようなところを見ますと、何かこうもう一つ工夫が必要なのじゃないのかなと感じるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど、地方自治法の施行令の167条の10という基準に基づいてやっておりますということをご説明させていただきました。入札調書の中には、最低制限価格が何十億何千何百何十万と入っておりますので、大変恐縮ではありますが、それを下回ったものについては現行の制度の中では失格という扱いをせざるを得ないということについては、ぜひご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） 最低落札価格で漏れたのというお話ですけども、これが公表されていないということは、市長以外だれも知らないんですか、それとも誰か市長以外の方がわか

っているのか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 最低制限価格につきましては、入札調書と一緒に入札前に調製いたしておりますので、記録としては残っております。ただ、それは先ほど来申し上げておりますとおり、最低制限価格については公表ということにはなっておりませんので、もし、入札に疑義がございましたら、公平な第三者の方がそういったもの確かめたいということであれば、我々はそういったことに応じることはできますが、繰り返し申し上げますが、入札前にあらかじめ書類にしたためまして、私が割印をさせていただき、封書に入れて入札当日にあけるという手続でやっております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） そのとき、じゃあ、その入札をしている、受付している担当の職員の方はその中身を見ているわけですね。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど申し上げましたとおり、封書に入れまして、私が割印を押して渡しておりますので、入札時にそれを開封するということになりますので、入札のときまでは職員もわかっていません。私だけがわかっている数字でございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） ちょっと私の質問が悪かったんですかね。入札後は、当然、入札を決めるときに開封するわけですから、その封筒の中身の数字は、入札後は職員の方が見ているわけですねということをお聞きしたかったわけです。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） そのとおりであります。

最低制限価格を超えているか、超えていないかということについては、その額を確認しないと入札立会人が判断できないので、この6ページのところをごらんいただきたいんですが、6ページのところに、指名・入札のところに、入札執行者、それから立会人ということで、名前を記述させていただいておりますが、その職員が確認を行った上で、入札の落札者と、それから大変恐縮ですが、失格者というような判断をさせていただいているところでございます。

○議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） わかりました。ありがとうございます。

それと同じ日に今度は中央放水渠の増築のほうの入札も行われたわけですが、同じような土木工事ではあるんですが、片方が6社応札していて、片方は1社しか応札していないということなんですが、この放水渠の工事というのは、何か特殊な技術が必要なために応札する会社が少なかったのか、どういう理由で応札する会社が少なかったのか、ちょっと私、同じ日に見積もりしているのになぜなのかなとちょっと疑問を感じたものですから、ちょっとその辺、説明していただければ幸いです。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段、今回の工事については10億以上、あるいはほかの物件については20億という非常に高額なものでありますので、基本的に地元の方々のご参画の機会ができればということで、形状、JVといたしますか、特定建設工事共同企業体方式でやるということで決めました。なおかつ、議員の皆様方からのなるべく競争性が働くような入札執行をやってもらいたいというようなご要望を数多くいただいておりますので、今回につきましても、先ほど総務部長からご説明させていただきましたが、この工事に入札参加資格を有する市内の業者数というのはたしか6社しかなかったわけであります。なおかつ、2件の工事を出しますので、競争性ということがやっぱりできるだけ担保されますようにということで、二市三町内、経営審査点数が700点以上を超える企業が十数者あるということでありましたので、そういったことも配慮しながら、できるだけ数多くの方々にご参加をいただきたいという思いでこのような入札の準備をいたしました。

ただ、今ご質問いただきましたように、なぜ、後段で申しあげました放流渠には1JVしか参加いただけなかったのかということについては、いろいろ企業の方々のそういった事情があるのかと思っております。もしかしたら、そんなに魅力がない工事だったのか、あるいは前段の工事についても、6社参加いただきましたが、どちらかといえば、前段の場合は推進工法といたしますか、そういったことでありますが、後段の工事については、施工方法としては一般的な建設工事でありますので、私どもも多くの方々にご参加いただけるのかなと思って募集をしたところでありますが、結果がこういうことだということでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 志賀勝利君。

○5番（志賀勝利君） わかりました。

もう一つ、最後に確認なんですが、今の中央の放水渠、これは一応図面を見ますとパイルを

打ってあるような図面が書いてあるんですが、これはパイルを打つという形で理解してよろしいわけですか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君） 7ページの図面を開いていただければと思いますが、7ページの下段のところに放流管渠断面図と記載させていただいています。大変恐縮であります。放流渠の部分だけ赤く塗ってありますが、その下に基礎のコンクリートを打ちまして、ここにPHC、プレキャストコンクリートの杭を2本打つことにいたしております。間隔は、幅は約3メートルであったかと思いますが、これについては岩盤に到着するまで打たさせていただき、くれぐれもこの管渠なんか地震なんかで下がったりとかということがないような形で施工させていただくということにさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 終わりですか。（「はい」の声あり）

小野絹子君。

○16番（小野絹子君） それでは、私のほうからも、今志賀議員からも質問ありましたけれども、競争性を一つは担保にするといいですか、契約案件が。問題は、議案第2号のほうの工事請負関係で、五洋建設と東華建設の特定建設工事共同企業体1社だけだったと。市長のほうから、残念ながら入札に参加する分が1社だけだったというお話があったわけですが、そこで重要なのが、さっと入札の日をちを決めているから、それ以上変更できないのかどうか、わからないけれども、その1社でも、それでやるという方向に決めたのはどなたでしょうか。それはどなたでしょうかといたらおかしいでしょうけれども、1社でも入札を行うというふうに、そのときにもう少し多くの企業体に参加できるようなという思いがあったでしょうけれども、それを現実的にどういうふうに考えられたのか。要するに、そういうことです。それについてちょっと。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど、財政課長から入札までの手続についてはお話しをさせていただきました。募集期間についても明確に何日までということに定めておまして、その期間内に申し込みがなければ応募いただいた業者の方々にやるというのが全ての入札の基本になっていると思います。事例として、1社しか応募がなかったという事例は結構ございます。これらについては、1社でも、公開入札という制度をとっている以上は1社でもそれが有効であるという判断が下されておりますので。我々、1社ですから期間を延ばすというのは、逆



にその方にとって不公平だということが発生しますので、基本的には、募集期間内に応募いただいた方々でやるということが今の原則となっております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） そういう点で、競争性、一般競争入札ということで競争性を発揮させるということであれば、事前にそれはつかめないというのはあったかもしれませんが、やっぱりそういう点で、10億というのはそれなりに大きな事業だと思いますので、その辺については、やっぱり1社だけだと競争性は発揮しませんよね。そのことを指摘しておきたいというふうに思うんです。

前の分野で、第1号の関係で、6社が応募されて入札に参加しているわけですが、先ほど、大手と、それから二市三町の地元関係、これが入れるようにということで、JVを組んだということのようでありましたが、今回落札した成和と言うのですか、奥村組と成和とのかかわりで、この成和というのはどこに本店があるんでしょうか。ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今回の構成員のほうの成和という会社は松島町のほうに所在する会社でございます。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） わかりました。

私たちがそういう意味では、こういう大きな事業そのものは、やはり地元のそれぞれの建設業関係あるいは工事できる事業者が参画できるような取り組みにすべきだということは、そういう趣旨は求めてきておりましたが、そういう点で、こういう、今回はJVで対応されたということは非常に重要なことではないかと思うわけなんです。そういう点で、先ほどJVを組んだ理由については説明ありましたので、そういう点で、今後まだまだやるところは出てくるとは思いますけれども、今後の入札にやっぱり生かしていく上でも、今回のやっぱりいろいろ議論になっていることはぜひ生かしていただきたいというふうに思います。

具体的に、国道45号線のかかわりのところで、要するに、今回の提案は1.3キロの部分で、国道45号線をNTT東日本のところから、今度つくる12月に議決された第2ポンプ場までの管渠を整備するということになるわけですね、そういう点では。その分が既に入っている

1,350ミリとか、あるいは1,800ミリの管が既に入っているわけですが、その下に入れるということで、これは非常に願われていたことですね。震災が、本当に大変な震災があったんだけど、その中で二度とそういうことがないような状態をつくるためにということで、こういった事業費がつけられて、復興交付金で、そして整備が進むということは非常にありがたいことだというふうに私も思いますし、地元の人たちにとっても本当に安心できる場所だろうというふうに思うわけです。

お聞きしたいのは、既設の管からあふれた分を第2貯留管に入れるんですよということですね。そして、今回ポンプの稼働は第1の分で中央ポンプ場の分を稼働して、そして今回入れる管はあふれた分が入ってきた管で水が来たときに第2ポンプ場が動くということですね。そういう意味で、先ほどから出ていました震災復興の関係で、対応の仕方が時間当たり44.5ミリ、そういう対応をするものなんだと。これは藤倉の場合もそうでした、藤倉ポンプ場の雨水ポンプ場の増設も。

そういう点では、今認められているのはそういうことなんだということですが、そういう意味で、今回、第2ポンプ場に接続する排水管、これを整備するんだということだというふうに思うわけですが、それとあわせて中央ポンプ場から流れ出る水を公園のほうに持っていくということを示されていて、それが10億円の経費だということを出されております。

そういう意味では、この工事の関係で、特に45号線の関係で、トンネル式ですとやっているとということですが、そのときに先ほど上物での、上の分での安全対策の分野がいろいろ論議されました。あわせて、そういった点で、工事をやる時にトンネルの中、地下ですので、24時間やっているのかどうなのか、時間帯の分はわかりませんが、どういう工法でやろうとしているのか。これからの話し合いということだと思いますが、いずれにしても工事を安全にやっていると、工事をやっている人たちがですよ。その辺についてどういうふうに考えているか、お聞きしたい。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 資料No.2の5ページのほうに今回のトンネル工法の中の一つでございますシールド工法一般図ということでお示しをさせていただいております。表題のところシールド工法の前段に、「泥土圧式」という表現を使わせていただいております。これはシールド工法のうちの一つの工法でございますが、先端が密閉式になっているような、そういう工法で施工いたします。ですから、実際のトンネル内部の作業員の方等に

ついでに安全は一定程度確保されるというような対応をさせていただいているというふうに考えてございます。

それからまた、今度は国道45号線の地下約7メートルから平均7メートル60ぐらいの深さでございまして、どうしてこの深さにしたかということなんでございまして、既設の埋設管渠との離隔を確保するというのが一つございまして。当然、それは既設管への影響を与えないということございまして、そういった観点から、このぐらいの深さへの埋設ということになってございまして。我々のほうとしましては、国道45号線の既存の土質の状況、これらを従前の地質調査のデータ等ございまして、それらを踏まえて安全なトンネル工事ができるような環境というようなことを設定して深さ等を決めさせていただいているということございまして。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） わかりました。

7メートル60ほど深く掘るということの中で、塩竈ではちょっと掘っても水が出るという状況があるという状況の中で、ボーリング調査とかそういうことの中では別段心配ないんですか。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） この7メートル60の深さの箇所でございますが、これは粘性土になってございます。塩竈の埋立地の場合には粘性土の上に盛り土層という埋め立ての部分がございます。この部分はがらとかそういうもので埋めてございまして、地下水の影響を受けます。ところが、その下の粘性土の部分というのはほとんど水を通さない土質になってございまして、この中であればそういった水の影響はまずは考えなくていいという、そういう対象の深さの箇所でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子君。

○16番（小野絹子君） わかりました。

そういう意味では、大工事ですので、再来年の3月までの完成ということですから、本当に塩竈市にとっては願ってもない工事ですし、それに地域住民の方々も本当に安心していただけるような状況をつくる上で、一定の期間がかかりますので、その間、やはり心配されていますように、問題、安全性、そういうことを十分考慮してやられることを願って、質問を終わります。

○議長（佐藤英治君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） ちょっと技術的なもの、ちょっとわからないので、教えていただきたいんですが。

例えば3ページで、中央1号幹線というのは、これは何年前につくられたというか、できたものなのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 中央第1幹線につきましては、1,800ミリのヒューム管でございます。これにつきましては、たしか昭和三十四、五年ぐらいに完成をしております。この管渠を入れる際には、現在の国道の下り車線側のほうに入ってございまして、深さ的には余り深くなかったんですが、非常に盛り土箇所での工事ということで水との闘いをしながら布設をされたというふうに聞いてございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地進君。

○10番（菊地 進君） やっぱり当たっていた。たしか今で言うと中の島入り口の交差点のところが、今千葉さん言ったとおり、物すごい水があふれ出て、そして泥水の中に当時潜水夫さんみたいなものをかぶってやっていたのが、私が小学校1年生くらいのときかなと思っています。そうすると、それからだと55年くらいたっているんで、この管の下に今回3メートルのものをつくるというんですが、この管自体、そして立坑を5カ所つくるというのですが、そういった感じで強度とかそういうもの、先ほど安全性はあるような話なんですけど、そういった55年も過ぎたものの下にやるということで大丈夫なのか、それが心配なので、その辺の安心をいただけるような説明をしていただくと、長い間、水害で苦しんできた方が今回のこの工事で本当に助かるなと思うんですけども、新たな事故なんかが起きた場合、それこそ取り返しのつかないことになるかと心配なので、その辺ちょっと説明してください。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 資料No.2の3ページの下側のほうの図面でございますが、これで、黒で着色をしておりますのが、先ほどの中央第1幹線の1,800ミリという形になります。この1,800ミリの管渠につきましては、震災以降、私どものほうでも内部のほうを調査してございます。その調査におきましては、若干の目地ずれとかそういったものはございましたが、本体そのものに対しての影響は確認はされてございません。したがって、今回の災害復旧の中でもこの1,800ミリの管渠については災害復旧工事は対象にならないとい

うふうな判断をしてございます。

ただ、ご指摘ありましたように、非常に経過年数が古うございますので、我々のほうも適宜点検をしながら異常のないような、安全な管理ができるようなものを目指していきたいというふうに考えてございます。

それから、この1,800ミリの管渠につきましては、下り車線、松島方面側のほうのラインに入っておりますが、今回施工いたします3,000ミリの貯留管につきましては、反対車線の上り車線側ということで、先ほどの分水をするためにもそういう位置関係になってございますので、将来的にも重なった形での管渠の構造ではなくて、離れているということでございますので、我々としては適切な管理ができるのではないかとというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 1号のほうは下りだと。そして、今度新たにするのが上りの道路の下につくるんだよというんだけど、そうすると立坑のほうはいわゆる上に上がる部分が民家に影響を与えるようなところになるのか。それとも、道路そのものに何らかのカバーされたものが出るのか。それがまずわからないのが1つ。

それからもう一点、1号幹線からあふれた水をとというと、先ほど言ったとおり、耐用年数が過ぎている1.8メートルのヒューム管みたいなものに穴をあけてやるものなのか、その辺が全然私わからないので、どういうふうな工法ですのか。そして、例えば今回つくる第2貯留管のほうに入れるのが、ちょうどこの升の管の真ん中に流れるように記してあるんですが、この位置で、水圧関係でこういうふうになっているのか、もっと上の部分に穴をあけたほうがスムーズにたまりやすいのではないかななどと、素人考えなんですけど、その辺ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 資料No.2の4ページのほうに、今回、分水をする際に新たに作ります分水人孔という箇所をお示しさせていただいております。この国道45号線のライン上に赤丸印で表示をさせていただいているところがその分水人孔の位置でございます。

まず、1点目のご質問でございましたが、分水人孔につきましては、既存の国道45号線の中での工事というようなことで考えてございます。ただ、隣接して民家がございまして、当

然、そういった民家への影響等を与えないような工法選定というようなことで今考えてございます。工事を施工するに当たりましては、事前に建物等の調査を影響範囲に考えられる部分についてはさせていただいて、工事終了後にも変位がないのかどうかというそういった確認をしながら施工する予定でございます。

それから、1号幹線から貯留管への接続の方法というお話だったかと思います。今、ここで見ていただくとおわかりのように、ほとんど交差点部分のところにそういう分水人孔が発生します。といいますのは、交差点のところにそれぞれの周辺からの既存管が入ってきていて、これが1,800ミリのほうに流れて集まるという構造になっています。1,800ミリの既存管のところに分水するために新たに人孔をつくらなければならないという形になります。当然、人孔をつくりましたら管渠のところを切断しまして、そこで水が貯留管のほうに流れるような形のそういう工夫といいますか、工事をして貯留管のほうに水を集めるという形にしてございます。

あとは、3ページのほうにお示しをさせていただいた貯留管への接続の位置関係でございますが、これは標準的なところということでお示しをさせていただいております。ただ、場所によりましては、先ほどお話ししました分水人孔の大きさが一定程度確保できないところもございまして、そういった箇所につきましては、直接貯留管への接続がこれですと横方向にストレートに行っていますが、そうではなくて、ある程度の高さから貯留管に向けて接続をするという箇所もございまして、これは実際、今計画上そういう形にしてございますが、現場施工に当たりましては、地下埋設物の状況を確認しながらですとか、そういったことの中で適切な構造物と接続の方法については詳細的に詰めた上で施工をしながら、安全確保を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 今説明いただいて、半分、心の中にはちょっと不安も残るんですが、先ほど皆さんが雨量のことを言っていました、時間雨量、44.5とか50ミリ対応どうですかとか。これをちょっと今までの1号幹線のほうで、物すごい計算でこういうふうなものを設計してきたと思うんですが、素人考えて言うと、例えば50ミリだ何だといったときのあふれる前に、外側のほうに流れないで、またたまるんじゃないかなというふうな、そういう心配をされましたので確認しました。

それから、分水、人孔のほうが交差点だけですよね、大体。そうすると、いわゆる工事関係

でいうと、かなりの45号線という主要幹線が制限されるのかなと思うので、交通事故等、そういう、それからいつでも交通情報でいうと45号線塩竈市役所前あたりが渋滞と、こうなっていますので、その辺の対策などを、いわゆる産業道路のほうに回ってもらうような方法とかそういったきめ細かなことを、ぜひとも、前、前、前と進んでやっていただければ住民も安心できるのかなと。そして、工事もスムーズに施工されていくのかなと思いますので、それはよろしく願いしておきたいと思います。

議案第2号について、ちょっとだけ。

長年このところの問題で、浸水されて、ちょっと雨降ったり何だりしても浸水があったこの地域の、ここからあふれ出た水が本当に中の島だ何だというところ、新富町に流れていたわけです。ようやく住民の要望がこういった形で事業が推進されるというのは本当に嬉しいことだと思っています。しかしながら、ボックスカルバート工法だよというのを聞いて、まず心配なのが、規定以上の二重、三重の安全策をとっているから大丈夫だというかどうか、わかりませんが、その辺の安全対策というのは大丈夫なのか。例えば中央第1ポンプ場のほうからあふれたものが、そこであふれたりするような構造なのか、絶対あふれない構造なのか。それが1点と。

それから、近隣にある公園の利用がどういうふうになるのか。私が見る目では、震災後からはその公園が全然整備されていないようにお見受けするので、この工事によっても、まだまだ、公園関係がどういうふうになっていくのかだけ、お知らせください。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） まず、ボックスカルバートの安全性といいますか、水があふれないかというお話でございますが、これにつきましてはあふれないような構造で施工するというところでございます。

それから、公園の利用というようなことで、中の島公園も震災で非常に大きな被害を受けてございますが、実は中央第2ポンプ場さらには今回お願いしています貯留管、放流渠、こういった工事が終わらないと公園のほうの災害復旧といいますか、表面の仕上げもできないということで、これにつきましては宮城県さんのほうと協議をしながら進めさせていただいてるところでございます。県のほうでは、工事が終わった後には復旧をというようなことでお考えのようにお聞きをしております。一方で、既存の施設がございまして、こういった施設が将来ともこれでいいのかというようなところもご心配されているようでございまして、

そういったものもいろいろ地元の今後の利用状況等を踏まえた上で整備のあり方を検討していきたいというように聞いてございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 確認、1点だけさせていただきます。

7ページの2号議案のほうのいわゆる合流点の調圧槽というところ、そこからいわゆる貞山運河のほうに流すと思うんです、最終的に。この仕組みというのはどういうふうなものなのか。ここが詰まってしまうと、もろもろ、せっかくいいボックスカルバートだ何だとやってきても、ここにつまずくと排水がつまる。どういった仕組みの排水方法なのか、お知らせしていただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） まず、合流点の調圧槽につきましては、中央第2ポンプ場からの流入の部分と、それから中央ポンプ場からの流入部分がございます。中央第2ポンプ場側の部分につきましては、ポンプでくみ上げたものがそのままこの調圧槽のほうに入ってくる。今度は、中央ポンプ場側のほうの箇所につきましては、既存のポンプをそのまま使うわけなんです、今あそこの水路になっているところにポンプ場からの吐出槽ということで新たに水槽をつくります。その水槽に中央ポンプ場でのポンプでくみ上げたものがそこに入りますので、そのくみ上げた水の高さとこちらの放流口側のほうの高さ、そこに水位差が出ます。ですから、圧力で、水圧で押されるようなそういうふうな構造になります。

ですから、今までは潮位の影響があつて、それに対して中央ポンプ場のポンプをかけますとそれがオープンでしたので、それがぶつかりあつてあふれるとかいう現象は過去にあったというふうに聞いております。ところが、完全に密閉式にしまして、水位差で水を流せるような、そういうような形にしますので、放流口の部分については円滑な排水ができるという、そういうふうな水利計算のもとにこういった構造物なり排水方法を選定してございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地 進君。

○10番（菊地 進君） 今、水位の差でというんですが、ある程度こちらの中央ポンプ場とか、今回あらたな貯留槽のほうからいろいろなものが流れて出てきて、強制的に出さないと、例えば高潮になったとき、どの部分が、これを見るとちょっと海面との差がわからないんですが、海面がどこなのか。それによって自然流下であればあつと流れるのか、例えば高潮みたいに



高くなっていて、それが自然流下でなく、たまったりしないのか。水圧でというけれども、その辺が本当に大丈夫なのか。新たな水害の問題が起きないのかどうか、それを心配するものですから、その辺の出口というか、出てきた水の受け皿の貞山運河が大丈夫なのかどうか。その辺の確認をちょっとさせてください。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 放流先の水位の関係についてちょっとご説明をしておりませんでした。申しわけございませんでした。

塩釜湾の朔望平均満潮位という水位の高さがございます。これが標高でいきますと0.86メートルというのが塩釜湾の朔望平均満潮位ということでございます。私ども、この朔望平均満潮位に対しまして、さらに余裕を50センチほど見た水位、ですから単純に足しますと標高の1.36メートルが放流口の高さの水位ですよという、そういう設定をしております。この1.36が、しからばどうかというところがございますが、これらについては鮎川港とかでの高潮時の潮位の変動ですとか、そういったものを参考にちょっと設定をさせていただいているんですが、その水位があってもポンプ場で最大限のポンプを稼働しても、水が、先ほどお話ししたように、円滑に貞山運河へ流出できると、そういう水位の設定にさせていただいているという状況でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊藤栄一君。

○13番（伊藤栄一君） 皆さん方、大分ご質問をされたので、私は1点だけ質問をしたいと思えます。

議案の第2号についてなんですが、4ページの図面をちょっと見ていただきたいんですが、先ほど、菊地議員が説明された1号幹線、2号幹線、これは昭和33年、34年、チリ地震の前に施工したと覚えがあるんですけども、この時点から五十四、五年たっております。この国道付近の方々は大体落ち着いているのではないかなと思うんですが、さらに深く7メートルのところに今度入ると。仙台の地下鉄なんかを創造すると、その辺から創造すると心配はないんじゃないかなと思います。

そこで、1号貯留管、佐浦町側、ここは十数年前に幹線が、貯留管ができたんですが、ここは前は水路があったわけですよ、佐浦町の仙石線の脇に。この水路が願成寺さんのところをかって、今の国道45号線、これをかって観月山へ流れておったと。今ここの図面でNo.2、分水人孔あるんですが、ここがちょうど暗渠が入っておるんですよ。ここの暗渠も4メートル

ルぐらいだとちょっと記憶しているんですが、その下に行くので、構造的には差し支えないと思うんですが、ここの暗渠、人孔をつくるのに、この辺の住宅がかなりありますので、一番は輪業店付近かな、この角、この辺の前を水路が昔流れておったわけですよ。国道が向かい側から、願成寺側からここへ暗渠が入っていたと。民家の前に建設作業員の方々が杉の入、1,800の工事をやる時、後から玄関がひび入ったとか戸が閉まらなくなったという経緯があった、私ら視察した経緯があったんですけれども。そういう点からいった場合、ここの人孔、No.2分水人孔がかなりちょっとその辺の構造物なんかで支障を来すんじゃないかなと。この辺の民家対策はどのようなになっているかだけ、ちょっとお伺いします。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） こういった人孔をつくる際の民家への対応ということでございますが、私ども構造物をつくる際に、民家への影響が考えられる際には、現在、事前の建物調査を実施してございます。その後の変動の状況を確認できるようなそういう対応をさせていただいておりますので、今回の工事の中でも、そういう影響が発生するというふうに事前に想定される箇所につきましては同様の建物調査を事前にさせていただくというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊藤栄一君。

○13番（伊藤栄一君） わかりました。

ここは特にちょっと水害でも、いつも水が、下回りが水位が高い地域だということでもいろいろ聞いておる地域でございますので、上のNTTあたりのところもため池があったり、この辺は水害地域であったので、当時、杉の入のときは市役所のほうで補償関係を払ったというふうにちょっと聞いていますが、工事に変更されるかどうか、わかりませんが、立孔のある場合の民地について十分調査していただきたいということで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 千葉下水道課長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） ただいまの建物調査の部分につきましては、今回の契約の中の資料に当初から入れてございますので、適宜、適切な時期に調査のほうを進めさせていただくということで考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） ほかに質疑ございますか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議案第1号及び第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号及び第2号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議案第1号及び第2号については原案のとおり可決されました。



日程第4 議員提出議案第1号

○議長（佐藤英治君） 日程第4、議員提出議案第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第1号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第1号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号「塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例」については、議会運営委員会の委員の定数を現在の5名から4名としようとするものであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤英治君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第1号についてはさよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第1号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

午後2時49分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年1月16日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会議員 志賀勝利

塩竈市議会議員 香取嗣雄



平成26年2月定例会      2月20日      開会  
   3月7日      閉会

塩竈市議会会議録

平成26年 2月20日（木曜日）

塩竈市議会 2月定例会会議録

（第1日目）

## 議事日程 第1号

平成26年2月20日（木曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 諮問第1号
  - 第 5 議案第3号ないし第19号、第38号
- 

## 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

---

## 出席議員（18名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

---

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君



建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
市立病院事務部長 兼医事課長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
教育委員会委員長	柴田仁市郎君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	選挙管理委員会 委員長	坂井盾二君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	公平委員会委員長 職務代理者	佐浦弘一君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

**事務局出席職員氏名**

事務局次長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
庶務係長	佐藤志津子君		

午後 1 時 開議

○議長（佐藤英治君） 去る 2 月 13 日告示招集になりました平成 26 年第 1 回塩竈市議会定例会を  
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、  
監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7 番阿部かほる君、8 番西村勝男君を指名いたします。



日程第 2 会期の決定

○議長（佐藤英治君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、16 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は 16 日間と決定いたしました。



日程第 3 諸般の報告

○議長（佐藤英治君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、専決第 1 号及び第  
2 号「いきいきシルバー号利用者負傷事故による損害賠償の額の決定について」、専決第 3 号  
「車両接触事故による損害賠償の額の決定について」、以上 3 件は地方自治法第 180 条第 2 項  
の規定により、それぞれ 2 月 13 日付で議長宛てに報告がなされたものであります。また、監査  
委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告 2 件、例月出納検査の結果報告 1 件並  
びに企業会計例月出納検査の結果報告 1 件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成 25 年第 4 回塩釜  
地区消防事務組合議会定例会の概要報告 1 件、塩釜地区環境組合議会議員より議長宛てに提出  
されました平成 25 年第 4 回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告 1 件、宮城県後期高齢者医

療広域連合議会議員より議長宛てに提出されました平成26年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。17番伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） それでは、今、議長から報告されました専決1号から2、3について何点か質疑をさせていただきます。

専決処分で既に議長宛てに専決処分書が提出されておりまして、今、1件目、専決第1号はいきいきシルバー号の利用者の負傷事故ということであります。事故の発生が5月20日で、被害を受けたといいますが、その損害を受けた方は第3腰椎圧迫骨折というんですか、要するに腰の骨のこの部分の骨折なんだろうと思うんですね。それで損害額は既に確定をしていましたので、今後に生かす教訓といいますが、その辺でちょっとお尋ねをしたいんですけれども。こういった大型バスを運行する際に、例えば必ずシートベルト着用というのは義務づけをして、例えば運転手の方にその乗った方々がシートベルトを着用してくださいというふうに、そういった運行マニュアルをちゃんと準備しているのかどうか、その辺についてお尋ねさせていただきます。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 今議員からお尋ねの件でございます。いきいきシルバー号の運行につきましては現在民間の事業者へ運転業務を委託しているところでございますが、当然運行マニュアルを整備しておりまして、この事故のときにも実は乗車人員というのは22名ほどおったわけですが、全て全員がシートベルトを着用していたと。当然安全運行のためということで走行中はシートベルトをするようにという事前のアナウンスをしてシートベルトを着用していただいていたという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 普通だとシートベルトを着用していればこういうふうな事故はある程度防げたのかなと思うんですが、全員着用したのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） これは当日この場所を利用いただきました団体の方にも確認をさせていただいて、全員がシートベルトを着用していたというお話でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そうすると、運転の仕方が悪いのか対処の仕方が悪いのかということに

なっちゃうんですね。実は資料のほうの1の2というところで見ますと、その1ページのところで目的地に向かう主要地方道古川登米線の大崎地内というんでしょうかね、田尻駅方向に向かう途中ぐらいで、「段差注意」という写真が載っておるわけなんですね。そういう点でいいますと、そこを注意して、少なくとも運転する方は、例えば私どもも市内でも結構地盤沈下して、中の島なんかは相当段差があったりして、そういうときはスピードを必ず落とすわけですよ。そういうことについてどうだったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 事故後、警察等も含めて立ち会いをしていただいております。その際には運転手のほうから制限速度内の安全運転走行に努めていたという発言をいただいているところでございます。ちなみにバスには22人の会員、乗客が乗っていたという説明をさせていただきましたが、けがをされた2人につきましてはこのマイクロバスの最後尾の席に座っていたということで、どうしても22人という大きな人数がある程度乗りますとやはり車が重みで沈むということですので、どうしても後部座席がこう何か段差があったときにその衝撃が大きくなる可能性があるというような状況ではなかったかというふうに感じております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 運転する運転手の方は聞くところによると民間のタクシー会社ということですから、運転歴はかなり長い経験を持っていらっしゃる方が運転をしているはずですよ。そうすると、普通の自動車でしたら段差があっても多少バウンドしてもまだベルトをしていればいいんでしょうけれども、こういう一定の22人乗りのバスですと、制限速度は守っているとはいうものの、スピードをその時点で直前で落とすとか、注意義務がやはり必要ではなかったのか。お二人もけがをして、そういうことで、しかも5月でせっかく楽しみにしていたその行事、目的地に行く途中での事故ですから、やはりこれは今後のいろいろな団体で、しかもそういった一定の人数を収容する際の運行の仕方についてももう少し注意を払っていく必要があるのではないかというのが1点。

それからもう一つは、運転手のみだったのかどうか。当日もう1人ぐらい例えば同乗者がいて団体の皆さんを案内するとか、いろいろ団体で乗っている方々を随行して、あるいは道路事情をよく見ていただいて、そういう形で運行を進めていったのかどうか、その辺はどうだったんでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 神谷部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、業務を委託している会社はタクシー会社ということで、旅客自動車運送事業の許可を受けているプロのドライバーの会社ということになっております。当然ふだんからそういう安全運行義務には注意を払っているところかとは思いますが、今回の事故を受けまして市のほうからも文書でもって安全対策の確保について指導をさせていただいておりますし、相手側からも事故対策ということでの努力する内容の文書を出していただいているところでございます。

それから運転のほうでございますが、基本的には運転は1名の方が行っていたという状況でございます。平成24年4月に関越自動車道で高速ツアーバスの事故があつてお亡くなりになる方が生じたということもございまして、国のほうではそのような高速バスあるいは貸切バスの運転手の配置基準というのを改正した経過がございます。その中では、例えばそれまでは運転時間が4時間を超えるような場合には交代の運転手が必要であるという規定だったものに加えまして、ワンマン運行、要するに1人の運転手で走行できるものについては昼間の場合ですと1運行500キロメートルまでですと、あるいは高速道路での実連続運転時間は2時間ですというような基準を新たに追加したようでございます。いきいきシルバー号につきましては基本的に運行範囲を市の取り扱いとしまして1日の走行距離200キロメートル以内、それから県内の日帰りということに限らせていただいております。基本的には国の基準を問題なくクリアしていると思っておりますし、あとこの事故当日の実走行距離としては166キロメートルであったという情報でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） わかりました。

ひとつお互いに市のほうでの文書指示というものも出しているようですし、相手方のほうでのその対応などもありますので、くれぐれも今後こういった団体の、どんな場合でもそうでしょうけれども、安全な運行を進めていただきたいと思います。

ちなみにお昼時間帯の直前ですけれども、この2人の方は近くの病院なんかへ搬送されていたとは思いますが、その辺の対処方はどうだったのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 実はこの事故の確認にちょっと時間を要したということがござ

います。この事故が起こったその場所ですぐ車を停車して、例えば警察官とかの立ち会いをやったということではなくて、負傷された方からこういうことでちょっと腰が痛いんだけどもというお話があったのが、塩竈に帰ってきて実は解散するころになってそのお話をいただいたということでございましたので、実は病院なんかにもその翌日にまた行かれるということもありまして若干そこで時間を要したという経過がございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） わかりました。帰ってきてから痛みが生じてきたといういきさつがあるようですね。

いずれにいたしましても、お二人の方には本当に事故に遭われてお見舞いを申し上げたいというふうに思いますし、ひとつ今後くれぐれもこういった大型バスの運行の際にはお願いをして、業者さんに、今回の件を含めて十分に安全なる運行をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと専決3号の関係でちょっと私もその12月1日でしょうか、体育館で行われた楽天イーグルスの行事がありまして、その際の一森山の鹽竈神社の第三駐車場のところでの損傷ということ。相手方は群馬県の高崎からわざわざお越しの方が、その車の前のほうの部分に損傷したというのが1の2の3ページのところで載っております。それで、これも大型車ですかね、たしか、搬送するから。それでよろしいんでしょうか。当日の確認。

○議長（佐藤英治君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） ただいま3号についてご質問をいただきました。お手元の資料の1の2をごらんいただきたいと思ひます。1の2の3ページでございます。下のほうに相手方車両が載っております。相手方の車両については普通乗用車ということでございますが、塩竈市、当方の車両については大型のマイクロバスということでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そうすると、私的に考えてみると、つまりAというのがマイクロバスですね、市のほうの。Aですね。それで、恐らく内輪差を考慮しないで運転したのではないかと思ひますが、その辺の経過やいきさつについてちょっと改めてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（佐藤英治君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） 内輪差の関係ということでご質問をいただきました。もちろん運転手は大型自動車の免許を所有しておりますので、内輪差を十分に考慮して運転して

いたということでございますが、結果としてこのような形で大変申しわけございませんが、相手方車両に接触したという経過でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 内輪差を考慮したとはいっても、その現場の図面なり、この見取図を見ますと、曲がる時に必ず内側に寄っていくわけですから、その辺は内輪差をよく考慮したとはいってもちょっと違うんじゃないかなと私的には思うんですね。そこでそういうことも含めて、これも団体の方といいますか、一定の人数を乗せて運行しているわけですから、しかも神社には一定の車も置かれていると、駐車場に。そうするともう1人ぐらいサポートする方、運転する方と周辺を見る方も含めてこういう事故が起きないように対処方が私は必要でなかったのかなと思うんですが、その辺の考慮は教育委員会として十分捉えてやっていたのか、それともたった1人の運転だったのか、その辺だけちょっと確認させていただきます。

○議長（佐藤英治君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） 当日の係員の配置の状況でございます。3ページに見取図がございます。鹽竈神社の第三駐車場でございますが、当日係員として3名現場に配置をいたしておりました。1名は前面道路、市道塩竈新駅上の原線というところがございますが、そこから神社駐車場への出入り口で安全誘導の担当ということが1名でございます。もう1名は、A・Bの車両が記載されているところに点線で四角に囲ってございます。ここは一般車両の駐車スペースでございますけれども、この駐車スペースに一般の車両を誘導するための係員を配置いたしております。もう1人でございますが、この駐車ブロックの上方、大変申しわけございません、表記はしてございませんが、上方にバスの乗りおりのための場所を設けておりました。そこでバスの乗りおりの介助を担当するというので、合計3名の係員を配置して安全を確認していたところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） 3人の方のそれぞれの役割はちょっと違っているんだろうと思うんですね。1つは案内、それから一般の神社の駐車場に入る案内、もう一つはそのバスの乗りおりの際の担当。やはりそういう点でバスがきちんと安全運行ができるように、運転は1人だったんでしょうね。そうするとそういった事故が起きないように配慮といいますか、バスにもう1人ぐらい便乗させて、やはり曲がる時にはきちんと注意を払うとか。相手方もわざわざ高崎からお越しくくださった方ですし、事故に遭ってしまって、せっかく神社に来ていろいろな不幸な

事態になってしまったと思うんですが。その辺の今後のいってみればそういった大型行事の際にバスの運行の際、やはり事故がないほうがいいわけですからね、双方とも。その辺の目配り、気配り、対応について、この事故を教訓として今後一定の行事、新年度もスポーツ行事がいろいろ予定されているようですし、その辺も含めて今後に生かすという点で部内、教育委員会として対処方を検討されていたのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） おっしゃるとおりでございます。教育委員会は結構大きいイベント、催し物がございますので、今後ご意見の趣旨を体しまして安全の確保にはなお努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） わかりました。物損事故で済んだということではその範囲にとどまったわけで、これが人身事故ですと重大事故になってしまいますので、ひとついろいろな企画、イベントで多忙かとは思いますが、くれぐれも安全運転運行に配慮されて対処方をよろしく願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） 12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） 私も専決1号、2号、3号について質問をさせていただきます。

まずは1号と2号ですが、先ほども質問されましたが、その中で、この看板が設置してあって速度40キロメートルというところなわけですが、どう見てもこれは余りにも警告の看板としては近過ぎるんじゃないかというふうに私は思うわけですね。そんな意味でもっと先に予告の看板も必要じゃなかったのかと。そういうことで、いわゆる過失割合10割になっていますけれども、やはり道路責任者にもこういった責任があるのではないかと思います。その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 立て看板の位置でございますが、立て看板は段差の箇所から約10メートル前に設置しておりました。また、事故の現場では本市以外の事故が発生していないこと、それから警察の取り扱いでは人身事故取り扱いではなく軽微な物損事故取り扱いとなっていることなどを勘案すると、注意喚起するためには十分な距離をとって設置されたものというふうに私どもは認識しているところでございます。



○議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） 10メートルが近いか遠いかという話になるわけですが、私の考えからいくと10メートルというのはあつという間かなというふうに思います。これは40キロメートルの速度制限ですよ。ですから、その中で気がついてブレーキを踏むまでの間を考えると、あつという間にこの10メートルは進んじゃうんじゃないかということに考えられますが。ちょっと計算を今しないとわかりませんが、人間が感知してブレーキを踏むまでの距離、時間、それでその空走距離というんですか、それが何メートルあるのかというのはちょっと今ここで計算できませんけれども、10メートルにはならないにしろ10メートルに近いんじゃないかなというふうにも思ったりもするんですね。そんな意味で実際これは看板を見つけてこの40キロメートル走行中、スピードを例えば20キロメートルとか10キロメートルに徐行できたのでしょうか。そこを確認されているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） この事故の現場では警察と道路管理者であります県、宮城県北部土木事務所、それから市、3者の代表者、運転手によりまして現場の実際の走行確認もさせていただいています。それで、その走行の際には制限速度であった40キロメートルでこの場所を走行したということで、その時点では乗車人員が20名という大きな人数ではなかったこともあるんですけども、それほど大きな衝撃を実は感じるような揺れはなかったという状況でございます。当然警察も立ち会っていただいた中でその場の走行をした中で、それほど大きな揺れもないということ、あるいはそれから手前に看板もあったということも踏まえれば、なかなかその道路管理者としての責任を問う、その原因をそこに特定するという事はかなり難しいなという話があったという状況だそうでございます。あと実際にそのときに、事故があったときに何キロメートルで走行していたかという確認はちょっと実はとれておりません。運転手としては安全走行に努めていたというお話というところになっております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。

ここは交差点で看板が交差点のこのつけ根ぐらいについているので、ここから10メートルということで、この信号のぐあいによるのかなと思いますよね。赤信号でとまってスタートするのであればさほどスピードは上がっていないにしろ、青信号でここを通過した場合はもしかすると40キロメートルそのまま行ったかもしれないと。そしてなおかつこの交差点の角につい

ているものですから、大きいといえども意外と見逃した可能性もないこともないわけですね。  
その看板の見逃しやら何やらというのは確認はされているのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） この資料の中で白黒写真になっておりますのでちょっとわかりづらいんですが、交差点とはいえ、実は県道は実際太い通りがありまして、脇のほうは側道で本当に細い道路になっております。ここは信号がない道路になります。それでこの道路はどちらかといいますと田んぼの中の一本道的なものになっておりますので、それでなおかつこの看板、これは白黒になっておりますが実はオレンジで、カラーで見るとかなり実は目立つ看板になっております。かなり離れた位置からでも目立つということもありますので、運転手の証言は得られておりませんが、当然そういうものがあれば気づいてある程度の徐行はされた可能性があるのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。

テスト走行をされたようですが、そうすると、先ほどショックはさほどなかったような話だったような気がするんです。乗っていた人たちが結構高齢者だったと、多分骨粗鬆症に近かったかもしれませんよね。そんな観点とマイナス面が重なったのかなとも思ったりもしますが、こういったことを今後の運行に生かしていただきたいなと思います。

そして最後に、警察に届けられたのか、それから保険はもちろん掛けているのかと思うんですが、その辺を、この専決1号・2号についてはそれをお聞きして次に移りたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 先ほど健康福祉部長もご答弁申し上げていましたように、警察のほうの立ち会いは求めています。それから保険の加入状況でございますが、今申し上げましたこのような状況を踏まえまして、本市が加入してございます保険会社の全国市有物件共済会のほうと協議を進めた結果、本市の過失割合を10割と認定いたしまして、全額を自賠責保険の補償対象としているような状況でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。

じゃあ専決第3号について今度はお聞きしたいと思います。

これは先ほど内輪差という話が出ましたが、確かに内輪差でぶつかったんだろうと。私も一

応は持っていますけれども、大型免許を取る人たちはやはりこれは一番注意しないといけないところであって、それも右回りで、右折をしながら内輪差で右の後ろにぶついているんですね。これは本当に初歩的なミスなのかなと私は思うんですが、先ほどの説明では内輪差を十分に考慮してというようなことを言っていました、全然考慮していないんでないかと私はこれを見て思うわけですが。これは左回りであればかなり難しい差は、私としては難しいなと思うんですが、右回りでの接触なんですね。本当に初歩的なミスだということに私は思うんですが、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。先ほどと同じでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） 内輪差の関係でご質問をいただきました。先ほどもご説明申し上げましたように運転手から聞き取りをいたしましたところ、内輪差を考慮して運転した結果としてぶつかってしまったということがございます。大変申しわけないというふうに思っています。ただ、当日の駐車場の混雑の状況でございますが、体育館で大きな行事をしているということもございまして、これまで6回の送迎を行って、7回目のその送りに向かうところで事故が発生してしまったということがございます。当日この駐車ブロックだけではなくて、周辺についてもイベントへ参加された市民の方々、あるいは12月1日は日曜日でございますので鹽竈神社に多くの方が参拝においでになったということで、駐車場もかなり満杯の状態であったということもございまして、そのようなこともございまして、大変申しわけございませんが、右側ではございますが、相手方車両に接触してしまったという結果でございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） そういう回答ではありますけれども、私から見てはかなりの不注意だなというふうに、全然注意していなかったといえますか、抜けていたのではないかなというふうに私はこれを見て思いました。そして当日の運行では7回だったと。多分忙しい中で短時間での7回で、そういう忙しさもあってこういうことになったのかなというふうに思うんですね。ですからそういった意味ではちょっと管理も、運転手さんの責任は重大かなと思うんですが、管理の責任もあるのかなというふうに私は思います。そういった点での反省点はございませんか。

○議長（佐藤英治君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） 先ほども伊勢議員のご質問にご答弁申し上げたとおりで

ございます。次回以降の再発防止に向けて取り組んでまいりたいということはもちろんのこと、今回の事故発生について担当部長として管理責任を感じているところでございます。大変申しわけございませんでした。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） 今後に生かしていただきたいなというふうに思います。

そして最後に、この車も高級車のようなのですが、バンパー程度の損傷ではあるものの、自車と  
いいますか市側のマイクロバスに損傷はなかったのかどうかをお聞きして質問を終わります。

○議長（佐藤英治君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） 当方のマイクロバスの損傷の程度でございます。結果として板金塗装、それから塗装修理等がございまして、合計の金額で6万323円の修理費を要しております。なお、この修理費につきましては先ほど市民総務部長からご答弁申し上げました  
全国市有物件災害共済会の共済金の中で支払われてございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 4番田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） 私のほうからも諸般の報告について質問させていただきます。

まず監査第40号、4ページ、ここに現金現在高調書というのがあります。私はずっと見てきたんですけれども、ちょっとわからないものですからお聞きしたいと思ひまして。12月末の塩  
竈市の歳計現金、歳入歳出外現金、基金とありまして小計がありまして合計が321億9,510万  
3,699円とあるものですけれども、これが一応現金と書いてあるものですから現金なのかどう  
かをお聞きしたいなと思ひまして質問させていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 監査の40号の4ページの資料でご説明いたします。一番右下になり  
ますけれども、合計欄で321億9,000万円ほどの現金があるという形になっております。歳計内  
現金につきましては51億円ほど、これは預金としてございます。あと歳計外現金も同じく1億  
8,000万円ほどありますけれども、これも預金としてございます。あと基金につきましては、  
269億円ほどの基金が現在ございますけれども、その中で162億7,000万円ほどは金融機関に預  
けてあると、預託されているという形になっております。あとそのほか104億7,000万円ほどは  
一般会計のほうで繰りかえ運用をしていると。あと残りの1億5,000万円につきましては市立  
病院のほうに貸し付けをしていると。それらの合計が12月末現在で321億9,000万円という数字

になっておるということです。以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） どうもありがとうございました。一応そういう形があるということがこの書類を見て初めてわかりました。今後ともよろしくお願いします。

次に、41号、病院事業会計月別資金収支状況の欄外の※の2番目なんですけれども、前期繰越金の1億919万1,490円には、一時借入金5億円が含まれているということが書いてあるんですけれども、この意味をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） ただいまの報告の41号の1ページ目の欄外の※ということになりますけれども、表でいきますと収入の部の上から5行目に前期繰越金1億919万1,000円という数字がございます。この数字は前年度の決算の中で現金がプラスになった部分ということになります。それで、1億900万円という数字は、決算直前に一時借入金を市中銀行から5億円ほどしております。その銀行からの借り入れを含めて1億900万円が残ったという数字になっております。それで、その意味を欄外の※の2つ目になりますけれども、前期繰越金1億900万円の中には決算時に5億円借りてこの数字が残っているんだという形を表現しておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中徳寿君。

○4番（田中徳寿君） わかりました。

でも、この表現だけだとちょっと理解に苦しむものですから、適宜もしかしたらこの次は変えて、理解しやすいような文章にさせていただくと助かります。以上で質問を終わります。

○議長（佐藤英治君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第4 諮問第1号

○議長（佐藤英治君） 日程第4、諮問第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました諮問第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これは、「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」でございます。

現委員中3名の委員が平成26年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を法務大臣に推薦しようとするものでございます。後任といたしまして、塩竈市宮町にお住まいの齋藤廣子氏、昭和19年1月15日生まれ、また、塩竈市清水沢四丁目にお住まいの土井りう子氏、昭和19年12月9日生まれ、さらに、塩竈市石堂にお住まいの関口ひで子氏、昭和23年11月4日生まれを引き続き推薦しようとするものであります。また、塩竈市大日向町にお住まいの佐々木眞一氏、昭和25年10月30日生まれを新たな委員として推薦をしようとするものでございます。経歴につきましては議案記載のとおりであり、いずれの方々も人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由のご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤英治君） お諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本件については質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。

諮問第1号については、同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、諮問第1号については、同意を与えることに決しました。



日程第5 議案第3号ないし第19号、第38号

○議長（佐藤英治君） 次に、日程第5、議案第3号ないし第19号、第38号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第3号ないし第19号、第38号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第3号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」であります。去る2月10日に市議会全員協議会でご報告をさせていただきました第8回塩竈市復興交付金事業計画の申請に基づきます本市東日本大震災復興交付金基金への積立金の計上と、平成25年度の国の補正予算の成立に伴いまして内示等を受けました事業予算を新たに計上いたしますほか、決算整理に向けました予算等を計上し、歳入歳出それぞれ14億1,431万円を減額いたしまして、総額を427億4,757万2,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、

第8回塩竈市復興交付金事業計画に基づきます東日本大震災復興交付金基金積立金といたしまして	22億2,989万4,000円
国の補正予算に伴う本市事業のうち、第三小学校大規模改造事業といたしまして	2億8,282万5,000円
同じく、道路ストック総点検事業といたしまして	5,000万円
同じく、市営住宅外壁等整備事業といたしまして	1億9,460万円
同じく、浦戸中学校防災機能強化事業といたしまして	3,550万円
同じく、美術館（バリアフリー化）等整備事業といたしまして	9,000万円
震災関連事業のうち、中長期派遣職員の増員に伴います災害派遣職員関係費といたしまして	5,383万4,000円
同じく、県の災害廃棄物処理委託費の精査に伴います災害廃棄物処理事業費といたしまして	3億4,537万1,000円
同じく、寒風沢地区におきます農地災害復旧に係ります県事業負担金といたしまして	24万7,000円
震災復興に係ります地方債の発行に伴います後年度負担への対応のための市債管理基金積立金といたしまして	2億円
昨今の気象状況に対応するための除融雪対策費といたしまして	2,000万円
子育て支援行動計画推進事業費といたしまして	2,538万円

などを計上いたしております。

一方、事業費の確定等に伴い決算に向けた整理として減額いたすものといたしましては、

復興交付金事業の進捗により平成26年度事業へ移管する事業のうち野々島地区漁業集落防災機能強化事業といたしまして	4億4,720万円
同じく、寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業といたしまして	7億4,599万9,000円
同じく、新浜町杉の下線道路事業といたしまして	3億4,360万円
保護人員の減に伴います生活保護費といたしまして	2億980万6,000円
復興交付金事業に係ります下水道事業特別会計繰出金といたしまして	4億6,247万7,000円

などを計上いたしております。

歳入の主なるものといたしましては、

市税といたしまして	3億1,485万円
国庫支出金といたしまして	23億4,667万4,000円
市債といたしまして	1億4,000万円

などを計上いたしております。

一方、減額するものといたしましては、

地方交付税といたしまして	7億370万4,000円
県支出金といたしまして	3,562万5,000円
繰入金といたしまして	35億1,770万9,000円

などを計上いたしております。

また、繰越明許費につきましては、国の補正予算に伴う事業費の計上や諸般の事情により年度内の完了が困難になりました水産加工業施設整備等支援事業など計28件を計上するものでございます。

債務負担行為につきましては、契約事務等の早期執行を図るため、平成26年度当初から開始を予定いたしております業務委託や消費税の増額に伴う対応分など計54件を追加いたしますほか、平成26年度事業への移行に伴い、伊保石地区災害公営住宅整備事業を廃止するものでございます。また、事業費の精査に伴い、津波被災住宅再建支援事業など計3件を変更するものでございます。

地方債につきましては、国の補正予算に伴う小学校大規模改造事業など計5件を追加いたしますほか、震災復興特別交付税の措置に伴います野々島漁港海岸保全施設整備事業など計2件を廃止しようとするものであります。また、事業費の確定等に伴い、公営住宅整備事業など計



8件を変更するものでございます。

次に、議案第4号「平成25年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ2万7,000円を減額し、総額を2億1,389万3,000円とするものであります。決算に向けた整理といたしまして、歳出では離島定期航路運航費を減額いたしますとともに、歳入では減収の見込みとなりました事業収入を減額し、繰入金を増額するものであります。

また、債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定しております業務委託や消費税の増額に伴う対応分など計5件を追加し、船舶機関部品購入を増額変更するものでございます。

次に、議案第5号「平成25年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ5,129万6,000円を減額し、総額を70億4,055万6,000円とするものであります。決算に向けた整理といたしまして、歳出では退職被保険者療養給付費や一般被保険者療養費等を減額いたしますとともに、歳入では国民健康保険税や財政調整基金からの繰入金を減額するものであります。

また、債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定しております業務委託や消費税の増額に伴う対応分など計5件を追加させていただくものであります。

次に、議案第6号「平成25年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ1,656万2,000円を追加し、総額を1億2,517万4,000円とするものであります。決算に向けた整理といたしまして、歳出では市場管理費を減額いたしますほか、一般会計において計上しております高度衛生管理型荷さばき所整備事業費のうち、魚市場施設とされる船舶給水施設等に係る市場建設費を新たに計上いたすものであります。歳入では、市場使用料等を減額する一方、市場建設費の計上により新たに市債を計上するものであります。

繰越明許費につきましては、新たに予算計上いたします市場建設費を計上いたすものであります。

また、債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定しております業務委託や消費税の増額に伴う対応分など計9件を計上いたすものであります。

地方債につきましては、市場建設費の計上に伴い、新たに魚市場施設整備事業を計上するものでございます。

次に、議案第7号「平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ8億1,921万2,000円を減額し、総額を147億5,016万5,000円とするものであります。

決算に向けた整理といたしまして、歳出では事業費の確定に伴いまして災害復旧費や復興交付金事業費等を減額するものでございます。歳入では、事業費の減に伴いまして一般会計からの繰入金、市債等を減額するものであります。

繰越明許費につきましては、諸般の事情により年度内の完了が困難となりました災害復旧費、復興事業費など計13件を計上いたすものであります。

また、債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定いたしております業務委託や消費税の増額に伴う対応分など計14件を追加いたしますほか、平成26年度事業への移行に伴い、越の浦地区下水道事業を廃止いたすものであります。

地方債につきましては、公共下水道事業費や復興交付金事業費等の確定に伴いまして計3件を減額変更させていただくものであります。

次に、議案第8号「平成25年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、総額を8,932万4,000円とするものであります。決算に向けた整理といたしまして、歳出では公債費を追加するものでございます。歳入では、公債費の増加に伴い一般会計からの繰入金を増額いたすものでございます。

繰越明許費につきましては、諸般の事情により年度内の完了が困難となりました公営企業災害復旧事業費を計上いたすものでございます。

また、債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定いたしております業務委託や消費税の増額に伴う対応分など計2件を追加するものでございます。

次に、議案第9号「平成25年度塩竈市公共用地先行取得事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ2億800万円を追加し、総額を5億1,740万円とするものであります。これは、東北本線塩釜駅前広場整備事業による本会計用地の取得に伴う予算を計上するもので、歳入では用地の売り払いによる事業収入を追加いたしますとともに、歳出では事業収入を財源とする繰上償還のための公債費を追加するものでございます。

次に、議案第10号「平成25年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ7,710万4,000円を追加し、総額を48億9,198万7,000円とするものでございます。歳出では前年度事業の確定に伴います国庫補助金精算返還金等を計上いたしますとともに、歳入では返還金等の計上に伴い繰入金を増額するものでございます。

介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ45万5,000円を追加し、総額を1,132万円とするものでございます。歳出では利用者の増に伴うサービス計画作成委託料を増

額いたしますとともに、歳入ではサービス収入を増額するものでございます。

また、債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定していたしております業務委託や消費税の増額に伴う対応分など計10件を追加いたすものでございます。

次に、議案第11号「平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ1,604万3,000円を減額し、総額を6億5,912万6,000円とするものであります。決算に向けた整理といたしまして、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額いたしますとともに、歳入では保険料及び一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

また、債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定いたしております業務委託計2件を追加するものであります。

次に、議案第12号「平成25年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ4億600万円を減額し、総額を4億7,900万円とするものであります。決算に向けた整理といたしまして、歳出では事業費を減額するとともに、歳入では一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

繰越明許費につきましては、諸般の事情により年度内の完了が困難となりました北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業を計上するものでございます。

また、債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定いたしております業務支援システム借上料を追加いたすものでございます。

次に、議案第13号「平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算」であります。歳入歳出それぞれ3,200万円を減額し、総額を2億2,923万1,000円とするものであります。歳出では、事業の進捗に合わせ用地購入費など復興土地区画整理事業費を増額する一方で、決算に向けた整理といたしまして道路事業費を減額するものでございます。歳入では、事業費の減に伴いまして一般会計からの繰入金を減額いたすものでございます。

繰越明許費につきましては、諸般の事情により年度内の完了が困難となりました藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業など計2件を計上するものであります。

次に、議案第14号「平成25年度塩竈市立病院事業会計補正予算」であります。今年度の経営状況を踏まえ、決算に向けた整理といたしまして、収益的収支におきましては病院事業収益で1,874万8,000円を追加し、病院事業費用では薬品費など医業費用で4,800万円を追加しようとするものであります。資本的収支におきましては資本的収入で3,081万円を追加し、資本的支出で19万円を減額するものであります。収入につきましては、市立病院のLED照明設置事

業に係る決算整理といたしまして他会計出資金を減額いたしますほか、新たに企業債を計上いたすものであります。支出につきましては、LED照明設置事業費の確定に伴いまして建設改良費を減額いたすものでございます。

債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定いたしております業務委託等計17件を追加するほか、改修で対応することとなりました企業会計システムリースを廃止するものでございます。

なお、企業債につきましては、今年度9月補正予算に計上させていただいた電気設備整備事業に係る病院負担分に企業債を計上し、財源振替を行うものであります。

次に、議案第15号「平成25年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。収益的収支におきましては、水道事業収益で1億4,403万4,000円を減額し、水道事業費用で2億678万3,000円を減額するものであります。収入につきましては、水道加入金等の営業収益を増額する一方、国の受託工事の繰り延べにより営業外収益を減額するものでございます。支出につきましては、決算整理に向けた営業費用等の減額のほか、受託工事費等を減額するものであります。資本的収支におきましては、資本的収入で8,826万3,000円を減額し、資本的支出で8,846万5,000円を減額するものであります。収入につきましては、第6次配水管整備事業費や災害復旧事業費の確定に伴い、企業債及び国庫補助金等を減額いたすものであります。支出につきましては、第6次配水管整備事業費、災害復旧事業費及び水道改良費等の確定による減額を行う一方、被災水道施設に係る企業債の繰上償還金を計上いたすものでございます。

また、債務負担行為につきましては、平成26年度当初から開始を予定いたしております業務委託等計8件を計上するものであります。

企業債につきましては、第6次配水管整備事業費の確定に伴い限度額を減額変更いたすものでございます。

続きまして、議案第16号から議案第19号までは「工事請負契約の一部変更について」であります。

まず議案第16号であります。平成24年9月13日に議決をいただき、藤倉地区、北浜地区において施工を進めております「24-災 第2060・2080・2087・2094・2100号下水道災害復旧工事」につきまして、想定を超える地下水や地中に構造物が確認され工法の変更が生じたことに伴いまして、契約金額2億8,455万円を3億426万600円に増額変更させていただくものであります。

次に、議案第17号であります。平成24年9月13日に議決をいただき、新浜町地区、尾島町地区において施工を進めております「24-災 第2086・3766号下水道災害復旧工事」につきまして、新たな被災管路のほか着手前の調査により岩盤線の変更が確認され、工法の変更が生じたことに伴いまして、契約金額1億9,530万円を2億4,130万2,600円に増額変更するものでございます。

次に、議案第18号であります。平成24年9月13日に議決をいただき、新浜町地区において施工を進めております「24-災 新浜町地区下水道災害復旧工事」につきまして、宮城県の漁港施設災害復旧工事との調整により施工延長が減になったことに伴いまして、契約金額3億678万3,750円を2億6,255万4,600円に減額変更いたすものでございます。

次に、議案第19号であります。平成24年9月13日に議決をいただき、港町地区、海岸通地区において施工を進めております「24-災 東部地区下水道災害復旧工事」につきまして、港町地区におきます復興事業費等との調整により舗装本復旧面積が減となったこと等に伴いまして、契約金額3億7,170万円を3億4,696万6,200円に減額変更するものであります。

次に、議案第38号「工事請負契約の締結」についてであります。塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所B棟の新築工事でありまして、本体新築工事、排水処理施設新築工事に係ります工事請負契約でございます。去る平成26年1月17日に一般競争入札の公告を行いましたところ、3社から参加の申し込みがあり、2月7日に入札を執行した結果、東洋建設・八島工務店特定建設工事共同企業体が10億6,050万円で落札し、2月12日に仮契約を締結したものでございます。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましてはそれぞれ担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） それでは私からは、議案第3号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきましてご説明申し上げます。

資料No.7の1ページをお開き願います。

この表は、一般会計と特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計がマイナスの14億1,431万円、特別会計でございますが、交通事業特別会計がマイナス2万

7,000円、国民健康保険事業特別会計がマイナスの5,129万6,000円、魚市場事業特別会計が1,656万2,000円、下水道事業特別会計がマイナスの8億1,921万2,000円、漁業集落排水事業特別会計が12万4,000円、公共用地先行取得事業特別会計が2億800万円、介護保険事業特別会計が7,755万9,000円、後期高齢者医療事業特別会計がマイナスの1,604万3,000円、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計がマイナスの4億600万円、藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計がマイナスの3,200万円、特別会計の補正額合計はマイナスの10億2,233万3,000円、そして一般会計と特別会計の合計額でございますが、マイナスの24億3,664万3,000円となるものでございます。

次に、一般会計の補正内容につきましてご説明申し上げます。説明の都合上、先に歳出の補正内容につきましてご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開き願います。

ここでは歳出予算を目的別に計上してございます。

費目1 議会費マイナス308万4,000円でございますが、これは職員人件費、そして議員関係費を決算に向けて調整するものでございます。

費目2 総務費24億9,783万1,000円でございますが、備考欄のうち主な増額補正分といたしましては、中長期派遣職員の人件費、国庫補助金等返還金、それから市債管理基金積立金、ふるさとしおがま復興基金積立金、東日本大震災復興交付金の基金積立金などでございます。

費目3の民生費マイナス11億3,079万9,000円でございますが、主なるものを申し上げますと、臨時福祉給付金給付事業や行動計画推進事業費などを増額いたします一方、決算整理に向けまして津波被災住宅再建支援事業や福祉サービス費、生活保護扶助費、災害援護資金貸付金などを減額するものでございます。

費目4 衛生費2億8,286万9,000円は、健康増進事業費や予防接種事業費などを減額する一方、災害廃棄物処理事業費などを増額しようとするものでございます。

費目5の労働費マイナス2,397万円は、事業費の確定に伴いまして重点分野雇用創造事業を減額するものでございます。

費目6の農林水産業費マイナス21億419万9,000円でございますが、これは桂島、野々島、寒風沢地区の漁業集落防災機能強化事業や水産業共同利用施設復興整備事業、それから高度衛生管理型荷さばき所整備事業費などを減額しようとするものでございます。

費目7の商工費マイナス1,041万9,000円は、決算整理に向けまして職員人件費や中小企業振興資金保証料給付金などを減額するものでございます。

費目8の土木費マイナス12億8,139万4,000円は、除融雪対策費や、今回の国の補正予算を活用いたしました新規事業といたしまして市道整備事業費、市営住宅改修事業費などを計上するとともに、桂島、寒風沢地区の防災集団移転促進事業費や港町地区津波復興拠点整備事業費のほか、下水道事業特別会計繰出金及び北浜・藤倉地区の復興土地地区画整理事業特別会計への繰出金を減額しようとするものでございます。

費目9の消防費159万5,000円でございますが、これは事業費の確定に伴いまして消防施設等整備事業費や地域防災計画作成事業費を減額する一方、職員人件費を増額しようとするものでございます。

費目10の教育費4億1,356万1,000円は、決算整理に向けまして私立幼稚園就園奨励事業費などを減額する一方、主に国の補正予算を活用した新規事業といたしまして小学校大規模改造事業や中学校防災強化事業、そして美術館バリアフリー化整備事業費などを計上してございます。

費目11の災害復旧費24万7,000円は、被災しました浦戸諸島の農地の復旧費といたしまして農地災害復旧事業負担金を計上してございます。

費目12の公債費マイナス5,900万円でございますが、これは決算整理に向けた公債費元金及び利子の減額補正でございます。

費目13の諸支出金245万2,000円は、交通事業特別会計繰出金の増額と、決算整理に向けた公共用地先行取得事業特別会計への繰出金の減額でございます。

次に、歳入の内容につきましてご説明申し上げます。2ページ、3ページをお開きください。

費目1の市税3億1,485万円は、市民税等の増額補正でございます。

費目9の地方特例交付金54万4,000円は、これは交付額の確定に伴う補正でございます。

費目10の地方交付税マイナス7億370万4,000円は、主に災害復旧事業費や復興交付金事業費の一般財源として充当しております震災復興特別交付税を減額しようとするものでございます。

費目12の分担金及び負担金マイナス1,757万7,000円は、主に保育所入所児保育料の減額などによるものでございます。

費目13の使用料及び手数料76万6,000円でございますが、これは災害公営住宅使用料の新規計上などによるものでございます。

費目14の国庫支出金23億4,667万4,000円でございますが、事業費の確定に伴い水産流通機関整備事業費補助金などを減額するほか、災害等廃棄物処理事業費補助金や東日本大震災復興交付金などを増額補正しようとするものでございます。

費目15の県支出金マイナス3,562万5,000円でございますが、これは子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金などを増額するほか、決算整理に向けまして児童手当負担金や保険基金安定負担金などを減額補正しようとするものでございます。

費目16の財産収入1,342万円でございますが、これは宮城県漁業無線公社出資金の返済金でございます。

費目17の寄附金1,722万5,000円でございますが、これまでいただきましたふるさと納税などの寄附金を補正しようとするものでございます。

費目18の繰入金マイナス35億1,770万9,000円につきましては、決算に向けましてふるさとしおがま復興基金や東日本大震災復興交付金基金からの繰入金などを減額補正しようとするものでございます。

費目20の諸収入2,682万6,000円でございますが、これは市税の滞納整理に伴います延滞金や宮城県市町村振興協会交付金などでございます。

費目21の市債1億4,000万円でございますが、国の補正予算を活用いたしました新規事業の計上に伴いまして増額変更する一方、事業の確定などによりまして市債の廃止及び変更をしようとするものでございます。

6ページ、7ページには歳出予算の性質別比較表を掲載してございます。また、8ページは投資的経費の内訳書でございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） それでは私のほうから、議案第3号「平成25年度一般会計補正予算」のうち建設部関係の事業の説明をいたします。

まず最初に道路ストック総点検事業についてご説明いたします。

資料No.7の19ページをお開き願います。

道路ストック総点検事業につきましては、平成24年12月、おととしの12月ですか、中央自動車道の笹子トンネルの天井板落下事故、相当大きな事故でしたけれども、その事故を契機に橋やトンネルなどの道路施設の健全度の把握などが求められており、この動きは全国的な取り組みとなっているものでございます。このことから、昨年2月の定例会では橋梁、それからトンネル関係の調査費について24年度補正予算として計上していただき、それらの損傷状況の点検を行いまして、今、取りまとめ中でございます。今回、25年度補正予算ということで、今回は



そのほかの道路構造物、具体的に言いますと道路ののり面、それから道路標識関係、それから道路照明灯、それから手すりとか防護柵類、塩竈市特有ですけれども階段とかいっぱい道路施設がございます。これらの道路構造物の点検につきましても今回の25年度補正予算に計上いたしまして、26年度事業の前倒しということで実施するものでございます。具体的には、そのストック総点検という中身につきましては、専門業者のほうに委託いたしますけれども、打音検査、ハンマーで叩いて検査するのをよくテレビとかでやっていると思いますけれども、打音検査。それから触診検査といいまして全部素手で触って動かしたり何だりしてみます。それから金属等のさび、腐食状況、それからよくあることなんですけれどもボルトの緩み、それらを全て細かくチェックいたしまして、それぞれの施設に対して健全度合いを調べます。それをもとに緊急性、重要性を考慮しながら修繕、補修、さらには改良まで必要かといったところの整備カルテをつくっていくものでございます。総じてこれらの点検を踏まえてそれぞれの施設の延命化につなげるというものでございます。要は壊れてから直すというのではなく、ある程度の耐用年数、それから損傷状況を把握して計画的に修繕計画をつくって、今後の修繕予算の平準化も図っていくというものでございます。それらの事前調査ということでこの道路ストック総点検、聞きなれない言葉だと思いますけれども、そういった取り組みを行うというものでございます。

20ページ、21ページには道路施設の例ということで、ちょっと白黒であれですけれども、写真を載せております。今回2カ年にわたりましてほとんどの道路施設の点検を終えますので、終えた段階にはいわゆる長寿命化計画、修繕計画というものをつくっていくことにしております。

続きまして、市営住宅改修事業についてご説明いたします。

資料No.7の22ページをお開き願います。

事業概要といたしましては、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、24年度補正に引き続きまして今回もこの25年度の補正予算により、28年度から30年度までに予定しておりました市営住宅の外壁等の改修計画を前倒して実施するものでございます。事業効果といたしましては、市営住宅の安全性の向上、居住性の改善により良好な住宅環境が整備されるとともに、公営住宅の長寿命化が図られることとなります。

事業内容ですけれども、23ページの位置図、写真をごらんください。一つ目は市営庚塚住宅、それからもう一つは市営桜ヶ丘住宅の外壁等の改修工事を行うものです。

申しわけありません、22ページにお戻りください。

まずその庚塚住宅のほうは、築35年になります。庚塚住宅のほうは外壁等改修工事といたしまして今現在考えております事業費は4,600万円、1棟30戸の外壁約1,470平米の改修。それからベランダ手すりの塗装などを行うことにしております。それからもう一つの市営住宅桜ヶ丘住宅、ここは2棟分ですけれども、その外壁改修工事といたしまして事業費約1億4,860万円を考えておりまして、2棟合わせて60戸の外壁約2,750平米の改修、それから窓枠のアルミ化、それからベランダ手すり塗装などを行うことにしております。桜ヶ丘住宅は築40年ということになります。

それから今後のスケジュールですけれども、各住宅ともにこの3月から設計・発注手続きに入りまして、できるだけ早く、4月には早期に着手し、年内中の完了を目指しまして、来年のお正月には入居の方々が気持ちよく正月が迎えられるように努めてまいりたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 桜井教育部長。

○教育委員会教育部長（桜井史裕君） それでは続きまして、同じく一般会計補正予算、教育委員会関係の2つの事業についてご説明を申し上げます。

同じ資料、資料No.7の24ページをお開き願いたいと思います。

まず1つ目の事業でございます。小中学校施設整備事業です。この事業は、1の事業概要等に記載のとおり、国の今回の補正予算を活用いたしまして、平成26年度に計画しておりました大規模改造事業を前倒して行うことによりまして安全な学校施設整備にいち早く取り組もうとするものでございます。

事業の内容についてでございます。2番目の表の一番左側、事業名の欄に記載しておりますとおり、大規模改造事業として行います第三小学校東校舎の全面的改修、それから防災機能強化事業として行います浦戸中学校屋内運動場の天井材の張りかえ補強の2つの事業について予算計上いたしております。

初めに第三小学校の大規模改造事業でございます。第三小学校はご案内のとおり北校舎と東校舎2つの校舎がございますが、現在北校舎では昨年の国の補正予算を活用いたしました大規模改造の工事が進められております。おかげさまで工事もほぼ予定どおり進んでおりまして、今のところ年度内に完了する見込みとなっております。今回の補正では残っております東校舎を全面改修するものでございます。主な工事の内容でございますが、表の概要欄に括弧書きで

記載しておりますとおり、校舎の外壁や廊下、それから教室の内壁等の補修、塗りかえ、屋上防水を行う予定でございます。事業費でございますが、記載のとおり2億8,282万5,000円を計上いたしております。

次に、その下の段でございます防災機能強化事業でございます。これは今回の国の補正予算の目的の1つでございます防災や減災対策の加速の一環といたしまして、学校施設、特に非構造部の耐震化を進めるために、浦戸中学校屋内運動場のつり天井の張りかえ補強を行うものでございます。以前、市内小中学校の屋内運動場でつり天井のあった3つの学校のうち第二中学校、玉川中学校につきましては、ご案内のとおり昨年の国の補正予算を活用いたしまして夏休みの期間を中心に既に撤去をいたしております。残る浦戸中学校でございますが、東日本大震災の災害復旧工事の際に当時の基準で安全性が確認されているとご説明差し上げた経過がございますが、昨年8月に国土交通省が新たにつり天井の脱落防止のための基準を作成いたしました。これを受けまして文部科学省が作成いたしました学校施設の脱落防止のための基準、これによりまして新たな脱落防止措置が必要となりましたため、その対策につきまして宮城県の担当課とも協議いたしました結果、今回の提案となったものでございます。浦戸中学校の屋内運動場でございますが、ご案内のとおり航空自衛隊の松島基地の訓練空域といたしまして防衛施設庁の補助によりまして航空機輸送音に配慮して整備した経過がございます。このため天井内に空調用のダクトが設置されているため天井の撤去ができませんので、今回の主な工事の内容といたしましては、天井材を一旦剥がしてつり金具の部分に新たな基準に対応した揺れどめの金具を設置いたしまして脱落を予防しようとするものでございます。事業費でございますが、記載のとおり3,550万円を予定いたしております。

財源内訳等については表に記載のとおりでございますので、ご参照をお願いしたいと思います。工事の期間でございますが、予算をご承認いただいた後、発注作業に入りまして、両工事とも26年度中の完成を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

25ページをごらん願いたいというふうに思います。上の2枚の写真でございます。第三小学校の現況でございます。三小の子供たちが一生懸命掃除をしております。また、学校としても補修をしておりますが、廊下や階段部分が老朽化している状況がおわかりいただけるのではないかとこのように思います。また一番下の写真でございます。浦戸中学校の屋内運動場でございますが、天井中央の出っ張ったところに空調用のダクトが通っております。今回はダクトを残しながら天井の張りかえ補強を行おうとするものでございます。

小中学校施設整備事業については以上でございます。

続きまして27ページをお開き願います。

2つ目の美術館等整備事業につきましてご説明を差し上げたいと思います。

まず1の事業の概要でございます。この事業でございますけれども、現在改修工事を行っております（仮称）杉村 惇美術館整備事業に合わせまして、美術館整備と同様の制度でございます国土交通省が所管する都市再生整備計画を活用いたしまして、公民館本町分室を誰もが安全に利用でき、かつ歴史的価値を有する建築物として末永く利用できるものとするため、エレベーターや多機能トイレの設置を初めバリアフリー化等を行おうとするものでございます。

(1)の整備内容でございます。エレベーターの設置、多機能トイレの設置及び空調設備の更新でございます。(2)の整備のスケジュールでございます。国の補助金の交付決定を受けまして議決を頂戴いたしました後、実施設計に入りまして、4月工事の起工、9月完了を目指してまいりたいというふうに考えております。(3)の美術館の開館スケジュールでございます。これまで本年6月の開館を予定しておりましたけれども、現在施工中の改修工事の進捗状況、それから今回のバリアフリー化等の追加工事を勘案いたしまして、現時点では記載のとおり4月に運営計画を作成し、市議会6月定例会で関係条例等のご審議をお願いし、工事の進捗を確認しながら開館準備を進めてまいりたいというふうに考えております。本年秋ごろの開館を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に2の事業費、財源内訳でございます。事業費といたしまして9,000万円を計上いたしております。

3のその他でございます。改修工事等の関係で一時移転等を行っておりますけやき教室の移転期間の延長等についてでございます。けやき教室は現在第一小学校に一時移転をいたしておりますが、この期間を9月末まで延長させていただきたいというふうに考えております。また、現在利用を休止いたしております本町分室でございますが、その期間についても延長いたしたいというふうに考えております。しかし、その期間については公民館の本館あるいはエスプ、市民交流センターなどの代替利用をお願いすることによりまして、市民の皆様のご活動に極力支障のないようにしてまいりたいというふうに考えております。次に工事の箇所でございます。一番下に1階の平面図を記載してございます。エレベーターにつきましては中庭への設置を計画しております。また多機能トイレでございますが、図面右下、給湯室の隣に設置を予定しております。あわせて現在あるトイレと給湯室の改修等を行ってまいりたいというふうに考えて

おります。

教育委員会からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 菅原市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（菅原靖彦君） それでは、議案第14号「塩竈市立病院事業会計補正予算」関連につきましてご説明申し上げます。

資料No.7をご用意願います。資料の28ページをごらん願いたいと思います。

この資料は、2月補正後の平成25年度市立病院事業会計の決算見込みにつきまして、過去2カ年間の決算とあわせまして取りまとめたものでございます。

主な項目につきましてご説明を申し上げます。

まず収益の欄の1. 医業収益の（1）入院収益でございます。平成24年度決算額と比較いたしまして入院患者数の増加などにより9,200万円ほど増加いたしまして、16億2,700万円になるものと見込んでおります。

（2）の外来収益につきましては、診療単価の増加などによりまして前年度より5,300万円ほど増加いたしまして、6億7,500万円になる見込みでございます。

3の特別利益の（2）他会計補助金でございますが、一般会計からの不良債務解消分の補助金5,700万円及び特例債償還分補助金1億9,833万3,000円を見込んでおります。

次に費用につきましては、1の医業費用といたしまして、給与費や材料費、経費、減価償却費など合わせまして27億9,256万8,000円を見込んでおります。入院患者数の増によります薬品費の増加などによりまして前年度より7,800万円ほど増加しております。

これらによりまして、収益から費用を差し引きました純利益は、欄で申しますと（d-h）と記載しているところでございますが、2億3,876万3,000円となる見込みでございます。

また、その下の段の不良債務解消分繰入金を含めました現金収支は8,903万7,000円となる見込みでございます。

これに伴いまして、年度末不良債務残高との関係でございます。下から2段目が不良債務残高の欄になっておりますが、平成24年度の欄で8,685万8,000円ございました。これが前年度末の残高でございましたが、この不良債務残高につきましてはこの現金収支8,903万7,000円をもちまして全額解消できる見込みとなっております。

また、不良債務解消分繰入金を除きました病院独自の現金収支におきましても3,203万7,000円の黒字となる見込みでございます。

以上が平成25年度の決算見込みとなるものでございます。

議案第14号「平成25年度塩竈市立病院事業会計補正予算」につきましては、これらの決算見込みを踏まえまして決算整理に向けた補正予算を計上しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 続きまして、議案第16号から19号にかけまして、工事請負契約の一部変更につきまして4件一括してご説明いたします。

資料No.7の29ページをお開き願います。

議案第16号の変更につきましてご説明いたします。

29ページのところは、その市内の工事箇所と、それから下のほうの表には工事概要、当初と変更の工事概要を記載しております。

30ページをお開き願います。

横A3判のものでございますけれども、これの右下の表のほうは主な変更理由と消費税を除きました工事費の増減額、それで一番下の下段の工事費計は税込みの変更額の増減を書いております。全体額の増減、請け契約額の増減がこの右下の工事費計（税込）、これが変更契約額の差額になります。全てこのような形で説明資料をつくっております。

それでは、まず最初に第16号の変更内容についてご説明いたします。

この工事の変更の第1点目は、管の布設工を減工するものであります。30ページ、図面の中央部の赤で示している箇所がございます。左側の写真のとおり、施工の途中で油分が確認されました。これらの油の処理の検討、それから対応に時間を要し、今回の年度内の工事完了が見込めないため、今回の工事内容から当該区間の管を布設する延長104.7メートルを減らすものでございます。これに関しては工事費で190万6,000円の減となります。それが右側のほうの表の①管布設工、管布設延長の減、マイナス104.7メートル、工事費増減190万6,000円というふうな表現で書いております。

変更の2点目は、今申しました管布設の減、減らしました。及びその他の区間の精査に伴いまして、管を布設するときの土留工の延長も全体で96メートル減りました。工事費で24万6,000円の減ということになります。

第3点目は、北浜橋付近、この平面図で書いていますけれども、北浜橋付近で事前ボーリング調査を実施したところ、地中に構造物が確認されました。昔の護岸と思われます。管路土留

工の鋼矢板設置工法を普通地盤の圧入工法から、かたいものが出ましたので、そういった対応型へ、矢板を設置する工法ですけれども、地盤がかたいやり方に変更したものでございます。それに伴いまして当初の圧入工法の工事費1,261万9,000円を減らしまして、工法変更後の硬質地盤対応型の工法で工事費が2,597万1,000円増となるものでございます。右側のほうにそのかたい地盤対応型の施工状況の写真を掲げております。下のほうの写真がそのかたい地盤を掘削する機械の挿入状況となっております。

4点目といたしましては、左下に示してある、これは藤倉地区のほうの箇所ですけれども、この赤い色、赤色区間において地下水が想定より高く確認されました。それに伴いまして止水工、水を抑えるということで補助地盤改良が必要になりました。工事費が1,819万7,000円ふえました。

第5点目といたしましては、マンホールの部分復旧でございますが、現場を精査したところ3カ所、要は路面との高さの調整が必要になる箇所が生じたということで、3カ所を減らしました。工事費で74万円を減額しております。

最後に、これらの下水工事の最後の仕上げであります附帯工事として舗装仕上げがございますけれども、この近辺は道路災害復旧工事と調整を行いまして、それらの舗装の仕上げは道路災害で行うということで、今回の下水道工事から舗装面積を2,005平米減らしまして、工事費で646万3,000円を減らしております。

これら以外の詳細な精査も加えた結果、税込みの工事費で合計1,971万1,000円の増額となったものでございます。

続きまして、議案第17号の工事関係の変更内容についてご説明いたします。

資料が、引き続き資料7の31ページ、それから32ページをお開き願います。

この工事箇所の変更の第1点目は、管の布設工を増嵩するものでございます。32ページの左下の図面、新浜町地区の図面でございますけれども、当初青の区間について工事を予定しておりましたけれども、新たに管渠の被害が確認されたため、赤の部分、赤の区間もふやしました。それで30.2メートルを今回の工事で増嵩するというものでございます。工事費にしますと371万円の増となります。

第2点目は、これらの管布設工がふえたことに伴いまして管布設工をする時の土留工の延長も精査したところ29メートルふえまして、工事費で72万4,000円がふえております。

3点目といたしまして、今度はこの工事箇所のうちの尾島町地区での工事施工に当たりまし

て、想定岩盤線の位置が変更になりました。それで、それに伴いまして土留工の工法も変更になったものです。左の上のほうに尾島町地区の平面図を、右の上のほうにはさらにそれを拡大した平面図をお示ししております。今回の施工区間はこの赤の実線の区間となっております。当初これらの岩盤線につきましては、右上の図面の右側で赤丸を書いておりますけれども、国道45号線のところの過年度実施した地質調査の結果により想定しておりました。工事発注後、着手前に現地でボーリング調査を実施したところ、右側中央部の縦断図に示してございますとおり、緑色で表示してある当初の想定岩盤線がピンク色の位置まで浅くなっているということが確認されました。緑色の線が横でずっと引っ張ってありますけれども、これが当初の想定岩盤線。それが工事着手後にチェックボーリングしたところ、このピンク色の位置で岩盤線が浅くなっているということが確認されました。平面図のA-A'、B-B'、青の表示で書いてありますけれども、そのこの箇所の岩盤線の位置をこの図面の中央部上段の横断図にも示しております。当初、その管を布設するに当たっては鋼矢板を打ち込むこととなりますけれども、通常の地盤での圧入工法を考えておりました。岩盤が低かったものですから。詳細に確認したところ岩盤が浅く出たということで、このかたいところにもやはり土どめの鋼矢板を打たなきゃいけませんので、その打ち方の工法を変更しました。工事費で、当初の圧入工法1,464万6,000円を減らしまして、岩盤対応の硬質地盤型対応5,700万4,000円の増となりました。工法変更によって増額になりました。

第4点目は、最初に申しあげましたとおり1点目の管布設の延長がふえたことにより、そのふえた分の止水工としても地盤改良がふえました。その部分で工事費で542万5,000円がふえてございます。この補助地盤改良工の断面につきましては、この図面の中央部の下の段において示しております。赤の色で斜線部分を引いたところは改良となります。ここを改良して土どめの根入れの安全を図って掘削するということとなります。

第5点目といたしましては、これもマンホール部分の復旧につきまして、現地調査の結果1カ所減らしました。それで工事費で9万9,000円の減となります。

第6点目といたしましては、これも最後の仕上げである舗装本復旧、舗装復旧でございますけれども、道路災害復旧工事との調整で863万9,000円を減額しております。

これらもろもろの工事内容に精査を加えた結果、税込の工事費で合計4,600万3,000円の増額となったものでございます。

続きまして議案第18号、資料でいうと33ページ、34ページをお開き願います。



この工事箇所の変更の第1点目は、これも管の布設工を減工するものです。新浜町地区、仲卸市場の東側の位置図を34ページの左上のほうに示しております。当初青と黄色の区間について工事を予定しておりました。しかし、中央部上段に示してある断面図、赤と黄色と青と色の塗ってある断面図のとおり、赤の部分の漁港施設の災害復旧工事と、黄色の部分の下水のこの管渠復旧工事が重複しております。これは一体的な工事が必要となるものですが、漁港の施設のほうの災害復旧工事の着手が今回の下水のほうの工期内では見込めないということがわかったために、今回の工事からここに関する管渠の延長139.2メートルを減工するものでございます。工事費で1,489万7,000円の減となります。これらにつきましては漁港のほうの災害復旧と同時に着工ということで、調整しながら26年度に再発注したいと思います。

2つ目の変更点ですが、これらの管布設工の減、減らしました。その他の精査も合わせて、管を布設するときの土どめの延長も全体で133メートル減りました。工事費で189万9,000円の減となります。

3点目といたしまして、同じくこの管布設工の減工に伴う地盤改良工も減りました。工事費で1,405万6,000円の減となるものでございます。

4つ目といたしましてマンホールの部分復旧でございますけれども、当初33カ所予定しておりましたけれども、現地調査の結果5カ所減らしております。路面との高さ調整が必要ない箇所がわかりましたので。ただし、そのマンホールの復旧の箇所におきまして硫化水素対策ということでライニング面積をふやしてございます。1カ所当たりの施工の金額が当初5万2,000円から、今回のそのライニング処理をふやしたということで7万6,000円に1カ所当たりの工事費が増額になっております。それで、数は減りましたけれども、内容的な増額に伴って工事費で41万2,000円の増となります。34ページの左側の下のほうにこの人孔内、マンホールの中のライニング状況の写真を掲載しております。

第5点目といたしましては、この工事に関しても舗装の本復旧につきまして道路災害復旧工事との調整箇所がございましたので、工事費で1,418万2,000円を減らしております。

これらを合わせまして税込み工事費で4,422万9,000円の減額となったものでございます。

議案第19号、4本目でございます。資料の35ページ、36ページをお開き願います。

今回の工事の変更の第1点目は、管路布設工についてであります。36ページの図面に港町地区の平面図をお示してございますけれども、中央上部に黄色で塗った区画箇所がございます。この箇所につきましては雨水排水対策について、これは港湾区域のほうにもなりますけれども、

県と協議した結果、この雨水は港湾排水施設により海側で排水するということになりました。今回の下水災害復旧工事からこれの管布設工59.2メートルを減工いたしました。一方、その管を布設した箇所について、既設の管渠の下に、被災した管渠の下に、昔、沈下対策として、はしご胴木基礎と言いますけれども、ちょっと写真をこれに入れております。この図面、36ページの下段の真ん中あたりにはしごのような木製の基礎が布設してございました。今回この管渠復旧工事に当たってもこれと同様な対策を実施したほうが効果的だということもございまして、管渠延長が全体的に減ってございますけれども、こういった基礎対策ということで、管布設工全体が160万円の増となっております。

変更の第2点目といたしましては、管の布設全体延長が減ったことによって管路の土工、土を掘削したり埋め戻したりする土工ですけれども、全体で土工数量が487立米減ることになりますけれども、掘削の結果、この図面の左下の写真のようにこの地区で大分岩塊、岩の塊が確認されました。このような岩の塊をまた再度埋め戻しということには使えませんので、全て碎石に置きかえて、碎石に変更して埋め戻しております。その分ということで工事費で54万4,000円の増になりました。

第3点目は、これら管の布設全体延長が減ったことに伴いまして土留工の矢板関係の数量も減りました。それぞれ矢板、鋼矢板圧入の施工が減ったことによりまして38万7,000円の減、1,145万6,000円の減ということになりました。

第4点目は、同じく管全体延長の数量減に伴いまして地盤改良工も減ったということで、工事費が194万8,000円減るということになります。

第5点目といたしましてマンホールの部分復旧工について、当初14カ所予定しておりましたが、現地調査の結果3カ所必要ないということで、数は減らしましたが、マンホールの接続部分の被害状況が大分ひどかったもので、1カ所当たりの施工単価が当初の5万円から9万7,000円に増額になっております。実はこの写真、右側のほうにマンホールの中の写真、止水状況の写真を載せておりますけれども、大分被災状況がひどいということで1カ所当たりのマンホールの復旧単価も高くなったことに伴いまして、工事費で36万7,000円がふえております。

最後になりますけれども、第6点目といたしまして、同じように舗装の本復旧につきまして道路災害復旧工事、それから復興事業もここで行っております。この港町地区で。それに伴いまして下水道の仕上げの舗装工事も減額しております。

以上をもちましてこれらの工事内容を精査した結果、税込みの工事費で合計2,473万3,000円の減額ということに変更するものです。

以上、工事請負契約の変更に関する案件4件につきましてご説明申し上げましたけれども、いずれにいたしましても地下、地中工事ということで地質、地下水位を最終確認しながら進めております。それからほかの事業との調整もありましたものですから、現地状況に応じてそれぞれに対応したということになっております。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） ご丁寧な説明ありがとうございます。

次に、小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 私からは、議案第38号の魚市場衛生管理型荷さばき所B棟の工事の締結についてご説明を申し上げます。

資料番号別冊になります。14ないし15、こちらをご用意いただきたいと思います。14と15でございます。よろしいでしょうか。

最初に14のほうの1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号「工事請負契約の締結について」でございます。

工事名は塩竈市魚市場高度衛生管理型荷さばき所B棟新築工事でございます。

4番目の契約金額は10億6,050万円でございます、5番目の契約の相手方は東洋建設・八島工務店特定建設工事共同企業体ということでございます。

具体的内容は資料番号15のほうをお開きいただきたいと思います。A3のカラーの折り込みでございます。

1の事業の概要でございますが、さきの全員協議会において説明をさせていただきましたとおり、今回はこの資料の右上のほうに新魚市場施設配置図ということでございますけれども、赤枠で囲われました荷さばき所B棟と、中央部分にやはり赤で三角形でハッチングしております箇所部分に排水処理施設の建設工事というものをを行うというものでございます。

2の経過及びスケジュールをごらんいただきたいと思いますが、平成26年2月に仮契約を行ってございますけれども、今議会でお認めいただきました後に工事に着手をし、繰り越し等の手続を経た後に27年2月の竣工見込みということで考えてございます。

4の主な施設の概要でございます。B棟の1階部分は面積が2,892.8平米で、内訳は右に記載のとおり①の荷さばきエリア、②の管理室・階段など、③の設備室でそれぞれ記載の面積で

ございます。また右側の詳細図の丸印の番号と合致しておりますので、比較してごらんいただければと思います。同じく2階部分は355.3平米でございます、④には船員休憩室、こちらは右側の2階詳細図の左下のほうに中2階ということで記載がございます。⑤が階段室、⑥が設備室、⑦が屋上デッキということになってございます。

5のその他に記載してございますけれども、25年度につきましては建築資材費の高騰などによりまして施設本体工事のみを先行して発注させていただいたところがございます。翌26年度、新年度におきましては国庫補助金の追加交付決定を得た後に速やかにこのB棟にかかわる電気あるいは機械設備工事の発注を行ってまいるのでございます。

なお、この資料の次のページには工事契約台帳を添付してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 説明ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時01分 休憩

---

午後3時15分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） それでは、質疑を行います。

先ほど説明があった議案3号、主に資料No.7のところでは18ページ除融雪対策について何点かお尋ねしたいと思います。ことしの雪は大変な雪で、それぞれの地方によっては豪雪、いまだに丸森では向こうのほうではなかなか町に出られない、生活の上でも大変な事態が生じております。塩竈市も大変な雪で市民生活にとっても重大な影響を与えたと思います。

そこで一つは、ここで18ページのところで予算措置2,000万円が事業費として計上されております。事業概要のところを見ておりまして、当初計画（作業回数）で総延長が、これは除雪のほうで460キロメートル10回、融雪が160キロメートルで4回。変更後計画ということですから今回の2,000万円を計上して、除雪で460キロメートルで10回で変更なしと。融雪が、全体の融雪キロメートルが640キロメートルでしょうか、16回というふうな形になっておりまして、

融雪剤が770袋から1,480袋ということで記されております。そうしますと、除融雪対策はたしか当初予算で組まれていたと思いますが、当初予算のちょっと金額だけまず最初に確認させてもらいます。

○議長（佐藤英治君） 当初予算の。鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 除融雪費につきましては、当初予算では1,400万円の予算を計上しておりました。それで、実際この1,400万円、除雪作業・融雪作業、それから融雪剤の購入について1,400万円で発注しております。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そうしますと1,400万円で当初計画でさっき述べた460キロメートル10回と融雪160キロメートル4回と当初予定していた、こういうことですが、今回の2度の大雪によって、ちょっと除雪が1つはどうなっているのかですね。それが1点。予算上の処置として1,400万円ですか、除雪についてどこまで使っているのかひとつお聞きしたいということが1点。

それから、私ども、バス路線を中心に大分雪は除雪していただいて、私の住んでいるところなんかはすっかりなくなって、100円バスの安定的な運行の時間帯は確保されたと思いますが、そのかいている機械の名前と、それからどのぐらいの金額なのか、その辺からお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 今回のこの除融雪関係の補正予算、今回ので2,000万円プラスを要求してございます。この算定時期は1月末ごろでございました。その時点で、ことしの年末年始にかけて大分寒い時期が多かったです。それで、融雪作業をふやそうと、もうこれじゃあ年4回では間に合わないということで融雪作業をふやして、かつ融雪剤の購入もふやすということで、1月末現在で3月までの見込みを立てたところ、3,400万円という見込みを立てました。それで、2,000万円不足ということで、1月末現在のこの予算計上云々の作業としては2,000万円増額ということで計上しております。それからその後です。問題なのはその後ですけれども、2月の先週、今週、土日2週にわたって大雪がございました。それで建設部一体となって土日、それから除融雪の作業業者さんのほかにも緊急除雪ということで清掃業者さんにもお願いしたり、小型の除雪ダンプ、小さい道路にも入っていかなきゃいけないということもありましたので。それから塩釜市建設協議会のほうにも、要はその排雪です。除雪、融雪じゃなくて、今度

は雪をもうどこかに持っていかなきゃいけないということが今回生じております。その排雪作業も緊急災害対応ということで協議会のほうにお願いしまして、これはまだ今もやっております。きょう、あしたまでかかる予定になっておりますけれども。そういったものを見込みますと、今回2月議会後、この補正で3,400万円まで予算をお願いしておりますけれども、若干足りなくなるというのが今の現状です。きのう押さえました。大体3,300万円ぐらいまでにはもう既にいつている状況になっております。それで、今後不足分につきましては財政課と調整してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君） 機械のほうも。

○建設部長（鈴木正彦君） 除雪機械、通常の当初発注しております除雪機械はグレーダー関係です。それも幹線道路云々ということで、要は市内でも大きい幹線、幅のある道路をやっておりますけれども、実は今回の先週、今週のその狭い道路までとにかくやるということを決めましたので、小型除雪ダンプ、ダンプの前に排土板というブルドーザーの先につけるようなやつ、あれをつけて作業をしております。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典君。

○17番（伊勢由典君） そのグレーダーの契約金額というのはどのぐらいなんでしょうか。あるいは保有台数なり、その期間なり、キロ数なり、どのぐらいのやつで計上しているんですか。

○議長（佐藤英治君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） グレーダーの台数ということでございますが、今、12月から契約を結んでいます内容につきましては1台のグレーダーで市内を回るというような契約になってございます。以上でございます。（「金額も明示してください」の声あり）除雪の部分につきましては約200万円程度での契約ということでございます。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君） それで、先ほどのお話で回答でもございましたように3,400万円、補正も計上してもあと残り100万円と、こういうことになってしまっていて、今まだ暖かいので、今週は暖かいので大雪はまずないでしょうけれども、しかし寒さは依然として続くし、こういった気象変動の中での大雪というのは当然想定できることであろうかと思えます。そうしますと、結局除雪のためのさまざまな手だては打っておりますし、建設部中心に大変ご苦労されている

というふうに思います。そうしますと残り100万円ですから、これをどうするかというのがまずこの当面の除融雪対策の関係で、財政課との協議ということですが、その辺の考え方、捉え方、今後の進め方についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） まず今後の執行の残として100万円程度ということは、今後大雪があった場合はやはり不足するというのが十分に見込まれます。財政課といたしましてはまずは全体的なその執行の残とといいますか、執行状況を確認するという作業をまず最初にさせていただきます。その上に立ってなお不足するという事態の場合につきましては、いわば災害に近いようなそういった大雪というふうな解釈のもとに予備費を充用するというふうな考えでおりますので、今後もちょうと気象状況を見た上でその辺は整理していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） ひとつ適切な判断をよろしくお聞きしたいと思います。

数日前の昼間のニュースだったと思うんですが、雪の災害で特別交付税の前倒しを国では考えているというようなニュースが流れまして、関係大臣がNHKのニュースのほうで言っておりましたが、そういう国のほうの特交の前倒しというのは例えば塩竈市では適用できるのかどうか、こういった大雪災害のときの関係でちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 大雪対策のその特別交付税前倒しと、一般的に考えられますことはまず豪雪地帯というところかと想定されます。本市のように豪雪地帯の地域に指定されていないような沿岸地域については、前倒し交付というのは恐らく本市の場合はないのではないかと考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。

いずれにしても市民生活にとって雪の災害とといいますか、大雪の対処は、市民生活からこの除雪対策というのは大事だと思います。そこで、私ももっと的確な取り組みができないかなということで、実は関係町村をちょっと調べてみました。例として利府町ですが、よく言われるんですね、塩竈市民の方から、利府町に行くとみんな除雪をきれいにやっていますということでお話がありまして、私もきのう、おとといかな、利府町のほうに問い合わせをしたら、

除雪を6社の建設会社に頼んで6カ所のエリアを除雪してもらおう。一つの方法だと思うんですね。1つの会社といますか、そこで幹線だけじゃなくて。やはりそういうふうな取り組みをしていて、6カ所に依頼して、重なっているかもしれないけれども5カ所エリアづけをして除雪している。融雪は1,000万円だそうです、融雪剤は。除雪費用は2,100万円。そうするとその塩竈市の先ほどの3,400万円でしょうか、大体それほど差はないぐらいの除雪対策をやっています。それから多賀城で、実は何年前か前、マンモス坂っていう電力の前の坂で小学校の子どもが滑ってきた車で被害を受けた事故がありました。あそこについてもどういうふうになっているのかなということでもちょっと多賀城市のほうに問い合わせましたら、あるメーカーさんに恐らく頼んで、もちろん予算をつけて、あの坂の2カ所に、上のほうと下のほうで温度感知する機械をセットして、道路から融雪剤が流れるような仕組みをつくっているそうです。そうしますと、温度感知ですから50分の一応タイムスケジュールで、温度が氷点下以下になる、どうもこれはガチガチに凍りそうだというときに、自動的に流れていくような仕組みもつくっているようです。

そうしますと例えば私の住んでいるところで、今回は大きな事故はありませんでしたけれども、うちの近くのあの大型の酒屋さん、そこなんかで去年かな、それこそ6台ぐらい玉突きになっちゃったり、結構各市内のところでの関係でそういった事故が相次ぐところがあるんですね。大体その事故があるというのは民家がないところなんですね。日陰、民家、誰も砂をまかない、融雪剤をまかないと、こういうところで。例えばそういう融雪対策でそれほどの経費、2,000万円ぐらいかかるようではすけれども、いずれにしてもそういった他市の事例もぜひ検討していただいて、冬場にとってはやはり市民の足を確保する、除雪で確保する、間違いなく会社に行ける、間違いなく学校に行けるという点でも、安全対策の面でも取り組みを進めていく必要があるのかなというふうには思います。そういうことでの一つの提案的な趣旨も含めて、ぜひご検討していただいて、あとは3月ごろまでいろいろな除雪対策等々についてぜひ万全を期していただきたいというふうに思います。他市の事例、申しわけないですけれどもそういうふうなお話でしたので、そういったことが検討されておったのかどうか。今年度はしようがないですね。今年度についてはしようがないにしても、そういったことも含めて検討の余地があるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 除融雪に関しましては、今回も70年に一度でしたかね、そういった



形で特殊な災害、豪雪災害になっていると思います。除融雪に関しては、この財源の内訳を見てもおわかりのとおり一般財源でございます。この沿岸部は恐らく交付税措置は昔から対象になっていなかったと思います。それで、沿岸部のその除融雪対策、今回みたいなのがたび重なって起きればまた別なんでしょうけれども、やはりこういったものに関しては費用対効果とかを考えながら、最終的には市民生活にどの程度まで影響が出るかと。私が個人的に一番心配だったのが学校通学路です。会社関係云々はそれは影響があるかもしれませんが、やはり子供たちの通学、安全な通学路の確保ということで、最終的にはどうしたかということ、私ら職員がみんな出向いて小学校近辺のところを月曜日・火曜日、五、六パートに分かれて、最終的にはもうそうせざるを得なかったというのが実情です。ですから、予算を措置して業者さんに委託して、それで対応できるかといえ、逆に暖冬のときでは余ってしまいます。そういったものも含めて、今まで過年度にどの程度除融雪が必要だったのか、この塩竈市内で。利府町内云々といっても利府は結構山がございます。山も深いところがございますので。そういったところと、隣接市町村ですからあと後日利府町、多賀城市のほうには確認いたしますけれども、一概にですから云々ということ増額予算を考えたりということは、まだそこまでは考えておりません。市民生活を最低限確保、安全を確保できるような除融雪は考えてまいりますけれども。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。

大変ご苦労さまです。通学路を5つから6つのパーティーで、それこそ直営で除雪対策を行ったというお話ですので、これはやはり市民の皆さんも納得のいく話ですし、市民のいろいろな生活面で万全を期するというところでいろいろ努力されていること、それについては大いに評価し、敬意を表したいと思います。なお、一つの政策提起ですので、こういった形の他市の事例もありますということも含めてぜひ調べていただいて、今後の何らかの除融雪対策の取り組みに生かしていただければいいのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に契約変更についてだけちょっと確認をさせていただきます。引き続きですね。

いろいろな説明がございました。資料7の32ページの関係でちょっと確認ですが、そうしますと契約変更全体でいいますと総額で計算してみたら、契約変更総額で11億5,508万4,000円なんです、総額で。契約増になった、減になったものも含めて4つの変更ですね。そこで、こ

の32ページのところで先ほど右側の図面、つまり地盤の調査というのがあったというお話ですが、先ほどその昭和三十何年ですか、53年ですか、53年のやつで最初見込んでいたようです。ちょっと疑問に感じるのは、それはそれとしてその当時の調査ですからそれはそれで生かすことはあったにせよ、最初から地盤調査をしっかり行ってこういった工事変更にならないような取り組みなりをお考えになったのか。いやそうではなくてこれだけ生かすということで最初からこの部分の、尾島町の下水道工事について当初から考えていたのか。その辺をまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） お答えします。今回のこの工事変更案件のみならず、下水道関係、公共土木施設災害復旧、今回の大災害に伴う国の査定がございました。23年の年末まで全て査定を終えて災害額を抑えなさいという指示もありました。それで今回のこの市内の下水関係のところに関しましては、実際事前の調査ボーリングはどこ箇所もやっておりません。既存のデータがあるところを全部洗い出して直近、近いところの地質データをもとに、それで推定岩盤線というものをに入れて工事を積算し、発注しております。発注して、業者さんが今度は必ず試掘とか確認しなければいけませんので、その段階で施工区間、施工箇所のところの地盤調査を詳細に行って個別の変更を行っていくということが今回の流れになっております。これは塩竈市だけではなくて、下水関係の災害復旧関係は、新規の新しくポンプ場をつくりますというところは別ですけれども、既存の施設災害のところに関しては余りにも膨大でしたのでそういった形で、簡便法と言いますけれども、簡便的に近いデータをもとにして設計を組んで発注して、それから現地をいろいろな形で、今回もいろいろな変更がございましたけれども、その地質・地盤状況に応じて変更して構わないということになっております。急いでとにかく発注しなければならないということもありましたので、こういった形で後から詳細に把握ができたということもございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。そうすると災害査定最優先で、言ってみれば国の査定が先にあったので前段の調査をまず基準にして、ここであらうグラフ、こういった緑の線を一応想定していたというけれども、実際掘ってみて、試掘をやってみたらこういうグラフになっちゃったということですね。そういうふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） このようなケース、変更内容に関しては、県の下水道課を通して全て国の災害担当のほうに全部協議してやっております。ですから、ただ単に発注の後、業者とのやりとりで変更になった、変更にならないということじゃなくて、こういう事案が生じましたと。詳細に調査したところこういった岩盤線の上、変更増あるいは変更減ということで全部、当局というと変ですけれども、下水なら下水サイドのほうの災害の担当、国のほうまで全部報告してチェックを受けております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。大体そういうふうなことでの取り扱いをしているということですので、その辺はまず県とのやりとり、国との関係について了解したところでは。

そうすると、例えばこっちのほうの今回出た4本でしょうか、16、17、18、19、17に今触れたところですが、その辺もいわばこの案件についてはそういう過去のデータを使つての地盤調査ということで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） ただいま建設部長のほうから説明させていただきましたように、地質調査のデータにつきましては既存のものを全て採用させていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。そういうふうなことで対処しているということでは。

私どもは素人ですので、試掘調査というのをよくやって、調査してボーリングして工事の正確を期するというのでよくよくやっていた記憶があります。例えば宮町水路のところも1回掘ってみて実際に調査をしてみたら変更になったという過去の事例もございますので、それぞれ契約に至つての経過について事実確認はそういうことでわかりましたので、この点については終了させていただきます。

市立病院の関係についてちょっと何点か確認をさせていただきます。

先ほど提案理由の中で、市立病院の補正予算の関係で5番のところに載っておりますが、先ほどの提案理由で3ページのところで起債の限度額が第6条として記されております。電気設備。これは電気設備について前段どういう取り組みだったのか最初に確認させていただきます。また今回の起債との関連、それから改めてそういう電気設備等の更新の資本費ですか、その辺の対応等についてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木病院課長。

○市立病院事務部業務課長兼経営改革室長（鈴木康則君） 今お尋ねの補正予算の起債の件でございます。これにつきましては9月議会のほうで非常用発電設備を含みます電気設備の更新事業ということでご提案させていただきました。県の補助事業を活用いたしまして1億2,400万円ほどの電気設備の整備事業を予定しております。そのうち3,100万円ほど一般財源といえますか病院の持ち出し分がございました。県の補助事業以外の部分の持ち出し分を今回3,100万円ほど起債を打ちまして、それを財源振替を行いたいということでございます。非常用発電設備のほかに外来棟のほうの電気、病棟のほうの電気設備、全て30年、40年くらいたっておりまして非常に古いものでだましまし使っているというのが現状でございましたので、この県の補助事業のメニューを使いまして今回一新をするというものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 病院にとっては電気設備、いろいろな電気系統は大事なものでして、例えば本当に老朽化して使えなくなったときには手術もできないということになってしまいますし、これは新しく更新、9月補正で出されたものの予算上の組み替えですが。そうするとこれは大事な事業だと思うんですね。そうすると予算の組み替えもあって起債との入れかえもしたので、大体その完成できる、事業が終了しましたというのは大体どの辺で見込んでいらっしゃるんですか、電気工事については。

○議長（佐藤英治君） 鈴木課長。

○市立病院事務部業務課長兼経営改革室長（鈴木康則君） 今、電気設備の設計等を行いまして3月中には入札、契約を行いたいと思っております。新年度の早々から工事に着工いたしまして、できれば夏場から秋口にかけてまで早い時期に完成したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。

関連して、先ほど菅原部長のほうから今年度の収支見込みというのが28ページのところで説明がありました。現金収支のほうで3,200万円というふうな現金での、いわば現金収支として黒字を確保したということです。前段たしかあのとき25年度の関係でいうとベッド回転率を向上させるというふうなお話があったような気がするんですが、それはうまくいっているんでしょうか。事業としてうまく軌道に乗っているんですか。

○議長（佐藤英治君） 菅原市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（菅原靖彦君） 25年度の入院収益が伸びた要因といたしましては、やはりそのベッドの稼働率が高いので推移したというところがございます。前年度の場合には月によりましてはベッドの稼働率が多少落ちた月もあったんですが、25年度に関しましては年間を通しまして大変高いベッドの稼働率でございます。そういったところから入院収益のほうに反映して、前年度から比べますと収益が入院収益のほうで伸びているというふうな結果に結びついている状態でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 前年との比較、25年度との比較でその稼働率というのはどのぐらいの比較で捉えていけばよろしいでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 菅原市立病院事務部長。

○市立病院事務部長兼医事課長（菅原靖彦君） まず24年度でございますが、24年度の稼働率が93.2%、これは他院と比較いたしますと大変高い数字ではございますが、目標値からしますと目標値には及ばなかったというふうな数字でございます。これに対しまして25年の実績では、これは12月末現在の数字でございますが、97.2%となっております。そういうことで目標とほぼ同数というふうなところまで来ておまして、これが年を越えて1月、2月もさらに満床に近い状態が続いておまして、ここからさらに上がっているというふうな状態でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。そういうことで稼働率を上げたという。病院にとっては医業収益そのものが大事です。

ちなみに総教、各委員会で報告された会計のいろいろな見直しがありますね、貸借対照表。これは私も県のほうに直接確認したら、それはあくまでも貸借対照の関係なのでということですが、一番の基本はやはりこの医業収益の損益計算書になるのかな、損益計算で病院の事業収入を見るというのが一番正確に見ることができるのでしょうか。その辺の考え方を。

○議長（佐藤英治君） 鈴木課長。

○市立病院事務部業務課長兼経営改革室長（鈴木康則君） 会計制度が変わりまして現金の流れは実際変わりません。これがまた26年度の予算、決算になっていきますと今年度よりもより多くの現金収支を確保いたしまして現金を積み増していきたいと院内でも思っておりますので、その辺を含めてこの損益計算書で現金を残すような形でなお26年度、新年度も取り組んでいき

たいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） それでは私のほうからも質問させていただきます。関連する質問等もありまして、市民の方の声もありますので、そういった中から質問させていただきますので、よろしくお願をしたいと思います。

初めに資料No.7の15ページ、また15ページの臨時福祉給付金、そして16ページの子育て世帯臨時特例給付金ということで、関連性がありますのでこの2ページについてまず初めに質問させていただきます。

ことし4月から消費税が引き上げられるのに伴いまして、影響が大きい家庭への負担の軽減策として、住民税非課税世帯には臨時福祉給付金、そして児童手当受給世帯には子育て世帯臨時特例給付金ということで支給されることになりました。ただし、臨時福祉給付金に関しましては住民税が課税されている人に扶養されている人、または生活保護受給者は対象外ということで、対象見込みは7,800人ということ。また、子育て臨時特例給付金、所得が児童手当の所得制限……2万400人ですね、7,800人ではなくて。子育て世帯臨時特例給付金、所得が児童手当の所得制限に満たない者ということで、対象見込みで5,071人ということ。ただし、臨時特例給付金対象者及び生活保護の被保険者等は対象にしないということとなっておりますけれども、そうするとこの2つの給付金を両方とも受けることはできず、この内容を見ますと両方の対象となる場合は臨時福祉給付金の支給となるのか、この辺をちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 子育て世帯臨時特例給付金でございますけれども、16ページのほうの給付対象者でございますようにあくまでも臨時福祉給付金の対象者を除くという形になりますので、あくまでも臨時特例給付金のほうの優先になるということでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。

あと臨時福祉給付金の部分で住民税の非課税限度額ということで、扶養親族等によりまして違うと思っておりますけれども、単身世帯そして夫婦世帯という例を出しますとどのくらいで限度額ということで本市ではやられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 小林税務課長。

○市民総務部税務課長（小林正人君） ただいまご質問のありました非課税世帯、どのくらいの金額かということなんですが、それぞれ申告いただいてその中で判断するような内容というふうになっております。また、年齢によって、65歳以上あるいは65歳未満によっても金額が全く違いますので、それぞれ申告なされてその中で判断していく内容なので、一概に金額ということとはちょっとこの場ではお話しできませんので、それぞれ申告した結果ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。申告した結果によって違ってくるということですね。これも市町村によって違うみたいですので、ちょっとお聞きしてみました。

また、臨時福祉給付金で生活保護受給者については対象外になっているわけですが、ことしの4月に消費増税の影響を盛り込んで生活保護支給額の生活分といたしまして生活扶助基準部分が改定されるという内容もちょっと聞いておるんですけども、この点どういった内容というか、改定というか変更になるのか、その点わかりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（佐藤英治君） 高橋健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） この生活保護基準の改定でございますけれども、今現在正式な通知は一切まだ来ていない状況でございます。ただ報道等によりますと3%上がりますのでそれ相応のという形になろうかなと思えます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。まだしっかりとはないということで、わかりました。

それでもう一つなんですけれども、ことし1月1日時点でということで住民登録している市町村に申請が必要であるということになっていると思えますけれども、これは支給対象者への周知の徹底、あなたは支給対象者になっていますよということで、そういったことでどういった方法をとられるのか、その方法についてお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 今回この臨時福祉給付金等につきましては非課税の方が対象になるということでございますけれども、税情報は個人情

報でございますので、それを使うわけにいかないというのが国の方針でございます。使う場合においてはどのような方法をとるかといいますと、その方々の同意を得て、私どものほうで税のほうの情報を参照していいですよという同意を得た方について対象になるというような状況でございます。私のほうで今考えておりますのは、全市民の方にそういった同意をとった上で、必要な方には申請書をお送りするという形を考えてございます。その段階で生活保護の方なんかはあらかじめわかりますので、そういった通知は生活保護の方には行きませんが、明らかに対象にならない、そういった方でない方については全市民の方に一度郵送で同意をとるという形で進めてまいりたいと考えております。その上でまた今度は私のほうから対象になる方に税情報をいただいて、申請書をお送りして申請書をいただくという形になりますので、そうすると二度ほどそういったアクションがあるのかなと考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。何か申請書を同封するというのを聞いていたものですか、実際聞いてみないとやはりわからないものだなということで、注意しながら、同意を得るのも大変でしょうけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

また、今回の給付金についてはやはり1月1日以降に生活の状況が変わってしまうというか、そういった場合もあると思いますけれども、子育て臨時給付金については例えば支給対象者が違う地域へ移ったりとか、または海外に転出してしまったりと、また配偶者による暴力、DV関係ですけれども、夫婦のどちらかが住民票を移さずに子供を連れてほかの地域へ避難しているとか、あと1月1日に子供が生まれたとか、いろいろな状況がありまして、1月1日に子供が生まれた方は申請をすれば支給対象となると思うんですけれども、DVの場合で言いますと加害者側でなく、やはり被害者側に支給されなければいけないという部分もあると思います。臨時給付金についても同じで、いろいろ状況があると思うんですけれども、事によってはこういった場合、別途の申請が必要になるものかどうか、その点お聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） この1月1日以降、まず1月1日が基準になりますので、その市町村から給付をいただくというのが原則でございます。ですので1月2日以降に引っ越しなされた場合には前の住所地のほうに申請していただくという考え方になります。これについては郵送でという形ができますので、直接その前の住所地の役所に行かなくても郵送でできるということでございます。そういったことはもう全国で



行われますので、窓口のほうで説明させていただきたいと考えておるところでございます。  
それからDVの避難者の方でございますけれども、当然世帯主である配偶者の方が給付対象になるのではなくて、その避難されている方が実際に扶養されているわけでございますので、自治体間で今、申請書を頂戴して、それを自治体の間で調整しまして、同じ市町村にいれば別ですけれども、他市町村のほうに避難されているという場合は自治体間で調整をしまして、こちらでは出さないでこちらから出しますというような形でやる方法になります。それは別の形の申請書を出してもらおうと。それでDVであるということの明らかなる証明も出してもらった上で、間違いなくその避難されている方のほうに出す形になります。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。

あと周知徹底もありますけれども、国のほうでは特設ホームページの開設とか専用ダイヤル、または新聞広告、テレビコマーシャルなど順次に広報を実施されると聞いているんですけども、地方自治体に関する広報においても今回国のほうで何か補助をされるということで聞いていますけれども、本市といたしましてはどういった広報をしていかれるのか、その辺お聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 今回の臨時福祉給付金等の給付金につきましては全額、100%国庫補助でございます。それからそれに関連します事務費も100%補助となつてございまして、本市におきましては今回2月補正のほうで計上させていただいておりますけれども、4月号でまず折り込みで全世帯の方に広報していきたいと、こういう制度ですという制度概要を広報していきたいと考えておりますので、国でも一生懸命広報してもらふのとあわせまして、私どもでは4月あたりからそういう広報紙折り込み、さらにはホームページアップ等を考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

4月の消費税率アップに伴いまして負担軽減策として支給される低所得者向けの臨時福祉給付金、そして子育て世帯向けの臨時特例給付金ということで、公明党といたしましても支援策が本当に必要であるとして実現に向けて取り組んできたところでございます。どちらの給付金も受け取るには申請手続が必要でありますので、対象者全員の方にきちんと周知をされま

すように取り組みをお願いいたしまして、この件の質問は終わりたいと思います。

続きまして同じ資料の17ページ、道路維持費についてお聞きいたしますけれども、これは事業費といたしまして450万円ということで、見ますと本当の暫定的な処置だと思うんですけども、震災以降、大きい道路にかかわらずやはり傷みが激しいのかなということで、車で、または歩いて回ってみますとそう感じられます。暫定的な、ひびが入った場合、何かゴムみたいなもので修正とかいろいろしているようでもありますけれども、やはりすぐに割れてきたり損傷になってくるといところもありまして、もう一回は舗装し直しが必要ではないのかなということで考えているわけですが、こういった部分の計画等は考えているのでしょうか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） お答えします。

議員おっしゃるとおりです。舗装路面に関しましては今回の大震災でもクラック、亀裂が入ったところ、それから大きく陥没したところとかと、一応災害査定の要件がありまして、できる限りとるといことで、これは市町村だけでなく県のほうも、全部そういったことで対応していました。ただし、そこから外れる部分、それからどうしても老朽化も進んでいるところもあります。それで本市としまして24年度補正を活用しまして、この25年度なんですけれども、国の補助調査をいただきまして路面性状調査ということで市内46路線、大体25キロメートルぐらい調査いたしました。ひび割れとわだちというか。ひび割れというは亀の子状になっているクラックですね。あとわだちは車輪のわだちです。一応それを全部調査しまして程度をみんな押さえています。

それで、まずは同時にそのひどいところを補助で見てくれるということもありましたので、去年とことしにかけて、約2キロメートルぐらいの路線については補助事業。社会資本整備交付金ですけれども、補助事業で対応することにして、ことしも今やっております。26年度も国のほうでオーケーいただければ、26年度当初には手を挙げておりますので。問題なのはそのほかの路線です。道路維持補修に関しては、今回も本当にぎりぎり申しわけないんですけども、450万円プラスということでお願いしていますけれども、一般財源です。これはどこの市町村もみんな一般財源で苦労しているというところがあります。それで今年度行ったその路面性状調査も含めて、先ほど補正の説明をいたしましたけれども、路面だけじゃなくて道路の構造物、施設もろもろをとにかく点検しなさいということで、それらも含めて今後の国の動向、

強靱化策じゃないんですけども、要は今の施設を有効活用して生かしていきなさいと。とにかく長寿命化を図って、長く、壊れるまで待つんじゃないで、そういった形で対応をとりなさいよということもありますので、完全にもう自治体の一般財源だけの対応ではこれから賄えないと思いますので、そのあたりのいろいろな事業メニューなんかも見定めて対応していきたいと思えます。

何もしないというわけではなくて、せつかく去年やったこの性状調査。あくまで補助に該当するものは補助に手を挙げます。3年ぐらいでその補助に該当するようなところは終えますけれども、そのほかに細々路面が悪いところはいっぱいございます。そこに関しても、やはり問題なのは優先順位と、交通量だけではなくて、今回、踏み込みますけれども、防災計画で避難路とかという形でこれから位置づけになってきます。ですから同じ市道、管理道路といってもやはりいろいろな意味合いを持ちますので、どこを重点的に直していくかということも踏まえて、その防災的な、もちろん学校周辺とか、そういったところを優先重点化を図って取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤英治君） 小野幸男議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。国のほうでも予防、保全、長期寿命化ということで施策を進められていると思うので、今後事業メニューで出てくるのではないかなということで私も期待はしているんですけども。そういったときに、今回はこの17ページの図に示している地域ですけども、このほかにもあると思うんですね。ですので、そういったところも今後計画をしながら順次進めていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

では続きまして同じ資料の18ページ、除融雪対策費についてお聞きをしたいと思えます。今回の大雪、本当にすごかったわけですけども、今回の大雪で除雪作業、融雪作業とあったと思えますけれども、この雪で手間取ったり進まなかったり、いろいろな状況があると思うんですね。また、市民の方からの声などもあると思うんですけども、本市においてはこの辺はどういった状況だったのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 異常気象だからということでしょうがないねというわけじゃなくて、やはり今回、塩竈市だけではないんですけども、今回問題になったのは排雪作業です。要は除雪といいますとどうしても道路を思い浮かべるんですけども、家庭内からの、敷地内からの雪が道路にまかれるということがもうあちこちで起きていたようです。これは塩竈市だけで

はないですので誤解を招くとあれですけれども。ですからこういう大雪、異常気象のときどうかですけれども、やはり雪は万人に降りますから、だからみんなで、今後どういうふうにするかというのを内部でも考えたんですけれども、建設部だけ、道路管理だけじゃもう手に負えないと。ですから町内会単位云々で。一つだけ今回臨時に措置をとったのは、排雪作業を今もう氷の塊云々と今週月曜日からやっているんですけれども、伊保石公園と、ちょっと調整池の名前を忘れたんですけれども2カ所に、そこをセットしまして、そこに全部もう集めると。泉沢調整池ですか。ということで、もう臨時の措置だったんですけれども、例えばこれから公園の利活用という意味で、もうこの公園に持ってきてくださいと。こういう大雪のときに公園利用云々する方がどうかあれですけれども、緊急措置としてやはり公園の活用とか、あとは町内会でどうしても広い土地がある駐車場のところは集めやすいというものもあるんでしょうけれども、みんな民有地ですから。ですから公園の利活用とか、それから調整池とか市有地、遊休地関係とか、そういったところにみんなで排雪したらどうかとか。今回のケースで一番困ったのはその排雪作業ということで、これは課題として今はもう建設部でも捉えていますので、市民防災サイドとか、あと町内会との打ち合わせとかにも、こういった異常気象のときの雪の持っていく方をどうするかというのも一つの市民との意見交換で上げようかなと思っております。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。

今、排雪作業ということで質問しようかなと思ったんですが。今回のような大雪になると除雪を行っても結局、道路脇に積み上げられて、やはり狭い道がまた狭くなるというような状況で、歩道も確保できなくなるという部分があるわけで、本市にとって排雪、または豪雪地域ではないですけれども雪捨て場があったりするのかなと思ったわけです。今、公園等そういうところを使ってというお話がありましたので、この点についても今後やはり考えていかなければいけないのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に2番の作業計画等の中に砂缶の設置ということでありますけれども、これは今年度はどれくらい設置されて進められてきたのかお聞きします。

○議長（佐藤英治君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 具体的な数字はちょっと手元に資料がございませんが、例年ですと約400カ所弱ぐらいに設置をしていたように記憶しているところでございます。特に坂道等で、距離的に近いところであっても地元の皆様のほうからのご要望をいただい

た箇所についてはできるだけ設置をさせていただくような工夫をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。昨年も聞いたんですけれども、昨年は288カ所だったんですが。かなりふえたなという感じもありますけれども。この辺は道路等の状況もありますので設置場所の関係はいいと思いますけれども。

ただ、砂缶はいいですけれども、やはり凍ったりすると坂道等がどうしても多いので、融雪剤だけでも設置箇所なんかをちょっと考えてもらえないかということで要望も、声もあるわけですけれども。来ていただければ1人1袋ということで配布されているのはわかりますけれども、そういった声もあるのですが、こういった点をどう考えているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 千葉次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） 先ほどもちょっとお答えさせていただきましたが、道路上への砂缶とあわせまして融雪剤を今、置かせていただいております。この融雪剤を置いている箇所につきましては、これまでの経過の中で地元の町内会の皆様とお話をさせていただきながら設置をさせていただいていたということでございます。我々といたしましては、現場的には今現在対応させていただいているところで十分ではないかなという判断をしております。ただ、今回のような大雪になりますとまた状況がちょっと変わってまいります。先ほど融雪剤については市のほうに来ていただければこちらのほうでも配布というお話をいただきました。今回もそのような対応をさせていただいております。通常の場合ですと1袋とかというようにお話をさせていただいていますが、状況に応じて今後は袋数を多くお持ちいただいて、できるだけ市民の皆様のご協力をいただきながら融雪への対応というようなことも重要なことではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○2番（小野幸男君） わかりました。

雪が降った場合、町内会みんなで雪かきをするわけですが、なかなか最近が高齢化に伴いまして男の手も少なくなっているところもありまして、または女性ひとりの世帯とか、いろいろ地域によってあるわけでありまして、そういったところはある程度した上で融雪剤が必要になってくるということでありますので、その点ちょっと考えていただいて今後の対応策

としていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

あと市内を車等で走りますと勾配がきつくて本当に危険と思われる箇所が何カ所かあるんですけれども、除雪・融雪の手が回らないというところもあると思うんですけれども、そういった箇所もやはり早く除雪、凍結防止が行われて安全確保をと思っているわけですね。それで先ほど伊勢議員のほうからもありましたけれども、多賀城市の件で、実は私もこの定置式凍結防止剤散布装置というんですけれども、それを聞きに行ってきました。担当課長さんにもお力をいただいて聞いてきたわけなんですけれども。降雪及び路面凍結の気象条件をセンサーで検出されて、タイマーと連動して凍結防止剤を自動散布する装置だということで、2台、マンモス坂ということで先ほどもありましたけれども、2台設置されておりまして、坂の中間と上の部分にその融雪剤が出るパイプというか管が通っているわけなんですけれども、そこからもうフル稼働していきまして、温度とかを感知して散布されると。それで車が通ったり何かするとそれに紛れて広がって行って、凍結防止とか除雪の部分で安全が図られるということなんです、機械2台で2,000万円ぐらい、また作業等管理は委託していて200万円ぐらいということで話しておりました。もう効果はかなりあるということで、このマンモス坂ですと以前は通行どめとかいろいろあったわけなんですけれども、今回の雪によりましてもそういったことはなくて、きちっと整備されていたというところもありますので、こういったものを設置はできないものかということで私も考えていたわけなんですけれども、どうなんでしょうか。道路の広さ等も関係してくると思いますけれども、今後やはりこういったことは必要じゃないかと思うんですね。そういった危険箇所だけでいいんですね。結構急な坂がありまして市民の方も大変心配になっているし、またそういったところが通学路にもなっていて、万が一朝、そこで滑ったとき、通学している子供さんたちに突っ込んで事故になるということがあっては大変だと思っているんですが、この辺をどう考えるか、今後そういったことも考える余地はあるのか、その辺お聞きをしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） マンモス坂ですか、調査研究いたします。済みません、私、全然認識がなくて、その自動的に出てくる云々とかというのは私も経験上、薬菜山のふもととか鳴子のほうで冬場の融雪、お湯が出る、水が出るという工事をやってきていました。ただ、沿岸部、まあ坂道云々ということはあるんでしょうけれども、こちらでこういった話、申しわけありません、初めてきょう伺いましたので、まずは現場に行って状況を確認して。市でも本当にこう

いうものが必要だということが判断できれば、もちろん取り組めればいいんでしょうけれども、やはり坂道がいっぱいありますので。ですからそのあたりも含めて少し研究させてください。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） 私のほうからは、議案第3号のうちで道路ストック総点検事業、まずこれについてお伺いいたします。

議案の説明で部長のほうから細かな説明がありました。最初この資料を見ただけでは、私が思ったのは無駄な点検作業かなんていうふうに考えました。といいますのも、市道の管理上、やはり毎年点検が必要ではないかと。そういった点検のデータがあつて、それをまとめ上げればもう点検のデータがみんなできちゃうという、私は石油会社の検査の仕事をしていたものですから、当然そういうことであろうというふうに思いまして無駄な作業だと思ったんですが、部長の説明を聞くとほとんどそういった点検作業はやられていないのかなというふうに思いますが、その実態をまずちょっとお聞かせ願いたいと思います。簡単をお願いします。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 作成資料がちょっとわかりにくくて申しわけございませんでした。

今の点検に関してのご質問ですけれども、通常、市内の幹線道路に関して一応週2回のパトロールというのを行っております。これらパトロールに関しましては異常な箇所を発見して早期に対応するという、言ってみれば対症療法的な形で、常にそういった形で巡回パトロールをしているというのが実態でございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） 私としてはやはり先ほど言ったように年1回ぐらいは総点検をします。その中でも附帯する設備もあるだろうし、主なところでは、大きなところでは橋梁関係も、これについても目視点検1年ごととか、2年ごとに溶接線の部分検査をすとか、そういった類いの検査があつてしかるべきだと私は考えているんですよ。それがなされていないというのはちょっと、甚だ残念なことだなというふうに思うんですが、実態はそうだったということでこれ以上追及しても仕方がないので。今回部長の説明の中でいろいろな検査をするようですが、最終的には整備カルテを作成するというような話が説明の中でありました。これはやはり大切なことで、それぞれの点検結果をきちんとまとめ上げて、検査スケジュールもある程度決めておけば、これがもう基礎になってそういった点検、それから保守・点検というサイクルに乗って

いくかなというふうに思っていますので、これについては力を入れてよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

続いて議案第16号関係、これは件数が結構多いんですが、先ほど伊勢議員さんよりも質問があったわけですが、やはりどの工事でも地質の状況に左右されるところがあるわけです。そして先ほど回答を聞いておられますと過去のデータから割り出していると。それで私が気がかりなのは、過去のデータで、そしてなおかつ粗雑、粗雑というのは表現が悪いですが、サンプル数も少ない中、それをもとにいわゆる見積もりをやるわけですね、競争見積もりを。それ自体がちょっと無茶な話じゃないかなという。そういうところをちょっと感じたものから、それについてはどういうふうを考えられているのかちょっとお答え願ひたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 過去のデータを使って、要は設計が粗いというご質問だと思います。そうやらざるを得なかったというのが実態です。災害復旧というのは既存の施設を直すということなので、原形復旧とよく言われますけれども、もとに戻すということが災害復旧で、それでいろいろな問題が世の中で起きていますけれども、一応新規でつくるわけじゃないので今のものを直します。議員おっしゃるとおり事前に調査して、100メートルのところを20メートルピッチで5カ所ぐらいボーリングをやって、きっちり地盤を押さえて、設計もちゃんとかけて、水位もはかって、ここの20メートル区間は地盤改良が必要だ、さらにここは昔の山とか岩があったところなので地盤改良は要らない、こっちは要る、きっちり出して本当は発注したいところなんです。ですけれども、もう数も数、そのボリュームもボリュームですので、まして災害復旧となると事前のその調査費がつかないまま実際は設計を組んで発注しているのが実態です。ですから、本来ならば一般的な工事をやる場合は本当は調査して、その地下のほうの状況も全部把握して、変更のないように発注はしたいです。ただし、いかんせんこの災害復旧というのはもうすぐ金を押さえてすぐ復旧しなさいと、まして今回のような、もうこれは塩竈市だけじゃございませんので、というその流れもありましたので、もういわゆる概略発注というか、ある程度の既存資料で見切りをつけて積算して発注すると。それが現地に合わなかったらちゃんと変更していいですよという国のほうの指導もありますので、それでみんな今回対応してきているということです。ですから、何度も言いますが、きっちり調査して変更のないような工事は私もやりたいと思いますけれども、今回の災害復旧に関してのその流れ的には、いかんせんもうスピード、それから早期に仕上げろというふうなこともありましたので、このよう



な形でみんな進めているというのが実態でした。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） 実態はそうで、私も心情的にもよくわかるし、ああそうだろうなというふうに思うんですが、考え方をちょっともとに戻すと、過去のデータ何点かでこういったやつですよと。最終的に掘ってみて、それで変更も認めますよというような形であれば、正規の競争見積もりが成り立たないんじゃないのかなという、そういうことは考えられないでしょうかね。私はそう思うんですよ。ですから落札できそうなちょうどいい、極端な話、本来の算定ではなくて、とれそんな金額を設定して、とってしまったらあとは掘って実際のあれで、実績でもらうんだと、契約するんだという考えであつたら、本来の競争見積もりの、競争にもならないのではないかなという。実際はこれは何社かももちろんそれぞれ、まあ4件か5件ありますのであれですが、みんな1件だけの応募ではなくて数件はあつたわけですよ。

○議長（佐藤英治君） 鈴木部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 工事の発注におきましては、これこれしかじかというその図面から積算条件から業者さんに全部提示して、今回一般競争入札で発注しております。おととの契約の調書がございませんのであれですけれども、恐らく何社か手を挙げていたはずだと思います。はずというか、想定で言うのもあれですけれども。発注のときは同じ条件というか、内容はみんな一律に均等で出していますから。その中で、今回変更があつたのはこの4件だけではございません。議会案件1億5,000万円以上の案件ということで議会手続上出していますけれども、議会案件にないその他何百本という工事箇所は皆変更しております。こういった条件でいかがですかということで、一般競争入札をお願いしますということで業者さんに出します。その条件を皆のんでというか、それで積算して業者さんは応札、入札してくれます。その後変更はちゃんと甲乙協議で、請負契約書にもちゃんと載っていますけれども、変更が生じた場合は協議して、甲乙協議ということになっていますので、役所の指示が云々とか業者から一方的に言われてきたからじゃなくて、ちゃんと協議してお互い納得して変更していくと。減の場合もそうです。ですから、これは競争に当たらないんじゃないかとかという観点は私は認識しておりませんので。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 議案第16号から第19号の一般競争入札におけます参加業者数のお話というふうに伺っていますので、お答えいたします。まず議案第16号につきまして

は、一般競争については4社参加してございます。それから議案第17号に関しましては5社で  
ございます。5社参加してございます。第18号につきましてはこちらは4社、それから第19号  
につきましては3社が参加するというような内容でございました。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。そうすると全部が変更あったと、大体の過去の  
あれはですね。了解しました。

その中でも過去のデータだけで発注するというのも、確かに忙しいというのはわかるんです  
が、素人が考えてもちょっと地盤がかたいのか、岩盤なのか、それから砂の層なのか泥層なの  
か、何かちょっとした鋼製のくいを打ってみれば、ああここはやわらかいんだ、掘りやすいん  
だ、かたいんだ、これ以上進まないでこれは岩場だなという、そういった判定ぐらひはもう  
簡単に済む簡易のくいを打って地盤を調査する、そういったことも可能かと思うんですが、そ  
ういったものを過去のデータと抱き合わせてやれば結構精度の高い地質調査につながるのかな  
というふうに思ったりもするんですが、そういったことの実績はないのか。知り合いに言っ  
たらそんなのあるよというようなことをちょっと聞いたんですが、そういった手法を絡めて精度  
を上げるということはどうでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 鈴木部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 地質の調査に関してはいろいろな種類がございます。多分今のいろ  
いろな調査があるというのは、例えば弾性波探査とか電気探査とか、いろいろな地下の見えな  
いところの土の状態、岩の状態を確認する調査はいっぱいございます。今回のような場所、つ  
まり200ミリメートル、300ミリメートルの管をずっと入れていく箇所に関して、やはり一番確  
実なのがボーリング調査です。その場所のところにボーリングマシンを入れてその地質を  
柱状に抜くんですけれども、それで確認するというのが一番確実でございます。それでその土  
の状況、水位の状況、それから土のかたさにも程度がありますから、そういったものを全部試  
験して出していくというのが一番確実で、安全な確認方法になります。先ほど議員さんがおっ  
しゃったそのいろいろな調査がありますというのはもちろんそれはそうなんですけれども、弾  
性波探査とかのほかの調査に関しては、目的物がほかの広範囲にわたって、例えばこの地域に  
大きな工場を建てようとしたときに、じゃあ大体おおむねどういうふうな地盤になっているか  
という、広範囲にわたって調査する場合はこういった調査がありますねとか。こういったもの  
をジャストポイントでここは下水管を入れてありますから、その下がどうなっているかという

のはやはりボーリング調査というの一番確実で適切な調査方法だと思います。いろいろな方法はありますけれども、今回の下水に関してはボーリング調査がやはり一番適切だと思います。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。

私は過去のそのボーリングデータやらとあわせてそういった検査をやれば現状把握の精度を上げることができるのではないのでしょうか。ボーリングは1カ所当たり何十万円と高いというのを聞いておりますので、そういった簡易な検査をやればボーリング1個の分で例えば10カ所とか20カ所分をやれるとかというふうになるので、という提案をさせていただいたことです。

それからもう一つ話は移りますけれども、ここはこの工事の中でやはりかたい岩盤層が出てきて矢板が打てないと。そして硬質の矢板を打っているわけですが、これは従来の矢板を打って打てないということはそれだけかたくてしっかりした地盤なので、もう矢板も必要とせずにあとは掘れちゃう、崩れたりほしないというふうな判断はできないものかなという。ここまでしてこの硬質の矢板を打たないといけないのかなという、そういうちょっと疑問が素人考えであるものですから、これを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） こういった土木工事、特に開削で深く掘りながら工事を進める際にはいろいろな基準がございます、そういった基準のもとに我々は設計のほうを進めさせていただいております。そういった中で掘削深さが4メートルを超える場合にはやはり強固な土どめを使わなきゃならないという考え方がございます。今回の対象箇所につきましては掘削深さが約6メートルでございますので、まずはそういった安全な作業環境をつくるということでの整理が必要でございます。一方また当該箇所につきましては地下水も確認されてございます。ですからそういった安全に作業をするためにはそういった地下水への対応ということも当然考えなければなりませんので、そういった視点から今回岩盤の中にも矢板を埋め込んで止水対策を実施しているということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） 何点か質問いたします。

資料No.3の6ページ、繰越明許費についてお伺いいたします。

初めに、この議会を直接傍聴していらっしゃる皆さんや、ケーブルテレビやFM放送で視聴

されている市民の皆さんも大勢いらっしゃるかと思います。市民の皆さんにとって繰越明許費というのは聞きなれない言葉であるかというふうにも思います。私も念のため広辞苑を調べたんですが、繰越明許も載っておりませんし、明許という言葉も広辞苑には載っておりません。そこで市民の皆さんへの説明の意味も含めて、繰越明許費とは何かについて簡略に私自身が述べた上で確認をさせていただきます。

国会のようにボードを用意してきました。ボードといっても七文字だけなんですけれども、テレビに映るように。繰越明許費というのはこのように書きます。繰越に明るいに許す費と。この繰越明許費というのは単純に繰り越しを明るく許す費用だよという意味ではなくて、ネットで調べたところ、会計経理用語で、繰越明許費とは地方自治法第213条に規定されていると。予算が成立して事業を執行する中で、その年度内に事業が終了しない見込みとなった場合に予算を翌年度に繰り越して執行することができるものと。この翌年度に繰り越す額を繰越明許費と言いますと、このように大変わかりやすく書いてあったわけなんですけれども、自問自答してしまいましたが、この理解でよろしいかどうか。またよりわかりやすい補足があればご答弁をお願いします。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 正確には自治法上の文字では5文字になります。全て漢字になります。

まず自治法上のお話を申し上げますと、これは大原則と、予算の原則の中でいわゆる会計年度独立の原則というのがあります。つまり、その会計におけます歳入でもって歳出をきちんと出していくと、それは1会計年度の中、つまり4月から3月までできちんと執行することというのが原則になっております。ただし、今お話がありました自治法第213条の中の例外規定というのがございまして、それが年度内に終わる見込みができなくなったという場合にあっては翌年度までに一度繰り越すことができるというのが繰越明許費という内容になります。これは一つの予算として計上されるものでありますので、当然ながら議会の議決事項というふうな内容になります。なお、額につきましては当然事業費にあって一部執行しているもの、例えば工事でしたらば前払金を支出していますと、残った分を翌年度に繰り越すということで、限度額という意味合いになります。中には未契約というケースもございまして、一定程度これが限度として議会の議決を得て翌年度の予算として執行することができる、これが繰越明許費というものでございます。

以上です。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） 正確には漢字5文字だというのは私も知っていたんですけども、より市民の皆さんにわかりやすくということで平仮名を入れさせていただきました。

この6ページの繰越明許費、去年は101億円超でしたかね、ありましたけれども、今回79億6,366万8,000円と、来年度に繰り越す額はかなり巨額になっております。そしてまたこの表のとおり10億円を超える大きなものでは水産加工業施設整備等支援事業の約13億円、下水道事業特別会計繰出金の同じく約13億円、災害公営住宅整備事業の約18億円があります。さらにまた津波被災地域の土地区画整理や道路整備事業、道路・橋梁の復旧事業などについても予算が来年度に繰り越され、その件数はこの表のとおり合わせて28事業、総額は申し上げたとおり79億6,000万円余にも上っています。これらの事業の多くは災害復旧・震災復興事業であり、緊急を要する事業だと思います。

1つ目に、なぜこれほど巨額の繰越明許費になったのか伺います。2つ目に、これらの事業の多くは災害復旧・震災復興事業であり、緊急を要する事業であるということについての認識をお伺いします。3つ目に、25年度はまだ残されています。これらの事業について年度内の早期発注や年度内の契約の見通しはあるのかどうか、どのように取り組んでいるのか。以上3点についてお尋ねします。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 金額については確かに巨額だというふうに認識してございます。昨年度の101億円というのに比べれば確かに20億円ほど減っているように思いますが、実際にはこれは大きな金額の繰り越しということになります。現状から申し上げますと、やはり昨年度のその繰越明許費のまず処理といいますか、発注というものをまず先んじてやらなければいけません。昨年度も同様に災害復旧並びに災害の復興交付金事業ということで、全て緊急を要するものが実は大きな金額となっております。まずこちらを優先的に発注するというところに力を注ぐというふうにさせていただいております。当然ながら復興交付金事業、それから災害復旧、特に25年度予算としては大きく計上させていただいております。そういった緊急を要する事業も当然ながら予算計上するという流れの中で、なかなかその25年度の発注がおくれてしまっているというのも事実かというふうに認識しております。その金額についてはおっしゃるとおり巨額であると、我々もそう考えております。それから今お話しされましたように全

て緊急性が高いものでございます。当然ながら年度内の発注に向けてということでこれまでも努力をさせていただいております。特に契約上の中での不調というのも昨年度からまだ引き続き発生してございますので、そういったものに対応する設計の見直し等も急いでやっていくという流れもこちらのほうでは進めてございます。それから、年度内の契約の見通しということでございます。お話しのとおりこちらで未発注になっている事業は全て財政のほうでも押さえておりますので、これは設計担当のほうで行っています担当の課と十分な協議をこれからも詰めまして、できるだけ年度内に発注して年度内の執行にできるだけ努めると。その中でその限度額をできるだけ下回るような、そういった予算執行にこれからも力を注いでまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） 1つ目の質問について、発注がおくれているというご回答だけだったんですが、巨額の繰越明許費になぜなったのかと。人件費の問題とか、例えば資材高騰の問題とか、そのおくれた要因が何々あるのかということを具体的に知りたいんですが、お教え願えればと思います。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） おくれている要因の中に先ほどもちょっと触れました入札の不調というのがございます。ただ、昨年度、24年度と比較いたしますと、この1月末現在で昨年は28件ほど不調となっております。25年度におきましては1月末現在でその半減の14件というふうに、去年の大体25%から今回は14%までの不調率というふうに何とか抑えてきています。その理由でございますけれども、当然ながら今、人件費あるいは資材の高騰、いわゆる物価スライドに対応した契約の変更というものの流れでありますとか、それから技術者が不足しているというふうな実態もございますので、実は本市としましては技術者の緩和要件というものを昨年から実施してございます。例えば技術者でありますけれども、中には現場代理人の設置の緩和、これは8,000万円以下の工事にあつては2件まで兼務ができるというふうにしておりましたが、これを金額の条件を撤廃しました。いかなる場合であっても現場代理人を2件まで認めるというのが1点。それから2つ目としまして、入札におけますその技術者のほうの要件緩和も行っております。通常1つの工事に対して技術者は専任という形で1件に当たり1人というのが条件になります。

当然ながら複数の工事を発注した場合にそれらの技術者が重複するということになりますと、

通常ペナルティーが課せられます。それを複数のエントリーという形で、例えばA工事についてAさんが技術者、B工事についてAさんとBさんを2人ともエントリーすることができると。片方がとれば片方を辞退ということで、それにはペナルティーを課さないというふうな緩和でありますとか、それから発注の時期に応じまして実際の技術者、施工している工事の期間に重複がなければ、それを一部その工事の施工期間が重複してもそれが可能とするような、そういった緩和措置も行っております。例えばですが、間もなく工事が終わると。その場合に次の工事の発注・入札がありますと。通常入札が終わってから準備工等がありまして、実際の着手日が、着手予定日というのが大体45日から60日後というふうなのが一般的になります。つまり、通常の今行っている工事が終わると、次の工事が終わる予定日が60日後であれば、その予定日の提出によって技術者の重複はないというふうな緩和措置というのも行っておりまして、昨年12月から本市としてはそれを導入しております。実績としましてこれらによりまして24年度に比べますと不調率が半分になってきている、不調件数が半分というふうな中身になってございますし、実際にこの制度を取り寄せておりますのが今現在として同時に行っているのは宮城県と本市のみというふうな状況でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 今、高橋議員のほうからなぜ繰越明許、理由をはっきりと教えてほしいということで、財政課長のほうから大まかなご説明を申し上げました。私のほうからは、その要因の部分について大きく分けておりますので、説明させていただきたいと思っております。

まず79億6,000万円余の繰り越しの理由でございます。まずこれは大きく2つに分けられると思っております。1つは市の事情、そしてもう一つは他の要因ということで分かれると思っております。それでまずは他の要因の内訳、さらに3つに分かれるかと思っております。それで、他の要因の中で、まず予算執行上どうしても繰越金が生じるものということで、総額38億6,200万円余の額が生じます。これは内訳といたしましては、まず説明申し上げました国の25年度の最終補正で予算計上をお願いしておる部分です。これはどうしても、もう予算を認めてもらってから事業着手ということでございます。この額が6億5,000万円余です。また、水産加工業の共同施設の整備支援事業といたしまして今年度15億円の事業費を認めていただいておりますが、この交付金事業が13億1,250万円ほどでございます。それともう1点、災害公営住宅整備事業ということでURのほうに発注してございます。これが18億3,500万円余でございます。これは浦戸とかそういったところの、既に発注しておりますが、どうしても期間中執行できないということで、

これだけでも38億6,200万円でございます。また、他の要因の中でもどうしてもやむを得ず繰り越さなくちゃいけない主な事業といたしましては、防潮堤の高さの部分でまだ合意形成がされていないという理由で、これまた6億4,000万円余の金額が計上されます。それと都市計画の手続が必要で合意形成がなされていないと、海岸通の再開発の事業費でございます。これが8,000万円で、これだけでも8億4,000万円でございます。また、入札不調による繰り越しがございます。これが総計1億、失礼しました、1,000万円でございます。次に市の事情といたしまして、地権者等相手方の事情によっておこなっている額が5億8,900万円でございます。これはご承知のとおり北浜地区あるいは藤倉地区の土地区画整理事業の用地交渉のおくれでございます。また、市の事情のもう一つは事業進捗のおくれでございます。これが27億2,300万円ということで、下水道あるいは今発注をお願いしております魚市場B棟、あるいは防災集団移転事業といたしまして3億6,000万円余。それと、新浜町杉の下線の拡幅事業、これで1億8,000万円ほど。こういった事業でどうしてもやはり繰り越しが出てくるということで、本当に市の事情というよりは他の要因が半分以上を占めているということをご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） 大変詳しくご説明いただきまして、この79億円の理由がよくわかったわけですが、何回も強調しますけれども、やはり全て喫緊の課題であるという観点から、一刻も早い事業の進めをお願いしたいというふうに思います。

それとこの繰越明許について最後の質問なんですけれども、認識の問題なんですけれども、先ほど市長からありました提案理由説明要旨の5ページ、6ページなんですけど、議案第7号について、真ん中辺に繰越明許費についてはということで災害復旧費・復興事業費などと。それからその一番下の4番目の議案第8号については6ページの上から2行目、繰越明許費につきましては公営企業災害復旧事業費を計上すると。そしてさらにNo.3の6の11款災害復旧費では道路橋梁災害復旧事業と、何を上げたかといいますと、要するに復旧についての事業のおくれがこれだけあるということも上げたわけですし。復旧の事業が当然まだ完全に終わらないのはいろいろな事情があるかと思いますが、復旧がまだ完全に終わっていないという認識は共有させていただいてよろしいのでしょうか。お尋ねします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。



○市長（佐藤 昭君） 今、副市長からその理由についてはいろいろご説明させていただきましたが、私どもは全ての事業について一時でも早く、被災に遭われた方々に安心安全を提供させていただくということですので、十二分に私も認識をしながら事業促進に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） お伺いしたのは来週の施政方針に対する質問で、その辺の認識がどうか確認しておきたかったと、下準備ということで最後の質問をしたわけです。

続きまして資料No.4の28ページです。お開きいただければと思います。補正予算説明書ですね。

生活保護費の問題ですが、2億980万6,000円、大きく減額補正された理由をまずお尋ねします。

○議長（佐藤英治君） 高橋健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 生活保護費でございますが、私どもで毎年度予算編成する際に用いる数値が、大体12月に予算編成いたしますので、12月1日現在の生活保護の受給者の方をベースに考えるところでございます。それで平成25年度の予算を編成するに当たりましては24年12月1日あたりの人口からその後どう推移していくかという形で推計するわけでございますけれども、震災後、24年度は復興需要というものがございましてある程度有効求人倍率が1を超える状況が続いておりましたけれども、一段落つくということで25年度はある程度求人倍率は下がっていくだろうと、今現在0.8ぐらいでございますけれども、そういった予測がまず1つございました。それから見舞金、義援金等で廃止された方がその義援金がなくなればまた生活が苦しくなるという形で、その方々が25年度には申請あるいは実際に生活保護のほうを受給されるのではないかなというような見込みがありましたので、私どもで24年12月に759人だったんですけれども、そこから800人、41人ぐらい増加するという数値を出させていただきまして、今年度、25年度の当初予算を編成させていただきました。今現在、その後でございますけれども、ことしに入りましてやや減少の傾向で推移しております。理由としましては民生常任委員会でも報告させていただきましたけれども、今一生懸命になって就労支援のほうをさせていただいております。それから年金とか、あるいは障害年金というような他法の活用、それから身内の方の援助が可能であればそういった方々のことも相談に応じまして、もちろん死亡なさった方ですとか転出なさった方もいるわけございま

すけれども、そういったこともありまして、今現在、昨年の674人からふえる見込みが実際には85人減少という形で推移しました。百二十数人のこういった誤差がありまして、今回こういった2億円の減額補正ということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） それでは質問させていただきます。

大分財政のほうにちょっと方向が行きましたが、もう一度議案第3号のほうに戻っていただきまして、市民生活に関連した事業ということで質問をさせていただきます。

それでは、資料No.7のページ13番、（仮称）浦戸ステイ・ステーションの整備についてお尋ねをいたします。旧浦戸第一小学校及び旧浦戸第二小学校を漁業体験従事者等が短期居住できる施設や地域住民が交流する施設、また防災避難施設として整備し、Jターンなどによる新たな漁業従事者や新たな島づくりの担い手等を確保しようとするものというような概要になっております。事業内容といたしましては、まず旧浦戸第一小学校、建築年度が昭和43年度、それから旧浦戸第二小学校、こちらが昭和45年度ということで、大分年数がたっております。現在の建物の状況、現況はどのようになっていますでしょうか。お知らせ願います。

○議長（佐藤英治君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） 現在9月議会でお認めをいただきました耐震診断並びに基本設計業務のほうの発注をしております、この2月末にその成果が出てくる見込みとなっております。その中で耐震診断の状況としてはおおむね良好な状態というか、数字が出てきておまして、心配していたほど大規模に耐震補強が必要だというふうな状況にはなっておりません。ただ、ちょっと一部やはり老朽化しておる部分がございますので、そういったところをさらに安全性を増すような形で、それから避難所等も想定されておりますので、幾分かでも快適に過ごしていただけるようにきちんと改修してまいりたいというふうに思っております。電気設備等については、ほぼ校舎の部分については電気設備、消防設備については使いものにならないというふうな状況になっております。躯体については今のところさほど心配な状況にはないというふうなことでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 阿部かほる議員。

○7番（阿部かほる君） 26年3月、来月ですけれども、実施計画というところで用途変更あるいは耐震補強設計ということで進んでいるようでございます。

それで、ちょっと私もお聞きしたいんですが、この短期居住という言葉が使われております

が、一応この施設、短期ってどのぐらいの設定をしているのでしょうか。お知らせください。

○議長（佐藤英治君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） 大きな目的として、浦戸の集落、浦戸の産業を支える人をふやしたいというふうな大きい目的がございます。まず今あります文化財保護法と、それから市街化調整区域というふうな規制の中においては、浦戸地区に新たに家を建てる、あるいは既存の家を買ってそれを改修するということができるのは一次産業従事者というふうになっております。その一次産業従事者になるために必要な期間というのが、一次産業従事者というのはどのぐらいの漁業所得がありますとか漁協に入っていますとか、そういうふうな客観的な事実をもって証明する必要がございます。そういった客観的な事実というか、そういったものを取得するまでの期間という意味で短期居住というふうにしております。ですから、少なくとも半年から1年ぐらいは、第一次産業従事者になるためにはそのぐらいの期間は住所を移していただくというふうな必要性があるかというふうに考えております。また、ここでは今、第一次産業従事者をふやしたいというふうに申し上げましたけれども、そういった本格居住というふうなものの前に、滞在というか、もっと短い期間で滞在をして、今、シーズステイとか、それから二地域居住というふうな、試しに住んでみるというふうな動きがあります。そして交流人口をふやしながら、気に入っていただければ本格居住にシフトしていただくというふうな政策を、この施設もそういった使い方もしてまいりたいというふうに考えております。そういった場合の短期居住として、先進事例として北海道で取り組んでおりますのは約1カ月住んでいただくというふうなことをプログラム化しておるようでございますので、そういった事例を参考にしながら今後制度設計してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 阿部議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

居住となりますとやはり私がこのところで捉えたのは、短期の市営住宅的な提供なのかなというふうに捉えたわけですが。そうしますとこの施設というのは集合住宅的な意味合いのある設計制度になっておりますでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） 現在の規制があります市街化調整区域にある中ではどなたも住んでくださいというのが、浦戸地区ではそういう建物を建てられない、またはそういう用途に変更できないというふうになっております。ですから、今議員おっしゃられたような市

営住宅のような性格を持った建物というふうには手続上まいりませんで、研修施設というふうな形で用途変更をせざるを得ないというふうな規制の中で取り組んでおります。以上です。

○議長（佐藤英治君） 阿部議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

ブルーセンターのような捉え方でよろしいでしょうか。また、管理者、その施設を管理する、そういった配置する予定などもおありなんでしょうか。お知らせください。

○議長（佐藤英治君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） 施設の性格としてはそのブルーセンターのような、ブルーセンターも研修所というふうな用途での建物になっておりますので、用途としてはそういうふうなものになると思います。ただ、もうちょっと住民のほうに近いとか、もうちょっと住むんだと、住所も動かせるというふうな建物にしたいなというふうに考えております。管理の方法ですけれども、ちょっと内部協議もまだこれからの中でなかなか申し上げづらいんですけれども、今、総務省が進めております施策の中に地域づくり応援隊というふうな制度がございます。この地域づくり応援隊というのは都市部からいってみれば田舎に住所を移していただいて、その中で地域が抱えているさまざまな課題に向けた活動をしてもらうと。それは市が雇用契約を結んで約3年間、最長3年間活動していただけるという制度がございます。年間の活動費が150万円、そのほかに給料として200万円、合計で350万円を総務省から間接的に市のほうでいただけるというふうな制度がございます。この制度を活用して浦戸に、まずは寒風沢、桂島に農業体験とかとあわせて建物の管理もしていただくような方に移り住んでいただけないかというふうなことを現在私のところでは考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

阿部議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございました。

浦戸諸島の活性化ということ、あるいは水産業の振興ということでこういった施策にも取り組まれたのかというふうに理解をいたします。

次に、15ページ、16ページ、皆さんが質問を重ねておられましたので、このところは私としては臨時福祉給付金について、それから子育て世帯臨時特例給付金について、これは消費税の値上げに関しての思いやり予算といいますか、国の施策としておりてくるということですが、ぜひこの制度の周知ということをしつかりと行っていただきまして、皆さんの手元にス

ムーズに給付されますことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、18ページ、除融雪対策費について、何度も、きょうは大分ダブっておりました。皆さんさまざまな角度から質問をされておりました。私のほうからは2つほど質問をいたします。というのは融雪剤について、これまで豪雪だったとか雪が降ったというのは私も記憶にありませんでして、この融雪剤というものの理解がやはりちょっと足りなかったような気がいたします。市民の皆さんに配布してくださっているというか用意してくださっている部分もあるようですが、今年度の2月に入ってから状況はいかかなものでしょうか。どういった形で市民の手元にこの融雪剤が届けられているのかちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（佐藤英治君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） ただいま融雪剤の配布につきましては、本庁舎のほうにおいでいただいて、まずは受付のほうにお申し出いただくと。あとは休日・夜間の場合ですと当直のほうへお申し出をいただくというようなことで対応させていただいていたかと思ひます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 阿部議員。

○7番（阿部かほる君） お願ひがでございます。今年度、もうすぐ春が参るかと思ひますけれども、これから今年度また11月、12月になったときに、そういったことがありますという広報をひとつしていただけたら大変市民の皆様はありがたいと思ひます。なかなか除雪とか大変な思ひをいたしまして市民の皆さん大分体が痛とおっしゃっている方がおりますけれども、土木の方たちに対してはみずから一生懸命、除雪作業もしてくださったということで、本当に感謝を申し上げたいと思ひます。ぜひ広報で市民の皆さんに自分の家の前にまいてくださいとか、あるいは坂道があったら町内会でそこをお願ひしますといった形で広報してくださるとよろしいかと思ひます。ぜひよろしくお願ひいたします。

そこで、道路というものは県道があつて、そこから市道が伸びているといったことが大分あります。県道と市道の境目がはっきりと、除雪されている、されていないとかいろいろ、こちらの道路は全然なっていないとか、今回もいろいろな声が聞こえてまいりましたけれども、この県のほうの県道とのこういった除融雪対策というものは計画的なもの、あるいは連携とかというのはおありなんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（佐藤英治君） 千葉建設部次長。

○建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） それぞれの道路管理者が当然その除融雪を実施して

いるということでございます。ただ、今お話しいただきましたその接続の部分、これが例えば同時時間帯に行われるかといいますと、それはそれぞれの経路の中で業者さんのほうにお願いをいたしておりますので、例えば県道側のほうはもう既に除雪されていると、ただ一方の市道側の接続部分が残っているという状況はあり得ると思います。ただ、それぞれ対応する箇所につきましてはお互いに情報交換をさせていただいてございますので、そういう中で今後とも引き続き体制をとりながら対応していきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 阿部議員。

○7番（阿部かほる君） 1つだけ課題といたしまして、もし例えば塩竈市であれば塩竈市を通っている県道も市道と一緒に除雪作業をすると、そういったことが県との協議の中で行われるのであれば、地元の業者さんなりそれなりの業者さんをお願いして、一斉にそういった委託の形で県道・市道全部やれないものかどうなのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） こういう表現をするとまた役所的と言われるかもしれませんが、一応道路管理者ごとで業務委託ということで出しております。ですから先ほど次長から答弁したように、業者さんが例えば違っていてもその連携が図れるように。それから交通量の違いもありますし、それから除雪作業のスピードも変わります。国道の場合、県道の場合、市町村道の場合とか。ただ、先ほども申しましたけれども、同じように雪が降りますので、ですからあと今回のこれは特殊なケースというよりも、やはりこういった今回の事案を契機に、要はどっと降ったときの対応はどうするかとか、その連結部分のところ、国道・県道・市町村道の連結部分をどうするかとか、そういったことで、ここでいうと管内は仙台土木になりますけれども、あと直轄のほうの事務所とも、ちょっと直轄と土木事務所は聞いたらそんなに今余裕はないような状況ですので、ちょっと時期をずらして、大雪対策、除雪融雪の連携をどう図れるかということであと関係者と、いわゆる道路管理者と協議してまいります。

○議長（佐藤英治君） 阿部議員。

○7番（阿部かほる君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。市民の皆さんにとっては県道も市道もほとんど区別がなく、何でそちらが除雪されてこちらは除雪されていないんだろうという大変素朴な疑問が出されまして、半分でやめちゃったのかしらというような部分もございまして、大変そういったことが出ますので、ぜひ連携をもって速やかにそういった処置をしていただければ大変ありがたいと思います。今後の課題としてひとつどうぞよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

以上質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 暫時休憩いたします。

再開は17時20分といたします。

午後5時07分 休憩

---

午後5時20分 再開

○議長（佐藤英治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） それでは、私も質問させていただきます。時間の関係もありますので簡単にしたいと思います。

先ほど来、除融雪対策の関係でいろいろ皆さんからご意見がありました。塩竈市は海岸縁だし割かし雪が少ないというのはそのとおりです。しかし、今回の雪についてもやはり津波と同様に大きな位置づけをしていく必要があるのではないかと。そういう点では全体の防災の中でこの除融雪関係、こういうふうな事態になったときにどう対応するのかと。これは建設部を中心にしながらいろいろやってこられたというのがありますけれども、そういったことだけじゃなくて、やはり全体的な大きな位置づけを持ってやるべきだというふうに思うんですが、市長はどのようなふうにお考えになっているかお聞きします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 今、地域防災計画の見直しをいたしております。委員の皆様方にさまざまな災害についてご審議をいただいておりますが、実は雪対策という部分が欠落をいたしておりましたので、前回の大雪の際に私のほうから防災担当のほうに雪の部分についてもしっかりと基本的な対応策を今回確立した上で、雪が降ったらこうしようというようなことを庁内でも情報を共有しようということで、そういったことを徹底しましたところ、今回建設部が中心になって金曜日の夜から金・土・日と3日間、夜も対応してくれたということがございました。今後もそのような体制で、雪が降っても市民の皆様方にご安心いただけるような対応をいたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） ありがとうございます。ぜひそういったことで、いろいろ位置づけをきちんとしていく上でもやはり検証が大事ですね。ですから今回の雪でどこからでも出るのは除融雪がきちんとされたかどうかということについてはいろいろ意見がありますので、余りにも大きいから市民は余り市には言わなかったというのが大どころです。しかしそれでも言っていたでしょう。だから建設部を中心に大変なご苦勞をなさったと思うんですが。そういう点ではぜひ庁内単位でも構いませんけれども、今回の雪でどうだったのかということのひとつ、最近にない雪ですので、ぜひ検証されて、そして計画に活かしていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

それで次の質問に入りますが、資料No.7の14ページの塩竈市津波被災住宅再建支援事業についてお伺いしたいんですが、25年度の国のほうからそういう点では津波被害に対して住宅を再建するための手当てとして塩竈市には14億何がしのお金が交付されてきたと。それで塩竈市はふるさとしおがま基金を使って5億何がし、約6億円ぐらいを使って20億円の対応を考えたいということを最初示されまして、25年度の予算では結局3億1,300万円ほど実際に使われて、今回5億何がしが減額されたという状態なんですね。

それでまず最初に、なぜこういう事態になったのか。申請者がなかったといえればそれまでかもしれないけれども、その辺のところを担当課でどういうふうにお考えになって、それから25年度の支給実績を踏まえていろいろ見直しをしているということを出ているわけですが、それについてもどういった内容なのか、書いてはありますけれども、お示ししていただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 資料No.7の14ページでございます。津波被災住宅再建支援事業でございますけれども、私どもで昨年の6月議会で補正予算をお認めいただいたところでございます。それで件数、それから金額の推計に当たりましては、被災者生活再建支援金という支給を国のほうから行っていますので、その件数をベースに件数を出させてもらいました。それで加算支援金の既に支給を受けた方、それからあとまだ基礎支援金の段階ですけれども今後住宅の再建を検討なさる方、こういった方の推計値をある程度出させてもらいました。それから1件当たりの所要額につきましては金融公庫の平均的な額等から算出したところでございます。それで14ページのほうに戻りますけれども、中段の事業費見込みの（2）の下のほうに※で表の下のほうに記載させてもらいましたけれども、実際



に1月まで支給実績がまとまりましたので、それをもとに今年度の決算見込み額を算出しまして5億円ほどの今回決算に合わせた減額をお願いするというものでございます。

それで実際に今後の見込みでございますけれども、この事業は8カ年の事業でございます、25年度から32年度までの事業でございます、長期間にわたる事業でございます。それでまた塩竈市の復興のこのまちづくりの状況もまだまだ見えないということで、まだ今後どういうふうに再建していくのかというのをまだ決めかねている方も多数いらっしゃるというような状況もございますので、今後またそういった方の啓発もやっていながら、できるだけ市内への定住促進を図っていきたくと考えておるところでございます。件数の見込みにつきましては、まず補修件数でございますけれども、当初はじいていた件数から今回3割減にさせていただきました。これは生活再建支援金の加算支援金の金額以下の場合ですと対象になりませんので、こういった方がやはり3割ぐらいいらっしゃるのかなという形で減額で推計したところでございます。

それから住宅の取得ですとか、あるいは修理をなさる場合に、今持っている自分のお金で自己資金でなさる方と、やはり金融機関からお金を借り入れてなさる方といらっしゃるわけでございます、私どもで当初見込んでおりました自己資金のみで再建あるいは修理される方よりも、実際に支給状況を踏まえますと金融機関をご利用なさっている方が多かったということでございまして、この金融機関借入の方の件数のほうの配分の見直しをさせていただいております。それから③としまして1件当たりの所要額でございますけれども、1件当たりの所要額を当初①につきましては1件当たり250万円と見ておったんですけれども、実際に今平均的な額で見まして250万円というのはちょっと高目でございます、200万円が今現在の大体の見込まれる金額かなということで減額させていただいております。それからあと②ですけれども、これは金融機関からの借り入れをした方も含めたものでございますけれども、これも平均単価当初550万円と見ておったんですけれども、大体今のところの平均でいきますと400万円ぐらいでございますので、この分も見直しをさせていただきまして、新たにお示したように(2)の事業費見込みのような形で新たに見込ませていただきました。それで今年度の5億500万円につきましては、一番下の債務負担行為限度額の変更でございますけれども、26年度から32年度までの合計金額、一番下の増減欄の右端で5億500万円とありますけれども、これは次年度以降、26年度以降で支出する見込みという形で債務負担行為限度額の変更を今回お願いしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） 今見直しの方向性が出されました。①の住宅取得、自己資金がある場合には250万円だったのを200万円にすると。それから住宅土地を金融機関を通して借りて建てた場合には708万円というふうに言っていたのが550万円だというふうになると。そういうふうになったらちょっと違って来るんでないかと、いろいろね。その辺のところをもう一回説明してください。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） ただいま申しましたのは予算上の単価の考え方でございまして、制度設計自体は全く変わっておりませんので、最大で708万円、今回700万円以上の方もいらっしゃいますけれども、708万円は、こういった形は変わっておりませんので、きちっと算出しましてその方に応じた支給をさせていただいております。ただ、予算上は一応過大に積算していた部分を今回補正させてもらったという形でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） わかりました。25年はかなり多く見積もっていただいていたというのがあったわけですが、やはりなかなかまだ再建に踏み切るまでの時間がかかるんですよね。これからです、そういう点では。ですから32年までの間、市民の皆さんが安心して使えるようにぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、実は相談を受けたんですけれども、塩竈市で津波被害を受けたんです。全壊でした。家も解体して。そして清水沢のほうのみなし仮設住宅に住んでおります。その方が子供たちと一緒に、多賀城市に住んでいた子供のほうも被災して、それで一緒に住んで家を建てるということになりまして、この制度があるというのがわからないうちに家を建てるということで土地を探したら、塩竈市に住みたかったんだけど、その買った土地が20%は塩竈市の分で、80%が利府町の方だったという方なんです。それで建物は利府町のほうに建ってしまったというのがあって。いや本当に塩竈市で被災して、確かに塩竈市に住んでもらうということが大きなこの役割なのかもしれないですけども、しかし少なくとも20%分は固定資産税なりそういうものは払うようになるわけですからね。それだけじゃなくて、その人だけじゃなくて、そういう形は出てくるんじゃないかと思うんです。そのときに、丸々でなくても一定の考え方で対応はできないのかということなんです。これは実は終わってから、全部建

物を建てて会計処理というか、精算されてから市のほうに申請をしてやるということになってからですけども、これから建てる人たちは幾らかでも金融機関から借りるお金を少なくしてやれないかということも考えておるんですよ。そういう観点でやはり手続の仕方についてもどうしても購入が終わって建設が終わって、それで手続をしなくてはならない、そういったものはそれ以上変えられないのか。あるいは先ほど申しあげましたけれども、塩竈市で被災しながらたまたま土地を買ったら、いろいろ調べたら利府町の分が多かったというのもあったりして、残念ながら利府町のほうでこの津波被害の再建をやっていたかったものですから。そういうことで、そういった点でこういうようなケースの場合に幾らかでも出していただけたらという相談もあったわけですが、それについてどういうふうにお考えになっているか、お考えになっていただけるか、検討していただけるかどうか、その辺を含めてちょっとご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 高橋健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） この事業は全体事業費が20億7,300万円の事業でございますけれども、主なものとしまして東日本大震災復興交付金の昨年の追加交付、津波被災住宅再建支援分というものを財源としまして、こちらが14億7,000万円ほどでございます。それでこの事業のその制度設計自体が東日本大震災で津波浸水で被災して、かつ持ち家であった方で、同一市内で被災してそこに再建した方を対象とする事業でございます。ここまですべて制度上認められている内容でございます。他市町村に再建された方あるいは他市町村で被災して転入された方は基本的には対象にはならないという形でございます。本市としましてはこの事業でもできるだけ定住促進を図っていきたいという観点で、その交付金じゃなくて、ふるさとしおがま復興基金のほうから約6億円を計上しまして補修についても対象にしましょうと、それからあと塩竈市にお住まいになっていただける方についても対象にしましょうということで、制度を独自に拡大させていただいているところでございます。そういった塩竈市への住宅の定住促進という観点から考えまして、今現在では財源的にも他市町村に転出された方まではちょっと難しいかなと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） 他市町村にとって遠くに行っているわけじゃないですね。本当に隣ですよ。隣は塩竈市の、ちょうど利府町ですからあの山の線でそういうふうになってしまったと。今、宅地になっているからあれですけども。ですからそういう点では検討する余地がないのかど

うか、これはぜひ、そういうケースもあるのでご検討していただきたいということを私はここで要望しておきたいというふうに思います。

さらに先ほどありました補修の関係、これも補修の関係で2つほどお聞きしておきたいんです。

1つは26年度でこれが終わると。26年度ですから27年3月までですね。補修もやはりこれから、懐ぐあいとかいろいろ見ながらやっているというのがあるんですね。ですから、補修もこれからまだまだあるというふうに私は認識しているんですが、その辺はどうか。それでまず期間を26年度で終わるのじゃなくて、やはり状況を見ながらぜひ延ばしてほしいということとあわせて、今、自分で直したときは50万円、そして金融機関から借りたときは170万円の支援金が出ているわけですが、それについても増額ができないのかどうかを含めて、そういう検討をやる考えはあるかないか、ぜひその辺のところをお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 先ほどもご説明させていただきましたけれども、補修につきましては当初の考え方では対象外になっておりましたけれども、本市独自で拡大した部分でございます。財源につきましてはふるさとしおがま復興基金から5億9,500万円ほど出してもらっているという形でございます。それで今後の全体的なこの基金のあり方も含めまして、ちょっと次年度以降でその件も検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に移らせていただきます。

15ページと16ページの兼ね合いで、臨時福祉給付金とそれから子育て世帯臨時特例給付金について、前段でお二方から質疑がありました。紛れもなくことしの4月1日から消費税が5%から8%になると。大変な増税ですね、市民にとって。そしてまたいろいろ商工関係含めて業界、産業関係も非常に痛手をこうむるというのはもう既に皆さんも聞き及んでいると思います。そうした中で、政府のほうでは一時的に、暫定的・臨時的な給付措置という形で、先ほど来紹介がありましたように臨時福祉給付金については2万400人に塩竈市でいえば1万円の支給を、そして加算金として7,800人に5,000円の支給をと。そこから外れた人で子育ての最中の方々に、5,071人の方に1万円をとということで支給するという事になったわけですね。私は消費増税

については反対であります。これを押し通してしまった今の自公政権に対して私は本当に国民にとっては大変なつらい目を与えたのではないかというふうに思っているわけです。それはそれとして負担増を、それを抑えるためにこういう2つの支給制度を暫定的に、そして臨時的に設けるというふうなことで取り組まれているわけですが、それについて、ことし、25年度は事業費が60万円。これは啓蒙活動だと出ています。それから債務負担行為でこれからの電算システムとか入力とか、いろいろなのが26年度までの債務負担で両方とも組み込まれているわけですが、実際その支給は9月でしたっけか。5月から9月の受け付けで、7月が給付決定通知、給付開始というふうになっているわけですが、それまでの間にこの債務負担でどういうふうな、具体的には実務、事務的な処置だけなのかなというふうに思うんですが、何かありましたらお知らせください。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 資料No.7の15ページで一番下のほうに債務負担行為で2,055万4,000円を……（「35万」の声あり）2,035万4,000円を限度額で今回お願いしているわけですが、内容としましては今回全世帯2万2,000世帯、そこが母数になりまして、そこから非課税の世帯、それから生活保護の世帯、それからあと加算給付のほうで老齢基礎年金等の受給世帯とか。それからあと先ほど言いました子育て世帯臨時特例給付金のほうでは児童手当のほうの受給という形になりますので、かなり膨大なシステムを、1月1日の住民基本台帳のデータをベースにしまして税情報を加味したり、その中にさらには年金の関係ですとか児童手当のデータも織り込んだ形で対象にしていくわけですが、そういったシステム構築費。それから実際に申請を受け付けしまして、私どもではできるだけ早急な支給を考えておりますので、申請書をできるだけ手間をかけないでバーコードで読み取りしていったら、すぐ今度は金融機関のデータを入力したりという形になりますけれども、その辺のデータシステムを構築しなくちゃいけないと。できるだけスムーズな支給に努めていきたいということで、今回の債務負担行為でこういった形をお願いしているところでございます。それから次年度になりまして新年度のほうで実際給付金について予算をお願いしているというような状況でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） 当然そういった点では人の対応が必要になってきますよね。事務量が当然ふえてくるというのはこういう状況の中で出ているわけですが、それも債務負担行為

の中で見られているのか、新年度でそれは見ようとしているのか、どれくらいか増員してやろうとしているのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 申請に当たりまして、もうもちろんかなりの相談、お問い合わせ等が寄せられることが考えられますけれども、基本的にはある程度業務に精通している必要がありますので現有勢力で対応していきたいと。その上で新年度予算におきましてパートさんの賃金を要求させていただいております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 小野議員。

○16番（小野絹子君） 先ほど私が言った国のほうで消費税を決めたときに自公というふうに申し上げましたが、自公民でこれを押し通したと、3党合意で押し通したと。私どもは消費税には反対ですと。こういう形ででも出てくればこれはこれで認めるというふうな状況になると思います。そのことを一言申し上げておきます。

それで次に、いろいろ、契約案件の関係なんです。第16号から第18号までの契約案件でいろいろと技術的な面といいますか、そういう点については論議されましたので、そこは省きたいと思います。私がお聞きしたいのは、例えば港町でいえば下水道でやるよりも災害復旧交付金事業で道路の舗装、下の管渠は下水道の震災復旧事業でやるけれども、道路の舗装は災害復旧交付金でやったほうが良いと、やることになったと、だからそこが減額なんだというふうなことでのお話ですね。そういうのもありました。それからもう一つは第19号ですが、新浜のそれこそ海辺に近いところ、仲卸の東側と言っていましたけれども、そこでは県が護岸工事をするので、それで139メートルの分を今回二度手間にならないように、そういう点で本来やるべきところだったんだけどその分は今回やらない。やらないで後で26年度で契約するというふうな報告だったと思うんですね。それでいずれにしてもお聞きしたいのは、それは下水道の災害復旧工事をするときに災害復旧工事についての手直しとかそういうのがあるよというのは部長から説明を受けましたのでわかりました。実際にはその中に災害復旧の、災害復興のほうでやる予算と、例えば道路でも、それからさらに県のほうでやるときに、例えば19号についていえば県との協議がそこまで来て初めての協議になるのかと、もっと早くやれないものなのかというのも一つあるわけですね。いずれにしてもこれは県がやってくれるのかなと思ったらそうじゃなくて、そのところは後から、県が護岸工事を終わったら後から139メートルは塩竈市が予算をつけてやると。そのときに、聞きたいのは下水道の災害復旧費で来ている部分は一

時凍結にするのか、それともそれは返しちゃって後からまたもらうようにするのか、その辺のところ。それから、復興局とのかかわりというか、その辺もちょっと説明してください。

○議長（佐藤英治君） 鈴木建設部長。

○建設部長（鈴木正彦君） 今回下水道の災害復旧事業とそのほかの復興事業、あとは県の漁港の災害復旧事業、いろいろな事業が輻輳しています。それで、これは当然なんですけれども、二重投資、いわゆる一回つくってまた壊すということはするなということがまず大前提にあります。それで、いろいろな事業面で、例えば港町のほうも取りやめになった箇所があります。原形復旧が原則ですけれども、その別な意味でこの排水施設が必要ない、つまりいろいろな意味で計画をもう一回立てて、必要ないものの施設はもうそれはやるなというふうなこともあります。

それで、何の事業でやるかというか、今回は震災特例もありますけれども、ほとんど国費が充当されます。県の事業につきましても市の災害復旧につきましても復興交付金事業につきましてもほとんど100%近い国費が充当されます。今回はその現場での諸調整、仕上げはどちらでやったほうが現地に一番いいかということで調整した結果です。ですから、全部が全部このような形で舗装の仕上げは道路ねというところだけではございません。下水道工事でちゃんと市道の復旧、本舗装までやったところもございませぬ。たまたまいろいろな事業調整のところできょういった形で無駄をなくすということで、かつどちらがやったほうが合理的かということで、今回下水道から抜いたり、逆にいうと復興事業で舗装のほうを全部やるということになっていますので。これは逆にいうと復興事業というか、その舗装仕上げは逆に下水道で見たほうがいいという場合もありますので、その場合は下水道でそのまま当初見ていた舗装の仕上げまで全部やってしまったほうがいいということもございませぬ。

それから先ほど県の漁港事業のほうで後から139メートル、下水で今回施工を抜いたところがありますけれども、後から市がやれというんじゃなくて、これは断面図に示してあるとおりに一緒にやらないとこれは物がつくれませぬので。ただし、おととしの下水道工事発注の段階では県のほうの漁港の災害ももう設計が仕上がって、その後2年間のうちに工事が発注されるだろうということを出していました。ところが県の漁港のほうの設計がちょっとおくらせていたために同時に施工できないということになりましたので、今回黄色の部分というか、ここは下水道の工区から外して、漁港の岸壁のほうの工事と同時に、そこをちゃんと調整しながら同時に発注するというふうな形で進めますので、いわゆるその事業調整は手戻り、無駄のないように、

仕上げもすぐ一緒になってできるようにということで調整したものでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 私のほうからも二、三質問させていただきます。いろいろな方が質問されたので、されたものは重複しているのを外していきますけれども、浦戸ステイ・ステーションというのと浦戸地区の定住化を関連してちょっと質問させていただきます。

この浦戸の今の現状、住む方が少なくなっている現状に対する一つの一次産業従事者の浦戸に住んでいただいて仕事を実感して漁業あるいは農業かもしれませんけれども、それをして浦戸に定住させていこうという仕組みだと思います。それと同時に浦戸の定住化促進検討はそういう方たちに対して住まいを供給する案なのか、あるいはそういうことではなくて、普通の市民が浦戸に行って一次産業に従事しなくてもあそこに住めるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（佐藤英治君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） 資料番号7の11ページのほうにお示しております浦戸地区における定住促進検討計画の取り組みについてということでございます。こちらは健全な集落を復興させたいというのが我々の目的でございます。健全な集落に再び浦戸の島々が戻るためには、やはり一次産業従事者だけでは集落というのは成り立たないだろうというふうを考えております。ですからその一次産業従事者以外の方、そういった方も住めるような何か方策をとらなければならないというのが狙いでございます。文化財保護法、それから市街化調整区域の現制度の中においては一次産業従事者しか新たな方としては、新たな方というか、住んで、そういうふう在一次産業従事者しか建てられませんけれども、特定のエリアを定めて文化財保護行政との整合を図りながら新たな居住者を誘導できるような、そういった仕組みをこの計画の中でつくっていきたいというふう考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） 今の話を聞きますと、一次産業従事者の浦戸への誘導策と、それ以外の一次産業以外の方も住めて人口増、要するに定住、増加を図るという施策だそうですから、頑張ってもらいたいです。浦戸がこれ以上人口が減っていきますと大変なことになってくると思うんですよ。ほかの山奥なんかでも人がいなくて、今度の大雪で大変な目に遭っていると。要するにいろいろなことで支え合う体制が今はまだとれているけれども、あと10年たったらどうなるかということを考えておくとやはり心配なものですから、そういう若い人



たちが入ってきて浦戸の地区のコミュニティの増員というんですか、島の人たちがふえることによりそのコミュニティが維持される方策でしょうから、しっかり検討していいものを仕上げてくださいと思います。よろしくお願いします。

次に、市立病院のことについてお伺いします。28ページをちょっと見ていただきたいと思います。

きょうここで示されている収支見込みでは私には理解ができないものですからお伺いするしかないんですけども、不良債務というのは流動資産から流動負債を引くということを教えていただいたわけですよ。それでここには流動資産も流動負債も書いていないものですから、不良債務が消えるということでは実感できないものですから、想定される流動負債と流動資産を教えてくださいと思います。

○議長（佐藤英治君） 鈴木市立病院業務課長。

○市立病院事務部業務課長兼経営改革室長（鈴木康則君） この収支見込みの中には通常3年、損益計算書の分ですので載っておりません。新年度予算の中の、きょうあれなんですけれども、予定貸借対照表の中に流動資産と流動負債が載っております。それ、ちょっと新年度予算の分なんですけれども、予定貸借対照表の中で流動資産といたしまして6億3,300万円、流動負債といたしまして6億3,100万円ということで、200万円ほどなんですけれども留保資金を確保いたしまして不良債務が消えるというような計算になっております。ただ、あくまでも予定の貸借対照表ですので今後の2月から3月にかけてよくなるも悪くなるもちょっとあれなんですけれども、よくなるように最後までラストスパートをしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤英治君） 田中議員。

○4番（田中徳寿君） ここが聞きたかったんですよ。いろいろなお金を入れてなにしても、ここ20数億円あった不良債務が今年度で解消される見込みが出てきたということだと思うんですけども、ご苦労なことだと思います。財政当局もお金を入れてかなり頑張ったし、病院のほうも一生懸命やってきてここまでだと思います。病床稼働率が先ほど聞いたら97%だということなんですけれども、それはかなりの高い数字だと思います。それは私が思いますけれども、80%ぐらいの稼働率で利益が出る病院でなければ安定的経営はできないと思っております。それが九十数%でも赤字になるという体質の病院を運営するというのは至難のわざだと私は思っております。やはりいろいろなことを考えるときに、条件の中でどのような条件で運営していくか

ということの前段条件があるはずなので、市立病院は前段条件がかなり過酷な条件で動かされているんだろうというのが私の感想であります。ただ、長年の間、不良債務があったものが今年度で消えるのであれば大変喜ばしいことで、本当にご苦労さんだと言いたいのであります。それともう一つ、この2月、3月、先ほど菅原部長がおっしゃった稼働率が上昇しているという状況を今後も頑張ってください、新年度を迎えて9月の決算で今のような話をまた聞きたいものですから、よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） 菊地 進議員。

○10番（菊地 進君） 私からもちよっとお伺いしたいと思います。

まず今回減額補正、大変大きな減額かなと思っています。一般会計で14億円、そして特別会計で10億円だと。我々議員は減額されてどうのこうのと言うんですが、では先ほど高橋議員が繰越明許関係で言っていたんですが、この減額された額、市民生活上どういうふうな影響があるのか。と申しますのは、今、議会があるたびに私は言っているんですが、市内の活気・元気というのがなかなか見当たらない。復旧復興も741億円くらいの今年度、25年度は予算でやっていますよというような、そして今回減額で717億円になるわけなんですけれども、市民にとって、議員さんたちはお金のことを言うけれども、我々の生活はどうなるのというふうな、そういう不安の声があります。そんな意味で、この減額されたことによって市民生活上どういう影響があるのか、それともないのか。説明関係でいうと経済波及云々とかというのを書いてあるんですが、それによって市民がどういうふうな影響を受けていい暮らし、そしてここに住んでいてよかったなと思える実感が出るのか、その辺を説明していただくと大変助かるので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今回の一般会計の補正予算額、減額の14億1,400万円ということです。これは内訳といたしまして、まず主なるものとして申し上げますと、大きな減額というのは決算整理に伴う事業費の減額というのが16億7,400万円ほどになっております。これはどういうものかと申し上げますと、先ほど説明もありましたように例えば生活保護費でありますとか、あるいは津波被災住宅再建支援事業など、実際に使うことの見込みがなくなったというものであります。つまり、事業費がほぼ確定し、その見込み額として減額となったと。当初予算上あるいは中であります補正とかで当然市民の皆様にもいろいろな支援とかそういった給付金とか、そういう支出をするためにきちんとした予算というものを確保してきたというの

がまず実態です。その実態の中で実際に市民の方が、先ほどの津波被災住宅ですとまだまだ補修でありますとか住宅の購入になかなか着手できないというご事情もあるかと思えます。そういったご事情の中で今回は減額したというものがほぼ16億7,000万円というふうに見てございますので、実際にこの金額が市民の皆様にとって不要になったということではなくて、市民の皆様に出した結果としてまず減額になったというものが大きくあります。それから、大きなものとしましては東日本大震災の復興交付金事業、これも先ほど副市長からのご説明がありましたように塩竈市以外の理由でもって繰り越しになったというものもございまして、当然ながら一度これを減額いたしまして、再度26年度のほうの予算でそれを執行するという組み立ての見直しを行ったというものも含まれてございます。そういう意味からしますと確かに復興の関係としては今年度つきましたけれども、来年度できちんと着実に実施していこうというもので整理した予算ということになっておりますので、その辺はご理解いただければというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） ニュアンス的にはわかるんだけど、市民の実感として復興が思うようにいっていないのかなというふうな私は捉え方をしているんですよ。なぜかというと、災害公営住宅にしたって、2月には伊保石地区ではなかったんですが、今回開発をやめる部分もあるように載っています。それで、島民の方とか市内に住んでいる方からよく言われるのは、「いつまで待っていれば災害公営住宅に入れんのっしや」という質問です。それで、先が、データ的にも塩竈市の高齢化率は29%を超えてきています。その方々はもう先がないんだと。何とかこの塩竈市で、そして安定した場所で生活して、そこから浄土の道へ行きたいんだよと、そういうふうに言われちゃうと、はあーともう。かといって自力で家を建てるまでいかないんだと、だから何とか災害公営住宅関係を早期、早期にできないものかねという声があります。そんな中で予算書の3ページの、先ほど高橋議員さんが繰越明許費で言っていましたけれども、この中で繰越明許費が七十何億円あって、それは次年度で、26年度でやるんだよというのは十分理解します、繰り越したものだから。これだってこんなにいっぱい、28事業もあって、できるのかなというのが心配なんですよ、年度内に。それが1つ。

あともう一つ。それと同等、予算の先食いと言ったら悪いけれども、債務負担行為というのがありますよね、消費税絡みとか何か。そんな中で残念なのは資料No.3の9ページの債務負担行為の変更だと思うんですよ。災害公営住宅整備、清水沢地区が57億4,620万円あったのが26

年度はたった9億円に変更なんです。この数字を見ると、ああ清水沢の災害公営住宅はまた延びるんだなというふうな考え方をしたんですが、それでいいのか。それとも何か特効薬みたいなのがあってぼーんと清水沢に災害公営住宅ができるものなのか。その辺を説明していただくと助かるんですね。あとそれと北浜の問題もいつになるのか。その辺が市民がうんと心配しているところなので、何とか市民が安心して、浄土に行くのはあと10年後くらいに行ってもらように、その方々に元気で暮らしてもらうように言いますが、本当にこの塩竈市で長く生活していただきたいと思いますので、その辺のご回答をお願いします。

○議長（佐藤英治君） 伊藤震災復興推進局長。

○震災復興推進局長兼政策調整監（伊藤喜昭君） 災害公営住宅事業につきましては大変ご心配をおかけいたしております。おかげさまで伊保石地区の第1期につきましてはようやく完成いたしました。2月に入居をしていただく運びになっております。またその他の地区につきましては今回繰り越しでもなっておりますが、いろいろな事情がございまして少しおくれぎみには確かになってございます。例えば錦町地区などにつきましては予想外のいわゆる防空壕などが見つかったということもありまして、各地区繰り越しをせざるを得ないという状況もございまして、例えば清水沢地区につきましては、これは用地測量造成工事の設計を今行っておりまして、現在基本設計をURで実施しております。できるだけ年明けすぐにも用地の取得、そして施工できるようにと考えておりますので、全体として確かに今回債務負担等の見直しはしましたけれども、全体としてそれほどおくれはないというふうに考えてございます。また、北浜地区につきましてもこれは県のほうで現在基本設計等に着手していただいておりますので、こちらについてもなるべく早目に、少しでも早目に、これは全体を通してであります。少しでも早目に最終的な入居ができるように頑張りたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 菊地議員から災害公営住宅についてご質問をいただきました。まずもうおくれておりますことについては心からおわびを申し上げます。2月1日の伊保石の災害公営住宅の入居式の際にも一番初めに、私からは大変お待たせして申しわけございませんでしたというおわびを申し上げます。本当に申しわけなく思っています。これは言いわけの話になってしまいますが、直接今これだけの事業を塩竈市がやれるかという残念ながらやれないというのが実態であります。やはりURという組織を活用して災害公営住宅の建設に取り組まざるを得ないというのが実態ではないかなと思っております。つい先日も新聞に宮城県内の災害

公営住宅の着手状況が載っておりました。平均で6%の入居率という話でありました。我が市におきましても伊保石ができて、380戸を分母とすればまだ8%程度であります。これから先さらに必要な戸数を考えますときに、残念ながらまだまだ低い率という状況であります。今、さまざまな知恵を絞らせていただいております。例えば北浜地区、今お話しいただきました。北浜地区につきましても、本市としてはURということではなくて宮城県という組織を活用しようということで今、取り組みをさせていただいております。URになりますとやはり申し込み順ということになりますので、北浜等についてはおくれしてしまう可能性がある。一方ではおかげさまで被災地土地地区画整理事業が順調に進んでおりまして、3月末には仮換地指定もできそうだということでありますので、できる限り着手をいただく手法として、今、県と事業を受けていただけないかということできざまな話をさせていただいております。このような知恵を今後とも絞りながら、一時でも早く被災されました方々が仮設住宅でありますとかみなし仮設から災害公営住宅に入居できますように努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） いろいろ努力なさっているのは理解するわけです。先ほど高橋議員が言った、いろいろな市の事情、対外的な事情があるというのは理解するわけです。しかしながら住民、特に被災された住民にとっては1日も早く、1秒も早くというふうな願ひがありますことを強く申し述べておきます。

あと予算書の4番の37ページ、39ページあたりにしてもかなりその浦戸の振興関係、18億円くらいマイナスになっています、トータルで。そうするとやはり浦戸の振興だっておくれるのかなと思っております。そういった意味で今、浦戸の人口はきょう現在で433人だと。4島5部落で。間違いないと思うんですが、そうすると本当に皆さんどうしようかなと非常に悩んでいるのも事実です。我々はその事業があつて、その事業の中でマイナス補正で18億円も減額ですよという、やはりああ事業ができない、おくれた、しないかわからないんだけど、そのためなのかなと。繰越明許にいつているんだよというのであればなるんだけど、ぼーんと減額ですよといったらやはり事業の中止かなと思うんですよ。この先ほど言った伊保石地区の1億1,000万円だつて廃止にするわけでしょう。そうすると我々は数字を見てああと思うんだけど、住民にとっては一刻も早く、予算をつけたならその予算でやってほしいというのがやはり住民の願ひであるし、我々議員の願ひだとも思うんですよ。ですから、いろいろな諸般

の事情があるのもわかっていますが、今市長が知恵を出しているいろいろやっていくという決意を述べられたので、何とか一刻も早くしていただくようさらなる努力を求めていきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

あと皆さんダブって言っているんですが、一つだけ言うと、除融雪対策。いろいろ話していますが、これは話だけ聞いてください。塩竈高校の生徒さんが学校近辺と、ちょっと坂があるところとか反対側、生徒みずからスコップを持って雪かきをしていました。そういう努力している塩竈の住民もいるんだよということを知ってもらって、やはり隣近所を大事にして、みんなでこの塩竈地区を何とかしていきたいなと思っていますので、そういった明るい話題も提供したつもりでございます。

あとちょっと資料7の美術館整備事業についてお伺ひしてまいりたいと存じます。

昨年も同じ9,000万円の予算でした。それで昨年の今ごろはたしか9,000万円のうち6,000万円を美術館の整備関係で使用しますよということだったんです。そして残りの3,000万円は駐車場の整備に使うんだということなんですが、昨年8月の総教の協議会なんかでそれは断念したことを口頭で言っていたというんですが、私はちょっと違うんじゃないかなと思っているんですよ。基本計画は9,000万円をやったと思うんです。その9,000万円の3分の1の3,000万円が予定が狂ったんでしょう、駐車場を購入できないということで。そうすると全体的な整備というのは私は違うんじゃないかなと。そうするとドーム型の整備をするのに予算が足りなくてその3,000万円を流用しましたと。いいんですよ、流用するのは。もし駐車場を整備していたら、そのドームの整備がお金不足の場合どこから持ってくるつもりでいたのか。何か駐車場整備、でき上がったときに駐車場も整備されていなければ利用者だって困ると思うんですよ。ですからその基本計画と実施計画がどうなっているのか。ある日突然整備がなりませんので流用して直すほうにいましたと。そして今年度はエレベーターだ何だで9,000万円また使いますと言われても、ええーと。でき上がった方がいいが駐車場がなくて高齢者とか障がい者の方が美術館に行きたいといっても、そういう対応だのも考えているのか。その辺がちょっと私にはわからないんですよ。説明願えれば。

○議長（佐藤英治君） 郷古生涯学習課長。

○教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（郷古正夫君） 平成24年度の補正予算で整備しておりますが25年度に現在繰り越して整備している内容なんですけれども、そのまです事務費の確認をさせていただきたいと思ひます。当初リノベーション事業補助分として9,000万円、今議員

がおっしゃるとおりです。そのうちなんですけれども、工事費については6,000万円、公有財産購入費として2,000万円、委託費として1,000万円というような、そういった事業の中身でした。そして当初美術館の整備に合わせまして本町公民館分室の隣接地のご協力をいただきながら用地を取得し、美術館利用者の駐車場として整備することで計画いたしておりました。この方針に基づきまして地権者側に対しまして用地の買い取りについて協議をいただいてまいりましたけれども、地権者からはあくまで土地の賃貸借というものを希望されておまして、当該事業といたしまして制度上土地の貸借というものが事業のメニューになかったということで、お互いの合意には至らなかったというような経過がございます。

一方、実施設計、プロポーザルで設計者を決めまして、実施設計を進める中で建物調査を行ってまいりました。そういった中で大講堂などの屋根の下地部分の損傷、そういったものが進んでいるということが判明いたしまして、そういった中で改修工事費も増加するというようなことで予定していた工事費を上回ることから、用地取得費を工事費として使用することが可能なかどうか国なり県なりと協議してまいりました。そういった中で国・県から可能であるというような回答をいただきましたので、そのような対応をさせていただいたというところであります。

また、8月の総教での報告だったんですけれども、流用の金額というようなものも議員ご指摘のとおり金額が大きいということで、当方といたしましては市議会に諮りながら補正予算で予算の組み替えというようなことで対応したいということの内部協議を行ってきたんですけれども、この予算、24年度から25年度に繰り越している予算というものについては補正予算での組み替え、補正予算がきかないというような、そういったことでございました。こういった内容から用地の取得を断念した時点で直近の所管の総教に口頭で報告させていただいたというところがございます。なお、その8月の総教時には駐車場の増強といったものも報告させていただきました。そのときには、震災時に教育委員会、建設部が本町分室にはあったんですけれども、それが行政機能の集約化ということで壱番館のほうに移転いたしました。そういった中で、また前から区画線によりまして駐車場を合理的に、効果的に使用していただきたいということで17台分の駐車場をあのところに区画線で整理いたしました。そういった中では以前と比べては余裕を持って利用できているというようなことで8月には報告させていただいたところです。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 総教の委員さんに報告されたというんだけど、私はやはり塩竈市でリノベーション関係の整備だということで美術館、去年は私はどういうふうにつくるのかどうか自信と確信が持てなかったのも、その予算には反対させていただきました。結果、その駐車場整備、17台云々というふうになってはいますが、相変わらずその市民のために貸館業務をするんですよね。そうすると今、しょっちゅう私も本町分室というか、今度杉村惇美術館ができるところにお伺いしますが、利用者が多いともう車を置くところがないんですよ。だからそういうもの、そして貸館がなくて美術館だけだというんだったらまあ何とかなるのかなとかという思いがあるんだけど、貸館業務をしていながら美術館といたら、近隣から来たり県外からせつかく来た方が不便を感じるようじゃ、それこそおもてなしの心がないんでないのというふうな思いがいたしますので、何とか利用の問題、またあと整備がおくれてけやき教室の移転とか、あと利用者の利用休止期間がまた延長されるみたいなんですけれども、前回も相談に行ったんですが、利用者・市民の方が社会教育上本当に公民館利用をしたいというのにできなかった。しづらいというのはやはり生涯学習にとってはちょっとマイナスでないかなという思いがいたしますので、工事もおくれるということなので、これはやむを得ないのかなと思うんだけど、早目早目に住民にお知らせをして万遺漏のないように、住民が生涯学習を通じて生き生きとして元気に暮らせるように、そういった努力をしていただきたいなと思っておりますが、そういった決意がどうなのかちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 郷古生涯学習課長。

○教育委員会教育部長兼生涯学習課長（郷古正夫君） 本町分室が休止ということで、本当に私どもも利用者の皆さんのことを考えると心を痛めているところです。ただ、資料説明の中で教育部長のほうからもお話しいたしましたけれども、代替施設といたしまして公民館の本館、生涯学習センターのエस्प、さらに市民交流センター、そういったところを代替利用をしていただきながら、できるだけ不便のないようにということで今、生涯学習センター、市民交流センターの中で調整をさせていただいているところであります。ただ、やはり本町分室があったときのような形で全てが利用されているかと申しますとなかなかそういった実態でないということも承知しております。ただ、現在利用している団体の方々にもご協力をいただきながら、例えばダンスを利用している方が月4回今までやっているというところであれば3回をできるだけ確保できるような、そういったところでお互いに協力をいただきながら確保させていただいているところです。そういった中では早目早目の周知ということも心がけているところです。



で、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） いろいろありますが、とにかく市民のために、基本計画を立てるときはやはり市民中心に事業を展開するんだなと私は思っているんですよ。ですから行政側が市民のために事業をするのにはやはり事業は事業であるんだけど、その対象者というのは市民のための事業だと私は思っていますので、市民中心の事業展開をされるよう強く望んでおきます。

時間がないようなので、資料7の13ページ、浦戸ステイ・ステーション整備についてなんですが、先ほど来質問されていますが、ここの利用者の人数は何人を想定していますか。

○議長（佐藤英治君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） 2階を居室というふうにします。2階には旧第一小学校・第二小学校それぞれ6部屋を設けたいというふうに思っております。その1室当たり最大3名の方が入居できるようなことで今、基本設計を進めております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） 1室3名というとそれは家族という意味なのか、それともただ人数の3人というのか、その辺があると思います。6部屋というと家族とすれば6家族を予定しているというふうな理解でよろしいんですか。

○議長（佐藤英治君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） さまざまなタイプの方にご入居いただけるようにしたいというふうに思っております。ただ、それぞれの部屋に台所までは設置しておりません。台所は1階の、炊き出し拠点もあわせたような広いみんなでする共用の台所というふうなことで想定しております。ですから、寝具さえ持ち込んでいただければもうちょっと人数も入れますし、家族で2部屋とかというのもありますし、そこはこれから運用の中で決めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） よく田舎で暮らそうというふうなテレビ番組があります。やはり地域の方の協力が必要だと思います。そんな意味で今回、浅海漁業者の地域住民とのかかわりも持てるのかなというふうな期待をしているんですが、やはり浦戸住民の皆さんの協力なしではなし得ないものと私は思っています。そんな意味で浦戸の先ほど復興関係、8億円も減額だというふうな話をしたんですが、人口も433人に減少しています。何とか歯どめをかけたいというふ

うな思いで私はおりますので、みんなでともに手を取り合って事業推進に当たっていただけるよう強く要望して終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号ないし第19号、第38号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議案第3号ないし第19号、第38号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号ないし第19号、第38号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議案第3号ないし第19号、第38号については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明21日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明21日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後6時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年2月20日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会議員 阿部かほる

塩竈市議会議員 西村勝男

平成26年 2月21日（金曜日）

塩竈市議会 2月定例会会議録

（第2日目）

## 議事日程 第2号

平成26年2月21日（金曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第20号ないし第37号

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

---

#### 出席議員（17名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	産業環境部 環境課長	菊地有司君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長 兼医事課長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局次長	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
事務局長	安藤英治君	
庶務係長	佐藤志津子君	

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） ただいまから2月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号の記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番菊地 進君、11番志子田吉晃君を指名いたします。



日程第2 議案第20号ないし第37号

○議長（佐藤英治君） 日程第2、議案第20号ないし第37号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 東日本大震災から間もなく3年が経過しようとしています。「先憂後楽」。まさに過去に類を見ない難局に直面をしながらも、塩竈市民の皆様は、これまでひるむことなく歩を進めていただきました。

平成26年度の予算案を初めとする議案をご審議いただくに当たり、市民の皆様方が百折不撓の精神で取り組まれたご労苦が報われ、復興実感の思いを持っていただける年にしてまいり所存でございます。

ここに市政運営の所信の一端と施策の主な内容について申し上げます。

被災地全体では、復旧・復興に関連する事業が本格化し、公共投資や企業の設備投資が増加するなど、幾つかの経済指標には好転の兆しがあらわれておりますが、依然として生活の再建途上の方々が多くおられます現状から、生活実感としての景気回復にはいまだ時間を必要とするのも事実でございます。

一方で、被災地に対する特別な配慮がされてきた手厚い支援策が徐々に従来の経済性や将来性、採算性を求める視点に変化しつつございます。消費税率の引き上げ、東京オリンピックの開催、警戒感が強まる南海・東南海地震への備えなど、国内状況が大きく変革する新年度は、「第5次塩竈市長期総合計画」と「塩竈市震災復興計画」を柱とし、着実に事業が進展を遂げ、市民の皆様にご満足と塩竈の再生を実感いただける「復興実感の年」といたしてまいります。

市政運営の基本方針であります。これまでと同様にまちづくりの基本である「第5次塩竈市長期総合計画」と復興の基本理念を定めた「塩竈市震災復興計画」を市政運営における両輪として取り組んでまいります。

第5次塩竈市長期総合計画に基づく施策につきましては、「塩竈市定住人口戦略プラン」の策定を踏まえ、重点戦略である定住の取り組みを強く推進をいたしてまいります。本市の人口であります。平成13年以降、転入・転出者に係る社会増減、出生・死亡者数に係る自然増減のいずれも減少傾向をたどってまいりました。しかし、平成25年は、社会増減において若干ではありますが、増加に転じております。新年度は、少子高齢化の進展に対応しながら、全体的な定住促進の取り組みを進めてまいります。

このため子育て世代への支援の拡充や高齢者の社会参加、健康の増進を図るとともに、震災後の状況を踏まえ、新たな都市整備の指針を定めてまいります。また、4月からの消費税率の引き上げは、復興途上にある本市にとりまして、日々の生活や産業への影響が大きいことなどから、国の制度とともに独自の商業振興策を実施し、影響の緩和に取り組み、“いつまでも住みたい、住んでみたい”まちづくりを推進してまいります。

「塩竈市震災復興計画」に基づく施策につきましては、これまで同様に生活の再建と産業の復興を重点的に推進をいたしてまいります。

新年度は、錦町並びに浦戸地区に災害公営住宅を整備をいたします。入居に当たっては、被災者により困窮している方々への家賃の低減策を実施し、安定した生活を支援をいたしてまいります。また、震災により甚大な被害を受けた方々の生活再建を支援するため、津波被災住宅再建支援や市税の減免などを継続するとともに、新たに国民健康保険の加入者に対する医療費の窓口負担分を免除するなど、医療に係る負担の軽減に取り組んでまいります。

さらに、沿岸地区の冠水・浸水被害の抜本対策として、雨水ポンプ場の機能強化とともに、道路や宅地のかさ上げなど市街地の整備を進め、安全・安心な生活環境を整えてまいります。

産業の復興として、水産業の中核を担う高度衛生管理型の魚市場の整備を引き続き進めますとともに、新たな水揚げ促進策の実施や販路の回復に取り組んでまいります。あわせて、国の制度などを最大限に活用することにより、新たな企業立地や既存企業の事業拡大を支援し、地域経済の活性化を図ってまいります。

それでは、初めに、第5次塩竈市長期総合計画の施策体系に沿いまして、新年度に実施をいたします主な施策を申し上げます。



まちづくりの目標の第1は、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」でございます。少子化が進む中で、核家族化や共働き世帯の増加など、子育て環境は大きく変化をいたしております。こうした変化に対応し、子供を安心して産み育てていただくための支援や環境づくりは定住の促進につながる重要な取り組みであります。このため子供の医療費助成を拡大いたします。通院に係る医療費助成を小学校6年生まで広げ、子育て世代の負担を軽減し、子供の健やかな成長を支援をいたしてまいります。

また、乳幼児期から思春期に至る子育てのライフステージを通して親子の愛着関係を深めるため、地域少子化対策強化事業を実施いたします。妊婦健診費用につきましても、負担軽減を引き続き実施し、健やかな出産を支援をいたしてまいります。

働きながら子育てできる環境をつくるため、引き続き保育士を増員し、平成21年度からの待機児童ゼロを継続をいたしてまいります。

また、昨年、子育て支援センターを拡充してオープンをいたしました「こころん」につきましては、新年度からさらなる環境の充実を図るとともに、新たに毎週土曜日を開所日といたします。また、ベビーカーの利用に対応し、入り口にスロープを設置するなど、身近で安心して利用いただける施設を目指してまいります。

今後の子育て支援につきましては、「子ども・子育て支援制度」が平成27年度から実施されることを踏まえ、幅広くご意見をいただきながら、塩竈ならではの評価をいただける子育て支援計画を策定をいたしてまいります。

次に、いつまでも健康に暮らせる地域づくりについてでございます。

生涯通して健やかに安心して暮らしていただけるための健康づくりの指針として、「第2期健康しおがま21プラン」が既にスタートいたしております。これを踏まえ、引き続き大腸がん検診の受診拡大のための無料クーポン事業を実施するとともに、新年度は乳がんと子宮がんについて未受診者を対象に再度無料クーポンを発行して受診勧奨を行い、がんの早期発見・早期治療を促してまいります。

また、健康づくりを地域ぐるみで推進するため、ダンベル体操に代表される地域の主体的な健康教室等の活動を支援し、さらなる普及啓発活動を推進いたしてまいります。

地域医療の中核を担う市立病院につきましては、経営改革プランに基づき経営の健全化に努め、平成25年度に累積する不良債務が解消できる見込みでございます。新年度は、機器の整備や老朽化した施設の改修を進めながら、引き続き良質な地域医療を提供してまいります。

また、昨年、24時間体制での自宅における医療の提供のため、「在宅療養支援病院」の認定を受けております。今後も、市民の皆様に住みなれた自宅や地域で安心して医療の提供が行われるよう、在宅医療の充実に取り組んでまいります。

次に、地域の中でともに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる福祉の取り組みについてでございます。

ご高齢者の皆様に生き生きと活躍していただくことが地域の活力創出につながってまいります。このため、新たに「介護支援ボランティア事業」を創設をいたします。介護保険施設などでボランティア活動を行っていただいたご高齢者に対し、実績に応じてポイントを付与するもので、ご高齢者の皆様の社会参加や健康増進に貢献できるものと期待をいたしております。

また、地域包括支援センターにつきましては、より身近な窓口としてサービスの充実が図られますよう、センター増設に向け準備をいたしてまいります。

なお、今後の高齢化のさらなる進展を踏まえ、生活機能の維持・向上、要支援・要介護状態の予防や重症化の防止に向け、「第6期塩竈市介護保険事業計画、高齢者福祉計画」の策定を進めてまいります。

障がい者福祉については、一人一人の障がいの程度に応じ、きめ細やかなサポートを実施し、地域社会で共生ができる環境を醸成するとともに、関係団体と連携を図りながら、生産活動の機会を提供するなど、地域の一員として生活を送るための社会参加を促進いたしてまいります。

次に、安全に安心して暮らしていくための取り組みでございます。

震災による被害を教訓として、現在、地域防災計画の見直しを進めております。今後予想されるさまざまな災害に対し、ハード・ソフト両面での防災・減災に取り組んでまいります。

今次の東日本大震災発災時は、想定した収容人員を大きく上回る避難者が発生をいたしましたことから、指定避難所を新たに6カ所追加するとともに、必要となる備蓄品を整備をいたしてまいります。

また、災害時に情報を確実に伝達するために避難行動要支援者につきましては、緊急時に自動で起動し、情報を受信する防災ラジオを配付し、円滑な避難行動につなげてまいります。

さらに、地域の防災力を高めるため、引き続き自主防災組織の設立と運営を支援するとともに、防災意識を向上するため講演会等を開催いたしてまいります。

住まいの安全性の向上につきましては、木造住宅の耐震診断や改修工事の助成を継続し、平成27年度までに耐震化率90%を目指してまいります。

下水道や橋梁などの都市基盤につきましては、施設の改修を進め、安全確保を図るとともに、長寿命化計画を策定し、安心してご利用いただくための安定した維持管理に努めてまいります。

水道につきましては、津波浸水区域の災害復旧を最優先として取り組んでまいります。また、老朽管の更新を再開し、耐震性・耐腐食性を有する長寿命管を導入するなど、運用コストの低減・効率化を図りながら、災害に強い塩竈の水道を確立をいたしてまいります。

防犯対策については、「塩竈市地域安全まちづくり基本計画」の着実な推進に努め、市民の皆様とともに安全なまちづくりに取り組んでまいります。

また、全国的に社会問題化している空き家対策のため、市内の空き家・空き地の現状を調査し、所有者に適正な管理を促すなど、安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、快適で便利な魅力あるまちの整備に向けた取り組みでございます。

震災後の本市の状況を踏まえ、新たな都市づくりのために都市計画の基本的な方針である「都市マスタープラン」を改定するとともに、第3期の「都市再生整備計画」を策定し、本市の特性を生かした都市基盤の整備を目指してまいります。

市民生活や活力ある経済活動を支える都市基盤の整備についてでございますが、県道利府中インター線は、沿岸部にあります魚市場や水産加工団地と都市部を連結し、広域物流機能の強化が期待されるとともに、災害時には緊急輸送道路として国道45号線や周辺の道路のリダンダンシーが確保される重要路線となっておりますことから、一日も早い整備に向けて県とともに取り組んでまいります。

市民の皆様方にとって身近な都市基盤であります市道につきましては、計画的な改修を進め、安定的で円滑な交通網を整備し、都市機能が中心部にコンパクトに集約されている本市の利便性をさらに高めてまいります。

また、生活衛生環境の向上を図るため、未整備地区への下水道の整備を促進いたしてまいります。

市民の皆様方の日常の足として親しまれております「しおナビ100円バス」「NEWしおナビ100円バス」につきましては、災害公営住宅等の建設等による交通動態の変化等を見据えた運行体制の見直しを行い、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

まちづくりの目標の第2は、「海・港と歴史を活かすまちづくり」でございます。

本市は、これまで豊かな海の恵みを楽しみながら、港湾、漁港を交流・物流の基軸とするまちとして発展をいたしてまいりました。水産業、水産加工業は、本市に深く根差した基幹産業であります。震災で失われました活力を取り戻し、産業を再生させるため、業界の皆様と一体となって販路の回復や新たな付加価値の創出、さらにはブランド力やPRの強化に取り組んでまいります。

水産業の中核を担う魚市場につきましては、高度衛生管理機能を有し、市民の皆様が親しまれ、利用者が使いやすい施設に改修をいたしてまいります。新年度からは、新たな柱として期待される遠洋底曳網漁業の水揚げを促進するため、新規に補助制度を創設をいたしてまいります。

さらに、本市水産品の販路を回復・拡大するため、見本市の開催や新商品開発を支援するとともに、引き続き「三陸塩竈ひがしもの」ブランドの普及促進に取り組んでまいります。

塩釜港区は国際拠点港湾仙台塩釜港において「地域産業支援港湾」としての役割が大きく期待をされております。震災前には209万トンでありました取り扱い貨物量は、平成24年度には石油製品を中心に276万トンとなり、改めて港の安全性について高い評価を受けた結果であると認識をいたしております。

平成26年度には、貞山1号埠頭の改築が予定され、港頭地区に整備された上屋の利活用とあわせて高次機能を有する施設に生まれ変わることから、これまで入港実績のなかった内貿貨物輸送の主流となりつつあります輸送革新船等の誘致に向け、マイナス9メートルの航路しゅんせつを関係機関に働きかけてまいりますとともに、塩釜港区の安全性や利便性をPRし、ポートセールスに努めてまいります。

次に、商工業の振興についてでございます。

4月からの消費税率の引き上げは、震災から再建途上にある事業者の方々の経営への影響が大きく懸念をされますことから、2割増商品券を発行し、商業振興を図るとともに、市民の皆様のご暮らしを支援してまいります。

また、引き続き中心市街地の活性化を図るため、空き店舗等を活用した新規出店支援に取り組んでまいります。

企業誘致は、産業振興の大きな柱でございます。震災に係る業務支援をいただいている職員の派遣を契機に関係自治体との地域間交流を深めながら、あわせて産業の双方向での交流に

取り組んでまいりました。こうした取り組みにより、新たな食料品製造業の工業立地が促進をされますとともに、その他の企業立地の動きも出てきております。引き続き本市の制度とともに、国の産業復興制度を活用し、この動きを加速し、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、新たな企業誘致に不可欠である建設用地の確保は、喫緊の課題でございます。新年度は、新たに市内の空き地、空き事務所などを調査し、建設可能用地情報を収集いたしますとともに、ホームページなどを活用しながら広く情報を発信をいたしてまいります。

次に、本市ならではの地域資源を活用した観光振興と魅力ある景観づくりについてでございます。

震災後、大きく落ち込んだ観光客数は、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」などの効果により、ほぼ震災前の水準まで回復をいたしております。今年4月から6月に開催されるポストDC、「仙台・宮城〔伊達な旅〕春キャンペーン」に参加し、観光資源の魅力を高め、交流人口の拡大に努めてまいります。

昨年12月に松島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟したことから、県や関係市町と連携し、松尾芭蕉ゆかりの地をめぐる周遊型観光コースづくりに取り組むなど、松島湾観光の魅力向上を図ってまいります。

また、今後予定されている仙台空港の民営化や北海道新幹線の開業などを見据え、県内並びに東北地方の主要観光地と連携を強化しながら、広域観光ルートづくりと新たな観光需要の拡大に取り組んでまいります。

魅力ある景観づくりにつきましては、門前町の風情を醸し出す町並みと千賀の浦や浦戸諸島のすぐれた眺望を生かし、定住・交流人口を増加させるため、景観計画の策定を進めてまいります。

次に、循環型社会の実現に向けた取り組みについてでございます。

震災以降、再生可能エネルギーの取り組みが全国的に進められるなど、環境に対する関心は高まっております。本市におきましても、引き続き産業特性を生かしたバイオディーゼル燃料の普及拡大、公民館や市内小中学校への太陽光発電設備等の整備を進め、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、取り組んでまいります。

次に、浦戸諸島の魅力ある島づくりについてでございます。

浦戸諸島の4島5地区を結ぶ離島航路は、島民の皆様の生活航路として、また訪れる観光客

や独自の産業基盤を支える交通輸送手段として極めて重要な役割を担っております。今後の離島航路の維持と利便性の確保、さらには健全な事業運営を図るため、経営のあり方を長期的視点から議論し検証を行うため、「交通事業会計経営健全化計画」を策定いたしますとともに、これからの浦戸諸島の交通体系のあり方について利用者の視点から検討をいたしてまいります。

また、浦戸地区の高齢者の方々の外出支援として、敬老乗船券の発行やボランティアへの割引助成を継続をいたしてまいります。

浅海養殖漁業の振興といたしましては、引き続き海産物のブランド化による高付加価値化や販路拡大に努めますとともに、浦戸産の食材を使用した新たな商品開発やPR活動に取り組んでまいります。

また、浦戸諸島の気候風土を生かした日本酒づくりや菜の花の再生など、さまざまな活動をしているNPO団体などと連携し、浦戸諸島の振興を図ってまいります。

まちづくりの目標の第3、「夢と誇りを創るまちづくり」でございます。

未来を担う子供たちの生きる力を培い、地域で健やかに成長できますよう、心のケアを含めて、学校、家庭、そして地域で連携して取り組んでまいります。

児童生徒の学力向上を推進するため、新年度からは、「新学力向上プラン」に基づき、授業内容の充実に向けた工夫と学ぶ意欲や学習環境づくりに重点を置いて取り組んでまいります。

また、各小中学校には引き続き指導教員を配置し、習熟度別少人数指導の計画的な実施による基礎学力の定着に努めてまいります。

長期休業期間には、サマースクール、浦戸サマースクール、ウインタースクールを実施し、子供たちの自主的な学習を支援をいたしてまいります。

また、浦戸地区ならではの環境を生かし、浦戸第二小学校、浦戸中学校が将来的に継続・発展できますよう、9年間を見通した小中一貫校とする制度に取り組んでまいります。

なお、引き続き、島外から通う児童生徒への通学費を補助するほか、島外に通う高校生の通学費を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

特別な支援を要する児童生徒につきましては、お一人お一人に配慮した適切な指導を行うための支援員を配置し、学習活動や学校生活への適応を図ってまいります。

平成25年9月に学習用パソコンなどを更新した小中学校の情報教育施設につきましては、無線LANによるインターネット環境やタブレット端末が整備されましたので、さらに情報教

育を充実をさせてまいります。

また、老朽化した第三小学校の大規模改造につきましては、北校舎に引き続き東校舎の改修を進め、子供たちが安心して学べる環境を整えてまいります。

複雑多様化している児童生徒とその保護者の悩みに対しては、専門家のカウンセリングによる心のケアやスクールソーシャルワーカーによる家庭環境などさまざまな環境の改善に取り組んでまいります。

また、教育環境を向上させるためには、多様な団体や地域との協働が大切であると考えております。震災以降、ボランティアとして支援をいただいている青山学院大学と本年2月に連携協力に関する協定を締結したことを契機として、サマースクール支援やスカイプを活用した英語教育の取り組みなど、学習活動を充実をさせてまいります。

なお、スクールガードリーダーによる巡回指導など、地域全体で安全・安心な学校環境を整えてまいります。

生涯にわたって学び、交流できる機会の充実や支援、そして学習環境を整えるため、生涯学習センターと市民交流センターの活動を充実をいたしてまいります。

なお、親子が本に出会う機会を提供する「絵本デビュー」は、絵本配布後のフォローアップ事業として、「赤ちゃんおいで！おはなし会デビュー」や読み聞かせ講座を開催するなど、事業の拡充を図りながら普及に取り組んでまいります。

また、市民のスポーツへの意欲を高めるため、引き続き国内外のトップレベルのスポーツ選手と交流する機会の創出に努めてまいります。

歴史の継承と文化芸術の振興についてでございますが、本市には旧亀井邸など歴史文化の香り漂う建造物が保存されており、昨年は旧塩竈市公民館を戦後公民館活動の象徴的建造物として市の有形文化財に指定をいたしました。こうした歴史文化的資産を本市の財産として保存・継承するとともに、町の魅力として生かし、交流人口の拡大につなげてまいります。

また、本市ゆかりの杉村 惇画伯の作品展示を中心に文化芸術活動の振興を図る新たな拠点として公民館本町分室を美術館に改築いたしてまいります。

次に、市民と協働でつくるまちづくりの取り組みとして、協働推進室マリンプラザを拠点に町内会や各種団体の活動を支援してまいります。

また、松亀園の保存活動など、NPOの団体を初め、さまざまな方々が活力ある地域づくりに取り組んでおられます。こうした団体などと連携を図りながら、協働による地域社会の構

築に取り組んでまいります。

続きまして、本市復興の指針を定めた「塩竈市震災復興計画」に基づき新年度に実施をいたします主な施策を申し上げます。

第1に、「住まいと暮らしの再建」でございます。

被災された方々の生活再建のために整備する災害公営住宅につきましては、当初380戸の整備計画でございましたが、アンケートなどにより入居希望を詳細に検討し、追加分を含め、全体で420戸を整備いたしてまいります。このうち新年度には、錦町や浦戸地区で災害公営住宅が完成し入居が可能となりますことから、世帯の収入に応じた家賃の低減策を講じてまいります。

また、津波により被害を受けた方の戸建住宅の再建や改修、宅地防災対策につきましても、「津波被災住宅再建支援事業」、「宅地防災対策支援事業」等で継続支援し、一日も早い生活の再建に取り組んでまいります。

被災した方々の経済的支援として、本市では平成23年度から被害状況に応じて、市民税、固定資産税、都市計画税の減免に取り組んでまいりました。3年間の継続した減免措置は県内で唯一であり、こうした税制上の措置により、総額で約21億円を軽減いたしてきております。津波により甚大な被害を受けた地域の課税免除や被害程度に応じた税の減免について、新年度も継続して取り組んでまいりる覚悟であります。

加えて国民健康保険事業については、新年度から国民健康保険税の税率を引き下げるとともに、住家を失うなどの甚大な被害を受けられました方々の医療費窓口負担分を免除し、被災された方の健康の維持を図ってまいります。

また、仮設住宅が解消される日まで、入居されている方々の健康管理と心のケアのため、引き続きふれあいサポートセンターや専門機関による日常生活支援に取り組むとともに、「伊保石お〜らいタクシー」による外出支援、交通の利便性を図ってまいります。

第2に、「安全な地域づくり」でございます。

平成26年度は、県事業として各種の防潮堤の本格的な建設に入ってまいります。将来を見据えた安全・安心な都市基盤の整備が促進されるよう取り組んでまいります。

安全な避難誘導のため、マリゲート塩釜と本塩釜駅方面を接続する津波避難デッキの整備に着手をいたします。あわせて、マリゲート塩釜の防災拠点としての機能を強化するなど、付近住民の皆様や観光客の皆様に安心していただける地域づくりを進めてまいります。



港町、中の島地区及び越の浦地区については、地盤沈下した道路のかさ上げや時間雨量45ミリ対応のポンプ場、貯留管の整備など、抜本的な浸水・冠水対策を講じてまいります。

また、県道八幡築港線の整備にあわせ、連絡する市道の冠水対策と避難誘導路としての整備を促進をいたしてまいります。

北浜地区につきましては、土地区画整理事業により浸水・冠水対策を講じた職住近接型の新たな居住空間の形成に取り組んでまいります。

藤倉地区は、土地区画整理事業により地区内道路や宅地をかさ上げし、安心して住み続けられる良好な居住環境を整備をいたしてまいります。

また、雨水ポンプ場の機能強化を図るなど、内水排除機能を向上させてまいります。

第3に、「産業・経済の復興」であります。

基幹産業である水産業や水産加工業の復興の取り組みとして、東日本大震災復興交付金を活用し、水産加工処理施設など9社の関連施設の整備を支援し、水産加工業の再生と雇用の拡大に取り組み、新魚市場の連携による水産業の機能強化を促進をいたしてまいります。

あわせて、失った販路の回復のため、引き続き塩釜水産物仲卸市場の集客機能の回復や水産練り製品のPR強化に努めてまいります。

また、中心市街地の活性化につきましては、海岸通地区の再開発事業を進め、準備組合を本組合に移行し、複合機能を有する新たな商業空間の創出を目指してまいります。

なお、引き続き地域経済の再生と被災された方々の生活の安定を図るため、復興特区制度や事業復興型雇用創出助成金などを活用し、企業誘致や設備投資の拡大を図りながら、雇用を創出をしてまいります。

第4に、「放射能問題に対する取り組み」でございます。

平成25年度食品放射能測定検査では、持ち込みによる一部の山菜類などで放射性物質が検出をされました。いずれも基準値を下回っており、おおむね安全・安心な環境が確保されている認識をいたしております。引き続き市内各所の放射能測定のほか、学校、保育所、給食で使用している食材や市民の皆様の持ち込みによる食材等の放射性物質の測定検査を実施し、安全性を確保いたしてまいります。

また、魚市場に水揚げされた水産物について、事前に放射性物質検査を実施し競り売りを行うことで、安心・安全な水産物の流通に努めてまいります。

第5に、「浦戸地区の復興」でございます。

朴島におきましては、4戸の災害公営住宅の整備に合わせ、集会施設の整備に取り組んでまいります。寒風沢におきましては、12戸の災害公営住宅を整備し、あわせて旧浦戸第一小学校を改修し、第1次産業従事者の育成に取り組むとともに、漁業集落の再生に努めてまいります。野々島におきましては、15戸の災害公営住宅を整備するとともに、漁業集落の排水対策や避難誘導路の整備に取り組み、既存集落との連携強化を目指してまいります。石浜地区におきましては、高台に集会施設を整備するとともに、集落の排水対策と避難誘導路の整備を実施してまいります。桂島におきましては、海水浴場を新年度から再開をいたします。あわせて、隣接地の環境向上のために、災害危険区域のかさ上げによる排水対策に取り組んでまいります。また、旧浦戸第二小学校の校庭の一部を活用しながら、14戸の災害公営住宅を整備し、避難誘導路の整備に取り組んでまいります。あわせて旧浦戸第二小学校の改修により、第1次産業従事者の育成と漁業集落の再生に努めてまいります。

また、浦戸地区全体では、生活再建の一助として軽自動車の車検時における運搬費用を助成し、離島における生産活動の負担軽減を図ってまいります。

浦戸地区の産業復興につきましては、引き続き物揚げ場などの漁港施設の復旧と背後の用地かさ上げに取り組み、主たる産業であります浅海養殖漁業の基盤を整備するとともに、共同利用施設の固定資産税の減免を継続し、事業者の負担軽減を図ってまいります。

以上、これまで申し上げました市政運営の基本方針に基づきまして編成をいたしました平成26年度予算の概要を申し上げます。

本市の予算は、ここ数年、震災からの早期復旧や復興、そして市民の皆様の安定した暮らしを取り戻すための予算を計上するなど、その規模は震災前の2倍程度に増大をいたしております。

復旧・復興予算に関しましては、国の財政支援や全国からの温かいご支援に支えられてまいりましたが、関連する事業の追加支出が増加する一方で市税等の自主財源の減少によりまして自主自立した財政運営が狭まりつつございます。

国におきましては、被災自治体の復旧・復興状況を踏まえまして、平成26年度の地方財政計画において震災復興特別交付税を引き続き計上するなど、被災自治体の早期復興のため、支援を継続いたしておりますが、地方交付税につきましては、前年度から1.0%減の16兆8,855億円、2年連続して減額をされており、被災自治体の一般財源はさらに減少することが見込まれる状況となっております。

本市におきましては、歳入の根幹をなす市税は回復基調に向かっておりますが、いまだ震災前の規模に達しておらず、また地方交付税が減額される中、復旧・復興事業に係る財源確保への対応など、本市の財政運営はより一層厳しい状況にあります。

これらの状況を踏まえ、新年度の予算編成におきましては、平成25年度の国の補正予算における有利な財源を活用することで平成26年度事業の前倒しによる財源の確保を図りましたほか、事業の厳選や個々の審査による経常経費の削減、さらには地方債や各基金を活用して財源を確保するなど、長期総合計画と震災復興計画の実現という2つの目標を両輪として、本市の再生が実感いただける事業予算を計上したところであります。

各会計の予算額であります。一般会計につきましては、前年度予算額と比較し、10億6,000万円の増、3.0%増の362億4,000万円といたしております。

特別会計につきましては、10会計の予算総額で236億4,670万円、前年度と比較し、17.3%の減となっております。これは、主に下水道事業特別会計における災害復旧事業費が減少したことによるものであります。新たに藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算を計上するなど、復興事業の促進に必要な事業予算を計上させていただきました。

市民生活に直結する国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業につきましては、給付費や拠出金の伸びが見込まれており、給付費を十分確保するなど、前年度から増額した予算といたしております。

また、水道事業と市立病院事業の企業会計の予算総額は、支出の合計で61億7,281万3,000円となり、前年度から7.1%の増となっております。水道事業会計につきましては、引き続き災害復旧事業及び第6次配水管整備事業費を計上いたしましたほか、新たに実施する老朽管更新事業の計上により、前年度から4.7%の増となっております。また、市立病院事業会計につきましては、手術室の機器整備など建設改良費の増額により、前年度から9.1%の増となっております。この2つの企業会計につきましては、新たな会計基準による予算を計上いたしておりますが、平成26年度決算におきましても、安定した経営実績に結びつきますよう、経営の効率化と健全化に努めてまいります。

なお、市立病院事業会計につきましては、外来患者数減少への対応や施設環境の改善が喫緊の課題であるなど、病院経営を取り巻く環境が一段と厳しくなっております。このような中、平成26年市立病院事業会計予算につきましては、経営環境の変化におきましても、安定した経営体質を構築すべく、医事業務改善による増収対策や地方債を活用した医療環境の向上を

図りながら、現金収支の黒字を確保した予算をいたしております。今後とも、黒字基調の経営維持と、さらに質の高い医療を提供し、市民の皆様から安心と信頼を得られる病院運営に尽力をいたしてまいります。

以上、新年度に行う事業につきまして、主なるものを申し上げます。

まず、第5次長期総合計画の実現に向けた事業のうち、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」につきましては、継続事業の充実強化を目指して、

妊婦健診事業として	3,485万1,000円
待機児童ゼロ推進事業として	418万3,000円
子ども医療費助成事業及び拡大事業として	1億3,444万円
障害者総合支援事業として	7億1,064万9,000円
公共下水道雨水施設整備事業として	1億8,755万円
公共下水道汚水施設整備事業として	1億2,320万円
第6次配水管整備事業として	5,508万5,000円

新規の事業につきましては、

地域少子化対策強化交付金事業として	501万5,000円
子育て支援センター運営事業（土曜日開所）として	85万円
介護支援ボランティア制度事業として	180万円
塩竈市救急医療情報キット配布事業として	87万5,000円
防災ラジオ整備事業として	1,000万円
空き家・空き地対策事業として	47万6,000円
楓町緑地法面整備事業として	4,300万円
壺番館施設改修事業（スロープ設置事業）として	150万円
老朽管更新事業として	1億7,451万円

同じく、「海・港と歴史を活かすまちづくり」につきましては、

宮城県漁業協同組合預託金として	2億円
市内商店活性化促進事業（シャッターオープン・商人塾）として	374万4,000円
中小企業振興資金等預託・信用保証料補給事業として	4億4,100万円
商工会議所商業活性化事業として	500万円
企業誘致活動事業として	230万7,000円

観光交流推進事業として	1,095万円
交通事業経営健全化計画策定事業として	1,029万6,000円
新規の事業といたしましては、	
割増商品券事業として	4,500万円
事業遊休地等調査業務として	1,018万9,000円
住みたい、訪れたいまち塩竈市計画策定事業として	650万円
ごみ処理広域化事前調査事業として	300万円
同じく、「夢と誇りを創るまちづくり」につきましては、	
小学校指導教員配置事業として	1,336万1,000円
小中学校図書整備事業として	216万6,000円
心のケア及び図書整備員配置事業として	1,030万8,000円
小中学校特別支援教育支援員設置事業として	2,186万3,000円
杉村 惇美術館事業として	569万4,000円
新規の事業につきましては、	
市立浦戸小中学校一貫事業として	320万9,000円
青山学院大学との連携事業として	38万4,000円
公民館再生エネルギー事業として	4,686万2,000円
遊ホール舞台照明設備調光器盤改修事業として	4,100万円
次に、塩竈市震災復興計画の早期実現に向けた事業のうち、「住まいと暮らしの再建」につ	
きましては、	
宅地防災対策支援事業として	8,000万円
災害公営住宅整備事業として	23億3,257万9,000円
塩竈市津波被災住宅再建支援事業として	4億4,100万円
仮設住宅交通支援事業として	1,470万円
被災児童生徒就学援助事業として	1,559万4,000円
東日本大震災記録誌作成事業として	1,000万円
新規の事業につきましては、	
倉敷・塩竈文化交流事業として	55万円

同じく、「安全な地域づくり」につきましては、

港町地区復興道路整備事業として	3億6,100万円
港町地区復興拠点整備事業として	8億7,300万円
北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業として	8億8,200万円
藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業として	3億7,400万円
藤倉二丁目地区下水道事業として	3億6,400万円
越の浦地区下水道事業として	13億3,980万円
新浜町一丁目地区下水道事業として	6億1,640万円
港町二丁目地区下水道事業として	16億3,320万円
水道施設災害復旧事業として	3億276万5,000円
新規の事業につきましては、	
都市計画道路八幡築港線関連市道整備事業として	6,381万5,000円
追加指定避難所等備蓄品整備事業として	2,463万2,000円
防災備蓄食料拡充事業として	400万円
指定避難所災害情報システム拡充事業として	340万円
藤倉二丁目地区区画整理関連下水道事業として	1億1,972万5,000円
同じく、「産業・経済の復興」につきましては、	
高度衛生管理型荷さばき所整備事業として	10億2,300万円
塩釜水産物仲卸市場復興PR事業として	580万円
水産加工業等復旧支援委託事業として	658万8,000円
塩竈市事業復興型雇用創出事業として	3,457万円
商業復興加速支援事業として	1,140万円
同じく、「放射能問題に対する取り組みに」につきましては、	
放射能測定事業として	461万6,000円
給食食材放射能測定事業として	56万6,000円
水産物の放射性物質検査等委託事業として	550万円
同じく、「浦戸地区の復興事業」につきましては、	
浦戸地区集落再生促進施設整備事業として	1,598万1,000円
桂島地区防災集団移転促進事業として	5,850万円
寒風沢地区防災集団移転促進事業として	2億300万円

朴島地区小規模住宅改良事業として	1億6,310万円
桂島地区漁業集落防災機能強化事業として	3億7,200万円
野々島地区漁業集落防災機能強化事業として	2億2,400万円
寒風沢地区漁業集落防災機能強化事業として	3億7,500万円
漁港施設災害復旧事業として	5億525万円
野々島地区漁港施設機能強化事業として	5,200万円
寒風沢地区漁港施設機能強化事業として	1億6,000万円
新規の事業につきましては、	
浦戸地区土地利用計画策定促進事業として	768万6,000円

などを計上いたしております。

以上、平成26年度予算は、厳しい財政状況の中ではありますが、長期総合計画の実現と震災からの早期復興の実現に向け、最大限に配慮した予算とさせていただきました。しかしながら、本市を取り巻く厳しい環境は、長い期間に及ぶことが予想されます。この局面を一刻も早く打開し、今後とも、市民の皆様が安心して暮らしをいただけますよう、安定的な財政運営に取り組んでまいりますとともに、常に事業の進行管理に努めながら、本市の復興と再生が実感いただけますよう、全力を尽くしてまいります。

以上、市政運営に取り組む所信の一端と施策の主な内容についてご説明を申し上げます。

私は、「一燈照隅」を座右の銘として市政を託されたみずからの職務を果たし、ふるさとを照らす一つの明かりとなるべく努力をいたしてまいります。本市の復興は、まだ道半ばであり、前例のない大変厳しい道のりが続いてまいります。この難局、我々行政がふるさと復興に向けた先達の明かりとなるべく一丸となって挑んでまいります。

そして、この明かりが市民の皆様、議員の皆様、それぞれの明かりとともに、ふるさとを明々と照らすことで必ずや復興が実現されるものと確信をいたしております。今ようやく幾つかの復興の種が芽吹き、形となりつつあります。復興の姿が見えますと、未来への希望と活力につながります。

新年度は、ふるさと復興のつち音が響き、目に見える復興を進展させ、市民の皆様にもちの再生が実感いただけますよう、各施策の実現に邁進をいたしてまいります。

本当に長い間、災害からお待ちをいただいております市民の皆様方に心からおわびを申し上げますとともに、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を引き続きお願いを申し上げます。

るところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤英治君） これより総括質疑を行います。

総括の範囲で質疑をお願いいたします。5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

平成26年度の予算について総括質疑させていただきます。

昨日も先輩議員からいろいろこの場で質問が出ましたが、繰越明許費が昨年度は100億円を超えていると。それで、また今回も80億近い金額が繰越明許費として計上されてきていると。震災の影響で災害住宅にお住まいの方々は、一日も早い生活の再建を望んでいらっしゃるわけですが、残念ながら、こういった予算執行の未達によって多くの仮設住宅で生活されている方々が生活再建の先送りをされていると。そして、多くの市民の方々が安心・安全な生活の先送りをされているということではなかろうかと私は思っております。

こうした中で、今年度も特別職の給与に関する条例の一部を改正する議案が出てまいりました。昨年この2月定例会に、特別職、市長、副市長、教育長の給与改定の議案が提出されましたが、内容は今回と全く同じであります。市長報酬のカット、15%カットをしているものを10%カットに、副市長、教育長は、10%カットしているものを5%カットに、実質従来より5%アップするという内容であります。

私は、昨年、この条例改定に一人で反対いたしました。理由は明白です。昨年は7月から公務員給与の削減が決まっておりました。1月の各常任委員会協議会にて、平成25年から29年の5年間で44億4,000万円の財源不足が見込まれているという財政課からの説明を受けております。さらには、大震災で被災された方々の状況を考えたとき、特別職の実質給与の増額を議案として出してくる場合ではないだろうと考えたからであります。

そして、この議案が成立して3カ月後に、6月の定例会にまた特別職の給与改定の条例が議案として出てまいりました。その内容は、市長報酬だけを例にとりますと、3月に15%から10%カットに改定したものを2月の定例会では公務員給与の削減に準じて10%カットをまた15%カットにするというものであります。3カ月前の給与水準に戻すというものでした。3月定例会での改定は何だったのか、正直啞然といたしました。そのとき思ったのは、ひょっとしたら15%のままだと7月の給与削減の実施のときに自分の給与が20%カットになるので避けるためだったのかなど。これはげすの勘ぐりでしょうけれども、そんな考えも浮かびま



した。

佐藤市長就任以来の給与改定は、昨年の予算委員会で説明がありましたが、平成15年就任時には前任者の15%カットを継続と。そして、平成17年12月から20%のカットと。そして、平成21年4月からは30%カットと。それなりの覚悟を持って財政再建に取り組まれたのだなというふうに感じてはおります。しかし、23年5月からは15%カット、そして先ほどお話ししました平成25年4月からは10%カットに、そして3カ月後の7月からはまた15%カットに変更すると。この10年間、就任10年間で6回もの改定を行っているわけであります。この給与改定の意図は、何を意味するのか。理解に苦しむところであります。

昨年の説明では、財政改革が一定程度の改善を見たことによるとのことでしたが、先ほども述べましたが、この先5年間で44億円を超える財源不足を訴えていながら、どうしてこういう給与改定をするのでしょうか。佐藤市長の就任時は、市の起債残高は600億円程度だと思います。現在は640億円程度だと思います。就任時の600億円を切ってからであれば、私は一定程度の改善を見たからということも捉えられますが、いまだその水準に達していない中で給与改定をしている場合なのだろうかというふうにも考えております。

昨年も述べましたが、借金が塩竈市より200億円も少ない、そして人口は5,000人も多いお隣の多賀城市の市長報酬は、就任以来10%カットを継続しております。昨年、二市三町の議員連合会が主催した二市三町首長を招いてのフォーラムの中では、佐藤市長は広域行政の進化、そして合併に対してかなり前向きな発言をされていたように記憶しております。私も同様の意見ではありますが、そこで障害となるのは塩竈市の借金の多さです。近隣の市町に対し、財政改革に本気で取り組んでいるのだというメッセージを送るには、市長みずからが、そして我々議員も身を切る覚悟を示す必要があるのではないのでしょうか。

さらに、昨年3月27日から6回も新聞記事となった東日本大震災の瓦れき処理に絡んだ問題が発生しております。10回に及ぶ調査特別委員会の質疑応答の中で、市当局の管理監督、指導の不備が見えてきております。そうした中、行政の長として、その責任を明確にする必要があるのではないのでしょうか。本格的な本市の復興に向けて、そして二市三町の将来の合併に向けて、近隣の首長の方々が塩竈市長本気だと思われるような大胆なメッセージを発信してはいかがでしょうか。海岸通に今大きな看板が、「覚悟」という看板が出ております。ぜひ市長の覚悟をお示しいただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から私の給与の削減についてのご質問をいただきましたので、何点かお答えをさせていただきます。

きょうは所信表明という形で新年度予算についてご説明をいたしましたので、繰り越しについては昨日の議会の中で、なぜこういう繰り越しが発生したかということについてはるるご説明をいただき、議決をいただきましたので、この場での説明は省略をさせていただきます。

また、私の給与削減についてであります。私も3回選挙をさせていただきました。基本的に私の公約の中に、市長の給与については削減ということは1つも入れておりません。これは政策ではないと思います。本来は、きちっと給料をもらってしっかりと仕事を首長がやって、政策としての成果を上げていくというのが本来の行政のあり方だと思っておりますから、私は市長に立候補するに当たりまして、自分の給与を何%削減をしますということを公約として立候補したことはございません。それはぜひご理解をいただければと思っております。

そういった中で、時々刻々さまざまな変化がございますので、その都度私の給与の削減の額を変えてきたことは、今議員がおっしゃったとおりであります。20%、30%、削減させていただきました。そのときには、職員に自主給与の削減という本当に厳しいお願いを3年間させていただきました。職員も給与生活者であります。大変申しわけなく思っておりましたので、そういった対応をさせていただきました。約6億円近い削減になったかと思いますが、そういったものが一部財政の健全化に役立ったものと私は職員に大変感謝をいたしているところであります。

そういったことをもちまして、ようやく本市の財政についても、マスコミ等で第二の夕張かというようなことが書かれなくても済むような状況になりましたし、またさまざまな分野で一定程度の財政改革の方向性というものが見えてきているのではないかと私は考えているところでもあります。そういったこともございまして、昨年2月定例会で市長の給料を10%カットにさせていただきたいという新たな提案をさせていただき、議員の皆様方にご理解をいただいたところでもあります。

しかし、その後であります。と申しますか、それから先の背景をお話をさせていただきたいと思いますが、国におきましては、このたびの東日本大震災の復興財源に充てるということを目途に平成24年4月から今年の3月までの2カ年間、国家公務員給与を5%から10%削

減をいただいております。また、国会議員の歳費も平成23年4月から半年間につきましては、月額50万円、平成24年5月から今月の4月までは12.88%の削減が実施されております。平成25年の1月28日に総務大臣から「平成25年度に限って国に準じて地方においても給与削減措置を講じるよう緊急にお願いをする」という書面がまずは本市にも入っておりますし、全国の地方公共団体の長、そして議会にも出されております。また、国は、厳しい財政状況下から、このような措置を講じながら交付税の削減を決定をいたしております。ラスパイレスを超える部分については、交付税を削減をいたしますというようなお話でありました。我々といひますか職員は、こういった交付税削減が市民サービスの低下を招くのではないかとということで、財源の確保をどうするかということで議論させていただきました。職員にとっては大変厳しい私からのお願いではありましたが、そういったことを理解いただきまして、昨年6月議会に、昨年の7月から本年3月までの職員給与を最大4.5%引き下げる議案について提案させていただき、議決を頂戴いたしました。なお、この中には医師を含めた全職員の給与が入っているところであります。

当時、ご提案の際に、市民サービスの低下や停止を招かないよう削減される見込みの交付税の財源確保をしなければならないということでもあります。また、国家公務員の方々が給与の削減をなされ、本市を含めた被災地域にその財源を充てていただいているという現実。さらに、全国からさまざまなご支援をいただいている本市の状況。特に、本市に職員派遣をいただいている派遣元の自治体もこの給与削減を行っている自治体があること等を勘案し、削減の提案が必要ではないかというようなご説明をさせていただいたところであります。その結果、交付税の削減見込み分を若干上回る6,455万1,000円の削減を行うことができ、市民への不利益は回避をされたものと考えております。

その際、職員にのみ痛みをお願いをするというのは不本意でありましたので、特別職につきましても、あわせて5%の削減を職員と同時期に同期間やらさせていただきたいということをご説明をさせていただいたところであります。このような職員の理解によりまして、おかげさまで3月でこの職員給与削減が終了となりますことから、今回10%削減ということでご提案をさせていただいたところでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

市長のご答弁はある程度もつともなのかなと思います。ただ、また私は、それは役人の世界

の考え方であって、民間企業では違うだろうと。民間企業の場合、例えば近々のあれを言いますと、日本航空の再建、こういったときにもやはりトップというものは、世間に自分の姿勢を示すためにそれなりのことを打ち出すわけです。それがやっぱりトップの給与削減であったりするわけです。そういうメッセージを送ることによって真剣さを伝えていくということが多く行われている。そういったことを私は期待しているのであって、やっぱりそのメッセージが周りに伝わらないと幾らやっても意味がないのかなと。それで、改善されたとはいえ、ピークは確かに690億円まで行ったものが640億円にまで減っています。しかし、平成11年ころは500億円だったわけです。これだけふえているわけです。その当時も財政が危ないというふうに塩竈は言われていたわけです。それが一般財源と特別会計の起債残高では違うということかもしれませんが、企業であれば借金の多さが一つの財政のよしあしにつながってくるわけです。人口が減っていながら借金だけがふえていくというような状況の中で、果たして私は一定の改善を見たと判断できるのかどうかということを問うているわけです。そこだけです。ですから、市長が大丈夫なんだということであれば、それはそれで結構でございます。それ以上私質問しても意味がないわけですから、そのところの判断だけなんです。やはり行政といえども、民間感覚で物事に対処していかないと、なかなか難しいんじゃないかなと。従来のを引きずっていたんではなかなか改革ができないんじゃないかなという思いがあるからそういうお話をしているんであって、以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほども申し上げましたとおり、このことについては全国の地方公共団体の長及び議会に出されているということをご説明申し上げました。我々はそういったことを踏まえて先ほど申し上げましたような取り組みをまずさせていただいたということについては、ご理解をいただければと思います。

次に、起債の問題であります。これは、当然のことながら、さまざまな新しい事業を展開する上でどうしても我々地方自治体というのは借金をせざるを得ないというのは実情であります。ただし、それらについては、後年度負担を当然お願いしていい部分もあるものかと思っております。具体的に申し上げます。例えばポンプ場であります。ポンプ場というのは、今だけのためでなくて、これから50年、60年使う施設であります。そういったものについては、そういったことで借りた費用については、次の世代の方々がしっかりと負担をし、返還をしていくということではないかなと思っております。おかげさまでここ数年、起債の償還額が

徐々に減ってきているということについては、今議員のほうからもお話しいただいたとおりでありますので、なお今後とも経営の健全化に努めさせていただきたいと思っております。

3点目であります。我々行政、当然のことではありますが、旧来の制度仕組みの中にどっぷり浸り切っていてはだめだということは議員が申されるとおりだと思います。当然改革すべきものはしっかりと改革し、民間の方々の手法を勉強しながら、塩竈市の財政並びに市政がよりよい方向に向かっていくということについては、全くおっしゃるとおりだと思います。我々も、そういった民間の方々の知恵をさまざまな分野でおかりしながら、日々、今後研さんに努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして、市長の施政方針と予算編成に対し総括質疑を行います。

2011年3月11日のあの東日本大震災から3年が経過しようとしており、26年度は被災から4年目に入り、被災者の生活再建やなりわいの再建が支援される施政方針と予算になっているのかが問われると思います。

市長は、26年度の施政方針で「第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市震災復興計画を柱とし、着実に事業が進展を遂げ、市民の皆様にご満足と塩竈の再生を実感いただけるよう、復興実感の年としてまいります」と述べられております。さらに、施政方針の基本方針では、「これまでと同様にまちづくりの基本である第5次塩竈市長期総合計画と復興の基本理念を定めた塩竈市震災復興計画を市政運営における両輪として取り組んでまいります」と述べられております。

我が党は、震災復興計画を何よりも最優先に取り組むべきとこれまでも主張してまいりました。市長は、25年を復興元年と位置づけ、26年を復興実感の年と位置づけておりますが、復興予算が組まれても、なかなか執行されていないのが実情ではありませんか。伊保石地域の災害公営住宅は2月1日に31世帯の入居式が行われ、引っ越しが進められておるところでございますが、外的要素があるとはいえ、なかなか進展が見えません。復興実感の年と位置づけた思いや理由についてお聞かせください。

今被災者にとっては、ソフト面での取り組みも求められております。その一つに被災者の医療費の減免措置を4月から再開するとの喜ばしいニュースもあります。しかし、大規模半壊

以上で半壊は入っていないのはなぜなのでしょう。ソフト面での支援策の充実がますます求められてきておりますが、いかがなものでしょうか。

そして、26年度の予算はどのような観点で編成をしたのでしょうか。24年度の決算や25年度の減額予算、繰越明許費予算、増額予算など、2月補正などをどのように反映させているのでしょうか。予算編成での留意点についてお聞かせください。

さらに、議案第23号で消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例が提案されていますが、水道料金などに5%から8%に3%増税分の消費税を転嫁する提案であります。つまり8%の消費税率引き上げに伴い改正をするというものであります。8%への消費税増税は、被災者あるいは市民生活やなりわいにとっては大きな影響を及ぼします。市民生活や営業を守る防波堤としての役割が地方自治体にはあるのではないのでしょうか。この地方自治体が市民生活や営業を守るために塩竈市は8%のこの転嫁について、幾らかでも下げる検討、あるいは支援策など考えられたのかどうかお伺いします。

さらに、子育て支援や市民にとって喜ばしいことに、子供の医療費無料化が小学校3年生までを4月1日から小学校6年生まで拡大するとして5,954万7,000円を増額して、塩竈市では26年度から子供の医療費について外来で小学校6年生まで、入院で中学校卒業までの総事業費1億3,444万円が予算化されております。当市議団も、年齢拡大を議会での質問や毎年提出している予算要望書で要望してきましたので、子育てや定住促進の観点からも、大変うれしく思い、評価したいと思います。市長は、外来の無料化を25年に小学校3年生まで拡大し、この26年度では小学校6年生まで拡大するわけではありますが、こうした施策に踏み切った理由などをお聞かせいただければと思います。

以上をもちまして、第1回目の質問とさせていただきます。ご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員からご質問いただきました。

我々のほうへの質問通告が平成26年度予算編成の基本的な考え方と、それから子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてというご通告だったのですが、それに従ってご答弁申し上げてよろしいでしょうか。はい。

新年度予算の考え方についてご質問いただきました。

平成26年度当初予算につきましては、やはり震災復興計画の着実な推進とともに、市民の皆

様の暮らしを守る事業に重点的配分をしたふるさと塩竈の再生を実感できる復興実感の年を目指し、長期総合計画及び震災復興の促進に必要な各種事業予算を計上させていただきました。これによりまして、一般会計予算は前年度から10億6,000万円増、プラス3%であります。362億4,000万円と過去最大規模の予算となっております。

長期総合計画の推進に向けまして、平成26年度予算編成時には、3つの歳出特別枠を設けさせていただきました。まずは、昨年度から継続をいたしておりますふるさと復興枠であります。それから、2番目としては既存ストック再生枠であります。3つ目ではありますが、定住促進枠という大きく3つの枠組みの中で予算編成をさせていただきました。

第1番目で申しあげましたふるさと復興枠等につきましては、産業振興と消費税率引き上げに対する負担軽減策としての割増商品券でありますとか、あるいは浦戸地域の方々の軽自動車車検運搬費助成事業、さらには防災体制の充実強化といったようなものをこの中に織り込ませていただきました。予算といたしましては1億1,777万8,000円を計上させていただきましたところであります。

既存ストック再生枠であります。この目的であります。新たな制度として維持補修につきましても、国は補助制度を認めるというようなことを打ち出されましたので、本市におきまして、今管理します公共施設の維持管理計画を策定し、それらの制度を活用して、今後安定的な施設の運営管理に努めてまいりたいという趣旨でそのような調査費を計上させていただきましたほか、壺番館のスロープ設置、ふれあいエस्प等々の改修費等々もこの中の予算として計上させていただきました。

3つ目の定住促進であります。先ほど申しあげましたが、おかげさまで社会減というのがとまったというのが25年度でありました。でき得る限りこういったことを継続するように、なお努力をさせていただきたいということで、さまざまな取り組みをさせていただいております。今、議員のほうからご質問いただきました子ども医療費の助成拡大であります。なぜかということのご質問もいただきましたが、今ご質問いただきました消費税等の3%の引き上げ等もございまして、4月からの家計費に与える影響等も大変心配されます。少しでも子育て世代の経済的な負担と健全な育成の一助になればという思いで3年間拡大をさせていただいたということでもあります。同様に国保の一部負担金の減免等につきましても、いまだ震災で大変なご苦勞をいただいております市民の皆様方、医療費の削減の一助になればというようなことでこのような取り組みをさせていただいたところでもあります。制度の内容等についま

しては、今後一般質問等もいただいているようでありますので、あるいはまた予算審査もご  
ざいますので、その中でお答えをさせていただければと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） 質問の通告といたしますか、内容がきちんとしていなかったというのがあ  
ったと思いますけれども、施政方針の質問とそれから予算等が提案されていて、それに対し  
ての質問ということですので、本来であれば聞かれたことについて、市長なら自分がつくつ  
た施政方針ですから、そういう意味ではお答えいただけるのが普通ではないかというふう  
に思うわけですが、これはありましたらお願いしたいというふうに思いますが。

そこで、一つだけ。消費税の関係ですけれども、そういう意味で水道料金等にかけるような  
場合、非常に市民負担増になるというのは重々わかるわけです、3%の負担増。そういった  
ことで、その消費税を転嫁するのに一般事務関係のはそれは入っていないというのはわかっ  
ていますけれども、特に水道料金に転嫁しているということについて、私はやはりいろい  
ろと営業している人たちも、それから市民生活にとっても大変な負担増だというふうに思うん  
です。そういう点での、ここにじゃあ幾らか市民負担を軽減するための取り組みというもの  
があってもしかるべきでなかったのかというふうに思うので、実際には市当局として、市長  
としてその辺はどういうふうにお考えになったのかな、いや考えてなかったのかなと、その  
辺をお聞きしたいということですので、それについてはご答弁いただきたいと思えます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 大変失礼いたしました。

先ほどの前段に、国保税についてなぜ大規模半壊以上かというような具体的なお質問であり  
ましたので、そのことについては前後の経緯をかなり詳しくご説明をしないとという思いが  
ありまして、総括質疑という中ではなかなか説明し切れないのかなと思いましたので、大変  
失礼をいたしました。

2点目の消費税についてであります。まずは国が消費税法ですかね、その中で3%の値上  
げをとすることを計画をされていると。国におきましては、この対策として、簡素な給付と  
かさざまな対策を講じておられるようであります。私どもも、先ほどの施政方針で申し上  
げましたとおり、被災地の地域住民にとっては大変厳しい消費税ではないかなというふう  
に考えました。でき得る限り、本市として、いずれまた27年度には2%ということで、都合



5%ということになりますので、今年度については途中経過として市民の皆様方の負担軽減につながるものがあればということで、さまざまな検討をさせていただきました。

例えば代表的なものを申し上げれば、浦戸交通船等の料金については、今回は消費税分については現行の中で対応させていただこうというような判断をさせていただいております。市民の方々が窓口で利用される、そういったものにつきましてはでき得る限り対応をさせていただいたつもりでありますし、後ほど予算委員会の中で詳しくご説明をさせていただければと思っております。

ただ、ご質問をいただきました水道料金、下水道料金につきましては、そういった努力の範囲を超えるというふうに判断をいたしております。そういったこともございまして、このたび下水道料金、水道料金については、改定をお願いできないかというようなご提案をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 小野絹子議員。

○16番（小野絹子君） 水道料金、下水道料金については、またいろいろ機会を見てやっていきたいというふうに思います。

それで、一つだけ、復興元年じゃなく、それは24年度だということでしたので、訂正しておきたいと思います。復興実感の年ということの位置づけの関係なんです、それをやる上で、再三問題になっていますように、復興予算はどんどん来ているわけです。それが消化し切れない。消化し切れない原因はどこにあるのかということ、24年度決算、あるいは25年度の補正で、最後のところで、それを踏まえてどういうふうに市長は認識して、今回の施政方針、あるいは予算に反映させているのかと。復興の実感が伴うような、湧くような年にする上で、その意気込みをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど一般会計予算がほぼ倍になっていると。なおかつ、今まで一般会計予算の中で投資的な経費が占める割合というのはわずか四、五十億でありました。今回の倍になった復興関係の予算というのは、大半が建設的な仕事であるわけでありまして、一番今復興をおくらせているのは、やっぱり人的資源が足りないということでありまして、もう職員は毎晩かなり遅い時間まで電気をつけて頑張ってくれています。先日も、福井の坂井市からお越しいただいた職員が坂井市の広報紙に私の一日というものを載せ

ておりました。朝8時に出勤して、夜の7時、8時にしか帰れないというような、それを見て私も大変申しわけなく思いました。ただ、こういったことは、全ての職員が今そういった努力の中で取り組んでおります。それでもやれないというのが、本当は首長として一番痛切に訴えたいところであります。ただし、それを申し上げても、しからばそれだけに見合う職員が確保できるかという、これは我々3年間かけて全国各地を回り回って今の人材をようやく確保しているという現実を突きつけられているわけでありますので、そのところをどう乗り越えていくかということが26年度の大きな課題だと思っております。あわせて、例えばURさんでも、消化ができないという中には、恐らく現行の職員の中では対応できない。あるいは、業者の方々も、発注されても、社員が少なくて、請け負っても仕事ができない。結果として、入札に出しても不調に終わってしまう。そういう悪循環になっておりますが、そういったものをどう変えていったらいいかということについては、今から4月までの間、内部でもしっかりと議論させていただきますが、一言で言えばそういう部分だと思っておりますが、その状況を何とか乗り越えて市民の皆様方の期待に応えてまいりたいと考えているところであります。

○議長（佐藤英治君） 菊地 進議員。

○10番（菊地 進君）（登壇） 新生クラブの菊地でございます。済みません、市民クラブです。長かったもので。

ただいま市長の平成26年度施政方針、予算案が1時間に及び説明があり、市長の決意が示されました。そこで、市民クラブを代表して質問したいと存じます。

一般会計が362億4,000万円、特別会計が236億4,670万円、合計で637億7,710万円です。第5次長期総合計画の中で、定住人口戦略プラン、定住重点等ありますが、人口減少が著しい中、今までの事業の反省点を踏まえての事業計画、予算化をしたのかお伺いいたします。町の活気、元気がなく、人口減少についての歯どめの具体的対応策等をお考えをお示し願います。

示された予算合計が637億7,710万円です。その中で第5次長期総合計画分として37億4,773万8,000円、震災復興推進計画事業費として152億100万5,000円です。考えますと、予算合計637億7,710万円から長期総合計画分37億4,773万円と震災復興の分152億100万5,000円を引きますと、172億9,125万7,000円という数字が出てまいります。予算の中身で問題なのは、この172億9,125万7,000円だと私は思っています。と申しますのは、一般会計の47.7%、約50%です。この金額が塩竈の未来を左右するくらい大きな金額と私は考えております。その中で、

市の借金返済、いわゆる行政用語で言うと公債費というのが41億4,523万5,000円等々あります。残りの131億円の明細をお示ししてほしいと存じます。

そして、今回の示された収入支出の関係で、経常収支比率は何%くらいになるのか、もしお示しできるのであればお伝え願いたいと存じます。

繰出金について震災絡みで交付金の繰り出し以外で通常の事業への繰出金が増加しておりますが、以前、平成20年、21年、22年には、繰出金の縮減が行政の財政運営上目標だったはずなのですが、なぜか特別事業は独立採算制が基本であるのに、今回繰出金が増加しているように私は数字的に見ましたので、ルール分以外の繰出金の金額をお示ししていただければ幸いに存じます。

また、復興についての意気込みと平成26年の災害公営住宅整備と災害関連での市民生活向上の目玉は何なのか、説明をお願いしたいと存じます。市民にとって復興を実感できる施策、具体的に説明をしていただくと市民は喜ぶと存じます。

また、市立病院に関して、管理者の市立病院に対する考え方を伺ってまいりたいと思います。努力をなされて黒字化、大変すばらしいなと思っています。それで、ちょっと伺いたいののは、市民からの声でございます。外科的手術は、していただいたと。しかしながら、市立病院に完治までいたいんだと。しかしながら、外科的手術後の放射線治療のためにほかの病院へ通うというふうな、本人にとっては大変なんだよと。市立病院でなぜそういった完治して退院させていただけないのかというふうな市民からの問い合わせがありました。今回の施政方針の中にも医療機器の整備とありますが、そういった良質な地域医療のためにも、市立病院で手術、そして最後の最後まで治療専念できるような高度な医療機器を考えていないのか、病院管理者にお伺いしたいと存じます。そんな意味で、塩竈市民にとって、市立病院の必要性が増すものと存じますので、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

これで総括的な質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員に申し上げます。ただいま市立病院の総括質疑がありましたけれども、通告には一般会計予算のみなので、この件に関しては予算委員会で企業会計についてお聞きいただきたいと思います。（「通告といっても、しますよと。そして、何をしますかと言ったら一般会計、全会計についてと言ったので、全会計というのは予算も入っているものと思いますので、答弁がしづらいのであれば構いませんけれども、ある程度の方向性、病院の経営の方向性くらいは説明していただきたいと思いますと存じますが、だめですか」の声あり）通告にあり

ませんので、今回は、今後、議運で検討させていただきます。

市長のほうから答弁、お願いします。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から平成26年度予算編成の考え方についてご質問いただきました。

私からは、総括的なお話をさせていただき、詳細の数字をご要求いただいた部分については、担当のほうからご答弁させていただくことをお許しをいただきたいと思います。

平成26年度予算であります、震災から数えて4年目であります。第5次塩竈市長期総合計画と復興の基本理念を定めた塩竈市震災復興計画を市政運営における両輪として、市民の皆様がふるさと塩竈の復興を実感いただける年にするための予算を計上させていただいたと考えております。

まず、第5次塩竈市長期総合計画であります、議員のほうから定住人口というか人口が減少していくのではないかとというご質問でありました。確かに定住人口、人口の減少はそのとおりであります、施政方針でも触れさせていただきましたが、平成13年以降、出生・死亡者数に係る自然増減、転入・転出者等に係る社会増減のいずれも減少いたしておりましたが、平成25年につきましては、社会増減が増加に転じております。これは、福祉、医療、教育、都市整備など、さまざまな政策の効果が一定程度あらわれてきたものかと喜んでいるところでありますが、なおこういったことが定着するようになお一層の努力をいたしてまいりたいと思っております。

平成26年度であります、まず第5次塩竈市長期総合計画を進展させる政策的な予算といたしまして、37億4,773万円を計上いたしております。議員のほうから目玉というお話でありましたが、新規事業という形でご紹介させていただきたいと思っております、まずまちづくりの目標の第1「だれもが安心して暮らせるまち」の分野では、主なる新規事業といたしまして、先ほど小野議員からもご質問いただきました。子ども医療費の助成対象範囲を小学校6年生まで拡大をさせていただきました。

また、地域少子化対策強化事業によりまして、乳幼児期から10代に至る子育てのさまざまな段階の親を対象とする相談、セミナー、講演、コーチングなどの支援に取り組みたいと考えております。

さらにであります、子育て支援センター「こころん」を毎週土曜日もオープンとさせていただくところあります。さらには、介護支援ボランティアとして新たにご活躍いただくた

めの仕組みを県内初めて取り組みをさせていただきます。活動に応じてポイントを還元するなど、協働で高齢化社会を支え合う仕組みをぜひ構築をいたしてまいりたいと思っております。

また、まちづくりの目標の2「海、港と歴史を活かすまち」の中では、平成26年度予算といたしまして11億7,529万円を計上いたしております。主なる新規施策といたしまして、遠洋底曳網漁業漁船誘致促進事業補助金を計上いたしております。

また、割増商品券を発行し、2割増しで市民の方々に市内の商店からお買い物をいただくというような取り組みをさせていただいているところであります。

まちづくりの目標3「夢と誇りを創るまち」につきましては、2億6,236万円、7%配分をいたしておりますが、「新学力向上プラン」を策定し、授業内容の刷新と工夫に取り組むこととさせていただいているところであります。

また、塩竈市震災復興推進計画であります、住まいと暮らしの再建の分野では29億8,584万円、9.7%配分をいたしております。こちらのほうでは、新たに倉敷と塩竈の文化交流をスタートをさせていただくこととなっております。

また、安全な地域づくりの分野では88億662万円、57.9%、一番大きな金額を投入いたしておりますが、先ほど申し上げました復興道路整備、あるいは拠点整備のほかに、新たに都市計画道路八幡築港線の関連市道整備、さらには追加指定をさせていただきました避難所等の備品整備等々、さらには指定避難所防災情報システム拡充事業等々をこの中で取り組むこととさせていただいております。

また、産業経済の復興の分野では11億7,264万円、7.7%であります。高度衛生管理型荷さばき所の電気機械設備を新たに着工させていただきたいと考えているところであります。

また、浦戸地区の復興に関しましては、浦戸地区土地利用計画策定促進事業というものに取り組むをさせていただきたいと思っております。

このような取り組みの中で、主な負担軽減につながるものとしていたしましては、市税、固定資産税、都市計画税等の負担軽減、それから国民健康保険税の税率の引き下げ、3.22%であります。あるいは国民健康保険の医療費の窓口の負担の免除であります。さらには、使用料等の一部据え置き、消費税の適用をしない分野であります。また、子ども医療費の助成事業、そして割増し商品券等ありますが、これらの合計金額といたしまして8億1,077万円程度の負担軽減につながるのではないかと期待をいたしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 菊地議員。

○10番（菊地 進君） いろいろありがとうございました。

時間もなくなってきているんですが、私は全体的な施政方針に対する総括質疑というのをしたので、この中には先ほど言った病院も入っていますので、そういった病院の基本的な運営、細かいことじゃないんだけど、そういうのを聞いたわけなので、それがだめだということであれば、施政方針のやりとりがおかしくなるのではないかなと思います。

市長さんに確認したいというか、私は市長就任以来、市長が常に言っている「日本で一番住みたいまち塩竈」という、それをずっと議会あるたびに、そして市長さんが3度当選されても、それをずっと私は踏襲してきて、市民の方に日本で一番住みたいまち塩竈を目指しているんだよという意味で質問をしながら、そして市民の方にもこういうふうに今塩竈は進んでいますよという説明をしています。そんな意味で、今回、施政方針及び予算の中にそういった言葉がなかったので、ありゃあ何だや、日本で一番住みたいまち塩竈という基本的な考えは間違いないのか、それともやっとな時代が変わったから十数年前から違ってきたんだよというのか、その辺のメッセージ、あと先ほど言ったんですが、議長から特別あれだということけれども、施政方針で述べているものを質問できないというのは私はおかしいんでないかなということも申し上げて、あと市長の日本で一番住みたいまちについてどういったお考えなのかお伺いしたいと存じます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私の思いとして、このふるさと塩竈が、やっぱり全ての市民の方々にとって本当に塩竈に住んでよかったと、日本で一番いいまちが塩竈ですよという思いを持っていただくというのは、基本としては変わっておりません。ただ、今残念ながら、平成23年の3月11日の東日本大震災で我々のふるさとにも壊滅的な被害を受けた方々が数多くおられるわけでありまして。そういった方々とまずは今までどおりというよりは、今まで以上のまちづくりをしていただいたときから、また日本で一番住みたいまちというのがスタートできるのかなという思いの中でことは復興実感ということをテーマとして掲げさせていただいたということでありまして、基本的な理念は全く変わっておらないということをご理解いただければと思います。（「安心しました」の声あり）

○議長（佐藤英治君） いいですか。これをもって総括質疑を終結することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明22日から24日までを休会とし、25日定刻再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明22日から24日までを休会とし、25日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時01分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年2月21日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 菊地進

塩竈市議会議員 志子田吉晃





平成26年 2 月 25 日（火曜日）

塩竈市議会 2 月定例会会議録

（第 3 日目）

### 議事日程 第3号

平成26年2月25日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第20号ないし第37号(施政方針に対する質問)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

### 出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
市立病院事務部長 兼医事課長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
庶務係長	佐藤志津子君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） ただいまから2月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、12番鎌田礼二君、13番伊藤栄一君を指名いたします。



日程第2 議案第20号ないし第37号（施政方針に対する質問）

○議長（佐藤英治君） 日程第2、議案第20号ないし第37号を一括議題といたします。

これより、市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。なお、本日の施政方針に対する質問は全て一問一答方式にて行います。12番鎌田礼二君。

○12番（鎌田礼二君）（登壇） 市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしく願いいたします。

本日は質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。皆様に感謝を申し上げます。

平成26年度佐藤市長の施政方針の初めに、第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市震災復興計画を柱とし着実に事業が進展を遂げ、市民の皆様にもふるさと塩竈の再生を実感いただける復興実感の年としてまいりますと強くうたっています。私も、震災から3年を迎えることし、市民一人一人が復興を実感できる年になってほしいと願っております。

では、通告に従って質問をさせていただきます。

まずは、第5次長期総合計画の中から質問をいたします。

その中から、まず、子供を安心して産み育てていくための支援や環境づくりについてお聞きいたします。

この子育ての支援は、定住人口の増加策としてかなり重要な事項であると思っております。施政方針の中で、乳幼児期から思春期に至る子育てのライフステージを通して親子の愛着関係を深めるため、地域少子化対策強化事業を実施いたしますとありますが、地域少子化対策強化事

業とはどのような事業なのかをお教えてください。

また、昨年、子育て支援センターを拡充してオープンした「こころん」の毎週土曜日の開所日としたことについてもご説明をください。

次に、いつまでも健康に暮らせる地域づくりについてお聞きいたします。

健康づくりを地域ぐるみで推進するため、ダンベル体操に代表される地域の主体的な健康教室などの活動を支援し、さらなる普及啓発活動を推進してまいりますとありますが、具体的にどのような支援なのかをご説明ください。

また、市立病院について、新年度は機器の整備や老朽化した施設の改修を進めながら、引き続き良質な地域医療を提供してまいりますとありますが、どのような整備や改修なのかをご説明ください。

次に、誰もが安心して暮らせる福祉の取り組みについてお聞きいたします。

市長は、ご高齢者の皆様に生き生きと活躍していただくことが地域の活力創出につながってまいりますと述べておりますが、私も全く同感で、元気なお年寄りが塩竈の活気をつくると考えています。この中で介護ボランティア事業を創設いたしますとありますが、どのような事業なのかをお教えてください。

次に、快適な便利な魅力あるまちの整備に向けた取り組みについてお聞きいたします。

この中で、市民の皆様の日常の足として親しまれておりますしおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスについて、災害公営住宅の建設などによる交通動態の変化を見据えた運行体制の見直しを行い、さらなる便利性の向上に努めてまいりますと述べておりますが、どのような見直しを行うのかをご説明ください。

次に、水産業の中核を担う魚市場についてお聞きします。

魚市場が高度衛生管理機能を有する施設にかわり、今後の水揚げ高がどう変わるのかが気になります。施政方針の中で、新年度からは、新たな柱として期待される遠洋底曳網漁業の水揚げを促進するため新規に助成制度を創設してまいりますとありますが、どのような助成事業なのかをお教えてください。

次に、貞山1号埠頭の改築についてお聞きします。

この中で、平成26年度には貞山1号埠頭の改築が予定され、港頭に整備された上屋の利活用とあわせて高次機能を有する施設に生まれ変わると述べておりますが、貞山1号埠頭の改築と高次機能を有する施設とはどのようなものなのかをお教えてください。

次に、商工業の振興についてお聞きいたします。

この中で、引き続き中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用した新規出店支援に取り組んでまいりますと述べておりますが、こういった事業なのかをお聞かせください。

次に、塩竈市震災復興計画の項目より質問をいたします。

まず、国民健康保険税の引き下げについてお聞きします。

施政方針では、国民健康保険事業については、新年度から国民健康保険税の税率を引き下げるとともに住家を失うなどの甚大な被害を受けられた方の医療費窓口負担分を免除し、被災された方の健康の維持を図ってまいりますと述べておりますが、他市町村では国民健康保険税を引き上げるとの話もよく聞きます。資金的な裏づけは大丈夫なのでしょうか。ご説明をください。

次に、仮設住宅入居者の管理についてお聞きいたします。

仮設住宅入居者のストレスの高さについてマスコミでよく報道されています。施政方針でも入居されている方々の健康管理と心のケアについて述べておりますが、現在、具体的にどういった管理をされているのかをお教えてください。

最後に、浦戸地区の復興についてお聞きをいたします。

施政方針には、浦戸地区の災害公営住宅の整備と旧浦戸第二小学校を改修し、第1次産業従事者の育成、その他、漁業集落の排水対策や避難誘導路の整備が上げられておりますが、私はこれだけで浦戸地区の人たちに復興実感の思いを持ってもらえるとは思えません。

まず、災害公営住宅の整備計画と旧浦戸第二小学校の改修工事の概要についてお教えてください。

以上、10項目について回答をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から大宗2点についてのご質問をいただきました。

初めに、第5次長期総合計画関係についてお答えをいたします。

まず、子供を安心して産み育てていくための支援や環境づくりとして、地域少子化対策強化事業についてのご質問でありました。

この事業は、定住の大きな課題であります少子化問題に対応するために、平成25年度の国の補正予算の中で新たに創設されました交付金事業でございます。結婚、妊娠、出産、子育て

の一貫した切れ目のない支援を行うことを目的とするものでございます。この交付金は、単年度限りの補助で補助率は100%、市町村には800万円を上限に交付をされるものでございます。自治体からの手挙げ方式で提案が求められております。宮城県では、本市も含めて9市町村からの提案事業が県の事業計画に計上され、3月末には国の交付決定がなされる見込みとなっております。具体的には、子育てのライフステージに合わせて乳幼児期や学童期、思春期の子育てについて講座、講演会を実施いたしますとともに、市内の子育て支援施設への巡回相談や子育て支援情報の周知を図るためのパンフレット等の配布などを行いながら、地域への健やかな子育ての普及を図る目的でございます。

次に、「こころん」の毎週土曜日の開所についてご質問をいただきました。

しおがま子育て支援センターは、行政機能集約の一環により、主に乳幼児期の親子の交流の場として、壱番館1階に従来の2.5倍の広さを確保し、平成25年8月31日にリニューアルオープンいたしました。リニューアルオープン以来、利用者は3倍の月700人から800人を超す人数となっております。

また、移転前は実施しておりませんでした第3土曜日の開所を現在試行的に行っており、土曜日の利用につきましても、9月当初32人だった利用者が1月末には47人と、増加の傾向にございます。昨年11月に実施いたしました子育て支援事業に関するニーズ調査におきましては、現在利用している方とともに平日お勤めをお持ちの方々から、毎週土曜日開所を望む声が多数寄せられたところでございます。このような市民ニーズに応え、中心市街地における子育て支援の拠点として、また子育て中の親子が安心して楽しめる施設として、平成26年度からは毎週土曜日を開所させていただくということでご提案をさせていただいたところでございます。

次に、いつまでも健康に暮らせる地域づくりとして、健康教室等へどのような支援を行っているのかというご質問でありました。

本市では、現在、地域で自主的に健康づくりの活動をされているサークルは54団体であり、約900名の方々に参加されて毎月定期的に健康教室等を開催いただいております。この地域活動への具体的な支援といたしましては、1つには、保健師等による健康教室でのさまざまな健康に関する講話であります。2つ目でありますが、心の健康づくりのためのほっとサロン、ラフターヨガ等を開催させていただいております。3つ目でありますが、食生活改善推進員の方々による食の大切さを理解いただく出前講座や栄養教室等の開催であります。4つ目で

ありますが、介護予防のための脳年齢チェックなどを実施をさせていただいております。5つ目ではありますが、運動指導士によるロコモ予防のための軽運動教室やダンベル教室を開催させていただいております。6つ目ではありますが、体育協会と連携した日々運動に取り組んでいただくためのノルディックウォーキング教室など、各町内会や団体をご希望される健康テーマに応じまして教室開催を支援をさせていただいているところでございます。

次に、市立病院の機器の整備や老朽化施設の改修についてご質問をいただきました。整備の具体的な質問でありますので、事業管理者からご答弁をいたさせます。

次に、誰もが安心して暮らせる福祉の取り組みについてご答弁を申し上げます。

介護支援ボランティア事業についてでございます。この事業は、介護支援ボランティアとして登録をした65歳以上の高齢者が、高齢者同士の相互扶助を目的とした社会参加や地域貢献のために活動を行うことで、その活動の内容に応じてポイントが付与されるものでございます。何より、事業を通じてより健康で生きがいのある暮らしを送れることを目的といたしております。ポイントの交換であります。全国では、概略5,000円から1万円の範囲が多いようでございます。現金のほかに地域の商品券と交換している自治体もおありのようでございます。本市では、1時間を1ポイントとし1日2時間を限度とし年間100ポイント、最高1万円の現金との交換、参加者数は70人から80人を想定をさせていただいているところでございます。

次に、快適で便利な魅力あるまちの整備に向けた取り組みについてでございます。具体的にはしおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスについてのご質問でありました。

復旧・復興事業の進展に伴い、市内各地域の人口の変動が見込まれます。2月に入居を開始した伊保石地区の災害公営住宅に続きまして錦町地区、さらには清水沢地区、北浜地区に災害公営住宅の建設を予定しており、あわせて仮設住宅は縮小、将来は解消いたしてまいります。

また、藤倉地区、北浜地区における土地区画整理事業など、新たなまちづくりに向けたさまざまな事業に取り組んでおり、こうした事業の進展による人口の異動に伴い、市民の皆様方の交通ニーズの変化ということが出てまいりますので、これを踏まえた、しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスの運行ルートなどについて見直しを進めているところでございます。災害公営住宅完成後の各バス停の沿線人口、利用者数の変動やそれぞれのバスの利用目的、運行便ごとの利用状況などの利用実態から交通ニーズを予測いたしますとともに、議員の皆様や市民の皆様方からさまざまなご提案やご要望をいただいた内容をでき得る限り反映させ、しおナ



び100円バス、NEWしおナビ100円バスをより利便性の高い運行体制へと見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、水産業の中核を担う魚市場についてご質問をいただきました。

具体的には、遠洋底曳網漁業の補助制度についてでございます。

近年の塩竈市魚市場における遠洋底曳網漁業の貨物自動車による搬入魚の水揚げであります。東日本大震災後に、地元船籍2隻を初め北海道船籍3隻の船主への漁業誘致の効果もあり、現在5隻体制が確立をされているところでございます。しかしながら、遠洋底曳網漁業の漁船は大型であり水深の関係から塩釜漁港へ直接の水揚げができないことから、冷凍貨物として仙台港に水揚げし、貨物自動車により魚市場まで運搬し、選別及び販売を行っている状況であります。この際の陸送運賃につきましては生産者の皆様のご負担となりますことから、水揚げ金額の1000分の0.5相当を補助することによりまして、生産者の負担軽減と塩竈市魚市場への安定的かつ継続的な水揚げを図ろうとする計画であります。

次に、貞山1号埠頭の改築と高次機能を有する施設についてお答えいたします。

貞山1号埠頭につきましては、岸壁の老朽化が著しく埠頭用地が手狭になっておりますとともに、さきの東日本大震災により地盤沈下が発生するなど、港の機能といたしましては震災前に比べ低下しておりますとともに、貞山1号上屋も津波による被災で使用停止となっております。このため、施設の予防保全を目的に、老朽化した貞山1号埠頭岸壁の前面に新たな岸壁を整備いたしますことにより老朽化対策を講じるとともに、新たな埠頭用地を前面水域を埋め立てすることによりまして確保する計画であります。

新たに整備される岸壁につきましては、大規模地震発災時における広域的な物資の緊急輸送、塩釜港に立地している企業の皆様の経済活動を停止することなく維持するための、水深マイナス9メートルの耐震強化機能を有する延長160メートルの岸壁であります。その背後地には、荷さばき地として活用可能な2ヘクタールの埠頭用地を新たに整備することによりまして、ばら積み貨物はもちろんでありますが、将来はコンテナ船的な機能を有するいわゆる輸送革新船が離発着できますような埠頭の利用を促進をしてみたいと考えておりますが、このような取り組みを高次機能という形で表現をさせていただいたところでございます。

商工業の振興についてお答えいたします。

空き店舗を活用した新規出店支援についてであります。商店街などににぎわいを創出する

ことを目的に、市内商店街の空き店舗1階部分を活用し、まちの復興や活気づくりに貢献する団体や事業者に対しまして店舗の改装費用や賃借料などを最長で3年間補助するというこ  
とで、平成20年度からシャッターオープン事業を実施してまいりました。平成23年度には、  
東日本大震災の発生を踏まえ、補助上限額の引き上げや対象業種を旧来商店といたしてお  
りましたものを福祉あるいは文化的な施設に内容を拡充して、シャッターオープン・プラス事  
業として実施をさせていただいているものでございます。

次に、塩竈市震災復興計画についてお答えいたします。

まず、国民健康保険税の引き下げに至った経過であります。

昨年12月定例会におきましてお認めをいただきました平成26年度からの税率につきましては、  
東日本大震災に伴う国保税減免や医療費の一部負担金免除の延長などによる特別調整交付金  
の追加交付や国保税収納率の向上により、平成25年度の決算見込みを含め国保事業の財政調  
整基金残高が平成23年度の税率改定時の想定を上回る見込みとなりましたことから、この基  
金を活用させていただき被保険者の皆様方の税負担の軽減を図るため、平成26年度、平成27  
年度の国保税率を平均で3.22%引き下げるものでございます。

仮設住宅入居者の管理についてご質問をいただきました。

仮設住宅入居者の健康面などの管理につきましては、見守り・相談等の身近なサポートを行  
いますふれあいサポートセンターの専門スタッフとの連携を図り、市内の病院等の協力によ  
る健康相談会・リハビリ相談会等を実施しながら、健康面での悩みの相談や入居者の自主的  
な健康づくりの支援を行ってきております。

また、入居者の方々の心のケアの対策といたしましては、市内の専門病院の協力を得まして  
精神保健福祉士等による個別の訪問相談等を実施いたし、個別のケース対応を行っている  
ところであります。平成25年度の実績であります。平成26年1月までサポートセンターの  
訪問指導の延べ件数は1,029件、健康相談会・リハビリ相談会の延べ参加者数が270人、心の  
ケアの個別訪問件数では延べ件数で126件となっております。今後ともこうした活動を継続し  
ながら、地域に戻って元気で自立した生活を送っていただきますよう、今後も仮設住宅の入  
居者の方々の健康管理に努めてまいります。

次に、浦戸地区の復興について、特に災害公営住宅と浦戸第二小学校の改修についてご質問  
をいただきました。

初めに、浦戸地区災害公営住宅の計画概要、整備スケジュールについてご説明を申し上げま

す。

浦戸地区の災害公営住宅整備につきましては、4地区に45戸の整備を計画しており、平成26年度中に完成させ被災者の皆様に入居いただけますよう取り組んでまいります。現在の進捗状況といたしましては、各地区において建設用地の造成を既に進めており、工事が完了次第順次住宅建設を開始をいたしてまいります。

地区ごとの内訳であります、桂島地区1期分8戸、2期分6戸の分けております理由であります、現在の校庭の敷地にも災害公営住宅を整備させていただくこととなりますが、今仮設住宅がございますため一旦災害公営住宅に入居いただき、しかる後に校庭をあけていただき取り組むために、桂島地区については1期分、2期分という分け方をさせていただいております。また、野々島地区には15戸、寒風沢地区には11戸、朴島地区5戸であり、このうち大規模な造成工事を伴う寒風沢地区11戸並びに既存の仮設住宅除却後の着工となります桂島地区2期分6戸、今申し上げました内容であります。現在のところ完成時期が平成26年末となる見込みであります、被災者の皆様にはでき得る限り一日でも早く安心してお住まいいただけますよう、今後とも工期の短縮に努めながら整備を促進をいたしてまいります。

次に、旧浦戸第二小学校を改修して整備する浦戸ステイ・ステーションの計画概要、スケジュールについてお答えをいたします。

浦戸ステイ・ステーションであります、寒風沢の旧浦戸第一小学校、桂島の旧浦戸第二小学校を改修し、漁業体験従事者等が短期居住する施設や地域住民が交流する施設、さらには防災避難施設として整備しようとするものであります。また、居住とまではいかないまでもシーズンステイ、2地区居住などの長期滞在で浦戸の魅力を知っていただき、交流人口の創出や本格定住への呼び水につなげてまいりたいと考えているところであります。

整備内容といたしましては、それぞれ旧校舎全体の耐震補強を実施し、2階を居住施設として6部屋を設け、1階は防災避難施設の機能を有する多目的利用施設として、地域の交流あるいは福祉的な空間として活用できますよう整備をいたしてまいります。スケジュールにつきましては、今回上程をいたしております補正で実施設計業務委託の予算を債務負担により設定し、その成果を踏まえながら工事費を次の議会にご提案させていただくことといたしております。平成26年度中には工事を完了させ、あわせて漁業後継者を育成するなどのソフト事業にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 伊藤市立病院事業管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） それでは、病院のほうからお答えさせていただきます。

新年度での施設整備につきましては、手術室の滅菌洗浄装置、これは一般にオートクレーブと言いますが、それが老朽化していますのでその更新、それからレントゲンフィルムの電子化、それから、将来の電子カルテ化を踏まえた医療情報システムの更新事業を実施する予定であります。今年度末での不良債務解消を踏まえまして、企業債を活用するため県との協議も進んでおりますので、今後は公立病院としてのメリットを生かしまして整備を実施できる見込みとなっております。さらに、非常用自家発電機を含みまして電気設備整備事業につきましては、設計が終了し3月に入札予定となっております。新年度早々に着工し、夏までには竣工する予定であります。

また、病室のリニューアル工事も今順調に進んでおりまして、工事が終了した部屋はかなりきれいに明るくなりました。患者さんからも非常に好評を博しております。新年度におきましては、トイレや流しなどの改修ができるように県補助金の活用を視野に入れながら検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、子供を安心して産み育てていくための支援や環境づくりについて、先ほど少子化対策強化事業についてご説明いただきました。大変いいことではないかと私は思うのですが、そのほかに、年齢を少し上がりますが、放課後児童クラブについてもあわせて充実を図るべきではないかと私は思うのですが、これについては実態が今どうなのか、土曜日もやられているのか。それから、これは子供たちをある程度預かるだけではなくて、やはりお勉強もできるといいますか、そういった内容に充実を図るべきではないかというふうに考えますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 今、放課後児童クラブについてご質問をいただきました。

まず、土曜日の開室状況についてでございますが、放課後児童クラブ、学童保育は、就業等により保護者が昼間家庭にいない小学1年生から3年生までの児童を対象に、放課後、保護者にかわり生活の場を提供し、遊びを通して児童の健全育成を図る事業でございます。本市では小学校の空き教室を利用して実施しておりまして、保育時間は、学校開校日につきましては児

童の下校から午後6時まで、それから学校休業日の土曜日、あと夏休み等の休み期間中につきましては午前8時半から午後6時まで開設をしておるという実態になってございます。平成26年度の入級申し込み状況でございますと、全体で260人ほどの申し込みをいただいているということで平成26年度始まるという状況になってございます。

具体的に放課後児童クラブでの学習等のご質問でございましたので、いろいろ私どもも子育てのアンケート調査、ニーズ調査などもしておりますので、こういうところのご意見も踏まえながら今後の課題などと考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。お勉強のほうですか、それについては今後の課題だということですが、よろしく審議をお願いしたいと思います。

次に、いつまでも健康に暮らせる地域づくりの中で、健康教室の支援ですね、大変いいことだと私は思います。やはり元気なお年寄りをつくるのが塩竈市の元気につながるし、なおかつ国民健康保険税やらの削減、医療費の削減につながるなというふうに思いますし、今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

先ほど回答ありました市立病院の機器の更新、改修関係ですが、市立病院については確かにそういった更新は必要かなというふうに思うのですが、それだけではなくて、やっぱり攻めの経営が私は必要じゃないかと思うんですよ。そんな意味で、たびたび質問させていただいているのですが、やはり人工透析関係ですね。結構やられている方は不便を感じているところがあって、塩竈市内、ましてや他市町村からも通える本塩釜駅前あたりに、市立病院の分院でも開設して人工透析専用に行われたら、もう結構これで助かる方はかなりいるのではないかなというふうに私は思うのですが、そういった攻めの経営を私はやるべきだとは思っているのですが、それについてどういうふうに管理者はお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤英治君） 伊藤市立病院管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 人工透析についてのご質問をいただきました。

当院には、平成4年から16年度末まで泌尿器科の常勤医の先生が1人おりまして、人工透析を行っていました。でも、その後開業いたしまして、その後補充もきかないということもございまして、この10年間は人工透析を行っておりません。現在、旧塩釜医療圏二市三町におきまして人工透析を行っている医療機関は、塩竈市内に1カ所、それから多賀城市に1カ所、それから松島町に1カ所、それから利府町に2カ所となっております。計5カ所人工透析を行って

いる施設がございまして、人工透析の機械が153台ございますので、この数があれば二市三町の需要は賄えているのではないかと考えております。

当院は平成21年から改革プランに取り組んでまいりまして、今年度末で不良債務を解消する見込みになっております。今後とも改革プランの推進を図って市民の皆様の安心・安全を守り、公立病院等の役割、透析は確かにこれは非常に今ふえていまして大事なことは思いますが、今はこういう民間の医療施設もございますので、我々病院としてできることはまたやらなければいけません、そういう施設が現在充足している以上は、そちらでやっていかれる方がいいのではないかと私は考えています。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） 設備的にこの二市三町やらなんやらで間に合っているという話だったかと思うのですが、そういうことではないんじゃないのかなと私は思うんですよ。やはり市立病院の性格上そういうふうになるのかもしれませんが、もうちょっとやっぱり攻めの精神でいって、いわゆる先ほど話したのは、例えば本塩釜駅前であれば、この二市三町以外の方も仙石線沿いで便利だということである可能性だってあるわけですね。そういった意味でも、経営を考えてそういった攻めの姿勢は私は必要だと思うのですが、その観点はどういうふうに思われるのでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 伊藤市立病院管理者。

○市立病院事業管理者（伊藤喜和君） 人工透析をやる場合においては、まず、泌尿器科の医師あるいは腎臓のそういう専門の医師が常駐しないとできないということが一つございます。そして、人工透析の機械もかなり高額な機械ということもございます。いろいろ設備的にもしつかりそこはまた投資しないとなかなか厳しいというのは、私もいろいろほかの施設を見ておりますとそういう感じがしていますので、常勤医がすぐに確保できない状況ではなかなか透析まで移行するのは今難しいのかなと思っております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） この中で医師の獲得が難しい話が今出ましたけれども、ほかではそういった医師を確保して運営されているわけですね。ですから、もうやる気の問題ではないのかなという。いわゆるそのとき、10年前でしたか、14年から16年やられたということですが、ここで一回途絶えてしまったから続かないのであって、何とかここでその医師の確保に努力すればできたのではないかと、今までも続いているのではないのかなというふうに私は思うのです。

が、そういった攻めの姿勢が私は大切だと思うので、今後そういった観点で考えていただければと思います。

それから、次の誰もが安心して暮らせる福祉の取り組みについて、ポイント制が説明されましたが、私は、このポイントについてはお金でいただくのではなくて、やはり自分の手助けをした分ポイントとして獲得して、それが自分がお世話になるとき使えるというふうなそういった勝手に解釈をしていたのですが、そういった手法というのは、自分の将来のために、では皆さんにも尽くしておこうということにつながるかと思うのですが、そういう考え方はできないのでしょうか。そういったことは最初から検討なさらなかったことなのではないのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） この介護ボランティアのポイントを検討させていただくと、いろいろ全国的に先例市の例などを参考にさせていただきながら、我々も制度設計をしてきているという状況がございます。基本的には、元気な高齢者の方は、まさに介護保険料は支払っていただけていますが、実際いろんな給付事業は受けないということで、そういう方のために何かできないのかというのが実は発想の根底にあるということがございます。例えばそういう方のお力をかりて、そういうボランティアなんかをやっていただいた方にはポイントとして、私どもの場合ですと現金でお返しすることによって、これが実質的なお支払いいただいている介護保険料なんかの低減にもつなげることができるのではないかという趣旨もございまして、全国先例市でも大体が現金でお返しする、あるいは商品券等でお返しするという例が多いようがございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） 始まりはよくわかりました。納得いく話だと私は思います。しかしながら、こういったポイントをためて自分も使うことができるというような、あわせてそういった方法もご検討いただくと、若干幅が広がるかなというふうに思うんですね。今元気な人だっらずっと元気というふうには限りませんよね。ですから、将来的なことの自分の心配もそこである程度解消していこうと、いわゆる気持ちの保険的な役割になるのかなというふうに思いますので、ご検討をできるのであればお願いしたいなというふうに思います。

それから、これに参加いただく年齢層ですね。先ほど高齢者というふうに話がもう最初から出ていますけれども、若い人も対象にしたら、もっと関心がある人もいるだろうし、そういっ

た高齢に関しての今後の介護やらなんやらに関心を持つ若い層も出てくるのではないかと、それが医療費の削減にもつながってくるのかなというふうに私は考えるのですが、年齢はわざわざ高齢者と決めつける必要はないと思うのですが、そういった考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） ただいま年齢を若い人にも広げてはどうかというお話がございました。この介護支援のボランティアの事業と申しますのは、介護保険事業の枠組みの中で行うということで、例えば国なり県なりの実は補助事業の対象になってくる事業というふうに位置づけられております。そうしますと、これは、基本的に介護保険事業は65歳以上の高齢者という枠組みの中で運営をしませんと、その分国等の助成が得られないという制度になってございますので、私どもはまずはこの介護保険の事業の枠組みの中で行っていただくということを想定して、65歳以上の方の対象ということにさせていただいたところでございますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。では、補助事業で、この仕組み的には年齢は仕方ないなというところなんでしょうか。

次に、快適で便利な魅力あるまちの整備に向けた取り組み、しおナビ100円バスとNEWしおナビ100円バスについてお聞きをしたいと思います。

この中でルート見直しやらをして、あと利用者の実態調査、それから要望ですか、利用者のアンケート的なものもやってというようなことですが、私が心配しているのは、それで便利になることは確かだろうなというふうに思うのでほぼ100%賛成なんですけど、そんな中、いわゆる今までコースとしてののっかっていた部分ですね、この見直しでコースから外れるとか、それからバス停が減るとか、そういうふうになっちゃうと気の毒かなというところがあるので、これについての見直しによるコースから外れるなどのしわ寄せはないのかどうか、その辺についてをお伺いいたします。

○議長（佐藤英治君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） 停留所ごとにどのぐらいの乗降実績があるのかということも含めて、現在調べております。いずれにせよ、半径300メートルの範囲内にお住まいになっているところ、300メートルで塩竈市内に円を描いていって、その円に漏れないようにルー



トについては考えたいというふうに思っております。いずれ一番遠い方でもバス停から半径300メートル以内に居住されているというような交通ルート、そういったものをベースに考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） バス停から半径300メートルの範囲ではカバーできる範囲で検討するというので、そうすると今までのやつが何とか守られるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に、水産業の中核を担う魚市場についての質問ですけれども、ここで私は船での入荷しか頭になかったのですが、市長の答弁の中ではトラック輸送の費用だというふうに考えればいいのかというふうに思ひますが、私は違ひ話の観点で思ひていたのですが、これもそうなんです、補助制度もこれは仕方がないのかなというふうに思ひますが。そういったことよりは、塩竈の魚市場で少しでもほかよりは競り値が高いということが、一番誰も補助もつけずに入れてくれる、そういった要素かなと私は素人考えではあるのですが思ひわけですが、公共工事の観点からいくと最低入札価格などを設定してどうのこうのとありますけれども、この競りにそういった手法やらなんやらを応用できないものかね。例えばここで外洋から船が入ってきて、石巻のほうが塩竈よりずっと格段に外洋に近いわけですよね。ですから、こっちに入ってくる分船賃もかかる時間もかかるというような、それを埋めるぐらいのやはり競り値が高くないと、船がなかなか入ってくれないのかなと私は思ひのですが、そういった最低競り値的な要素を加味入れて競りをやれないものか。これは本当に私の素人的な考え方なのですが、そういった手法はとれないものか、実態としてそういったものがあるのかないのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） お尋ねの件は、幾らかでも高く買ひ支えるということが必要で、そういったときに競り値の最低価格というものを設けることができないのかというようなご質問だと思ひます。

ただ、私もいろいろ調べたりもしたのですが、やはり物が生鮮食料品ということでございますので、仮に最低制限価格みたいなものを設けた場合にやはり売れ残る可能性が一方で出てくると、そうした場合には保存がきかない性格のものでございますので、やはりそういった意味では、最低価格みたいなものを設けてやっているとというような事案はないものとい

うふうに私どもは思っております。

しかし、それ以外にも私ども塩竈市場の場合ですと、主力のマグロ等については、やはりマグロがコンスタントに入荷することによって当然買い人もほかの市場に比べて大勢おります。そういったことで適切な価格で購入できるような形にもなりますし、また、マグロのブランド化等々を進めることによって他の産地以上に、例えばメバチマグロ等においては高目の金額で購入できるというような形で、価格の維持のほうに努めているというようなことで理解しておるところでございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。ほかに例はないということですが、それに近いようなことないしはこれに匹敵するような、補えるような何かを考えていただければ、塩竈の港は遠いのだけれども優先して入ろうとかというようなところに持っていけるような手法を、何とか考えていただければなというふうに思います。

それから、貞山1号埠頭の改築について話を移らせていただきます。

先ほどの話にもかかわってくるのかなというふうに思うのですが、大型船が入れないと、そんな関係で仙台港に揚げたやつをトラックで輸送するということですが、ここで上げている施政方針の中のマイナス9メートルまでというようなことで深さを書いてありますけれども、この絡みもあるわけですか。これが例えばマイナス9メートルになれば、仙台港に揚がらずに、こっちに直接ダイレクトに揚げるというようなことも可能になるこの深さなのか。その辺、どういう実態なのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） 塩釜港区に入る航路につきましては、ご存じかと思いますが水深7.5メートルの暫定のしゅんせつ工事が今年度まで行われておりまして、今年度で終了とすることになりまして、今後港湾計画のほうでは水深9メートルの航路しゅんせつ事業というのが位置づけられているわけですが、やはり船の大型化に伴って水深のほうも深くなるという状況がございますので、大型の船が入るという上ではやはり水深9メートルのほうの方が有利で、それだけ大きい船が入れる可能性があるということではございますが、そうなりますとやはりかなりのしゅんせつ土砂量であったり事業費といったことで、そういった面での課題はあるのかなというふうには認識してございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） わかったようなわからないようなあれだったのですが、いわゆる今仙台港に入ってトラック輸送しているような船も入れるんですか、入れないんですか。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 先ほどの遠洋トロールに関しましては、今魚市場側の深さというものが7メートルということになっておりますので、そういう意味では、航路のほうは9メートルになった場合でも、直ちにそれで水揚げができるというようなことにはならないということでございます。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） 9メートルであれば、市場も航路もそれから荷揚げの埠頭も全部9メートルにしなかったら、例えば極端な話ですよ、航路が7メートル半で港自体が9メートルとか10メートルといったら意味のない話ですから、きちんとした計画を立てて全体的にもう掘り下げていくような方針でやってもらわないと、利用価値が全然上がらないのかなというふうに思いますので、その辺を抜け目なくよろしくお願ひしたいと思います。

それから、商工業の振興について。新規出店支援というのは、今までのシャッターオープン事業と変わりはないというふうに捉えていいんだというふうに、私は先ほどの回答で思ったわけですが、これに対する……。

時間がもうないですね。次に移ったほうがいいですね。では、これは飛ばさせていただきます、国民健康保険税の引き下げについて。これは、はっきり言ってこれずっと推移しているものなのか。これがまた2年後といたしましたか、何年後まではこれでいくという話ですが、2年後か何年後にまた値上げでは余り意味のないことではないかなというふうに思うのですが、それが今後ないのかあるのか、裏づけとしては本当に大丈夫なのか、それをお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 今回の税率改定でございますが、昨年12月にご提案申し上げましたときに、平成26、27年度の2カ年の収支をもとに推計をした値でございます。基本的には平成26年度、27年度の2カ年については現行の税率でいけるということで考えまして、このご提案をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） そうすると、ほぼこれで値上げなしで、特段の医療費がぼんと上がると

かでなければいけないのかなというふうに思います。上げないようになるように、ぜひとも今後とも運営をよろしくお願ひしたいと申します。

そして、仮設住宅の入居者については心のケアもやられているので、今後高齢化がどんどん進むのかなと申します。仮設住宅の状況を見ていると、あきがちょこちょこと最近は目立つようになってきておりますので、年齢層がずっと上がってきているのかなと申しますので、この高齢者に対するケアをよろしくお願ひしたいというふうに申します。

最後に、浦戸地区の復興についてです。

いろいろ上げていただきましたけれども、災害公営住宅の整備、それからこの小学校の改修関係がここではメインになるのかなというふうに申すのですが、これではちょっと復興を実感できる内容ではないと私は申すんですよ。やはり本当に復興につなげるには、私は12月の定例議会でお話をさせてもらいましたけれども、宮戸と寒風沢間の架橋が大きな目玉になるんじゃないかと。これができれば、スピーディーに復興が加速されるのではないかと私は申すのですが、この間の市長の12月の定例議会での話ですと、島内間の橋が優先だという、そういう話が今までずっと来ているんだという話だったとは申すのですが、幾ら島同士をつないでも島は島ですから、余り意味がないことだなというふうに私は申すのですが、やはりこれは1島でも本土とつながることが次につながるんだと私は申すのですが、この考え方については、市長いかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前回の議会でこういった考え方はどうでしょうかというようなことが初めてご提案いただきました。我々も過去の資料等をひもときながら、このご質問を受けてどのような対応をしていくべきかということについては、今後の検討課題というふうに捉えているところであります。

今議員のほうから復興交付金事業という意味でご質問をいただいたのだと思いますが、ご案内のとおり、利府中インター線についても交付金事業でということをお願ひしてきておりますが、残念ながらそこまでなかなか事業拡大をしていただけない。今回の場合はまさしく新規着工という扱いになるわけでありましてというのが一つ。ご案内のとおり、復興交付金事業については平成27年度ということの線引きがされております。もちろん我々は平成27年度ではとてもできませんよと、もっと期間をしっかりと延長していただきたいということは、声を大にしていろんな機会に申し上げてきているところでありますが、建前上はそういう制度

でありますので、今ご提案いただきましたことが直ちに例えば復興交付金事業の中に盛り込めるかという、なかなかさまざまなハードルがあるものと思っています。そういったことを、いずれ我々行政としてしっかりと整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（佐藤英治君） 鎌田議員。

○12番（鎌田礼二君） わかりました。復興交付金でのあれでは次年度にはもちろん間に合わないというのはわかりますが念頭に置いていただいて、何かで使えるのであればというようなことでもありますし、また、交付金に頼らず別な財源でというようなこともあり得ると思うので、その辺についても念頭に置いていただいて今後よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

この橋についてそういったことでお願ひをして、私の施政方針に対する質問をこれで終わりにします。どうもありがとうございます。

○議長（佐藤英治君） 15番高橋卓也議員。

○15番（高橋卓也君）（登壇） 高橋卓也です。日本共産党市議団を代表して施政方針に対する質問を行います。

初めに、市政運営の所信で、平成26年度を復興実感の年と名づけた真意について伺います。

20日に行われた平成25年度の補正予算に対する質疑の中で、平成25年度中に使われる計画だった予算のうち、事業件数で28事業、総額で79億6,000万円余も来年度に繰り越されることが明らかになりました。これらの事業の多くは災害復旧・震災復興事業であり、緊急を要する事業です。我が党は、これまで一貫して震災復旧・復興を最優先すべきと主張してきましたが、復旧も復興もこれだけ巨額の事業が繰り越されているわけです。やむを得ず事業を繰り越すこともあることは承知しておりますが、市民が求めているのは積明ではなく結果だと思ひます。また、新年度の災害公営住宅の完成は、既に入居されている伊保石も含め全体の約3割にとどまるという計画であります。

大きな1つ目の質問です。復興実感の年として市民に希望を与えるのは結構ですが、これだけ復旧・復興事業が遅滞し、かつまた新年度末で約7割の方が災害公営住宅に入れず仮設、みなし仮設住宅等での暮らしを強いられるにもかかわらず、平成26年度を復興実感の年とした真意をまずお伺ひいたします。

次に、市政運営の基本方針のうち消費税増税による市民への公共料金、つまり使用料の転嫁・負担増について伺ひます。

消費税には低所得者ほど負担が重い逆進性の問題がある。このことに加えて、今回の消費税増税は、被災地の暮らしを置き去りに増税の判断がなされたという問題もあります。復旧・復興の足かせになることは間違いありません。

みずほ総研の試算では、年収500万円の標準的な4人世帯の新たな消費税負担は、年間7万8,869円にも及ぶとのこと。現在のように労働者の賃金が上がらず家計の実質所得が目減りしている中で消費税増税に加えてさらに公共料金を値上げすれば、市民生活と地域経済に大きな影響を与えます。1月31日に開かれた民生常任委員協議会で質問いたしました。市民への公共料金の負担増がどのくらいになるのかと、お答えは、水道料が4,590万円、下水道料が3,560万円、公共施設利用料が183万6,000円、合わせて8,333万6,000円もの負担増になるということでした。施政方針では、4月からの消費税率の引き上げは復興途上にある本市にとりまして日々の生活や産業への影響が大きい、こう述べた上で対応策を示しております。

大きな質問の2つ目です。復興のさなかにある市民の負担をできるだけ減らし復興に資するという立場から、消費税を転嫁しないという政策判断をすることこそ本市には求められていると思います。考えをお伺いします。

3つ目に、介護保険制度について伺います。

介護保険制度については、開会中の通常国会に介護保険法の改正法案が提出されました。その主な3つの問題点は、1つに、要介護1、2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を介護保険から外し市町村へ丸投げする、2つ目に、年金収入200万円以上の単身高齢者などのサービス利用料を1割負担から2割負担に引き上げる、3つ目に、特別養護老人ホームの入所を原則として要介護3以上に限定する変更をしたことなどです。安心できる公的介護を求める願いに背を向けて公的保険としての責任を投げ捨てるこうした大改悪に突き進むことは、許されないと思います。介護保険制度改悪について3点伺います。

1点目、このような施策が、市民、とりわけ高齢者とその家族にどのような影響を及ぼすとお考えか伺います。

2点目、現状のサービスの質を落とすことなく要支援者の訪問・通所介護を市の事業として行うことは可能なのかどうか伺います。

3点目、要支援者の介護保険外しはやめるべきであると思いますが、見解を伺います。

4つ目に、水揚げ促進の具体策について伺います。

昨日の地元紙で、佐藤市長は産業面について確実な実績を上げつつあると述べ、水揚げ、水産加工団地等についても同様の実績を述べておりました。昭和54年からの市の統計資料を調べたのですが、陸送も含めた水揚げのまずトン数は、ピーク時が昭和56年13万178トン、平成25年が1万8,248トンですから14.02%に激減しています。前年の平成24年と比較しても71.64%に激減しました。水揚げ額はどうかというと、ピークが昭和57年の500億6,391万円、平成25年が92億8,659万4,000円ですから18.55%に激減しております。前年の平成24年と比較しても65.67%に激減いたしました。3分の2以下です。もちろん社会的、経済的な要因等が大きくありますから、ピーク時と比較するのはいささか無理があると思いますが、やはり水産業は塩竈の基幹産業ですから、前年比の大きな落ち込みは大変な問題だと思います。何とかしなくてはならないと思います。そこで、3点について伺います。

1つ目に、施政方針では新たな水揚げ促進策の実施と述べていますが、具体的に水揚げそのものをふやす施策についてお答えください。

2つ目に、平成24年は震災のあった平成23年よりトン数も金額も大きくふやしたわけですが、ほかの漁港に先駆けて塩釜港・魚市場の再開が図られたこと、クサカリツボダイが大豊漁であったことがその要因として挙げられました。逆に言うと、平成25年はほかの漁港が次々復旧すること、クサカリツボダイの連続の豊漁は難しいであろうこと等を考慮すれば、平成25年の急減は予測できたのではないか。その上での水揚げ対策はどうだったのか、伺います。

3つ目に、魚市場の高度衛生化事業に約51億円を充てるわけです。もちろん我が党はこの事業の一日も早い完成を望んでおりますが、長期的に漸減してきた水揚げ減とのバランスについてどのようにお考えか伺います。

また、卸売機関の一本化についてどう考えるかお伺いいたします。

大きな5番目として商工業の振興、特に中小・零細業者支援について伺います。

地域経済はまだまだ復旧・復興の途上です。塩釜商工会議所の調べでは、最新のデータですが、昨年3月末現在で会員だった方のうち7.7%の方が廃業し、0.7%の方がまだ再開するかどうか未定、87.7%の方が復旧し営業していますが、ほかに6.2%の方は仮設店舗などで仮復旧中であります。ここに今回消費税増税が襲いかかるわけです。商工業の振興、特に中小・零細業者支援について市の考えを伺います。

大きな6点目として、児童生徒の学力向上推進、特に学力テストについて伺います。

1つ目は、全国学力テストの意義、位置づけをどのように考えておられるのか伺います。

2つ目は、全国学力テストの学校別結果の公表について伺います。

経過を少し述べますが、全国学力テストは安倍第1次内閣のときに本格開始されました。そして、民主党政権下で抽出調査になりました。昨年から全員調査に戻されたわけですが、学校別公表について文部科学省はこのように言っております。序列化や過度の競争につながらないよう配慮する。またこのようにも述べております。個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わない。こうしてきました。ところが、昨春からは学校の判断による公表を認め、ことしの春からは、市町村教育委員会による個々の学校名を明らかにした結果公表を可能としました。文科省が行ったアンケート調査結果でも、子供に密接にかかわっている学校や市町村教育委員会の約8割、市町村長の6割が公表には反対しております。また、保護者にも反対の方が多く、記述された意見の中には、学校や地域に対する偏見につながる、子供が劣等感を感じるおそれがあるとの危惧の声が数多く出されております。全国学力テストの学校別結果の公表について考えを伺います。

3点目は、2月12日に宮城県教育委員会が発表した県独自の学力テストの実施についての市の考えを伺います。

大きな7点目、災害公営住宅への入居者の支援策について伺います。

多賀城市では、災害公営住宅への入居者に最大で50万円の支援事業を来年度から開始します。引っ越し費用ばかりでなく備品の購入費、敷金など、目的を問わず自由に使える制度です。仙台市でも転居費用を助成する制度を創設すると、22日付の地元紙で奥山市長が述べております。状況を伺いました。伊保石の仮設から伊保石の災害公営住宅に引っ越した方に伺ったところ、持てるものは何とか自力で運んだが、引っ越し業者をお願いして5万円の引っ越し費用がかかったと、苦しい中で大変だった、そう述べておりました。

そこで2点について伺います。

敷金の全額免除は石巻市、名取市、気仙沼市、東松島市、南三陸町で実施されておりますが、災害公営住宅入居者への転居費用の支援、敷金免除についての考えを伺います。

2つ目に、備品の再利用についてお伺いします。日赤の家電6点セット、洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット、これらは寄贈されたものなので自由に災害公営住宅に仮設から持っていけますが、カーテン、照明器具、こたつ、ガス台、エアコンなどの備品についてはいまだ未定です。ほかの方に再利用してもらうことは難しく、大半はリサイクルに回されかねません。もちろんこれには処理費用が伴います。資源の面でも税金の面で



も、今使っている被災者に譲渡することが一番有効な活用の方法かと思います。県に対する要望も含めて考えをお伺いします。

8点目に、被災者の医療費免除について伺います。

まず、国民健康保険加入者について被災者の医療費窓口負担の免除を再開することは、この間の被災地、被災者の皆さんの切実な声と大きな運動がかなったものであり、市の施策を評価するものであります。しかし、この免除制度の対象となる方が、平成24年度末まで実施されていた制度では、住家が半壊以上で所得制限はありませんでした。今回の新たな制度は大規模半壊以上で、しかも住民税非課税世帯に限定されております。生計維持者の死亡・行方不明についても、住民税非課税世帯に限定されるものであります。従前の制度では、塩竈市では平成25年3月までで3,707人が免除制度を受けていたのが、今回の免除制度ではおよそ2,500人から2,700人に絞られてしまいます。そこで、3点について伺います。

1つ目に、住家半壊以上を対象にすべきと思いますが、見解を伺います。

2つ目に、後期高齢者医療の免除措置再開について考えを伺います。

3つ目に、介護保険について利用者負担免除の再開についての考えを伺います。

最後の9番目に、雇用創出の具体策について伺います。

総務省は18日、2013年は正社員が調査開始以来最多の46万人減少し、非正規雇用労働者は、これもまた調査開始以来最多の93万人増加したと発表しました。非正規雇用をふやす大企業の雇用破壊戦略と歴代自民党政権による労働法制の規制緩和が、正社員を中心とした従来の雇用形態を大きく崩してきた実態が浮き彫りになっております。塩竈市だけにかかわっているわけではございませんが、ハローワーク塩釜管内の状況はどうかというと、最新のデータである昨年12月の状況をその前年の12月と比較すると、雇用保険失業給付費の受給者は699人から735人にふえており、また、有効求人倍率も1.11%から0.99%に下がっております。塩竈市としては雇用対策についての具体的な対策をどのように持っておられるのか伺いまして、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま高橋議員から、大きく4点についてご質問をいただきました。

初めに、復興実感の年についてという中で平成25年度の繰り越しについても触れていただきましたが、このことにつきましては、この平成26年度審査前の平成25年度の補正予算の際に

状況等についてご説明をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただければと思います。

復興実感の年ということについて、市長はどのような思いでというお話でありました。この2月1日に伊保石災害公営住宅31戸が完成し、ご入居いただくことができました。その際の私のご挨拶でも、皆様に大変長いことお待たせをさせていただきました、申しわけございませんでしたというおわびを申し上げました。今でもその気持ちは変わっておりません。

一方、県全体の状況であります。平成26年1月末の災害公営住宅整備であります。県内21市町の計画戸数1万5,608戸に対しまして、残念ながら完成戸数が322戸、入居率がいまだ2.1という状況にとどまっており、大変憂慮される事態であります。本市におきましても、1月末時点で計画戸数380戸に対し完成戸数が31戸、整備率8.2%と、県内の中では若干高い状況ではありますが、いまだに161世帯の皆様が仮設住宅での暮らしを余儀なくされており、ぜひ新たな住宅で伸び伸びとお暮しいただき、一日も早く被災された方々が復興を実感いただけますよう災害公営住宅の整備をなお促進をいたしてまいります。これは単に住宅だけの問題にとどまらず、例えば道路の整備あるいは下水道の整備、その他さまざまなインフラの整備を遅滞なく実施をできるような体制を構築し、全ての面で復興が実感できる年というようなことが願いであります。

東日本大震災から3年です。震災復興計画に沿って震災以前よりも本市をより安全により強く守ることこそが復興であると見定め、さまざまな事業を実施をしております。特に平成26年度はこうした大型事業の協議や設計が整い、また、災害公営住宅につきましては、先ほどもご説明をさせていただきましたが、本土分で44戸、浦戸分で45戸、既に完成をいたしました31戸と合わせて合計120戸が完成し、さらに津波被災住宅再建支援事業による住宅の再建・補修360件の支援も見込んでおり、これらの事業によりましていつときも早く住環境の整備が進み、市民の皆様方に復興を実感いただきたいというふうに考えているところであります。

次に、市政運営の基本方針についてのお答えであります。

消費税率の引き上げによる市民への転嫁・負担についてというご質問でありました。

法案の名前ではありますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律という名前だそうではありますが、平成26年4月1日からこのような法律の適用がされ、消費税率及び地方消費税率が現行の5%から8%へ引

き上げとなります。これを受けまして、本市の条例で規定をいたしております公共施設等の使用料や利用料金等の改定に関する条例改正案を本定例会に提出したところでございます。

内容であります、消費税率の引き上げに伴う市の使用料等の改定に関する基本的な考え方ではありますが、現在震災からの復旧・復興期間にあるという状況を踏まえまして、市民生活や地域経済への負担軽減にでき得る限り配慮した改定にとどめ、消費税率が10%となる次期改定の際に改めて全般的なご議論を賜りたいと考えております。

今回の内容ではありますが、まず一般会計につきましては、消費税率の改定による運営管理経費等の増に見合った使用料等改定の必要性はあるものと考えますが、市民生活等への負担をでき得る限り軽減すべきという点を十二分に考慮いたしまして、据え置きを基本とさせていただいているところであります。ただし、一般会計の中でも指定管理者制度を導入しているマリゲート塩釜や体育館につきましては、施設を管理する民間事業者に納税義務が発生いたしますことから増税分の改定を行うこととしておりますが、例えば体育館の使用料につきましては、市民生活への負担軽減や市民の健康増進の観点から、個人や一般利用料の料金は据え置きとさせていただいております。

また、公営企業につきましても同様に納税義務が発生するところではございますが、例えば交通会計に係る市営汽船の運賃につきましては、震災による被害が最も大きかった浦戸の皆様への配慮が引き続き必要でありますこと、また魚市場会計に係る貸事務所等の使用料につきましては、新魚市場施設を建設中であり近年中に料金体系の見直しが予定されていることなどを踏まえまして、今回は据え置きとさせていただいております。

しかし、公営企業の中でも水道料金や下水道の使用料金につきましては、増税分の影響を経営努力の中で吸収することは非常に困難な状況にありますために、改定をさせていただきたいと判断をいたしているところでございます。

議員のほうから、どれぐらい市民の方々にというご質問がございました。全体として八千数百万円というお話でありましたが、水道料金や下水道料金などの増分についてご説明をさせていただきたいと思っております。国から消費税引き上げ分を円滑かつ適正に転嫁するよう通知がなされており、県内他市と同様に使用料等を改定する条例改正案を提案させていただいておりますが、先ほどご説明申し上げましたとおり一部の使用料にとどめた改定とすることで、市民の皆様の負担が大きくなるような配慮をさせていただいておりますが、今回、水道料金、下水道料金については改定をさせていただきたいと考え

ております。

議案資料でモデルケースをお示しをさせていただいております。例えば水道料金では、口径20ミリで20立米を使用した場合、月116円の増。下水道使用料では、使用水量同じく20立米で月110円の負担増というような形で試算をさせていただいております。

また、平成26年度におきましては、消費税率引き上げによる負担軽減策としてさまざまな施策事業を予算化をいたしておりますが、これらの事業を実施することで、市民の皆様の生活支援と地元産業の活性化を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、第5次塩竈市長期総合計画についてご質問をいただきました。

介護保険制度についてでございます。要支援1、2で認定された方の今後として、高齢者や家族への影響についてのご質問でありました。

介護保険法の介護給付費には予防給付費が含まれておりますが、これを平成27年度から3年間をかけ地域支援事業に組み替えを行おうとするものでございます。平成25年12月末時点の要支援者の状況についてであります。全体の認定者2,766人のうち要支援者1、2の方が748人で、27%を占めております。平成27年度から移行する予防給付費は訪問介護、通所介護に限定され、そのほかの予防給付費訪問看護や訪問入浴介護などは、現状のまま予防給付として利用できる改正内容でございます。国として訪問介護と通所介護が占める予防給付の割合の6割であります。この部分が新しい総合事業として見直しが行われる予定であります。

新しい総合事業の内容でございますが、既存の事業所からのサービスのほかに、NPOや民間事業者の掃除、洗濯でありますとか、住民ボランティアによるごみ出しなどの生活支援サービスなど、さまざまな担い手によるサービスが可能となりますので、現段階では若干の影響にとどまるのではないかと考えておりますが、なお今後の情報収集に努めながら、利用者やご家族の方々が困ることがないように見守ってまいりたいと考えております。

次に、要支援者向けのサービスが財源等の影響によって低下する可能性があるのかというご質問であります。財源は通所介護と訪問介護は地域支援事業に移行されるものの、従来の介護給付費の3%の上限が地域支援事業であります。平成27年度から上限が引き上げられる予定であります。その中で新しい総合事業となりますことから、適切な対応が一定程度できるのではないかと考えているところであります。

また、新しい総合事業では、要支援者と以前特定高齢者や虚弱と表現していた二次予防事業対象者が一緒になって介護予防に参加していただく制度改正でございます。既存のデイサー

ビス等の事業所を活用しながら、要支援者にとどまらず、二次予防事業対象者や一次予防事業対象者である元気高齢者がともに介護予防に取り組むことを通じ健康寿命を維持していくという、高齢者同士の相互扶助が望ましい内容であると考えております。団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年に少しでも元気な高齢者がふえますよう、なお注意深く取り組んでまいります。

このような制度をやめるべきというご質問でありましたが、我々は、でき得る限りこのような制度を活用しながら旧来どおりの支援活動ができますような取り組みに努めてまいりたいと考えております。

水揚げ促進の具体策についてご質問をいただきました。

水揚げ減少の理由についてまずご説明をさせていただきたいと思いますが、本市魚市場の平成25年時の水揚げ額であります92億8,659万4,000円となり、前年の141億4,282万3,000円から48億5,622万9,000円の減、割合として約34%の減となっております。主なる理由であります、主力魚種でありますマグロはえ縄漁業は、三陸塩竈ひがしものの最盛期におきましても漁場がまとまらず約2億5,000万円の減、また、カツオ・マグロまき網漁業につきましては、漁期が早目に終息したことによりまして約4億4,000万円の減となりましたが、最も大きな要因としては、議員のほうからもご質問をいただきましたとおり、前年に約66億円という水揚げがございました遠洋底曳網漁業のクサカリツボダイが不漁により、貨物自動車で約43億円減というのが最大の理由であります。

水揚げが減少することは予測できたのではないかというご質問でありました。平成19年から23年の5カ年間の平均水揚げであります、95億円であります。平成24年時の141億円という水揚げは想定を上回るケースであると捉えております。ちなみに長期総合計画では、毎年度100億円の水揚げを想定する内容となってきました。

そのような中で平成25年時の取り組みであります、塩釜船籍の冷凍カツオ船の新たな水揚げでありますとか、背後地の冷蔵庫や加工場の基盤整備にあわせてのまき網漁業によるサバの誘致などが開始をされております。平成26年度はこのような新たな動きを定着させることで水揚げの増加を図ってまいりたいと考えております。

魚市場整備建設の費用対効果についてもご質問をいただきました。

現在本市場が目指しております高度衛生管理型の荷さばき所につきましては、水産庁が、消費者の意識を参考としながら水産物の安全確保を図るために取り組んでいる事業でございま

す。現在、全国的な生産流通の拠点として特に重要な全国に13ございます特定第3種漁港から、流通高度衛生管理計画に基づき整備が進められております。本市の魚市場は、開設から約50年を経過し老朽化が著しいことに加え震災により被災いたしましたことから、衛生管理対応を充実させた施設として整備を図るものでございます。事業の費用対効果ということでありますが、新魚市場を向こう50年間使用とする場合の費用便益比については、現段階での粗々の試算ではありますが、1.78とされているところであります。

しかしながら、一方では、現時点において水産庁から約52億円でお認めいただいている事業費につきましては、震災後の資材の高騰などにより当然見直しが必要となつてまいりますので、今ご説明いたしました費用便益比についても、このような全体事業費の異動に伴いまして今後精査を行つてまいりたいというふうと考えているところであります。

また、卸売機関の一本化についてご質問をいただきました。

全国の産地市場が大変厳しい経営環境であるということについては、議員からもご指摘いただいたとおりであります。我々の魚市場もかつてない厳しい環境の中に置かれていると思っております。今後はまさに競争の世界ということになっていくと考えておりますので、まずは足腰の強い魚市場の体制をつくっていくということが、何よりも肝要ではないかというふうに考えております。

具体的に申し上げます、卸売機関の一本化をこの新しい魚市場を整備する際にぜひ実現をさせていただきたいということをお願いし続けております。今現在、金融機関の方々等にも参考のご意見をいただきながら、将来の姿がどうあるべきかということについて関係者の方々が真剣にご議論いただいているというふうにお伺いをいたしております。当然、本市も大変重要な課題であります。今後も、塩竈市も一緒にこの課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中小・零細企業支援についてであります。

本市では、東日本大震災による市内の事業者の被災の状況を踏まえ、県や国の支援制度に先駆け、県内でもいち早く平成23年度に市独自のり災商店再生支援事業を創設し、被災判定に応じて全壊30万円、大規模半壊20万円、半壊10万円の補助金を交付し、396件の事業所の再開支援を行ったところであります。

また、震災により被害を受けられました市民の皆様の負担を軽減するため、家屋や土地などに一定以上の被害を受けられた方々を対象に市税等の減免を行っているところであり、事業

者の皆様につきましても、法人市民税の均等割の減免や被害の程度に応じた固定資産税や都市計画税の減免、課税免除を実施をしております。さらに、平成23年度から24年度にかけて一部損壊以上の世帯を対象に約1億8,000万円規模で震災見舞商品券を発行し、商業者の支援を図ったところであり、平成26年度におきましても2割増商品券事業を実施することにより、市内商店の売り上げ増による地域経済活性化を図ってまいりたいと考えているところであります。

本市における事業者の状況であります。東日本大震災後に宮城県が県内の商工会議所や商工会議所会員を対象に行っている、東日本大震災被災商工者営業状況調査の3回目の調査結果が公表されております。平成25年3月31日現在の塩釜商工会議所会員の状況としては、会員1,737事業所のうち不明として取り扱われる件数が741件となっており、回答率は57.3%でありました。被災会員数、全体の43.1%となる749件、そのうち営業を継続している会員は91.6%の686件で、今後さらに復旧が必要な仮復旧中が全体の3%に当たる52件、廃業は3.3%の58件となっております。大変厳しい環境に置かれております商業者の方々の事業支援がどのような形でできるか、なおかつ、国や県にこのような商業者の方々の窮状についてぜひご理解をいただく努力をいたしてまいります。

児童生徒の学力向上につきましては、後ほど教育長からご答弁をいたさせます。

塩竈市震災復興計画についてであります。まず、災害公営住宅の入居者支援についてであります。

昨年12月定例会におきまして答弁させていただきましたとおり、本市といたしましては、これまで、ふるさとしおがま復興基金を活用し、住まいの再建あるいは災害に強いまちづくり、定住の促進等を図るため、他市町と異なる独自の支援策として、宅地のかさ上げや擁壁工事などに対する補助として宅地防災対策の支援事業を行ってまいりました。また、津波被災住宅再建支援事業におきましても、市独自に住宅補修や市外から転入に対する補助あるいは津波浸水区域以外に対する支援というようなものについても拡大するための宅地防災対策支援事業として約3億6,000万円、津波被災住宅再建支援事業として約20億7,000万円のうち本市分が6億円を支出いたしましたほか、震災見舞商品券事業や被災商店再生支援事業を実施し、さらには子ども医療費助成拡大分の今年度支出予定分も加えますと、ふるさとしおがま復興基金の交付金分、県から頂戴いたしておりますのが約13億7,000万円でありますが、そのうち既に13億1,000万円ほどにつきましては、本市独自の取り組みとして支出をさせていただいて

おります。残る金額5,800万円余であります。引っ越し費用に限らずさまざまなご支援を継続させていただきたいと考えておりますが、今後復興の場面におきまして国などの支援が薄くなった際には貴重な独自財源に活用せざるを得なくなりますので、今回の引っ越しにつきましては、大変恐縮であります、本市としては現時点では見送りとさせていただきたいと考えているところであります。

災害公営住宅に入居する際の敷金免除についてご質問をいただきました。

入居希望の皆様へは、災害公営住宅の総合案内や伊保石地区災害公営住宅の入居説明会でもお知らせをさせていただいておりますが、入居者のご相談に個別に対応させていただきながら、必要に応じて敷金の徴収猶予や免除も弾力的に対応させていただくというご説明をさせていただいております。なお、伊保石住宅の入居の際には、敷金の徴収猶予や免除のご相談はございませんでした。

次に、災害公営住宅に入居した際の備品の持ち出しについてご質問をいただきました。

財産は宮城県でありますので、宮城県に確認をさせていただきましたところ、エアコンや給湯器など附帯設備として設置しているものは、プレハブ仮設住宅とあわせて宮城県が公費により買い取りまたは賃貸借を受けておりますので、個人への譲渡はできないというような回答でありました。なお、冷蔵庫や洗濯機、テレビなどの日本赤十字社からご支援いただいた家電などは持ち出しが可能であるというものでありました。電気カーペットや電気こたつについては、ぜひお引っ越しをされる方々にご提供いただけないかということにつきまして本市からも二度三度お願いをさせていただきましたが、今申し上げましたような回答であります。

なお、今後も繰り返しこのようなお願いをしまいたいと考えているところであります。

次に、被災者の医療費免除についてであります。

今回実施をいたします国保被保険者に対する医療費窓口負担の免除であります。先ほど議員のほうから平成24年度までの従前の制度というお話でありました。国におきましては、この制度は新規に創設したというような説明を受けております。内容であります。震災のため悪化した被災自治体の国保財政の健全化を支援するため、県から追加交付が決定いたしました特別調整交付金を財源とするものであります。住宅等については全壊、大規模半壊の被災を受けた市民税が非課税の国保被保険者世帯に、対象者を限定させていただきました。

その内容であります。対象範囲を拡大できないかというご質問でありました。



今回の免除対象の条件につきましては、被災された方々がお住まいの市町村によりまして支援に格差が生じることがないように県内が統一して取り組めないかということで、宮城県市長会あるいは町村会等々が調整を行ったところであります。その結果、宮城県市長会といたしましては、同一の内容で制度化するということになりました。本市といたしましては、この枠組みの中で免除を実施させていただきたいというふうに考えているところであります。

後期高齢者医療被保険者に対する免除の実施についてであります。

後期高齢者医療被保険者の医療費窓口負担の免除実施の可否につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合が決定する内容でございます。本市といたしましては、アンケート調査がありました際に免除の再開を希望するという回答をさせていただいたところでありますが、国保の特別調整交付金の追加拡充のような特別な財源がない中での免除実施には、構成市町村の多大な負担増を伴うということになりますので、広域連合で慎重な議論がなされるものと考えております。

介護保険のサービス利用者負担の免除の実施につきましてもご質問をいただきました。

県市長会といたしましては、国保医療費負担窓口の免除のように県が統一した対応とするのではなくて、この部分については各市の判断に委ねる対応となっております。国、県から特別の財政支援はない中での免除を実施するためには、やはりその財源として介護保険特別会計及び一般会計からの持ち出しが生ずることとなり、このことが平成27年度の第6期の介護保険料に及ぶことも懸念をされる所であります。引き続き国、県に財政支援を要請しながら、実施の可能性につきまして今後も検討させていただきたいと思っております。

最後に、雇用創出の具体的なことでありました。

ハローワーク塩釜の求人・求職業種別の状況といたしましては、議員のほうからもお話がございましたが、2月1日発表の平成25年12月時点の状況では、有効求人倍率で0.99倍となっております。平成22年度平均0.37倍、平成23年度平均0.54倍、平成24年度平均0.89倍の数値よりは上回っておりますが、宮城県の1.33よりはやはり低く、どちらかといえば全国の1.03に近い数値となっております。業種別であります、常用的フルタイムでは、事務的職業の倍率が0.11倍と最も就職が厳しい状況となっております。続いて販売が0.3倍、運搬・清掃が0.45倍となっております。また、一方では、保安の業務が4.18倍、次いで建設等の職業が3.08倍となるなど、業種によって大きな差が出てきております。これらの差を埋めるためには、やはり新たな企業の誘致でありますとか、既存の企業の皆様方が新規雇用につながるよ

うな経営活動ができますことが、最大の課題ではないかなと考えております。それにいたしましても、これまでも雇用創出基金事業で重点分野雇用創造あるいは求職者の雇用創出に取り組んできたところでございますが、なお一層このような取り組みを深めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 児童生徒の学力向上対策であります学力学習状況調査について、3点ご質問をいただきました。

まず初めに、調査の意義や結果の活用についての考え方についてでございます。

全国学力学習調査の意義は、2点あると考えております。1点目は、各学校や教育委員会が児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、指導及び教育施策の成果や課題を検証できることであります。2点目は、調査結果を活用して、学校における児童生徒への教育指導の充実、学習状況の改善に役立てることあります。今年度も市内校長や教頭、教職員等で組織した学力調査分析委員会で調査結果を詳細に分析し、市全体及び各校における成果、課題を明らかにし、改善の取り組みを進めるため新たな学力向上プランの策定につなげたところでございます。

次に、調査結果の学校別の公表についてであります。文部科学省の平成26年度調査の実施要領によりますと、先ほど議員ご指摘のとおり、教育委員会の判断により学校別の調査結果の公表は可能というふうになりました。しかしながら、市教育委員会といたしましては、学校別の公表が学校間の序列化や比較、過度な競争につながるおそれがあること、平均正答率を上げるための偏った指導や過度な指導を生み、心身のバランスを重んじた健全育成に支障が生ずるおそれがあるため、公表は行わないことと考えております。

次に、平成26年度からの実施予定の宮城県独自の学力学習状況調査については、県教育委員会から、学力向上策として平成28年度まで3年間、小学校5年生と中学校2年生を対象として悉皆調査として実施すると伺っております。本市教育委員会といたしましては、本市の児童生徒の学力向上にとって効果が期待できるものと判断し、協力していきたいと考えておるところでございます。以上であります。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） 時間がなくなってきました。これからが本番だったわけですが、

5分程度しかないということで、かなり絞ってまとめて聞いてしまおうかと思っております。  
消費税の転嫁について伺います。

消費税増税に伴って消費税地方交付税交付金が1%から1.7%に増額されますが、その額は平成25年度の5億800万円から平成26年度は6億7,430万円、1億6,630万円もふえるわけですが、この増収となる地方消費税交付金を充てれば来年度は値上げを回避することができるのではないかと。そしてまた、地方消費税交付金は社会福祉に全額回せというふうに国から指示が来ているのかどうか。そしてまた、この交付金が1%のときはどうだったのか。今回の地方消費税交付金のうち1%については、これまでどおり一般会計に繰り入れられるのか。繰り入れられるなら転嫁を回避できないのか。以上、まとめて何点かになりましたが、お伺いします。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） お答え申し上げます。

まず1%から1.7%、これは地方消費税交付金、いわゆる地方消費税に關係する地方消費税交付金の額が上がるという話になります。今お話にありましたように、本市は1億6,630万円増の6億7,430万円。この中身が実はございまして、予算説明書のほうにも今回記載させていただきましたとおりに、いわゆる消費税増税分の引き上げ分というのが1億1,970万円ふえた内訳になっております。実はこの1億1,970万円、この試算につきましては、県の試算による通知によるものということで今回予算計上をまずさせていただいてございまして、まずその予算を計上させていただいたと。問題はその用途になりますが、もともと社会保障、4保障の今回、税とそういう社会保障の一体改革という内容でございまして、これは国からも示されておりますとおりに全て社会保障の關係経費に使うと、いわゆる全て国民に還元して社会保障の財源化するというふうな内容となっております。本市におきましては、予算説明書のほうにも記載のとおり、この引き上げ分については、まず子育て關係の児童福祉關係の保育所管理運営事業、こういったものに5,300万円ほど、それから医療というふうにもなりますが、子ども医療費の助成關係で4,000万円ほど、それから保健衛生の分野となります健康増進対策事業という形で2,650万円ほど、計1億1,970万円を全て充当するというふうな記載にさせていただきます。

それから、もともとの1%の取り扱いというお話でございましたけれども、これはもともと地方消費税交付金、地方交付税と同様にこれは一般財源という形でございまして、こういった用途の制限はございません。通常のいろんな事業にさまざまな分野に使われると、ただ、今

回の引き上げ分についてだけは、国民に全て還元するという趣旨から、このように予算説明書のほうにも内容を明確に記載させていただいているという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） 時間がなくなってきましたけれども、順番が逆になって申しわけありませんけれども、1つは冒頭の復興実感の年という名づけ方について、住宅の問題は県の入居率が2.1、市が8.2%、県内では若干高いと、そして、住宅にかかわらずさまざまな問題を総合的にやって復興を実感していただくというおおよその市長のお考えだったと思いますが、被災者の住まいというのは最も重要な問題だというふうに私は考えておりまして、率直に市長にお伺いしたいのは、まだ災害公営住宅に約7割の方が来年度も入れない。この7割の方たちは復興を実感できるというふうにお考えでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 当然のことではありますが、仮設住宅にまだおとどまりいただく方々もおられますので、その方々にとって復興を実感できるかと言われますと、次の年にぜひ入居というその希望の部分だけになりますので、大変恐縮ではあると思いますが、ただ、平成26年度で全てを完成するということが無理だということについては、議員にもぜひご理解いただければと思います。

○議長（佐藤英治君） 高橋議員。

○15番（高橋卓也君） ということで、要するにそのまだ約7割の方は復興を実感ではないと、来年は復興を実感の年ではないということになってしまうかというふうに思います。

それから、学力テストについてのそもそもの問題について聞くだけ聞いてしまいますけれども、私は実は、これを学校ごと公表するというのをもし答弁の中であつたら、もう学力テストから撤退すべきだという厳しい意見を申し上げようかと思っていたのですけれども、非常にその面では塩竈市は真っ当なといいますか、公表しないと毅然と表明されましたので高く評価しておきたいというふうに思います。

それから、介護保険については、市長のご認識は、制度を移行する中で従来どおり支援できるようにするんだということが言われておりますが、現場では、既に要支援1、2の方についてはもうこういう制度の変更によって十分な支援サービスが行われなくなって、いわゆる重度化してしまうおそれがあるんだとケアマネジャーの方に伺ったのですけれども、そういう声もうかなり上がっているんです。そのことについてはどのように認識されているかは

お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 今回のいろんな介護保険に絡む制度の改正、社会保障と税と一体改革の中で、そういう意味ではいろいろ改正が行われてきた内容とかと思います。第6期の計画策定に向けて平成26年度さまざまな取り組みがございますので、その中でいろんな検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 以上で、高橋卓也議員の質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後3時01分 休憩

---

午後3時20分 再開

○副議長（曾我ミヨ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。

8番西村勝男議員。

○8番（西村勝男君）（登壇） 自由民主の会の西村です。

質問の機会を与您いただきました先輩、同僚議員に対し感謝を申し上げます。

それでは、会派を代表し、市長の施政方針に対し通告に従い質問を行います。よろしく願いします。

東日本大震災から、3度目の冬を迎えました。先日の2週にわたる大雪で、仮設住宅で避難生活を余儀なくされている方々を初め多くの市民にとって、玄関前の雪を片づけるだけでも大仕事になったことと思います。心よりお見舞い申し上げます。

仮設住宅にお住まいの方々は、次の冬には仮設ではなく新しい災害公営住宅で迎えたいと思われたことと思います。新聞のコラムに、この雪は、天が行政に対して建設を急ぎなさいと促したように見えると書いてありました。災害公営住宅の早期完成に向け、行政と一体となり努力してまいりたいと思っております。

では、第5次長期総合計画についてお伺いします。現在までの進捗状況と今後の課題についてであります。

2月8日に長期総合計画の進捗報告会がありました。87の施策のうち15項目について報告・評価がなされました。市長として思い描いた進捗状況なのか、また、スローガンに終わらず

結果が出ているのか、そして、今後施策の重点課題とは何なのかをお伺いいたします。

次に、次世代を絡めた新規事業についてお伺いします。

現在、被災自治体で新しい事業が生まれ、始まろうとしています。大郷町に続き松島町でも大型放射光施設の誘致への取り組み、岩沼市では健康医療産業の集積とまちづくり、石巻市では大学医学部の施設の誘致など、新しい取り組みが計画・立案されています。これからの次世代に対して、雇用を絡めた新規事業を考えておられるのかお伺いします。

次に、実施計画のローリングの定着度についてお伺いします。

実施事業計画の概要の中に、「実施計画は、多くの行政課題の中から重要度や緊急度などを検討し、財政見通しを勘案し今後3年間で実施する。社会経済状況などの事業変化に対応するため、指標の推移を踏まえ見直しをし、1年ごとに行うローリング方式を取り入れます」となっていますが、商店街活性化、水産業の活性化、企業誘致活動、定住人口戦略プランの4点についてどのような見直しをしてきたのか、また、どのような変化に対応してきたのか、お示してください。

次に、市内への防犯カメラの設置についてお伺いします。

全国各地で、犯罪の抑止や市民の安全の観点から防犯カメラの設置が行われています。近年の凶悪犯罪多発のせい、また日本の治安が悪化したのが原因か、一般家庭でも防犯カメラを設置する家が増加しています。市内も、震災以降、空き地や空き家が目立って多くなっています。防犯、事件を未然に防ぐという意味があります。これを踏まえ、防犯カメラの設置に向けて考えていただけるのかお伺いします。

次に、国民健康保険事業の健全経営についてお伺いします。

塩竈市の国保税は今年度より引き下げが予定され、それでも、県内では一番高い国保税となっています。ある被災自治体では、税収の落ち込みにより国保税を18%引き上げるとの報道もあり、各自治体の厳しい状況があらわれています。高いというだけでなく、最大の要因である医療費の抑制・削減を行う方法が、また手だてがないものか。取り組んでいる自治体も多くあると聞いています。塩竈市として医療費の抑制・削減について考えがありましたならお知らせください。

また、ジェネリック医薬品の使用状況についてお伺いします。

ジェネリック医薬品の使用促進は、窓口負担の軽減や医療費抑制・削減の手だての一つであります。そして、ジェネリック医薬品の価格が下がるという報道もされています。ジェネリ

ック医薬品の現在の使用状況をお知らせください。

次に、塩竈市震災復興計画についてお伺いします。

災害公営住宅についてお伺いします。

昨日の佐藤市長の新聞報道で、公営住宅は、高台移転ではなく同じ場所で暮らし続けるまちづくりを基本に据えたいとありますが、全体で420戸、伊保石35戸、錦町90戸の予定、北浜60戸、浦戸45戸が完成または予定されています。残り190戸となります。中心市街地への活気、元気につながる災害公営住宅の建設、これからどのような予定になっているのかお示ください。

災害公営住宅の入居募集方法についてお伺いします。

待ちに待った伊保石地区の入居が、2月1日より始まりました。募集の倍率はそう問題がなかったように思えます。今後、要望の高い錦町地区、北浜地区の募集申し込みが始まり、倍率の高い抽せんで一喜一憂することで、仮設でお住まいの方々の精神的なダメージははかり知れません。募集方法に何かいい方法がないか、お伺いします。

次は、先ほど高橋議員より質問がありましたので、仮設住宅転居費の支援については省かせていただきます。

次に、仮設住宅の集約に向けてお伺いします。

仮設に入居され3回目の冬が訪れ、その大変厳しい中にも住民同士のコミュニティーが形成されてきました。ことし1月1日現在、仮設住宅の入居率が86.4%となっています。今後40%、50%を切る状態になったときを想定して、何か集約に向けてお考えがありましたらお示ください。

最後に、10年後の災害公営住宅の利用についてお伺いします。

災害公営住宅が10年後には市営住宅として運用されることはわかりますが、今後、高齢化社会に対応した高齢者介護施設への転用など、その他お考えがありましたらお示ください。

以上、これで壇上から1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま西村議員から、大宗2点についてご質問をいただきました。

初めに、第5次長期総合計画のご質問でありました。

先日、進捗報告会を開催させていただき、多くの市民の皆様方にご参加いただく中で、我々

が取り組んでまいりました第5次長期総合計画の主要事業に関する評価をいただいたところであります。このような形で、今後も多くの市民の皆様方のご意見等をいただきながら、進行管理にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

長期総合計画の実施計画であります。平成25年度であります。115の事業に取り組んでまいりました。それぞれの事業の実績については、決算議会の主要な施策の成果の中で、状況並びに今後の取り組むべき課題等につきましても報告をさせていただいているところであります。

長期総合計画には、その進捗の目安となる代表的な指標を掲載させていただいておりますが、重要な指標の一つであります人口につきましては、少子高齢化の進展とともに人口減少が続いており、平成32年の10年後の目標5万5,000人に対しまして昨年末で5万6,256人、前年比308人の減となっております。ただ、平成25年につきましては、転入転出者に係る社会増減につきましては平成13年以降初めて増加に転じており、今日まで取り組んでまいりました福祉、医療、教育、都市整備など、さまざまな施策の効果があらわれてきたのではないかとこのように考えているところであります。

平成26年度は、定住促進に係る事業への取り組みをさらに強化いたしますとともに、少子高齢化社会の進展の中でも安心して住み続けていただけるまちの実現、元気高齢者の増加施策など、さまざまな取り組みをなおいたしてまいりたいと考えております。

長期総合計画の代表的な指標をご説明させていただき、進捗状況とさせていただきたいと思いますが、例えば元気高齢者の割合であります。平成21年度が85.1%でありました。しかしながら、平成24年度は83.9%と、残念ながら若干低下をいたしておりますので、これに対応する事業として新年度には介護支援ボランティア制度を県内で初めて取り組み、協働で高齢化社会を支え合う仕組みを構築をいたしてまいりたいと考えております。

また、海・港と歴史を活かすまちの分野では、塩釜港区の取り扱い貨物量であります。平成21年度には210万トンございましたが、平成24年度は276万トンと震災前以上の水準に回復をいたしており、平成26年度以降に事業化されます貞山1号埠頭の改修などの機運を捉えまして、県とともにさらなる利用促進に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、魚市場水揚げ金額の目標であります。長期総合計画で100億円規模を想定いたしておりますので、これに対応する事業として、新年度には遠洋底曳網漁業漁船誘致促進事業に新たに取り組めます。



また、市内の事業所数は、経済センサスによりますと、平成21年度3,196事業所から平成23年度2,728事業所となっておりますので、新年度には事業遊休地調査事業に取り組み、企業誘致の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、みなと祭の入り込み客数、浅海漁業・養殖漁業生産金額、市営汽船乗船客数などの指標も停滞または減少となっておりますが、いつときも早く震災からの影響を抜け出して旧来どおり、さらには旧来以上の実績が上げられますよう、なお取り組みを深めてまいりたいと考えております。

次に、次世代を絡めた新規事業について、具体的には他市町で取り組んでおります、例えば放射光事業的なものを本市でもというご質問であったかと思えます。

議員のお話のように、本市の長期総合計画、震災復興計画におきまして、産業面の振興・復興につきましては、水産、港湾、商工業、観光を軸にいたしております。既存の産業の延長あるいは拡大に取り組みながら、あわせて新たな企業誘致として食料品製造企業の誘致も実現に向かっているところであります。しかし、一つの例としてご説明をさせていただきますが、高校生の職業安定所別の内定率を検証いたしました。塩釜管内の高校生がそのまま塩釜管内の企業に内定している割合は78.1%となり、残念ながら県内でも一番低い率でありました。一方、自動車産業の企業が立地する大和管内でありますと95.1%となっておりますことから、塩釜管内に若い世代が希望する職種が少ないのではないかというような傾向が見えてきております。職と住というものは必ずしも一致するものではございませんが、そうした若い世代がやはり働きたいと思う産業の誘致または集積といったようなことを図ることが、定住人口やまちの活力を増強することになるものと考えているところであります。

次に、実施計画のローリング定着についてということで4点のご質問をいただきました。

初めに、商店活性化策事業についてであります。先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、平成24年の経済センサス活動調査の結果によりますと、市内の民営事業所数は2,728事業所であり、東日本大震災前の平成21年の基礎調査時の3,271事業所に比べ543事業所が減少し、卸売業、小売業につきましても1,055事業所から826事業所へと229事業所が減少するなど、抑止には大きな課題がまだあるということで考えております。現在、海岸通地区の震災復興市街地再開発事業を初め、北浜、藤倉地区の土地区画整理事業、港町地区の津波復興拠点整備事業や復興道路など、中心市街地においてさまざまな復興事業に取り組ませていただいておりますので、そういった中に新たな企業の誘致ということの可能性につきましても

模索をいたしてまいりたいと考えております。

次に、水産業の活性化についてお答えをいたします。

事業所数の減少と新しい取り組み、さらにはこれまでの評価についてでございます。

震災の前後に実施をされました経済センサスの結果によりますと、塩竈市内の水産食料品製造業116社から96社へと20社減少いたしております。また、水産加工品生産額につきましても、震災前の平成22年の519億円が震災後の平成23年には460億円へと減少したところであります。これ以上の減少を食いとめるため、基幹産業である水産業・水産加工業の活性化を図ることを目的とし、東日本大震災復興交付金事業を活用した水産業共同利用施設復興整備事業による施設整備事業や中小企業等グループ補助金による施設整備の復旧事業など、さまざまな事業を実施をさせていただいているところであります。水産業共同利用施設復興整備事業におきましては9社が、さらに中小企業等グループ補助金につきましては95社が事業採択を受けており、現在それぞれの事業を進捗をいたしているところであります。こういった事業所がいち早く完成することこそが、500億円台の回復の第一歩になるのではないかというふうと考えているところでございます。

次に、事業所の減少という全体的な傾向の中での企業誘致活動についてのご質問でありました。

東日本大震災後、新たな工場の立地や事業拡大などを促進するために、国において産業立地支援策が創設をされており、本市の企業立地におきましても、これらの制度活用を図っているところであります。具体的な施策といたしましては、本市の第5次長期総合計画の基本構想で定めております3つの重点戦略であります定住、交流、連携の全てにおきまして産業の活性化を具体的施策に掲げており、その中で新たな企業の誘致は最も大きな活性化策の一つと考えております。

これまで本市の企業誘致の取り組みといたしましては、将来的な増収の拡大や雇用拡大による産業の活性化を目指し、国の企業立地促進法に基づく固定資産税の課税免除制度や市独自の施策としてのいきいき企業支援条例等を活用し、市外からの4社の新規事業の誘致を含め市内の既存企業の増設など、合わせて8社への支援を行ってまいりました。平成26年度もこのような制度を活用し、でき得る限りものづくり特区、あるいは観光特区等の制度活用の上、新たな企業の立地促進といったようなものが図られますことを期待をいたしているところであります。

次に、定住人口戦略プランについてお答えをいたします。

本プランであります。本市の地域資源であります海、歴史、文化などを活用しながらオンリーワンの魅力を持つまちづくりを実現していくための指針として、昨年8月に取りまとめを行ったもので、協働プロジェクトと分野別施策、そしてシティーセールスの3本柱で構成をされております。特に協働プロジェクトは、多様な主体による市民協働のもとに、港町、丘の町、門前町の特色を生かしながら個性的で魅力ある事業展開を目指すものであり、多くの団体の皆様にご参画いただけますよう啓発に努めているところであります。

以上が進行管理と申しますか、見直しを行っている事業の内容でありますことを、ご報告を申し上げます。

次に、安全に暮らせるまちづくりについてのご質問でありました。

市内への防犯カメラの設置についてでございます。

防犯カメラの有効性につきましては、公共空間における犯罪を予防し被害を未然に防ぐとともに、迅速、的確な対応や犯罪解決に役立つものであると考えております。先ごろ開催の第2回塩竈市地域安全まちづくり推進会議におきましても、公共空間を中心に、施設管理を含む街頭防犯カメラ設置の必要性についてのご意見も頂戴したところであります。

本市では、現在進めておりますJR塩釜駅前広場整備に係る駐輪場への設置を検討しているところであります。今後も推進会議でいただいたご意見等を十分に踏まえ、プライバシーや肖像権などの課題等につきまして先進事例も調査をさせていただきながら、犯罪が起りにくい安全で安心なまちづくりを推進いたしてまいります。

また、商店街等がみずから防犯カメラを設置する際の補助制度についてもご質問をいただきました。

国の安全・安心に配慮した身近なそして快適な商店街づくりを目指すため、商店街まちづくり事業がございます。この補助制度は、商店街を取り巻く経営環境等がますます厳しくなり、地域住民が安全・安心に生活できる環境の維持が困難になりつつある現状を踏まえ、商店街振興組合などが地元警察等関係機関との協議を踏まえ防犯カメラの設置を行う場合、経費の3分の2の補助を受けることができるという制度であります。本市といたしましても、本事業が活用できるような関係機関とその連携先について協議をいたしてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険の健全運営についてご質問をいただきました。

医療費の削減、いわゆる適正化に向けての今後の取り組みについてのご質問でありました。

これまで実施してまいりましたレセプト点検のさらなる強化に加え、重複・頻回受診者対策として、薬や検査の重複による悪影響等の可能性について理解していただくための文書の送付や保健師による訪問指導等を実施し医療機関への適正な受診を促すなど、医療費に関する啓発と適正化に向けた取り組みを進めてまいります。

また、平成26年度より特定健診結果データ、レセプトデータ、介護サービスデータを連携させた国保データベースシステムの運用が開始されますので、このシステムを用いて被保険者の健診、医療、介護データから地域の健康課題を明確にし、生活習慣病の予防対策の充実につなげてまいります。

一方、疾病の早期発見・早期治療に対する取り組みとして各種健診事業を実施をいたしております。しかしながら、特定健診及びメタボリックシンドローム該当者を対象とした特定保健指導の受診率につきましては、平成25年度速報値における特定健診受診者は35.7%、特定保健指導実施率は12.8%と、非常に低い率となっております。受診率向上に向け市としても取り組みを強化いたしてまいります。健康の維持は、やはり市民の皆様お一人お一人の意識や取り組みが最も重要でございます。これらの健診事業を上手に活用いただきまして健康な生活を送っていただくことで、相対的に医療費の増加を抑制できるのではないかと考えているところであります。

あわせてジェネリック医薬品の利用状況についてご質問をいただきました。

平成24年度より調査を開始しており、平成25年度における11月診療時点までの平均利用状況は、数量ベースで35.5%、金額ベースで15.9%となっております。前年度に比べますと、数量ベースで1.2ポイント、金額ベースで1ポイント上昇いたしております。後発医薬品と言われておりますジェネリック医薬品につきましては、平成26年度の診療報酬改定により、利用による医療費の引き下げ効果がより大きくなると見込まれますことから、本市国保におきましても、被保険者証送付の際にジェネリック医薬品希望カードを同封するなど、利用拡大を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、塩竈市震災復興計画についてお答えをいたします。

災害公営住宅を中心市街地に増設できないかというご質問でありました。

これまでさまざまな地域に災害公営住宅の建設の可能性について検証し、議会のほうにもご報告をさせていただいたところであります。その中では、既に北浜で開始を予定いたしてお

ります区画整理事業の中に災害公営住宅を整備をさせていただくことといたしております。

また、JR仙石線西塩釜駅の東口に隣接する約七千平米の敷地に50戸の新たな整備を計画いたしております、平成27年度中の完成を目標といたしております。このような災害公営住宅につきましては、中心市街地に近接した場所に整備をさせていただく予定でございます。

次に、災害公営住宅への入居募集について何か方法があるのかというご質問でありました。

ご質問の意図を理解いたしますと、まだまだ入居までは時間があるのではないかと、今、仮設住宅並びにみなし仮設住宅、その他の住宅にお住まいの皆様方に、将来必ずこういったところに入居できますよというような登録制度ということ在意図されてご質問いただいたのかなというふうに理解をいたしました。

我々も、例えば他市で実施をされている事前入居登録制度についても検証をさせていただきました。ただ、今回入居募集いたしました伊保石地区の場合も発生をいたしましたことではありますが、募集から入居までといたしますか、入居資格の中で、残念ながらその後の経済的な変動等により入居条件を満たさないという方々も何人かおられたことありました。丁重になぜ入居できないかということについてはご説明をさせていただきましたが、我々も大変申しわけなく思いました。ただ、資格要件というのが厳然とある以上、それを超えてということはほかの方々に不公平となりますことから、ご説明をし、ご理解をいただいたところであります。したがって、これから入居者の方々も主に入居条件の資格要件が変動する可能性がありますので、そのような内容を適正に判断をさせていただき、やはり安心して入居いただくことが何よりも肝要ではないかというふうに考えているところでありますが、なお、入居を希望される皆様の精神的な負担軽減ということについては、今後さまざまな手法を検証させていただきたいと考えているところであります。

仮設住宅からの転居については、議員のほうから結構ですというお話でありましたので省かせていただきます。

また、災害公営住宅につきましては、一定程度あきが出てきております。失礼しました。仮設住宅を200を超える戸数を整備いたしました、今現在八十五、六%という数値になってきております。ご質問の趣旨は、集約するというのを行政として取り組むのかというようなご質問でありました。

一つは、入居された方々の精神的な負担であります。まずそれが最優先される課題ではないかなと思っておりますし、あわせて、あとおおよそ2カ年ぐらいかかるということについて

は、今定例会を通じてもご説明をさせていただいております。平成26年度、27年度の2カ年ぐらいかかると。平成27年度にでき上がったときに、また再度引っ越しをお願いするというような手間暇をお願いできるのかどうかというようなことも、それぞれの方のご都合を確認をさせていただきながら、今後どうすべきかということ判断をさせていただければと考えております。

最後に、10年後の災害公営住宅の利用についてというご質問でありました。

被災者の皆様に対し低廉な家賃で恒久的にお住まいをいただける住宅を供給するという災害公営住宅の整備趣旨に鑑みますと、短期間での用途転換というのはいかなるふうにも我々は考えておりません。ただ、今後の利用の中で空き室あるいは空き棟といいますか、そういったものが出てきたときどのような対応ができるのかということについては、それぞれケーススタディーということはさせていただいております。ただ、基本的には法律に基づいて整備をいたしております災害公営住宅でありますので、その法律の範囲内での利活用の変更ということになるものと考えております。具体的なことについては今後検討をさせていただきたいというふうなところがございます。よろしくお願いたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村勝男議員。

○8番（西村勝男君） どうもご説明ありがとうございました。

ここ2014年、15年、16年、長期総合計画につきましては15年が折り返し地点となります。また、復興計画についても最終的な結論を出さなくちゃいけない時期に来ております。その中で長期総合計画につきましては、どうしても進捗を評価する指標というものがなかなか、今回出てはいたけれども、全てにわたって果たしてどうなのかという部分があります。最終的に政策に対しまして担当部署が年限を決めて結果を評価するという部分では、なかなか出にくいのかなと、その辺も含めて政策の面で結局評価ができていく評価になっていると、つまり毎年評価が10月に出ますが、その中でランクがつけられまして評価がされています。ただ、その評価がはっきりしないといいますか、こういう結果が出たというのがないものですから評価がしにくいのではないかと、これも先ほど進捗状況についての評価がありました、エスプのほうで、また、あれについても頑張っている状況について評価があったので、結果としての評価がなかなか見えにくいという部分が残念ながらあります。その辺をやはり一つ一つの問題の中で最終的に結果を出していただいて、それが評価につながるような何かそういうシステムを考えられないのか。なかなかわかりにくい評価になっているような気がしますの

で、その辺をお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 阿部政策課長。

○市民総務部政策課長（阿部徳和君） 長期総合計画に定められたさまざまな目標、目的、そういったものをどういうふう to 実現していくかということにつきましては、まず予算的な裏づけをつかった実施計画と、これは3年ごとの予算の裏づけをとってこういうふう to 実行していきますということで、実施計画という指標で一つ取り組んでおります。

あと、そのほかに、これは塩竈市の特徴でもございますが、ミッション・チャレンジというふうな手法に取り組んでございまして、これは年度初めに各部の部長が、まず部内の政策目標であるチャレンジというものを、予算に基づいて予算のただメニューを消化するということではなくて、それをより内容を高めていくということで市民と約束をするということで、まずはチャレンジという部の政策目標を掲げていただきます。それを塩竈市全体として、今年度はこういうふうな目標に対してここまでの成果を上げていきますというものをミッションという形でまとめて、各部部長の顔写真つきでホームページ等で今年度はここまでやっていきますというふうな目標を掲げさせていただいております。これは毎年度四半期ごとに今どういう状況にあるのか。到達度はどうなっているのか。特に重要な政策につきましては、市長のところで報告をしながら再度改めた指示を頂戴して軌道修正して、年度の後半に向けて事業をやるために取り組んでいくというふうな組み立てにしております。

年度の終わりと始まりと時期は重なるわけですがけれども、その終わりのときに、前年度のそのミッション・チャレンジの達成度はどうだったのかということ、これも各部それから全体で共有をしております。ただ、これが議員がおっしゃるように、例えば、65というふうな目標にしたものに対して50だったからこういう評価だというふうな、数字で目標をできているわけではございませんで、星の数でそれについては各部で評価を現在しておるところでございます。そういったところで、星が1つだからどうだ、星が3つだからどうだというふうな非常に大ざっぱな評価になっておりますので、事業評価の中身につきましては、もう少し市民にわかりやすいような、達成度の度合いが何%で数字化できるものに関してはそういうふうな表現をなるべくしていかなければならないのだろうなというふう to 考えておるところでございます。

あと、長期総合計画の中には、先ほど市長も説明いたしましたけれども、まちづくりの目標ごとに代表的な指標というものを掲げてございまして、例えば保育所の年度当初の待機児童の

数であるとか、それから自主防災組織の組織結成率であるとか、そういったものについてはその都度数字的に把握をしております。それから、市民の市政への参画度、協働のまちをつくるというふうな意味では、ホームページへのアクセス数であるとかそういったものも目標にしておりまして、デジタル化できる部分につきましては、ある程度の達成度も含めて我々は把握しておるところでございます。ただ、なかなかデジタル化できない部分ですね、そこをどういうふうに市民の皆さんに進展度合いを理解していただいて、なお協力して長期総合計画を推し進めていくかというのは研究をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

○8番（西村勝男君） ありがとうございます。どうしても市民の方々がわかりにくい、議員のほうでもわかりにくい部分がありますので、その辺を含めて進捗度調査にしましても余り変わらないんじゃないかということで、市民の方々、数えて5名ぐらいでしたかいらっしゃったのは、やはりもっともって来ていただいて、これからの市政に対する夢などを聞いていただく部分でPRのほどよろしくお願ひします。

次に、次代を絡めた新規事業ということでお話しさせていただきました。社と魚のまち、これは変えられない一番原点の塩竈市の持っている財産であり基幹産業であります。しかし、それだけではなくて何か新たな事業展開というのは望めないのか、発想ができないのかということでお伺ひします。

例えば国際リニアコライダー、市長もいろんなことでお聞きになっていると思いますが、新しい考え方につきまして仙台では五十数社の中小企業が勉強会、あと仙台三高、黎明中高一貫校での講演会など、情報を発信する部分も行政側としてもあるのかなと思いますが、その辺につきまして目的を持ってこういう事業に当たるということで、市長のもしこういうお考えがありましたらお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） リニアコライダーというお話をいただきましたが、どれだけの土地が必要かということについては議員ご理解いただいて質問いただいていると思いますので、そのことについては省略させていただきますが、やはり我が市の基幹産業は港湾、それから漁港という、それに関連する製造業あるいは商業というような構成になっているのかなと思っております。そういったことを考えますと、やはり一番本市で新規事業の展開ということがで



きやすいのが、やっぱり食産業ではないのかなというふうに考えております。つい先日も宮城県のほうで知事同席いただきまして、あるギョーザ屋さんがいよいよ塩竈にお越しいただくということが決定をいたしましたし、今現在も食産業関連の企業が塩竈に来たいということで進行形であります。結構、食産業については新たな展開が出てきております。

ただ、先ほどあわせてご説明をさせていただきました新規に卒業いたします高校生の方々の期待を考えますと、必ずしもその食産業だけでなく、ほかの高次機能分野とかそういったところに活路を求めておられるというのも十二分に理解をいたしておりますが、何せ本市がこのとおり限られた市域の中で工業用地として使えるスペースの問題もありますので、そういったことも踏まえまして、今回遊休地調査をさせていただくという趣旨もそういった一環であります。これから先もでき得る限り地域の皆様方に喜んでいただけるような企業誘致ということに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

○8番（西村勝男君） ありがとうございます。

私は、このILCについては、今までも若い方々への人材育成という部分でいろんな取り組みを紹介するなり、工場誘致までは行かないまでも考え方として育てていただきたい部分がありまして、やはり東北で最大8,500億円余りの事業費として、あと30年で3兆円ぐらいの経済効果があるとか25万人の雇用創出があるとかという部分を、誘致じゃなくてもそれを情報として発信するものも行政としてあっていいのかなと思ったものですから、お話しさせていただきました。市長がお話しになるように基幹産業、水産部分がメインとなるはずなんです、やはり何かしらそういう次に向けてのステップアップを図るための事業といえますか、講演会なり高校生に対しての情報を発信したりということもある程度必要なのかなと思いましたが、質問させていただきました。

次に、実施計画のローリングについてお話しさせていただきました。

先ほど市長からも経済センサスの中で、2011年から545も事業所が消え、従業員数として二千数百名の方がなくなっているという発表がありました。最初に、それを市長はどのように受け入れられたのかお知らせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） その減少しました内容までまだつぶさに分析ができておりませんが、い

ずれこういった傾向に歯どめをかけながら新たな企業の誘致ということに取り組むという決意で、先ほど申し上げましたような取り組みをさせていただいたところであります。

まだまだ満足できる数字ではないかとは思っておりますが、ぜひ今後も塩竈ならではのその基盤を十二分に活用していただきながら、今議員のほうからご質問をいただきましたように、企業の減少傾向にどこかで歯どめがかかるように努力をいたしてまいります。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

○8番（西村勝男君） ありがとうございます。

これは減っているのではなくて消えていっていると、現状のとおりでいきますと、10年後には工場にしても従業員数にしても30%ほど減るんじゃないかと言われていています。そのような危機感をお持ちいただきまして、産業部の皆様方、頑張ってくださいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、誘致活動について質問させていただきます。

水産加工団地につきましてもいろいろ施策を練っていらっしゃるということでした。ただ、1,000坪単位の企業を誘致する場合、あそこの土地は100坪、150、200ぐらいの随分分割された土地が多いということなんです、その分割されたものを統合した形での企業誘致は考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） 先ほど市長のほうもご答弁申し上げましたが、平成26年度の緊急雇用対策事業を活用した事業といたしまして、事業遊休地等の調査業務を実施したいというふうに考えてございます。

この事業につきましては、市内の工業地域、それから準工業地域を対象としまして、一定程度危険建物の解体なども終了してございますので、その中で産業立地の適地を調査するというもので、この結果も踏まえて今後の企業誘致に当たってどういった遊休地の再構成といたしますか、そういったことも可能なのかどうか検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

○8番（西村勝男君） よろしく早目にやっていただければ幸いです。

あと、立地を希望する企業を集める工夫としまして、宅地建物取引業者に対して立地に対するPRをしていくということもやっている自治体もあるそうでございます。それで、立地が

決定後、報奨金、土地代の3%を払うということで、ある意味で企業の誘致にもっと生かしてやっている自治体もあると聞いたのですが、例えばそういう誘致に活動された方々に対して報奨金なんていうのは考えていらっしゃるのかどうか、お聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） 現時点ではそのような報奨金制度のようなものは考えてはございませんが、繰り返しになりますけれども、事業遊休地等の調査業務の結果としましては、どの程度の面積で、例えば空き工場なんかの場合だと築年数が何年ぐらいだと、それから不動産業者についてもどこの不動産業者が取り扱っているか、そういったことも含めて物件情報として調査をしたいというふうに考えてございますので、こちらとしては、それをウェブ上で公表いたしまして誘致の参考にしていただければというふうには思っておりますが、なお不動産業者の方のほうにご協力をいただける部分があるのかどうかについては、検討させていただきたいというふうに考えます。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

○8番（西村勝男君） ありがとうございます。

次に、町なかの出店ということでシャッターオープン事業が展開されていますが、シャッターオープン事業というネーミングも含めて、ほかには出店サポートセンター、つまり、すぐ言葉で聞いてわかるような事業名がなされています。ほかから来た方々がシャッターオープン事業と言われましてもなかなかわからない部分がありますので、山形では、街なか出店サポートセンターというのが、まちづくり会社に運営を委託しまして、まちの真ん中に今お話ししたように調査結果を明示しながら出店を募っているという形態ができておりますが、今後もシャッターオープン事業を含め、商人塾も含め、見直しなりネーミングを変えるなり何かお考えがありましたらお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） ただいまの西村議員のほうからも紹介をいただきましたが、山形市のほうでは、民間会社である山形まちづくりサポートセンターというところに委託をいたしまして、これまでも町なかの案内、それから魅力の発信・発掘機能、それから来街者のアンケート集計などを通じて中心市街地の活性化を図ってまいりましたが、今度新たに、街なか出店居住推進事業ということで、山形市の中心市街地活性化基本計画に基づいて空き店舗等のデータベース化事業として、県の不動産業界等との連携によりまして、

中心市街地における空き店舗、それから空き家等を調査しながら、店舗の新規出店だけではなくて居住促進の対応を図るということで活性化を実現させる事業を開始しまして、たしか2月3日の日だったと思うのですが、先ほど議員がおっしゃっておられた山形街なか出店サポートセンターというところを開所しまして、物件情報をやはりウェブで公開するような取り組みをされていたかと思います。

塩竈市の場合、シャッターオープン・プラス事業の対象となるようなエリアというのは、やはり本塩釜駅周辺、海岸通、本町、宮町、西町地区など限られておりますし、本市でも震災後空き物件の調査なども行ってございますので、その後解体等が進行して見直しは必要となっておりますが、我々商工港湾課のほうでそういったサポートセンター的な機能については、可能な限り役割を果たしていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

○8番（西村勝男君） ありがとうございます。

時間もなくなってきましたので、こちらから要望だけお話ししたいと思います。

定住人口プランにつきまして、ターゲットを絞りながら施策を打っていくと。ある町では、子ども医療費の受給を15歳まで無料にするという施策を打っている町がございます。あと、学校につきましても、1、2年生については、教員のほかに補助教員をつけて児童の一番初めの学ぶという導入部分で、2人体制の中でやられているということもありました。あと、子育て支援センターについては無料、不妊治療については助成55万円だと。そういう若い世代の方々に対していろいろ手を打っているところが、毎年500名ぐらいの人口増につながっているという町がございます。それにつきましても人口増につきましては、今回壺番館の中にいろいろ入っていますが、教育委員会、あと産業部いろいろな部分で横串を挿しながら、定住人口についてはお考えをいただければ幸いと存じます。どうぞよろしく願います。

健康保険事業の健全運営につきましては、市長のほうから大体説明を受けました。また、レセプトの電子化によって、これから医療費の削減に向けていろいろ施策が練られるということもわかりました。ただ、ジェネリック医薬品については、まだまだ浸透していないと、国内では大体47%がジェネリックのシェアになっているそうですが、先進地で呉市の場合は、70%がジェネリックが使われているということでした。塩竈市の場合は半年に1回かな、何か通知をされるはずなんですけれども、そこの町は毎月1回通知をし、ジェネリックを使っ

てほしいカードをあらわし、診療ももう少し考えながら、頻回受診なり過剰診療なりはしないようにというようなやり方をされているようでございます。

そこで、一番の診療報酬の削減の中で、生活保護の方々に対して現在薬品の使用状況はどのようなになっているのかお知らせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 高橋健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 本市独自でそういった調査はしておりませんが、国の厚生労働省の発表によりますと、やっぱり国保よりも使用頻度は低いというふうな状況だということでございます。

今回の社会保障制度全体的な改革の中でも生活保護の制度見直しが議論されておまして、医療扶助の適正化を図る観点から、生活保護受給者の方の医療扶助抑制の観点からジェネリック医薬品の使用を推奨するというような形で、私どものほうでもリーフレットを作成するなりしましてお願いしている状況でございます。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 西村議員。

○8番（西村勝男君） ありがとうございます。

最後にお願いがございます。やっぱりいろいろ事業を展開していく上でも、医師会との連携は避けられないものだと思います。地域医療を支える保険者と医師会との連携を確実にしていただいて、今お話ししました医療費の削減・抑制に向けてやるということをお約束していただけるのでしたらここで言うていただければ、何年後までに例えばこの数字まで持っていきたいとかという部分がありましたらお知らせいただいて、それで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 地域の医療の向上ということを目途に、医師会でありますとか旧塩釜医療圏内の7病院でありますとかとは、定期的にそういった連絡会議を開催させていただいております。メタボリックシンドロームの状況でありますとか、特定健診、保健指導、さらにはジェネリック医薬品等々についても議論を重ねさせていただいているところであります。ただ、これは我々のほうから強制力というのはないわけでありましてね。例えば特定健診、保健指導も受けてくださいということはお願いしますが、受けなければならないという制度ではないので、先ほど申し上げましたように、それぞれの方々が自分の健康増進につながるんだということを十分にご理解をいただくということが、何よりも肝要ではないのかなとい

うふうに思っております。なお医師会、その他の機関ともしっかりと話し合いをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（曾我ミヨ君） 以上で、西村勝男議員の質問は終了いたしました。

5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 市民クラブの志賀でございます。

本日の4番バッターとして、佐藤市長の平成26年度の施政方針に対する質問をさせていただきます。ことしも盛りだくさんの施策が述べられましたが、私からは4点について質問させていただきます。

まず初めに、定住促進につながる取り組みについてであります。

塩竈ならではの評価いただける子育て支援計画とはどういうことを言っているのか。そして、生涯を通して健やかに安心して暮らせる地域づくりとはどのような地域づくりを目指すのか、その具体策をお願いいたします。

2番目に、本市の特性を生かした都市基盤整備を目指すとありますが、私には何をいわんとしているのか理解できません。その内容を具体的に説明していただきたいと思っております。そして、どのような施策を行おうとしているのかも伺いいたします。

3つ目に、水産業・水産加工業の活力を取り戻すための販路の回復、新たな付加価値の創出、ブランド力やPRの強化、新商品開発支援に取り組むとありますが、昨年もこの辺についてはご質問させていただきましたが、具体策について伺いいたします。さらに、遠洋底曳網漁業の水揚げ促進のための新規補助制度というものはどのようなものか、伺いいたします。先ほどちょっと説明はありましたが、また改めて詳しくお聞きしたいと思っております。

それから4番目に、塩釜港区活性化の具体策についても改めて伺いしたいと思っております。

以上、4項目について明確にわかりやすい言葉でご回答いただきたいと思っております。よろしく伺いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志賀議員から4点についてご質問をいただきました。

初めに、定住促進につながる取り組みについてお答えをいたします。

塩竈ならではの評価いただける子育て支援計画の具体策についてというご質問でありました。

本市の子育て支援につきましては、長期総合計画の中で、安心して産み育てられるまちづくりを目標に各施策別に体系化して実施をいたしております。

1点目であります。働きながら子育てのできる環境整備といたしましては、待機児童ゼロを目指した公立5カ所、私立5カ所の保育所での保育の促進や、多様な保育サービスの提供として保育所での延長保育の実施、一時的にお子さんを預かる一時・特定保育の実施、小学校低学年を対象とした放課後児童クラブを実施をさせていただいております。

また、子育て家庭への支援、地域による子育て体制の構築といたしましては、「こころん」を初め市内3カ所での子育て支援センター、梅の宮住宅集会所でのつどいの広場の開設、地域の皆さんで子育てを助け合うファミリーサポート事業、一時的に保育所でお子さんを預かる子育てママのリフレッシュ事業、児童館での児童の健全育成事業などを実施をいたしております。このような取り組みにより、少子化の傾向とは逆に、本市の年度当初の保育所入所児童数であります。平成21年度の649名から平成25年度は707名に増加をいたしておりますが、5年連続で待機児童ゼロを達成したところであります。引き続き平成26年度も待機児童ゼロでスタートするとともに、昨年8月にリニューアルオープンをいたしました子育て支援センター「こころん」は、月1回の土曜日開所から毎週土曜日の開所とし、主に乳幼児の親子の交流の場としての機能を拡充をいたしてまいります。

さらに、子ども医療費助成につきまして、従来小学3年生までの外来が対象だったものを小学6年生の外来まで拡大し、子供の健康を守り子育て世代への支援を行ってまいります。なお、平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が予定されますことから、幼児期の教育、保育及び地域における子育て支援事業に重点を置いた今後5カ年間の子ども・子育て支援事業計画を策定をいたします。

昨年11月に実施した子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果を受け、子供の保護者や学識経験者等で構成される子ども・子育て会議の意見をいただきながらこれまでの子育て支援策をさらに充実させ、塩竈ならではの評価をいただける計画といたしてまいります。

次に、生涯を通じて健やかに安心して暮らせる地域づくりについてのご質問でありました。

市民の健康づくりにつきましては、第5次長期総合計画の施策体系で、出産・育児環境の整備に係る母子保健事業と健康づくりの推進に係る成人保健・精神保健の充実を位置づけて、生涯を通じて健やかに安心して暮らせるまちづくりに取り組んでおります。

具体的な事業についてご説明をさせていただきます。

まず、出産、育児環境の整備につきましては、例えば乳幼児健診14回分の無料助成で延べ4,000件、2カ月と8カ月乳幼児個別健診の件数では550件の助成を行いますとともに、毎月

実施をいたしております乳幼児の5種類の定期健康診査事業、小児用肺炎球菌やヒブワクチンだけを合わせましても2,700件の接種件数に上る各種の子供の定期予防接種事業、年間で350件の妊婦・新生児訪問や乳児全戸訪問事業、各種の育児相談事業を実施いたし、安心して産み育てていただく環境づくりを推進をいたしております。

また、成人保健分野であります、疾病の早期発見・治療を目的とした、例えば年間約5,500人が受診される特定健診、後期高齢者健診や、全体で2万4,000件の受診件数に上る各種のがん検診事業を実施をいたしております。平成26年度では、子宮がん、乳がんの受診促進を図るための働く世代の助成・支援のためのがん検診推進事業を実施をし、未受診者8,000人への受診勧奨を強化いたしますとともに、平成25年で実施をいたしました胃がんの追加検診では約270人受診がございましたことから、平成26年度も継続実施をしまいたいと考えております。

精神保健分野であります、国の自殺対策緊急強化事業の補助を活用し、年間で150件の対応を図っている精神保健福祉士等による相談訪問体制の充実を図りますとともに、心の健康サポーターの養成講座やメンタルヘルス研修会等、今年度で24回実施をいたしております地域でのほっとサロン等の開催、ストレスチェック表の全戸配布等を通じて心の健康づくりに努めてまいりたいと思っております。

このような活動を通じて、やはり塩竈に住んでよかったと言われるような気持ちを一人でも多くの方々にお持ちいただければと思っております。

本市の特性を生かした都市基盤整備の具体策についてお答えをいたします。

まず、都市基盤整備については何ぞやというご質問でありました。

市民生活に必要な施設である道路や鉄道、電気、ガス、上水道などのライフラインや、学校や病院、公園などの公共施設、さらには、産業経済活動を支える港湾施設や魚市場、商業施設などが都市基盤と呼ばれるものであります。そういった中で、本市の特性をどう生かしてこれらの整備に取り組んでいくのかということをご説明させていただければと思っております。

本市は、ご案内のとおり4キロ四方の市域であります、古くから鹽竈神社の門前町として水産港湾都市として栄えてまいりました。また、交通結節点であります4つの駅を有し、公共交通機能が充実、中心市街地に必要な都市機能、医療、福祉、教育、文化、商業施設等々であります、集積している極めて利便性が高いコンパクトシティとしての特色がござい



ます。

本市の特色を生かすため平成17年度に都市再生整備計画を策定し、都市基盤整備を計画的に推進をいたしてまいりました。第一期計画、平成17年度から21年度では、本塩釜駅周辺を中心に港と鹽竈神社を結ぶ中心軸の魅力向上と回遊性を高めるために、例えば北浜沢乙線沿線の景観整備や海辺の賑わい地区関連の事業などに取り組んだところであります。第二期計画であります、平成22年度から平成26年度であります、さらなる回遊性の向上と本塩釜駅と並ぶ市の核となる塩釜駅周辺を地域交流拠点と位置づけて、宮町水路の暗渠化にあわせ宮町一号線や神社参道線を整備し交通機能の強化と回遊性を向上させ、また塩釜駅前の整備に取り組み、周辺部の暮らしやすい住環境の形成を図ったところであります。今後、震災後の姿を見据え、コンパクトシティーとしての本市の特性を最大限生かす第三期の都市再生整備計画を策定し、災害に強く快適で便利な魅力あるまちの都市基盤整備に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、水産業・水産加工業の活力を取り戻すための販路の回復、新たな付加価値の創出についてご質問をいただきました。ブランド力やPRの強化、新商品開発支援の具体策についてであります。

本市では、基幹産業である水産業・水産加工業の振興のためにさまざまな事業を継続して実施をいたしております。販路の回復につきましては、塩釜フード見本市への支援を継続いたしてまいります。平成25年度は、去る2月5日に7回目の開催となりましたが、今回は出展者から調理法の提案なども含めた、おいしく新しく安全・安心な22品の新商品が発表される中、入場者数は1,000人を超え、例年以上の盛況ぶりであったと伺っております。加えまして応援職員を派遣いただいております自治体を訪問しての本市水産物のPR、重点分野雇用創出事業を活用した支援事業に取り組ませていただいたところであります。

新たな付加価値の創出と新商品開発といたしましては水産業共同利用施設復旧支援事業、いわゆる8分の7事業で整備をいたしました水産加工場から生まれました製品として、漁獲した船の名前のついたカツオのたたきの開発でありますとか、最新鋭の加工機器での生産が既に始まっているところであります。

また、ブランド力やPRの強化につきましては、本市のブランドマグロであります三陸塩竈ひがしものの価値向上のため、横浜市場まつりなどの首都圏でのPRを継続いたしてまいります。昨年是一个の成果として、東京の一流ホテルのレストランからメニューにこの商品を

加えたいと申し出をいただくなど、三陸塩竈ひがしものの知名度向上を実感いたしましたところ  
であります。そのほかにも2月16日には、しおがまおでん大鍋まつりを開催いたしましたところ  
であります。このように地元におきましても、フード見本市やどっと祭、大鍋まつりなど  
の販路拡大事業や魚食普及事業への支援を継続いたしてまいります。

遠洋底曳網漁業水揚げ促進の新規補助制度についてご質問をいただきました。

近年の塩竈市魚市場の水揚げを大きく支える漁業種となりました遠洋底曳網漁業による搬入  
魚の水揚げは、東日本大震災後に地元船籍2隻を初め北海道船籍3隻の5隻体制が確立され  
ているところでありますので、その定着を図るべく、生産者負担となっております陸送運賃  
の一部を補助させていただこうとするものでございます。水揚げの状況といたしましては、  
平成24年時は主力魚種であるクサカリツボダイの大豊漁もあり、水揚げ高141億4,282万3,000  
円のうち66億6,314万7,000円、構成比47.1%でありました。また、平成25年時は、水揚げ高  
92億8,659万4,000円のうち25億727万2,000円、構成比27.0%となっております。しかしなが  
ら、遠洋底曳網漁船は大型であり、水深の関係から塩釜漁港へ直接水揚げが困難なことから  
冷凍貨物として仙台港に水揚げし、貨物自動車により魚市場まで搬送し、選別及び販売を行  
っている状況にありますことから、水揚げ金額の1000分の0.5相当を補助することによりまし  
て、生産者負担となっております陸送運賃の軽減と水揚げ漁船の定着、塩竈市魚市場の安定  
的かつ継続的な水揚げを図ろうとするものでございます。

次に、塩釜港区の活性化の具体策についてでございました。

これまで塩釜港区は貨物船が積みおろしする物流港、観光船が離発着する観光港として、ま  
た、海上保安部の基地を有する防災港として多くの役割を果たしてきたことを踏まえ、平成  
20年10月の3港統合後の国際拠点港湾仙台塩釜港において、仙台港区と機能分担を図りなが  
ら、地域基幹産業の輸送拠点となる地域産業支援港湾に位置づけられました。震災前の塩釜  
港区における取り扱い貨物量の減少は大変深刻な問題となっており、平成8年に680万トンご  
ざいました貨物量が、震災直前の平成22年には約210万トンと3割にまで大きく減少いたしま  
した。しかしながら、東日本大震災以降の塩釜港区の取り扱い貨物量は、県内の各港湾の取  
り扱い貨物量が軒並み減少する中、天然の良港である塩釜港区の特性が生かされ、平成23年  
は、石油製品を中心に前年比147.8%増と貨物量が増加をいたしました。また、平成24年にお  
きましても、平成23年をわずかに下回ったものの依然として石油製品のほか復興のための工  
事原材料などの荷役需要が高く、震災前の平成22年の貨物量を大きく上回っており、今後は

増加した貨物量の維持及び拡大が課題であると認識をいたしております。

現在、被災した岸壁や護岸につきましては、港湾管理者である県によりまして物流機能の回復に向けた災害復旧工事が実施をされておりますが、これからの塩釜港区は、輸送革新船による内貿貨物のコンテナ化などで、荷役や輸送効率の強化が促進されている仙台港区の機能を補完するという重要な役割を担っており、ばら積み貨物の取り扱い機能の強化による物流の効率化を図るとともに、本市の地場産業である水産加工業などを活性化させる上でも、原材料となる冷凍水産品などの輸送拠点として重要になりますことから、今後はRORO船などの輸送革新船の誘致がこれまで以上に塩釜港区のポテンシャルを高めるものと考えております。このために、輸送革新船誘致のソフト面に加え、塩釜港区の玄関口であります外港航路水深9メートルのしゅんせつというハード面の整備も必要不可欠となりますことから、引き続き関係機関に働きかけを行ってまいります。これにより船主・荷主等が港を決める上で塩釜港区が選択肢の一つになりますことから、地域産業支援港湾である塩釜港区のさらなる活性化が図られるものと期待をいたしているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ご丁寧な説明ありがとうございます。

最初は、まず定住促進のことでお聞きしたいと思います。

子育て支援計画、いろいろ説明をいただきました。その中で塩竈ならではの支援策というのはどういうものがあるのか、教えていただきたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 基本的に子育て支援策というのは、特定の事業これだけということで全体を推進するわけではございませんで、長総的、複合的にいろんな事業を組み合わせることで実施されていくものだというふうに考えてございます。

ただ、その中で特に取り上げて言うべきものということであれば、実は長総の進捗報告会の中でも述べさせていただきましたように、例えば保育所の待機児童ゼロ推進事業、これは年度当初でゼロを達成しつつ、年間を通じてこういう部分のゼロを達成していきましょうというようなことの事業というのは、これは他市町でかなり待機児童が生じているところを、誇るべき施策かなというふうには考えてございます。あと、例えば壺番館なんかで子育て支援センターというものを新たに拡大オープンさせて、非常に多くの方に来ていただいているようなもの、

こういうふうなのが特徴的なものとして挙げられるかなというふうに考えてございます。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

本市ならではと言えるのかどうかと私は今感じたのですが、それはそれでいいでしょう。

それと、今部長から待機児童ゼロだということで、それはそれで結構なことだと思いますが、要するに今塩竈の一つ言えば出生者数が、平成元年612人いたのが平成24年では360人、その前は330人ぐらいという、こういった新生児の生まれる数が減っていることによって達成されているのではないのかなと私は感じているわけですね。

では、その新生児をふやす策というのは、塩竈市では妊婦健診以外にはどういうことをやられているのかお聞かせください。

○副議長（曾我ミヨ君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 出生数をふやす取り組みということなんですが、現実には子供の数が減ってきているということは、子供を産み育てる世代となる20代、30代、そういう世代がかなり減ってきているために、実は出生数が減っているというのが多分現状かと思います。ですから、例えば定住促進プランなんかも私どもも昨年つくらせていただきましたけれども、そういう20代、30代の世代をここの塩竈に住んでいただくような施策ということをやったり中心に考えていかないと、ただ単にその妊婦健診なり子供だけの施策ということではなくて、そういう子供を産み育てる20代、30代の世代がこの塩竈に入ってきていただけると、そういう施策を充実させていく必要があるのではないかと考えます。

そういう意味では、定住促進プランということでさまざまな分野での施策、それは子育て支援だけではなくて文化・産業面でもありますとか、そういう施策をやったり総合的にやることによってそういう若い世代をここに住んでいただけるということにしていかないと、ただ単に新生児のことだけの施策ということだけでは、子供はふえていかないのかなというふうに考えてございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 確かにそうですね、おっしゃるとおりですね。新生児だけの数だけではだめです。

だけれども、まず新生児をふやすためには、結婚する人をふやさなければいけませんね。そ

れで、今20代、30代が塩竈は少ないと言っているながら、私が見る限り、その20代、30代、40代の前半の人も非常に独身者が多いわけですよ。出会いの場が少ないのではないのかなというふうに思っているわけですね。それで、私の知るところでも民間の方で例えば、固有名詞を出してはまずいので言いませんけれども、やはり婚活活動、出会いの場をつくって年1回なり2回なりやっている方もいらっしゃいます。

それで、たまたま先週テレビを見ていましたら、きょうの話題にぴったりのテレビが放映されていました。申し上げますと大分県の豊後高田市、平成7年時代は2万7,000人いたのが今2万3,600人まで減っていると、それで、このまちが取り組んでいるのが婚活支援事業、平成23年度より取り組んでいるそうです。それで、これは、費用は市が出してまず商工会議所に市認定人の世話人、要するにお見合いを勧める人ですね、そういう人を置いて、それで登録をさせていただいて、登録者の名前を見ながらその世話人がこれと思う人同士を引き合わせる。それでカップル成立すると、それで結婚した場合は、その世話人に1組10万円の成功報酬が払われるとか。さらに、それで結婚した人には祝い金として10万円を支払う。さらに、市営住宅には、そこで結婚した人は2LDKで4万円の家賃で住めるというような施策をする。そのほかに婚活活動としては、毎月のバスツアー、参加費3,500円でこれは25歳から39歳、男女各12名とか、あと月1コンパ、30歳から45歳を対象にとか、あと婚活サロン、毎月第4金曜日3時から5時まで会議所内で参加費無料で、世話人それから親の参加もオーケーとかと、こういったことをやられている自治体があるわけですね。

それで、そこの市長さんは一生懸命人口3万人、3万人とうたっていました。塩竈市も今5万5,000人とうたっているわけですから、そういうところを食いとめるために、やはり新生児を産むもとなる結婚をする人をまずふやさないといけないんじゃないのかなと。そういうことでは、こういうところの取り組みを参考にさせていただいて、行政が取り組むことによってお見合いの場が安心した形でできると。昔のように世話好きな人が今減っているんですね、残念なことに。だから、なかなか出会いの場がない。すると、そのまま結局は婚期を逸していくという方が、私が見る限り非常に多い感じがいたしますので、ぜひともそういうところに予算をある程度割いていただいて塩竈市内の人口をふやす、まず新しい活力をふやすと。

それで、あと別の宮崎県の村では、出生祝い金として1人目5万円、2人目10万円、3人目は30万円を出すんだそうです。けさ、冗談まじりにうちの若い従業員に話ししましたら、2人とも子供が2人いるんですね。うちに2人若いのがいるのですけれども、「2人とも、3

人目30万円をもらえるんだったらどうする」と言ったら、「それならつくります」と、本当に二つ返事で返ってきました。やっぱりそういうことが実際にある。

それと兵庫県なんかでは、県が出会いサポートセンターなるものをつくって、山間部と都市部の女性との出会いの場を設けたり一対一の見合いの場を設けたり、そういうことを行政が積極的に取り組んでいるという内容のテレビがあったわけですが、塩竈市もぜひこういうところを参考にさせていただいて取り組んでいただければなど。

ただ簡単に考えると、今、出産すると大体個人負担が5万円から10万円、お医者さんによって値段が違うみたいですが、そのぐらいでは自前の負担がなしで出産ができるということにもなるかと思しますので、生まれた後の支援は一生懸命いろんなことをやられている、これはわかりますので、やっぱり産むための仕掛けをもうちょっとつくっていかないと、結局産む能力のある方が、出会いがなくてそのまま時を過ごしてしまうということが見受けられますので、そのところをもうちょっと考えていただけますか、その辺についてお考えをお願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 実は震災前と記憶いたしておりますが、本市でもやりました。たしか予算100万円を計上して、職員とかいろいろ集まって船を利用して船上パーティで、船の上であれば気楽にいろいろお話しできる機会ができるのかなということで、船の上での出会いをつくったり、あるいはある市内のホテルを活用して夕食会であるとか音楽会でありますとか、さまざまなものを企画したのですが、大変恐縮だったのですけれども、結果としては実績がゼロでありました。

同じ時期に、私も衝撃を受けたのですが、実はあるところで民間の方が同じ活動をされてきました。塩竈市の婚活支援活動と民間の方がやっている同じ活動があったのですが、向こうには100人ぐらい集まっていきながら、こっちでは四、五十人ぐらいだったということで、やっぱりいかに気軽に参加していただき、それを成果に結びつけていくかということについては、我々の取り組みがまだまだ不十分だったということを痛感をいたしまして、実はその後中断をいたしておりました。

また、ご質問の安心してお住まいをいただける環境づくりにつきましては、有料賃貸住宅といますか、雇用促進住宅を買い取りまして、新たに塩竈で勤めをしながら親子で住みたいという方々には、一定程度の条件でお貸しできるような住宅も用意をさせていただきました。な

お、今後も、ぜひ塩竈に来て住んでみたいというようなことを考えていただくような取り組みがどんなものがあるか、職員でしっかりと勉強させていただきたいと思います。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 住まいの点につきましても、今市長からお話いただきましたけれども、その宮崎県の西米良村では、独身者が専用のアパートを、2DKかな、家賃1万円で住まわせると、それで、そのアパートの中でカップルが生まれて結婚すると。そうすると、当然町からまた祝い金が出て、住宅のほうも補助が出るとか。そういった何かぱっと見ると至れり尽くせりの、こんなにやっていて財政は大丈夫なのかなと思うのですが、西米良村は人口1,200人なんです。財政規模は19億円です。それでそういうことをやっているんですよ。だから、我が塩竈でもそういうことができないことはないのかなということで、やはり赤ちゃん1人生まれれば、大人になれば塩竈で生活していただければ、それなりの生涯いろんな税金を納めていただけるようになるわけですから、1人10万円でも30万円でも長期投資を考えればいいのかというふうにも思いますので、ぜひその辺の検討をしていただきたいと思います。

それと、今度は生涯を通して健やかに安心して暮らせるまちづくりということですね。健康診断、いろいろこういうことをやっているということでお話いただきました。ただ、前にも、この場で受診率のアップについて質問させていただきました。なかなか30%前半でそこから伸びないということで、市長は先ほど個人個人の健康管理の意識の問題であるというようなお話もあったわけですが、私も町なかを歩いて、例えば健康診断を実施する場所から遠いところに住んでいるお年寄りの方は、「私らはタクシー代をかけてあそこまで行けないっちゃ。巡回する検査車でも回してもらえれば行くんだけどね」というような言葉もあったんですが、塩竈市として、そういった巡回健康診断車の利用とかというのはお考えになりませんか、お聞きしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 今のところ特定健診等につきましては、夏の時期に一定の期間を区切って、例えば体育館等いろんな会場でやっている、なるべくお越しいただけるような近い場所にそういう会場は設定させていただいているつもりですが、場合によっては、お年寄りの方でなかなかそこまで行くのも大変だという方もいらっしゃるということかと思えます。

私どもはやっぱりその健診の受診率を上げる仕組みを何とかしたいなと思っていて、例えば、ふだんからかかりつけのお医者さんとかにもしかかっているような場合であれば、そういうかかりつけ医でかかっているようなデータをこちらのそういう健診のデータに生かさないかというようなことも含めて、何とか県内平均で40%超えるという中で、30%台ということの率を伸ばせるような仕組みを考えていきたいと思っています。先ほど西村議員のところでもちょっと述べさせていただいたのですが、いろいろ平成26年度から新しい国保のシステムも入るということで、そういった意味のデータ分析もしながら、保険年金課と健康推進課が連携いたしまして、市民の健康推進ということを積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ぜひ、十年一日のごとく同じ施策だけでなく、やはりそれを進めるために言葉だけじゃなくて実際に新しいことにトライしてみると、その結果はどう出るかわかりません。でも、やっぱりやってみるということが大事だと私は思いますので、そのところをひとつお願いしたいと思います。

それと、お年寄りが元気に過ごすために、先ほど市長は、健康増進を目指したいろんな各種団体が市内に54団体あって、900の方がそういった運動に励んでいますよというお言葉はあったわけですがけれども、もっと考えてみると、では、塩竈市内に65歳以上の年寄りは何人いるんでしょうかと、多分一万六、七千人はいるはずなんですよ、30%ですからね。すると、一万六、七千人のうち900人が元気で過ごしたって、国保料金の引き下げにはなかなかつながらないんじゃないのかなと私は思うんです、単純に考えましてね。そうした場合に、私はかつて市内を2周半したことがあるわけですがけれども、そのときのお年寄りの声というのは、なかなか昨今の家庭事情で、幾らお友達でも、お嫁さんがいたりなんだりすると、そこにお茶飲みに行けないんだよと。すると、我々年寄りが日がな一日出入りできるようなお茶飲み話できるような場所があるといいんだよねという声をたくさん聞きました。そうしたら、市のあいている土地とかに各町内会に、プレハブでもいいからそういったコミュニティーハウスをつくったらいいんじゃないのかなと常々考えておったわけですが、今がある意味絶好のチャンスなのかなと思っております。というのは仮設住宅、これは先ほど県のものだというお話だったのですが、この仮設住宅をその各町内会のコミュニティーハウスとして再利用するようなこともひとつ、お年寄りがお互いしゃべって笑うということは元気のもとになるわ



けですから、そういうひとつ施策も考えていただけないかなと。仮設住宅は2年間はまだ使っているでしょうから、この2年の間にそういったものも、経費面とかいろいろあるかどうかと思いますが、一つの課題として取り組んでいただければと思います。この辺については、可能性としてはいかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 高齢者の方の外出支援ということも含んでかと思いますが。議員がおっしゃられるように、塩竈市の高齢化率、昨年の秋に29%を超えまして、多分平成26年、ことしは30%を超えるぐらいの割合かなと、おっしゃられますように1万6,000人余りの65歳以上の高齢者がいらっしゃるということになっております。そういう意味では、施策としては、高齢者の外出支援ということで、例えば、いきいきシルバー号ですとかシルバー人材センターでありますとか老人クラブなど、いろいろな事業には取り組んでいるところではございます。

そのほかに、きょうお話があったのは、仮設住宅の集会所のお話がありました。建物そのものは県がこれは整備したものでございますので、いずれその扱いをどうするかというのは県にかかっているということになります。それで、いずれ災害公営住宅等に皆さんお移りになりますと、そのプレハブ仮設とかが使わない状態になりますので、その活用方法についてはなお県とご相談しながら、もし地元塩竈で何か活用方法があるということであれば、そういうことも県のほうにお話をしながら考えていきたいと思っています。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ありがとうございます。ぜひ一つの検討課題として取り組んでいただければと思います。

それと、2番目の質問の中で本市の特性を生かした都市基盤云々というところなんです、これは本市の特性というのは昔からずっともう変わっていないわけで、その特性を、私からするとなぜ今まで生かせなかったんだというような思いもありますので、ぜひともしっかりとその都市基盤を生かした基盤整備というのに取り組んでいただければと思います。

それと3番目に、水産業・水産加工業の活力を取り戻すための販路の回復、新たな付加価値の創出、ブランド力やPRの強化というところで、例えばシーフードショーにしても、これは会議所が実際企画して、そこに市のほうがお金を提供して支援しているところですよ。それで、あと例えば加工団地のバイオエネルギー、これも結局加工団地が取り組んで

いて、そこに市が支援しているというところで。実際に市が本気になって取り組んでいる、こういうことをやりましょうと言って旗を上げてやった事業というのは何かないように感じているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 今ご紹介いただきました例えばフード見本市なんかにつきましても、回を重ねて、商工会議所さんのメインで今やっていただいておりますけれども、こちらでも、初回、2回目、3回目あたりまでは基本的には塩竈市がメインとなるような形でさせていただいて、その上で徐々に会議所さんのほうに移行いただいて今いるというような状況もございますし。また、市場の80周年記念で始めましたどっと祭、これももちろん水産業界の方々のご協力をいただきながら始めたわけでございますけれども、やはり塩竈市の水産振興協議会ということで大いにかかわらせていただいて始まっておりますし。また、ひがしもののブランド化につきましても、皆さんとももちろんともにではありますけれども、そういった形で進めてきているというようなことは言えるのかなと思っております。

また、震災以降の事業でございますけれども、もちろん今塩竈市が主体となって進めております最も大きなものは、新魚市場の建てかえということでございます。こちらでも、すべからくこういった水産加工の振興については、塩竈市が主役ということはなかなかございませんで、やはり皆さんと協力いただいて意見をいただきながら、あるいは情報を提供させていただいたり双方の意見を調整させていただいたりということでございますので、なかなかその塩竈市メインでということでの表現がふさわしいかどうかということはあると思いますが、いずれにせよそういった形で深くかかわらせていただきながら、皆さんのご協力をいただいて進めているということで考えておるところでございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） 苦しい答弁ありがとうございます。

例えば、これはちょっと全くかけ離れる質問に多分なると思いますが、ふるさと納税というのが、今、塩竈市、年間どのぐらいありますか。

○副議長（曾我ミヨ君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） 大体年間で1,000万円から1,500万円ほどの収入があるというふうな状況です。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） これも、先日テレビを見ていまして鳥取県、これが年間2億円、米子市も1億5,000万円のふるさと納税があるそうです。それで、なぜ利用するかというのは、1万円納税すると7,000円相当の商品が来るんだそうです。それで、やっぱり減税があるので、消費者は7,000円相当の商品を1,000円か2,000円で買えるという仕組みなんですね。なるほどなと思いました。これを塩竈市で導入されたらどうですか。市長お答えください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ちょっと荒井財政課長の数字の認識と私の認識が違っておりましたが、私の記憶では2,000万円ぐらい塩竈市でふるさと納税いただいているのかな。なおかつ、ありがたいことには、毎年同じ方が10万、20万円という金額を納入いただいております。それらの方々に対しましては、塩竈のマグロでありますとかそういった中からご本人に選んでいただきまして、選んでいただいた商品を送らせていただきますとともに、これはなかなか電話で恐縮ではありますが、私もでき得る限りお一人お一人にお電話で御礼をさせていただきます。そうすると、実は昔塩竈に行きまして、こういったことでうんとお世話になったと、だから塩竈にふるさと納税させていただいておりますと、あとは、もともと塩竈生まれなんですけれども、今塩竈を離れてこういったところで暮らしていますという、いろいろなお話をさせていただきます。我々も一つ一つ勉強になりますし、皆さん方もそういった思いを持ち続けていただきたいということをお願いしながら、本市のふるさと納税につきましては、この制度が発足以来余り増減というのがなくてきているなというふうには私は理解しておりましたのですが、なお詳細な数字については、後ほど改めて何かお話をさせていただく機会があればと思っております。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ですから、結局このふるさと納税は、物を売るという感覚でやっていけばいいと思うんですね。それで、さっき言ったその鳥取なんかは、別に鳥取に縁もゆかりもない人が納税者です。地元の特産品を安く食べられるというところで納税しているんです。ですから、発想の転換というのでしょうか。確かにゆかりの方に納税していただく。それはそれで一つの方法だと思いますが、結局そういうものをお渡しするのは、塩竈市内の商品であるわけですね。そうすると、例えば1億円が集まったら7,000万円の商品をお返しすれば、市内に7,000万円の消費が生まれるわけですよ。それは、市には実入りはないですよ。けれども、市民が商売として潤うわけですから、だから、そういうやり方も一つあるんじゃないのかなというふうに思ったわけでありまして。ですから、ここもぜひ鳥取県を参考にしていた

だいて、何かそういう意味でこれも一つの販路の開拓だと思いますし、ぜひそういうことも検討していただければと思います。

それと、簡単にブランド力、ブランドと言うのですけれども、これは並大抵のものではできないというのが多分正直なところだと思います。たまたま塩竈の場合ひがしものというものがブランド化しつつありますけれども、これだって9月から11月まででたった3カ月間の間だけというところで、年間通してブランドとなるものはどうすればいいんだということを考えていかなければいけませんし、そういうところで、やはり本当においしいと思える商品を、自信を持ってよそから来た人に勧められる商品をみんなでつくり上げていくということが大事だろうと思いますし、そういった意味で、例えば100人の市民のモニターを募って皆さんにいろんな試食をしてもらって、それで、ここがおいしいよと。すると、市民100人中90人がおいしいと言った商品ですよとか、そういうものもやはりブランド化というものの一つのことにつながっていくんじゃないのかなと。

また、塩竈の人たちは北方凍魚を主体に今までずっと加工を続けています。北方凍魚と言ったって、とれる時期によって味がさまざまです。どの海域でどの時期にとれた魚がおいしいんだというのは、皆さん加工屋さんには知っているわけですよ。すると、そういうおいしい魚に特化したものをブランド化するとか、そういうこともこれからますます必要になってくると思います。一方では、ある程度の商圏確保のためにスーパーには売らなければいけません。だけれども、そういうおいしい魚はおいしさのわかる人に売っていく。一方では、安く売っていくということもこれは必要だとは思いますが、そういうことをやっぱりやっていかないと、例えば簡単にブランド化、ブランド化と言っても、何がブランドなのという。去年、坂出に行きました。それで坂出市でブランド化ということでやっています。ただ、そのブランド化は、ただ坂出市というだけのブランド化であって、その商品個々のブランド化ではないわけですね。だから、やっぱりそういうところを、持っているものはあるのですから、そのところをもうちょっと生かしてやっていただければなど。

それと、新商品開発支援ということなんですが、ことしは予算は何かついたのでしょね、産業部長、お願いします。

○副議長（曾我ミヨ君） 議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたします。

小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 新商品開発の関係の予算でございますと、まず、水産加工開放

実験室の各種検査料の支援ということで、これは各加工場のほうで検査室等を持たないところの方々がそちらのほうを利用いただく部分の支援ということで130万円と、あと新商品開発ということでこれは30万円という予算でつけさせていただいておりますし、あと重点分野雇用創出事業を使いまして水産の練り製品の復興促進委託事業ということでございまして、こちらは今から事業のほうを構成しておるところでございますけれども、今売り上げのほう塩竈市が1位のシェアだったわけですが、こちらが震災以後なかなか1位を奪還できないというような状況がございますので、そういったものの支援ということでこういった事業のほうを組み立てさせていただいております。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） では、ゼロから30万円になったわけですね。わかりました。

あと遠洋のやつは、先ほどちょっとお聞きして、そういう内容であるとわかったわけですが、一昨年までは、塩竈に入港するはえ縄船とかそういった漁船に対しての燃料補助というものもあったわけで、平成25年度は原油はちょっと落ちついてきたのでなくなったわけですが、いかんせんアベノミクスで円安で燃料油が高騰してきているという中で、その辺の補助というものは頭の片隅にどこかかすめなかったんでしょうか。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 燃油については、その後の円安で大分悪戦苦闘されているというお話はお伺いしております。このことについては、水産庁で既にセーフティーネット制度というのを構築いただいております。4分の3が国であります。4分の1が船主の方が負担して、間違っていましたら後ほど訂正させますが、燃費がたしか80円を超えた部分については、その分の上昇分については行政が負担をさせていただくという制度がございまして、そういったものがかなり船主の方々には喜ばれているという認識をいたしているところでございます。

したがいまして、改めて本市として燃油の補填というようなことについては制度を設けていないということでありますので、よろしく申し上げます。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） ということは、国のほうでそういった補助制度ができて、それで、改めて市のほうでは検討する必要がなくなったということでよろしいですか。そうですか。それはそれでよかったですと思います。

次に、時間もなくなりましたけれども、塩釜港区のことでちょっとお伺いしたいと思います。

現状マイナス7メートルで今年しゅんせつする予定ということなんですが、先日建設常任委員会で県の港湾の担当の方と勉強会を開かせていただきました。そのとき、マイナス9メートルというのは何かあり得ないよというようなニュアンスのお言葉をいただきました。原因は何かということになると、あそこを7.5から9メートルにしゅんせつするには、300万立米とかの土砂が出て、それで、20年ほど前は人工島構想があってそこにしゅんせつした土砂を埋めればいだろうというふうな話もあったと。ところが、今その土砂をどこに投げるかその処分先が見つからないので、9メートルというのは非常に難しいというような言葉をいただいたわけですが、となると、塩竈市としては、では、その土砂をどこに持っていくんだということを考えていかないと、やっぱりその先がない話だと思うんですね。そのところを、今回こうやってせつかく施政方針の中にマイナス9メートルというものをに入れていただいたわけですから、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 基本的な認識を同じくさせていただきたいと思いますが、港湾整備というのは、港湾計画に基づいて整備をするわけでありまして。これは県が策定したものであります。塩釜港の本航路については、マイナス9メートルという位置づけをされているわけでありまして。なおかつ今回整備する岸壁については、マイナス9メートル岸壁を整備するということを県では計画決定しているわけでありまして。

しがたいまして、そのマイナス9メートルの岸壁をつくりながら、航路なり泊地がマイナス9メートルがないとすれば、それは過大な投資になるという認識をされかねないと思います。しがたいまして、その港湾計画上に位置づけられている航路のしゅんせつでありますとか、あるいは、前面の水深を泊地というのですが、泊地なりをその岸壁の水深に合わせた形で当然整備をしていくことになる。もし7メートル50でやめるということであれば、今回の提案はマイナス7メートル50岸壁であるべきでありまして、私もマイナス9メートル岸壁を整備すると聞いておりますので、その辺の統一性については、港湾管理者であります県は当然しっかりと説明責任があるのではないかと考えておりますので、今の志賀議員のご説明については、私はそうであるというふうには認識いたしておりませんので、ぜひご理解をお願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 志賀議員。

○5番（志賀勝利君） そのとき、そのマイナス9メートルにすると、あの入り口のところが崩

れやすい岩なので、削ってもすぐ崩れるんだと、それで土砂も投げる場所がないんだという  
ような港湾課長のお話だったものですから、これはちょっと無理なのかなと。

でも、市長がこうやって施政方針の中でこういうことをお出しいただいたので、ぜひとも頑  
張っていただいて、我々議会としてもやっぱりバックアップしていきたいと思いますので、  
そのところをよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○副議長（曾我ミヨ君） 以上で、志賀勝利議員の質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明26日定刻再開したいと思いますが、ご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我ミヨ君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明26日定刻再開するこ  
とに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。ご苦労さまでした。

午後5時20分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年2月25日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 鎌田礼二

塩竈市議会議員 伊藤栄一

平成26年 2月26日（水曜日）

塩竈市議会 2月定例会会議録

（第4日目）



## 議事日程 第4号

平成26年2月26日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第20号ないし第37号(施政方針に対する質問)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

---

#### 出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	産業環境部 環境課長	菊地有司君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長 兼医事課長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
庶務係長	佐藤志津子君		

午後 1 時 開議

○議長（佐藤英治君） ただいまから 2 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 4 号の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願い申し上げます。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、15 番高橋卓也君、16 番小野絹子君を指名いたします。



日程第 2 議案第 20 号ないし第 37 号（施政方針に対する質問）

○議長（佐藤英治君） 日程第 2、議案第 20 号ないし第 37 号を一括議題といたします。

これより市長の施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

なお、本日の施政方針に対する質問は全て一問一答方式にて行います。

1 番浅野敏江君。1 番。

○1 番（浅野敏江君）（登壇） 間もなく私たちは平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災より満 3 年を迎えようとしています。この 3 年間、市長は毎年の施政方針の中で、常に艱難辛苦を乗り越え、先人の知恵を誇りに、市民とともに百折不撓の精神で復興に取り組む決意を表明されてきました。そして今回、いよいよ市民のご労苦が報われ、ふるさと塩竈の再生を実感できる復興実感の年にしますと宣言されています。

依然として生活再建途上の市民の方々や、生活実感として景気の回復を求める市民の方々のために、希望ある取り組みについて具体的にお聞きいたします。多項目にわたりますので、ご答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、長期総合計画の重点課題、定住において、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」から 4 点お聞きいたします。

1 点目は、子育て支援です。

単年度予算の新規事業で、地域少子化対策強化事業の事業内容は、昨日の市長のご答弁で一定の理解はいたしました。今回の事業は国の単年度予算であり、結婚から出産、子育て、思

春期までの切れ間のない支援を想定しております。本市では、中でも「乳児期から思春期までの子育てライフステージを通じ、親子の愛情関係を深める効果がある事業を目指す」とありますが、その主なる根拠は何なのでしょう。

また、平成27年から子ども・子育て支援制度への連動性はあるのでしょうか。

2点目は、がん対策です。

大腸がんの受診拡大のために、平成25年度に引き続き、平成26年度も実施していただきますことをまず感謝申し上げます。

子宮頸がん、乳がんの検診は、欧米の70%から80%に比べ、日本の20代から40代の女性の検診率は20%台を推移しております。仕事、子育てを優先しているせいでしょうか、自分の健康について、ついつい後回しになっているようです。厚生労働省の調べによりますと、全国の女性4人に3人が、子宮頸がんと乳がんの検診を無料で受けられるクーポン券を受け取ったものの、受診しないまま有効期限が切れていたことが判明しました。公明党は、働く女性支援のため、強くがん検診を推進してきました。今回、国はこうした女性を対象にクーポン券の再発行を決め、平成25年度の補正予算に盛り込み、事業を平成26年に行うことになりました。

そこで、お伺いいたしますが、この受診勧奨は具体的にどのように行うのでしょうか。国は検診費助成については平成27年度までとしており、その後の無料クーポン事業はその状況や効果を評価し判断すると言っています。効果の出る勧奨が必要と思われませんが、塩竈市の実態と今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、高齢化が進む本市は、地域医療と介護のサービスの充実がますます求められております。市立病院が在宅療養支援病院の認定を受けているのは、大変心強い限りです。離島を抱え、また市内に点在する高齢者の医療の充実については、具体的にどのように取り組んでいくのかお考えを伺います。

4点目は、介護支援ボランティアについてお伺いいたします。

この事業につきましては、かつて小野幸男議員と何度か取り上げて推進してまいりました。公明党は、2009年、全国を対象に介護問題総点検運動を展開いたしました。本市におきましても、福祉事務所の担当課を初め、介護事業所、従事者、利用者、その家族等、広くアンケート調査をいたしました。その中で、お元気な高齢者から介護保険料が高いとのお声がありました。

そこで、公明党は、3年間介護保険を利用しなかった元気な高齢者の介護保険料やサービス利用料の負担を軽減するシステムの導入や、介護ボランティアに参加した高齢者にはさらに軽減するシステムを提言してまいりました。この事業を始めるに当たり、どのような点に留意されて展開するおつもりなのか伺います。

次に、「海・港と歴史を活かすまちづくり」から、広域観光についてお伺いいたします。

市長の施政方針で紹介されていますように、松島湾は「世界で最も美しい湾クラブ」に全国初で加盟され、それを機会に先日、県庁において、松島湾周辺の観光活性化を目指す「再発見！松島“湾”ダーランド構想」が宣言されました。

これまでも古くから観光の拠点とされてきた松島ではありますが、広域的な結びつきは余り図られてこなかったように思われます。食と文化、歴史の塩竈を、市長はどうこの構想に生かし、全国から、また世界からの集客をお考えなのかお聞かせください。

まちづくりの目標3、「夢と誇りを創るまちづくり」から2点お聞きいたします。

子供たちの健やかな成長は誰しも願うところです。市長は、この章の冒頭、「未来を担う子供たちの生きる力を培い、地域で健やかに成長できるよう心のケアを含め、学校、家庭、地域で連携して取り組んでまいります」と述べられています。特別支援を要する児童生徒については、「一人一人に配慮して適切な指導を行うための支援員を配慮する」とありますが、具体的にはどのような支援をお考えでしょうか。

特別支援を必要としている児童生徒にとって、1日の大半は学校生活です。家庭、学校、また放課後児童クラブ等の連携、話し合いが子供たちの成長にとって大変重要と思われまます。また、幼児期から小学校、中学校に移動するときの連携は、十二分に情報を伝えなければならぬと思いますが、この点の配慮についてのお考えをお聞きいたします。

次に、複雑多様化している児童生徒とその保護者の悩みについてお聞きいたします。

長引く不況、震災からの再建のおくれ、離婚率の増加等、子供たちが安心して健全に育つ環境が脅かされて久しい状況です。本市の要保護の数は下がっているものの、準要保護の数は年々ふえております。子供の総数が減っている割に、準要保護の比率が上がっている状況を見ましても、その状況は厳しさを増しております。子供たちが希望を失わず、保護者も心置きなく相談できる対応をいかに行おうとしているのかお聞かせください。

塩竈市震災復興計画から、産業経済の復興についてお聞きいたします。

震災より3年、基幹産業である水産関係者の皆様は、この間寝食を忘れ、自社の従業員家族

のために、地域の経済のために、ご努力を重ねてまいりました。市長の施政方針にありますように、その復興の光は差し始めてきているとは思いますが、現状をお聞かせください。

また、この3年間の間に失われた販路は大きいと思います。今後どのような販路拡大を関係者の皆様と検討されているのかをお聞かせください。

次に、浦戸の復興についてお伺いいたします。

島にいつまでも住めるために、各島に復興住宅の建設が予定されております。一日も早い完成が待たれるところですが、震災より3年が経過し、島民の皆様のそれぞれの事情にも変化を及ぼしております。現在、当初の予定どおりの計画で進んでいるのか、現状をお聞かせください。

また、津波による危険区域と指定された箇所跡地の利用についての構想は、現在どのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

最後に、昨年12月議会で一般質問させていただきました救急医療情報キットと、空き家、空き地対策について、早速新年度予算に取り入れていただきました。大変ありがとうございます。

そこで、お尋ねいたします。救急医療情報キットについては、いつごろからどのように配布されるのでしょうか、お聞きいたします。今回の対応によって、二市三町の消防事務組合関係市町で全て実施されることとなりますので、ぜひ配布状況、利用状況を今後確認していただきたいと思います。

熊本県天草市では、2010年からこの救急医療情報キットを導入いたしました。これまで3,000個のキットを配布し、同市内ではこれまで40件以上の活用事例が報告され、ひとり暮らしの高齢者からは「いざというときのことが心配だったが、今では安心して暮らせるようになった」とキットを「命のバトン」と呼んで、普及を喜んでいるとの報告がありました。

また、空き家、空き地対策については、まず現状を調査し台帳をつくることから始まると思いますが、市民からの情報の呼びかけはお考えでしょうか、お聞きいたします。

以上をもちまして、1回目の質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から、大きく6点についてご質問いただきました。なるべく簡略にというお話でございましたので、特に議員からこういった部分はどういうことでご質問いただきました部分を中心にご答弁を申し上げさせていただきます。

まず、地域少子化対策強化事業についてであります。

なぜ今このようなことかというご質問でありました。

国も県も、そして我が塩竈市も、危機的な少子化というような状況にあるという認識をいたしております。このような少子化に対応するためには、やはり旧来の制度だけではなかなか踏み切れない部分があるのだろうと考えているところであります。大規模な財源措置等も含めて、やはり抜本的な対策を講じていくことが必要ではないかと判断いたしております。

子ども医療費引き上げといったことについても、このような意識を持って取り組ませていただいたところでありますし、また、保育事業など既存の子育て支援施策を支える基礎的な財政支援についても拡充が必要ではないかと考えているところであります。

一方、基礎自治体につきましては、なかなかこういった部分に充当する予算が大変厳しいという状況であります。今回の制度につきましては1年限りということではありますが、この調査の中から本市の課題、問題をしっかりと抽出いたしまして、そういった施策を展開するためにこのような制度が必要である、あるいはこのような資金が必要であるといったようなことをしっかりと声を上げてまいりたいと考えているところであります。

また、本事業を契機といたしまして、先ほどご質問いただきました子ども・子育て支援新制度の中で、改めて親子の愛着関係を醸成していくことが健やかな子育ての土台となりますことを方向として位置づけながら、より継続した取り組みを行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、がん検診についてお答えいたします。

疾病の早期発見、早期治療に結びつけていくことが何よりも必要でありますことから、本市では毎年、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がんの6種類のがん検診の実施をさせていただいております。それぞれこの検診の受診率というものが出されておりますが、残念ながらいまだ低い水準にあるという認識をいたしております。

平成21年から平成24年度までの4年間で、子宮がん検診ではクーポン利用率が約23%でありました。1,200人。また、乳がん検診では利用率が31%で、1,800人の方々しかご利用いただけていないという状況でありました。国におきましては、これらのがん検診の無料クーポン券の過去の未利用者に対して再度無料クーポンを送付し、受診勧奨を行うコール・リコール制というものを始めております。本市におきましても、これらの制度を有効に活用し、乳がんあるいは子宮がんの実施率向上ということにぜひ努めさせていただきたいと思っております。

議員からは、効果の出る勧奨とはというご質問でありました。

私といたしましては、市政情報を漏れなく盛り込ませていただいております広報誌等を活用しながら取り組んでいるところでありますが、後ほど担当部長からその他の取り組みについてご説明させていただきたいと思っております。

次に、在宅医療の拡充についてご質問をいただきました。

高齢者の皆様が介護や支援が必要な状況になりましても、やはり住みなれた地域で安心して暮らし続けていただけますよう、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者を初め、保健・医療・福祉関係機関が連携した地域包括ケア体制の確立をしていくことが喫緊の課題ではないかと考えております。介護保険法の改正に伴う平成24年度からの第5期介護保険事業計画にもこのようなことが盛り込まれていると認識いたしております。一部に先駆的に在宅医療、介護連携を図る動きはございましたが、医療を必要とする高齢者の増加等で、残念ながら在宅医療の十分な提供体制が整っていないという反省をいたしております。

また、平成25年8月の社会制度改革国民会議報告書におきましても、改めて医療と介護の連携と地域包括ケアシステムというネットワークの構築が必要であるということが盛り込まれております。平成27年度から始まる第6期の介護保険事業計画を地域包括ケア計画と位置づけ、このような取り組みをさせていただきたいと考えているところであります。

また、本市では、塩竈市立病院が平成25年11月に在宅療養支援病院の認可をいただいております。今後は、在宅医療、介護連携を進めるに当たり、行政内部の横断的な連携体制、福祉部と市立病院といった連携体制を整備し、多くの利用を必要とする方々の的確なニーズにお応えしてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護支援ボランティア事業についてご質問いただきました。

趣旨についてのご質問でありました。

なぜというご質問でありましたが、やはり高齢者同士の相互扶助を目的とした社会参加でありますとか、地域貢献のために活動いただくことで、生きがい、あるいは地域の交流、触れ合いといったさまざまな課題に的確に取り組めるような組織体制になるのではないかという思いで、このたびこのような介護支援ボランティア事業を立ち上げさせていただいたところであります。

実施時期につきましてもご質問いただきました。

現在、制度の要綱、マニュアルの整備を進めており、本年4月に管理機関との契約を行い、



5月から6月にかけて受け入れ事業者である介護保険施設の協力を求め、ボランティアの募集、講習会を開催しながら、できれば7月ぐらいからスタートさせていきたいと考えているところであります。

次に、「海・港と歴史を活かすまちづくり」の中で、広域観光についてご質問をいただきました。

昨年12月に、松島湾が松島町さんの大変なご努力で「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟することになりました。このようなきっかけを大切に、今までなかなか周辺自治体の連携というものがなかったわけでありますが、宮城県と松島湾周辺、東松島市が入りますが、三市三町で「再発見！松島“湾”ダーランド構想」を取りまとめ、今月18日に共同宣言を行ったところがあります。私が今胸につけさせていただいておりますバッジも、そのときにPR活動に使うためにつくったものでございます。

ご案内のとおり、この構想であります、松島、特に芭蕉にゆかりの地をめぐる周遊型の観光ルートの提案でありますとか、体験型のプログラムの充実を図り、教育、行政の誘致に取り組むなど、松島湾全体の観光資源を有機的に結びつけ、テーマ性やストーリー性のある観光地づくりを目指すものでございます。

本市ではどのような提案をしていくのかというご質問でありました。

やはり、本市は食のまちでございます。そういったことをテーマとし、松島湾をぐるりと周遊し、松島湾の数々あるグルメを楽しんでいただく、名づけて「ぐる湾構想」を提案させていただきたいと思っています。

また、その際に、この発会式で「奥の細道」ではなくて「食の細道」といったようなこともいいのではないかというお話をさせていただいたところではありますが、まずは本市の食の魅力を訪れていただく方々に十二分に発信をさせていただきながら、あわせて市内を回遊いただくことによりまして、本市ならではの歴史、文化といったようなことについてもご堪能いただけるような取り組みを、なお深めてまいりたいと考えております。

次に、「夢と誇りを創るまちづくり」につきましてご質問いただきました。

実は、きょうも午前第三小学校の大規模修繕の現場を視察いたしてまいりました。大分イメージが変わるぐらいにできばえがよくなったのかなと自画自賛をいたしているところですが、このことに代表されますとおり、児童生徒にすばらしい教育環境の中で勉学、あるいは体力の増強、そして何よりも豊かな心の醸成に取り組んでいただくためには、やはり我々行

政はしっかりとしたハードを提供させていただくということが何より肝要ではないかなと考えております。今定例会におきましても、さらに三小の東校舎の改築初めの学校施設のさまざまな整備予算を計上させていただきました。このようなことに行政としてはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

なお、学校教育の分野につきましては、教育長からご答弁いただきますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、産業・経済の復興についての取り組みの途中経過についてご質問いただきました。

これまで本市では、基幹産業であります水産業、水産加工業の復旧・復興を図るために、東日本大震災復興交付金事業等を活用して、さまざまな取り組みをさせていただいております。例えば、水産業共同利用施設復興整備事業、いわゆる8分の7補助事業によりまして、水産加工場などの整備費補助事業等に取り組んでまいりました。

これまで平成24年度から3回の公募を行い、合計9社の水産関連企業の方々がこの制度を活用いただいておりますが、3社が既に稼働を開始し、冷凍カツオやサバなど、魚市場の水揚げと結びつけた事業を開始いただいております。

また、残る6社のうち3社が平成25年度内の竣工、平成26年度中には全ての施設が竣工の見込みであります。本市の水産業、水産加工業の新たな局面を迎えられるものと確信いたしているところであります。

また、復興整備事業といたしまして実施いたしました水産業共同利用施設復旧整備事業、いわゆる6分の5事業につきましても、市内で3社が選定され、冷凍・冷蔵倉庫などの整備が進められており、現在は1社の整備が完了し、既に稼働いたしているところでございます。

このように、さまざまな制度を活用し、今後も新たな企業の誘致、既存の企業の体質強化といったことに努めてまいりたいと思っております。

また、震災後に失われた販路をいかに取り戻すのかというご質問でありました。

残念ながら、依然として風評被害等で大変厳しい環境であります。関西以西の販路がまだまだ取り戻せない状況にございまして、水産業、水産加工業界の皆様方は、平均いたしますと震災前の半分程度、好調な企業の方々でも残念ながら7割程度にとどまっているという大変厳しい環境でございます。

我々もこれらの皆様方とさまざまな取り組みをさせていただいているところであります。この3月の初めには、塩竈市にご支援をいただいております全国の21市からそれぞれの名産品を

持ち寄っていただきまして、それぞれの名産品を販売いただく企画をいたしておりますが、その際には塩竈市のすばらしい水産物、水産加工品等についても販売をさせていただくような取り組みであります。

また、本市の職員がさまざまな自治体を訪問させていただき、本市のすばらしい食材のPR活動に平成25年度も努力をさせていただいたところであります。なかなか息の長い事業であります。一朝一夕にその効果をお知らせするという事は厳しい環境ではありますが、こういった努力を引き続き続けてまいる覚悟でございます。

次に、浦戸地区の復興につきましてご質問いただきました。

浦戸地区の災害公営住宅の整備については、当初の予定どおりかというご質問でありました。

再三おわびを申し上げます。もっともっと早い時期に浦戸の災害公営住宅も整備いたしまして、いつときも早く被災されました方々に安住の住まいを提供すべきと考えておりますが、残念ながらおこなわれていると言わざるを得ない状況であります。平成26年度中と言わず、できたものからいち早く入居いただけますように、今3島・4地区でこのような取り組みをさせていただいているところでございます。

また、災害危険区域の跡地利用に係る検討状況についてのご質問でありました。

浦戸地区は震災による津波被害が特に大きく、居住区域のほぼ全域で浸水被害を受けましたことから、昨年3月、寒風沢、桂島地区に災害危険区域を指定し、高台への防災集団移転事業を推進いたしております。

現在の状況といたしましては、危険区域内の地盤沈下により雨水排水に支障を来しておりますので、今後防潮堤のかさ上げ整備に合わせ、内水排除対策の強化が必要となっております。このため、雨水排水対策として、この危険区域内に盛り土を行い整地することについて、復興庁、水産庁に説明をさせていただき、今般、復興交付金の活用をお認めいただきました。これにより、移転跡地に一定の環境整備を行うことができますことから、新年度からの着手に向け、今準備を進めさせていただいております。

一方では、地域の皆様から強く要望されております交流人口の拡大や、新たな雇用創出につながる恒久的な跡地利用につきましては、復興交付金の制度上、用地買い取りの対象が宅地と介在農地に限定をされておまして、残念ながら一体的な土地利用を計画できないという状況であります。

このため、復興交付金制度の柔軟な運用につきまして、私も国会議員初め、国に再三再四要

望させていただいておりますが、現時点では復興交付金の活用は困難であり、跡地利用についてはやはり離島振興施策の中で取り組むべきではないかとの見解が示されているところであります。大変厳しい状況ではありますが、今後は県や他の同様の被災自治体とも協調させていただきながら要望を継続させていただき、島民の方々が期待する恒久的な跡地利用策に結びつけてまいりたいと考えておるところであります。

救急医療キットについてご質問いただきました。

昨年12月定例会におきまして、浅野議員からご質問がございました。本市を除く塩釜地区の一市三町で、東日本大震災後に救急医療情報キットの有効性を認識し、本市といたしましても、ほぼ同じ形のを配布させていただくことといたしました。

配布の方法であります、実際にご活用いただくということを考えまして、一方的に配布するというのではなくて、申し込みをいただいた方のところに本市から配布をさせていただくという形式をとりたいと思っております。各地域の地域包括支援センター職員や民生委員、児童委員からの代理申請も可能という形で、皆様方から申請を頂戴いたしたいと考えております。

なお、周知の方法についてであります、市の広報誌、ホームページへの掲載、また、窓口や地域包括支援センターにもチラシを用意いたしてまいります。地域医療情報キットの購入数は、避難行動要支援者登録者数1,049人を踏まえ、現在2,500個を用意させていただいております。

いつごろからというお話でありましたが、今申し上げましたように、このような情報が伝わり次第なるべく早く開始させていただきたいと考えているところであります。

最後に、空き地、空き家対策についてのご質問でありました。

本市の空き家廃屋台帳は、平成20年に町内会等の皆様方の大変なご協力をいただき整備をさせていただきました。しかし、震災を経て取り壊されたり、また新たに空き家や空き地が発生いたしておりますことから、平成26年度に改めて空き家マップの作成と、危険空き家と雑草など管理不備の空き地などの状況把握のための調査を行ってまいります。

この調査結果を踏まえ、所有者等が判明し、利用できる空き家、利用できない空き家、そして通常の管理を要する空き家、さらには所有者が不明で老朽化による危険な空き家など、個々の対策に向けて整理をさせていただきたいと思っております。これらの結果を踏まえながら、将来は本市独自の空き家等の適正管理に関する条例整備についても、あわせて検討させていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 2点について、ご質問を頂戴いたしました。

まず、特別支援を要する児童生徒の教育環境についてでございます。

現在、本市内の特別支援学級の在籍状況についてであります。小学校は18学級43名、中学校は12学級に26名が在籍しております。特別支援学級は、浦戸第二小学校、浦戸中学校を除く全ての学校に設置しておるところでございます。児童生徒の障がい種別と程度に応じて対応しているところがございます。中には、1つの特別支援学級に6名が在籍しているため、学級担任及び市の特別支援教育支援員2名の計3名で指導に当たっている学校もございます。なお、浦戸二小、中学校を除く各学校には、2名ずつ特別支援教育支援員を配置しているところがございます。

発達に障がいを抱える児童生徒への支援を考えた場合、保護者と情報共有が大変重要になります。現在この子はどのような発達の状態にあるのか、成長の度合いは、などと、学校だけでなく家庭での様子も含めてどのように支援を続けていけばよいのか、学校だけでなく保護者も一緒になって考えていくことが重要であります。学校や家庭での様子については、連絡帳の活用、電話、保護者との直接的な話し合いなど、個別の連絡を密に行っておるところでございます。

次に、児童生徒が進級、進学する場合の対応の工夫でございます。

進級や進学で担任が変わる場合などは、児童生徒についての細かな記録、保護者との連携協力などについて、必ず十分な時間をかけて引き継ぎを行っております。中学校に進学する場合には、小中連携として、中学校の教員が小学校へ参観に行ったり、児童が実際に中学校へ体験入学をしたりなど、さまざまな工夫を行っておるところでございます。

また、本市において県の発達障がい総支援事業を受けて、小中学校教員だけでなく、保育所、幼稚園、高等学校、特別支援学校、健康福祉部など、関係機関と連携して研修会や連絡協議会を開催し、相互に情報交換を行っております。

さらに新年度からは、小中学校の特別支援学級に在籍する子供たちの状況や支援を記録した「すこやかファイル」という名称の成長記録を、情報共有の新たな手だてとして活用していく予定でございます。

次に、複雑多様化している児童生徒とその保護者の悩みに対する対応についてお答えいたし

ます。

児童生徒と保護者の心のケアのために、年間を通じてスクールカウンセラーを増員し、より多くの事例に対応しております。本年度は、全ての中学校に毎週1回ずつ、小学校には2週間に1回ずつ配置をいたしました。さらに、子供の心のケアを支援する教師のための研修会を震災以降毎年継続して開催するなど、日常的な心のケアにつながる取り組みを行っているところでございます。この研修会を本年度は2回開催いたしまして、市内から60名の教職員が受講しておるところでございます。

次に、スクールソーシャルワーカーを活用して、社会福祉の専門家から児童生徒の環境に働きかけることによって、心の内面の変容につながるよう努めておる事業もでございます。本年度はスクールソーシャルワーカーを3名配置することによって、市内全ての小中学校のケースに対応しておるところでございます。不登校の事例では、根気強く保護者と面談を繰り返すことにより保護者の理解を得、その結果不登校が改善されたケースも報告されておるところでございます。

最後でございますが、学ぶ意欲の前提というのは、子供たちに夢と希望を抱かせる積極的な指導が必要だと考えます。そのため、学校と家庭との連携を密にし、学校における志教育の充実、家庭における語り合おう夢タイムの提案など、塩竈市PTA連合会にもご協力をいただきながら、夢と希望を語れる塩竈っ子を育てていきたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） がんの無料クーポン未利用者への周知方法ということでご答弁させていただきます。

子宮がん、乳がん無料クーポンにつきましては、5歳刻みの一定の年齢に達した方ということでクーポンを支給してございましたが、先ほど市長の答弁でも申しましたとおり、受診率が低いということでございます。過去4年間では未利用者の数が、子宮がん検診では3,800名、乳がん検診では4,100名ということになってございますので、広報等で周知をするほかに、健康推進課で個別のデータを把握しておりますので、個別にこれは全部周知をして徹底を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、年齢的に平成25年度が対象となる方の無料クーポンにつきましては、この方々の未利用者に対する扱いについては、平成27年度の予算ですという方針が今、国のほうから

示されているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

それでは、時間も余りございませんので、一つずつお聞きいたします。

まず、少子化の社会対策会議、先ほどの、1年限りの予算でございますけれども、この決定ではやはり日本の少子化の現状を、先ほど市長もおっしゃいましたように、社会経済の根幹を揺るがしかねないと。また、少子化の危機突破のための緊急対策ということで、これは早急に取り組む必要があるという危機感から創設されたような事業であります。

今回、政府では地域の実情に応じた少子化対策として、各自治体の独自の取り組み方を事業で支援すると、提言方式で。本市の場合は、先ほど市長がお話しされたように、親と子の関係に重点を置こうということに取り組まれている。先ほど教育長のお話もございましたように、それはやっぱり子育ての一番小さいところから、学校教育につながるまでの親子の信頼関係というものを何よりも優先すべきだと私も思っております。

そういった点で、この対策の成功の鍵といたしましては、例えば、おじいちゃん、おばあちゃん、こういったシニア世代の祖父母の力を強力的に推し進めたらどうかということ国の方でも提案しておりますけれども、この点についてもお考えを伺いたいですし、また子育てはやはり夫婦ともどもで力を合わせる事が重要です。父親の参加が得られるような工夫はお考えなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 今回の地域少子化対策強化事業ということでございます。

我々が考え出すきっかけとなりましたのは、今現在中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業というものを実際していますが、この中でやはり見えてきましたものが、いわゆる自己肯定感、自分を肯定するそういうものが低いというようなこと、その背景となるそういう意味での親子愛着関係が希薄化しているのではないかとということもあって、各世代を通じたいろいろな講座に取り組むことによって、そこら辺のものを埋めていきたいと思います。

この講座の中には、今お話がありましたように、例えば夫婦の関係ということもございましたが、父親の子育て参加を促進するための子育てセミナーというものもこの中で計画してい

きたいと思っております。

それから、今シニア世代の活用というご提案もありましたので、ちょっと私ども今の中ではまだそこまで考えに至っておりませんでした。そういったことも含めて考えるものがあれば取り入れていきたいなと思っております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、がん対策についてですが、無料クーポンの再発行をした上でさらなる勧奨対策、先ほど部長からもお話がありましたように、個別に電話をするなり勧奨を図っていくということでありましたけれども、大阪の池田市ではこのクーポンの期限が近づいていますよと、切れる前に一応受診を勧奨することを行ったと。また、受診をしていない方たちに対して呼びかけの文書を配布するんですが、ここでなぜ受けなかったのかということも池田市では調査票も添付して送ったそうです。回答率はやはり余り高くはなかったんですが、その中で見えてきたのは、受診できる医療機関の不足とか、また時間的な制限とか、働く女性からしてみれば、やはり受けたくても受けられない環境があるということが見えてきたそうです。また、女性の医師が少ないという問題も明らかになってきたみたいです。

本市の場合も、なぜ受けていないのか、そういったところも少し精査していただければと思いますので、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

また、川崎市では、この間地元の新聞に出ていたんですが、子供たちからお母さんにお手紙形式で、「お母さん、検診を受けてください」というような、そういった子供から言われるというのは、本当に親としては心が動くものでありますので、そういったことも参考になればなと思って質問させていただきませんが、そういったことについてのご答弁があればお願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 神谷部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 未利用者の方には全て個別通知でお知らせをさせていただくという予定にしておりますので、今議員からご提案がありましたようなもの、例えばなぜ受診しないのかということのお問い合わせとかそういうことも含めて、また期限切れ前に再度の通知を促すなど、できることを取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（佐藤英治君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ぜひよろしく願いいたします。



次に、在宅医療の充実についてであります。

市長がおっしゃったとおり、超高齢化社会の到来に備えて今、国は高齢者が住みなれた地域で介護や医療や住まいなど生活支援のサービスを一体化して受けられる制度というものを目指しております。また、国民もそのことを希望しております。

調査によりますと、大半は自宅で最後みとってもらいたいという希望は約60%近くあるそうなのですが、現在はやはりそれは在宅でお亡くなりになるというのは、わずか1割ぐらいしかない。やはり最後の最後は病院に救急車で運ばれて、そこでお亡くなりになるという部分が今大方を占めておりますので、そういった意味でこれからの地域医療ということは、在宅によっていかに最後まで人間としての尊厳が保たれて人生を全うできるかということに大きなシフトがこれからはかかってくると思います。

そういった意味で、やはりこの地域の中で住まいしていく、先ほど市長のご答弁にもありましたように、例えば福祉事務所と市立病院というふうに横断的に情報交換するという部分も大変大切でございます。その地域での介護、医療をするための、例えば住民との話し合い、包括支援センターで区切ってありますので、本当に仕事量が多くて大変と思いますが、訪問したとき、例えばその訪問した家庭の方たちがどういったことを医療、介護に求めているのかということもあわせて聞き取り調査などをしながら、本当に今から少しずつそういった準備、それから気楽にそういったことを話し合える場があれば、例えば国からの予算があつて、これからのこういった制度がありますということで動くよりは、もうそのことはこれからの時代、求められるということは明らかでありますので、今できることからどういったことをやっていけばいいのかということをしつずつ進めていただきたいと思います。お考えを伺いたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 先ほど市長の答弁の中でも、まず行政内部の連携を図りながらというお答えをさせていただきました。その先であります。やはりいろいろな地域包括支援センターあるいは医療機関等を含めた大きな協議会みたいなものをつくりまして、その中で多分いろいろな議論をしていかなければいけないんだろうなと思っています。

当然、地域包括支援センター等では、各家庭等に入りましていろいろな調査等もされておりますので、いずれそういうことをやっていく過程、前段におきまして必要な、そういう市民の方からのご意見も伺っていくというような取り組みもさせていただければなと思っています。

ます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど私の思いとして述べさせていただきましたのは、例えば、市民同士の交流、あるいは行政同士の交流はもちろんでありますが、例えば、医療をつかさどる法律と、福祉、介護をつかさどる法律の中に、果たして壁がないのかどうかというようなことも実は申し上げたかったところなんです。

法律の中でそこはもう峻別してしまっ、本当に利用者の方の立場に立っているのかということ、大変申しわけないんですが、我々の行政も限界を感じてしまうことがあります。でも、それは本当に地域の方々が望むことなのかどうかというところが、実は我が国の一番大きな課題になっているのかなど。

昨日もいろいろその関係でご質問いただきましたが、我々もなかなかそういった法律の壁を乗り越えて新たなというところの取り組みができないことに大変じくじたる思いではあります。そういったものを解決する手段の一つとして、このたび塩竈市立病院で介護を広範囲にやれるような資格を取得させていただいたということでもあります。今現在市立病院では、たしか60名から70名の訪問介護をさせていただいておりますが、これは単に塩竈市ということだけではなくて、多賀城市あるいは利府町にも、こういったご訪問させていただきながら少しでも自宅という方々の思いにお応えしたいということでございますので、そういう思いを込めて先ほど申し上げたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

本当に今市長がおっしゃったように、やはりケアマネジャーさんがどこまでできるのか、それからお医者さんにはなかなか言いにくいとか、本当にさまざまな壁が今現場で繰り広げられているのが実情でありまして、やはりこういったさまざま今市長がおっしゃったような法律の壁でありますとか、制度の壁をどのようにしたらスムーズに行けるのかということをややはり知恵を出し合う、それが先決だと思いますが、その前提となるのがやはり現場からの声だと思います。

ぜひその現場の声を吸い上げていただきまして、どのようにしたらということ、また市から県に、県から国へというふうに声を上げていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、介護支援のボランティアについてですが、この介護制度はできて間もなく15年になろうとしています。最近では、介護サービスの充実度とともに、利用度ももう格段とふえてまいりました。介護保険を払っているから利用しなければ損だという意識もあることは事実であります。でも、それでは施設もスタッフも足りなくなるのは当たり前でありまして、この介護保険制度ができたときの理念は自立支援でした。やはり介護施設で半年とか1年とかリハビリを行って、そして家庭に戻るとというのが最初の理念でありましたが、今では逆行していきまして、何とか施設に入らなければならないという、また入った施設でどれだけ長くいられるかということを求められているのが現状であります。

そういった中で、今回の介護支援ボランティアの事業というのは、高齢者の方々に生きがいと健康をもたらす仕組みだと思いますので、ぜひこれは周知をしていただきたいと思っております。先ほど市長から今後の取り組みについて伺いましたので、ぜひ多くの方々が参加できる仕組みをお願いしたいと思います。

広域観光につきましてですが、これは世界に発信するチャンスだと思っております。先ほど市長から松島湾周辺のお話もございました。もうちょっと広く見ていただきますと、平成13年には平泉が文化遺産になりました。また今、和食もユネスコの無形文化遺産ということで登録されました。今、世界から日本が注目されている、チャンスであります。その中に塩竈が、このお魚が、そしてまた、さまざまなこの歴史、文化をその中にアピールする絶好のチャンスだと思っておりますので、ぜひこのことについて市長のご決意をもう一度伺いいたします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど決意を申し上げるつもりだったんですが、本当に塩竈を訪れていただく多くの観光客の方々あるいは交流されるの方々から、塩竈の魅力というものを我々もさまざまな角度から教えていただいております。やはりそういった中で塩竈が誇るべき歴史、文化あるいは食材というのはさまざまあるわけでありまして、そういったものを横断的に捉えて、単に食べるため、あるいは歴史、文化の探訪のためということだけではなくて、それらのテーマが横断的につながっていくような企画になればなと思っています。

先日もご紹介させていただきましたが、青山学院大学と協定を締結させていただきました。青山学院大学の生徒がもう2年間、塩竈に入ってさまざまな活動をしていただいております。その活動の一つとして、やっぱり青山学院大学の生徒さんが、こんなにコンパクトですばら

しいまちはないと、そういったまちを探訪、訪問するときに、例えば1時間、2時間で自分が見たいものは歴史的なもの、文化的なもの、あるいは食というようなテーマを入れますと、こういったルートでこういったお店をとということがマップになってわかるようなそういったソフトの開発に今取り組んでいただいております。先日訪問したときも、「4月ぐらいまでにはそういったものがまとまりそうです」というお話をいただきました。

ぜひそういったものも今回の「松島“湾”ダーランド構想」の中で最大限に活用させていただきたいと思っておりますし、私どもの何よりの誇りは塩竈市民の方々のおもてなしの心だと思っております。一度来た方々がやっぱりもう一度塩竈に行きたいよねと、そういうまちだと私は思っておりますので、今後も市民の方々の温かいおもてなしの心をあわせてご探訪いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

次の特別支援員について、先ほど教育長からご丁寧にご答弁ありがとうございました。この環境なんですけれども、例えば、さまざまな支援員を配置していただいたということは大変ありがたいと思っております。今、教材の中でも、例えばiPadとか、それからさまざまなそういったITを使ってもということをお聞きしていますが、例えば視覚障がいがある子供さんだけではなくて、例えば本を読むことが苦手、困難だという子供さんに対しての取り組みとか、そういった教材面のことでお考えがあるかどうか、まずお聞きしたい。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 多分、弱視の障がいの子供の件だと思うんですが、大型本の文字の大きいそういう教科書がございます。そういったものの活用であるとか、または今iPadなどというものもありますので、そういったものを活用しながら、子供の特質、種別、それから程度に応じてさまざま工夫してやっていただいております。

○議長（佐藤英治君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

昨年の6月、親から子への貧困の連鎖を防ぐための子どもの貧困対策推進法というものが成立いたしました。ことしの1月から施行されております。日本の子供の貧困率は、先進諸国35カ国中9番目という大変高いことであります。こういった今回新しい法律ができましたので、こういった制度を生かして塩竈はどのように取り組むのか。まず貧困率、また進学率、

就職率など、継続的にこれは調査する必要があると思いますが、その点についての対応をお聞きいたします。

○議長（佐藤英治君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 準要保護、要保護の子供たちの成績について、ざふっとですが確認をしてみました。準要保護の家庭の子供について、やはり成績面で伸び悩みが見られたところがございますが、逆に要保護の家庭の子供たちについては、非常に優秀な子供たちがいるというところも出てまいりました。

したがって、一概にその経済的な事由で子供たちの学力がということにはならないだろうと。したがって、私たちが学校の教員にお願いしているのは、やはり夢と誇りを持って頑張るという気持ちが大事だろうと。そして、そのときに学ぶ場として、学校の放課後であったり、土曜日であったりというような場面で自主的にできるような場を準備することだろうということで、新年度学力向上プランにも盛り込んでおるところでございます。

○議長（佐藤英治君） 以上で、浅野敏江議員の質問は終了いたしました。

11番志子田吉晃議員。11番。

○11番（志子田吉晃君）（登壇） 市民クラブの志子田吉晃でございます。今回、平成26年度の施政方針に対して質問の機会を与えてくださいました関係各位の皆様には感謝申し上げます。

2月21日に佐藤市長より、平成26年度の施政方針及び予算案の概要が示されました。その中で、「第5次長期総合計画と塩竈市震災復興計画を柱とし、着実に事業が進展を遂げ、市民の皆様にもふるさと塩竈の再生を実感いただける復興実感の年としてまいります」と述べておられます。

また、「第5次長期総合計画の重点戦略である定住の取り組みを強く推進し、さらに塩竈市災害復興計画に基づく施策については、これまで同様に、生活の再建と産業の復興を重点的に推進してまいります」と述べておられます。

私もこの基本方針に同感でございます。市民の皆様にも復興を実感していただきたく、施政方針に対して大きな項目で7項目、具体的質問として14点、市政全般にわたり欲張ってお聞きします。

最初の質問は、1項目め、市政運営の基本方針の中から1点目、高齢者の社会参加、健康増進についてお尋ねします。

塩竈市も少子高齢化が進み、65歳以上の高齢化率が30%時代に突入したと伺っております。

生活の再建と産業の復興の観点から、また定住政策の観点から、高齢者の社会参加は重要な要素を占めると思いますが、平成26年度の塩竈市での該当項目に当たる予算措置はどのようなになっているかお聞きします。

そして、高齢者の社会参加と健康増進の考え方が市民の皆様全体の生きがいくくりとなり、未来の子供たちに夢と希望をもたらすだけでなく、高齢者にとっても夢と希望をもたらせますように願いたいものです。

質問は、塩竈市では具体的施策としてどのように取り組まれているか、また該当項目の予算措置はどうなっているか、そして健康維持、予防の観点から、高齢者に対する新たなシルバー事業の必要性について、それぞれ基本的な考えをお聞かせください。

次に、施政方針の基本方針の中から2点目、新たな企業立地や既存企業の事業拡大についてお尋ねします。

塩竈市の人口減少対策上、地域経済の活性化が重要な施策となりますが、土地の少ない塩竈市において産業の活性化は難しい問題をはらんでおります。

しかし、このたび復興へのチャレンジとして、新たな企業立地や既存企業の事業拡大について言及がなされております。私の後段の質問と関連しますが、事業遊休地調査業務等、塩竈市の支援制度や状況等をお聞かせください。

続いて、2項目め、第5次長期総合計画の「だれもが安心して暮らせるまちづくり」から1点目、「こころん」環境の充実についてお尋ねします。

この事業では、4月から毎週土曜日にも開始を予定されています。スロープ設置に150万円の予算がついていますが、全体的な事業の内容をお知らせください。

次に、2点目、介護支援ボランティア事業について、健康な方の参加事業とお聞きしていますが、改めてその事業内容をご披露ください。

次に、3点目、健康教室の支援と高齢者福祉計画について、その基本的な考え方をお知らせください。

続いて、4点目、地域防災計画と指定避難所の追加について、追加される6カ所の具体的場所と追加整備事業についてお知らせください。

次に、5点目、都市基盤の長寿命化計画と市道の計画的改修について、災害査定以外の通常の改修方法や策定方法と長寿命化計画の意義等について、市の考えをお聞かせください。

続いて、3項目め、「海・港と歴史を活かすまちづくり」から3点お聞きします。

初めに、1番目、水産業、加工業のPRの強化について、販路の回復や付加価値の創出、ブランド力の強化とPRの強化について、具体的な取り組みはどのようになされているかお聞かせください。

次に、2番目、企業誘致と空き地調査について、これまでに、ものづくり特区や観光特区を設けるなどいろいろな政策を打ち出されていますが、企業立地の動きに対し、これまでの成果をお示しくされれば幸いです。

次に、3番目、事業遊休地等調査業務について伺います。

平成26年度には、新たに調査業務として1,018万円の予算がついていますが、事業の中身とその意義についてご披露願います。

続いて、大きな4項目め、「夢と誇りを創るまちづくり」から、生涯学習センター、市民交流センター活動の充実について、それぞれの主な事業をご紹介ください。また、遊ホールの改修事業として4,100万円が計上されていますが、基本的な考え方をお示しくください。

次に、大きな5項目め、「塩竈市震災復興計画の放射能問題に対する取り組み」から、測定検査と被害対策について、予算項目と風評被害対策について、具体策をお聞かせください。

次に、6項目め、「予算の概要」の中から、ごみ処理広域化事前調査事業についてお伺いします。

新たに300万円の予算で新規に取り組みするとのことですが、その事業内容をお聞かせください。

最後、7項目め、「主要事業」の項目の中から、清掃工場改良事業と再資源化対策についてお尋ねします。

平成26年度は、清掃工場改良事業として4,720万円が計上されていますが、この事業の継続的な基本的考えをお示しくください。

以上、7項目をお聞きしました。

施政方針でうたわれた復興実感の年とするため、生活の再建と産業の復興は重要なテーマと認識いたしております。そのための基本的な根本的な前提として、7項目の質問をさせていただきました。土地や道路基盤の再開発、そして高齢者の活用、また、精神的には当局側のアイデアとやる気や市民サービス精神と愛市精神が求められ、何よりも佐藤市長のリーダーシップが重要な要素と考えます。市民や議会との協力関係を保ち、平成26年度は復興と再生が実感できる塩竈市となりますよう祈念いたします。

よりよい答弁を期待いたしまして、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員から、大きく7点についてご質問いただきました。

初めに、市政運営の基本方針についてお答えいたします。

ご高齢者の皆様方の社会参加と健康の増進についてのご質問でございました。

本市の高齢化率であります、平成26年1月末現在で29.3%でございます。間もなく30%台になろうといたしております。今後ご高齢者の方々が介護などを必要とせず、自立できる健康寿命の延長を目指すためには、引き続き社会参加の推進や生きがいがづくり、そして健康の維持、増進が必要であります。

まず、高齢者の社会参加であります、老人クラブ37団体の育成活動支援、あるいはシルバー人材センターの会員登録者334名が就労いただいておりますのでその支援を、また、生涯学習センターや市民交流センターでの学習文化活動の支援などあります。

生きがい活動といたしましては、本年1月末時点ですが、いきいきシルバー号の運行による外出支援、あるいは老人福祉センターの利用者交流、そして敬老乗船券を浦戸の方々にお配りさせていただくというような外出支援に取り組んでいるところであります。

次に、健康支援であります。市が普及活動を行っておりますダンベル体操のいきいき教室が地域で定着し、発表の場として交流会を開催いただいております。昨年は34団体約400人の方々がご参加いただいたところでありますし、また最近では、市体育館で普及活動を行っておりますビーンボーリング大会でありますとか、さまざまなスポーツイベントに多くの方にご参加いただいているところでありますし、これ以外にも低栄養症を予防するための栄養改善、口腔機能向上のための講座にも取り組んでいるところであります。

さらに、平成26年度からは介護支援ボランティア事業を開始し、社会参加を通じた介護予防の推進、相互扶助意識の醸成、高齢者の活動の場の提供を行ってまいります。

本市といたしましては、今後とも住みなれた地域でいつまでも健康で暮らしていただくために、外出支援、軽運動、栄養改善、口腔機能向上、学習などを通じて、横断的に健康づくりに取り組んでまいります。このような観点から予算措置をさせていただいたところであります。



議員からは新たなシルバー事業というご質問がありました。

代表的なものとしたしまして、今ご説明をさせていただきました介護支援ボランティア事業といったようなものがあるものと考えているところであります。

次に、新たな企業立地や既存企業への事業拡大についてのご質問であります。

本市の基幹産業である水産業や水産加工業を初めとする地元産業の活性化は、長期総合計画達成の喫緊の課題であります。第5次長期総合計画の基本構想で3つの重点戦略であります定住、交流、連携の全てに、具体的施策として企業立地を掲げさせていただいているところでございます。

これまでの本市の企業誘致の取り組みといたしましては、将来的な税収の増大や雇用拡大による産業の活性化を目指し、国の企業立地促進法に基づく固定資産税の課税免除制度や、市独自の施策として、企業立地奨励金や雇用奨励金の交付と法人市民税の控除を制度化いたしておりますいきいき企業支援条例により、市外からの新規企業の誘致を含め、市内の既存企業の増設などへの支援を図ってまいったところであります。

また、震災後であります、東日本大震災復興特別区域法に基づくものづくり特区あるいは観光特区の制度、さらには原発補助金、津波補助金等々のさまざまな制度を活用し、今新たな企業の立地、既存企業の体質強化といったことに取り組んでいただいているところであります。本市といたしましても、新たな企業とともに既存企業への支援制度等の情報提供を図りますとともに、県と協力しながら本市産業の底上げになお努力をいたしてまいります。

次に、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」についてお答えいたします。

具体的には「こころん」についてのご質問でありました。

塩竈子育て支援センターであります、行政機能集約の一環により、主に乳幼児の親子の方々の交流の場として壺番館1階に2.5倍規模の広さを確保し、平成25年8月31日にリニューアルオープンをさせていただきました。

これまでの子育て支援センターにはなかった乳飲み子の方をお連れの方のために、授乳室、おむつ交換シートの整備をさせていただきました。また、子育て等でお悩みの方々の相談室も個室として利用していただき、プライバシーにも配慮した形となっております。

移転オープンからおおよそ7カ月が経過しようとしているところでありますが、現在は市内外から月に700人から800人を超す利用者が訪れ、移転前の約3倍の利用者数となっております。現在利用している方々や平日お勤めをお持ちの方から、毎週土曜日の開所を望む声が寄せら

れており、このような市民ニーズに応え、中心市街地における子育て支援の拠点として、平成26年度からは平日同様の午前9時半から午後4時まで毎週土曜日を開所することとし、あわせて壱番館南駐車場もご利用者のために開放させていただくものであります。

こういったことによりまして、中心市街地の商業の活性化、そして何よりも、私も1カ月に1回の土曜日に足を運んでおりますが、お父さん方が子供さんを連れて訪れていただく姿に大変喜んでおります。ぜひお父さん方にもこの施設をご活用いただければ大変うれしいと考えているところであります。

次に、介護支援ボランティア事業についてであります。

この質問をたびたびいただいておりますが、期待される効果についてであります。

介護予防につながることで、住民の共助意識の高まりに期待が持てること、あるいはご高齢者の活用が提供され健康増進につながるのではないかとといったようなこと、また些少ではありますが、現金で交換されるために実質的な介護保険料の軽減策の一例にもなるのかなどといったことも期待いたしているところであります。

今、マニュアルの整備、あるいは応募者の講習会等の企画をいたしてございまして、7月にはぜひスタートさせていきたいと考えているところであります。

次に、健康教室の支援とご高齢者福祉計画についてのご質問であります。

初めに、健康教室等への支援についてのご質問でありました。

平成25年に策定いたしました第2期健康しおがま21プランの基本方針に、地域連携、地域活動の活性化を位置づけております。主体的な地域の健康づくり活動が中長期的な効果として生活習慣病や介護予防に結びつき、元気高齢者の割合85.1%を維持していくことを長期総合計画の目標とさせていただいております。このような視点から、さまざまな支援をさせていただいているところであります。

具体的にというご質問でありましたので、ご披露させていただきたいと思っております。

保健師等による健康教室での介護予防のための脳年齢チェックなど、さまざまな健康に関する講話等で支援回数が30件であります。心の健康づくりのためのほっとサロンの地域開催で24件、食生活改善推進委員の方々による出前講座の開催で2回、あるいは運動指導士によるロコモ予防等の軽運動教室やダンベル体操等々で60回を超える支援をさせていただいているところでございます。

今後とも、こうした地域活動の支援を継続しながら、町内会等での健康づくりの自主活動サ

一クルの育成に取り組んでまいります。

次に、地域防災計画と指定避難所の追加についてのご質問をいただきました。

地域防災計画の見直しに当たりましては、大震災の教訓を踏まえ、初めに基本理念を定めさせていただきます。行政等が行う公助、地域の安全等を自分たちで守る共助、そしてみずからの命、安全、財産をみずから守る自助を基本とし、それぞれの責務、役割、そして連携を明確にしながら、誰もが安全で安心な生活をいつまでもこのふるさと塩竈で送っていただけますような地域社会の構築というものを基本理念とさせていただいております。

また、指定避難所の見直しや長期避難に係る食料、避難道路、燃料不足、避難行動要支援者、女性の参画の6つの課題に取り組ませていただくこととなっております。現在、地震災害対策編、津波災害対策編、風水害対策編等々に取り組みをさせていただいているところでございます。

次に、追加される指定避難所は何カ所かというご質問でありました。

東日本大震災では、宮城県沖地震を想定した3,200人を超える最大8,771人の避難者数となりました。このことを踏まえ、指定避難所の見直しについて防災会議に諮ってまいりました。その結果、塩釜ガス体育館のサブアリーナ、温水プール、一森山剣道場、公民館本町分室、塩釜港湾合同庁舎、そして塩釜高東キャンパスの6カ所を追加し、災害より一時的に避難生活をするための指定避難所として、これまでの14カ所から20カ所に増加をさせていただいたところであります。

次に、都市基盤の長寿命化計画と市道の計画的改修についてのご質問でありました。

都市基盤の長寿命化計画についてであります。厳しい財政状況下におきまして、人口減少や少子高齢化が進展する将来を見据え、老朽化が進む都市基盤を適正に維持管理、更新することは、全国の自治体の大きな課題となっております。

このため、これまでのいわゆる対処療法的な維持修繕から、損傷等が軽微である早期段階で予防的な修繕等を実施することにより、既存施設の耐用年数を延長し、中長期的な維持管理、更新等のトータルコストを縮減できますとともに、予算の平準化を図る必要がありますことから、昨今、施設ごとの長寿命化計画が策定されており、本市でも各施設の長寿命化計画策定に取り組んでいるところであります。

橋梁、トンネルなどの道路施設についてのご質問でありました。

国の平成24年度補正予算を活用し、さらに道路のり面や標識などの道路附属施設につきまし

ては、国の平成25年度補正予算により各施設の点検を行うとともに、長寿命化計画を策定いたしてまいります。

しからは、そういったことをどのような形で市道の計画的な改修に結びつけていくのかというご質問であったかと思えます。

これまで、東日本大震災に伴う災害復旧事業を重点課題として市道の復旧を実施いたしてまいりました。一方、災害復旧や復興交付金事業の対象外の幹線道路につきましては、国の平成24年度補正予算等を活用した道路路面性状調査を46路線で実施させていただきました。調査延長24キロメートルのうち、約8%に相当する1.8キロメートルについて修繕が必要との結果となっております。

早期修繕を図るため、平成25年度には新浜町泉沢線ほか2路線の修繕を実施いたしました。また、平成26年度には桜ヶ丘東玉川線ほか2路線の改良工事を計上させていただいているところであります。

さらに、幹線以外の市民の皆様方の身近な道路につきましても、緊急性、優先性といったものに配慮させていただきながら、計画的に補修に取り組んでまいります。

次に、「海・港と歴史を活かすまちづくり」についてでございます。

水産加工業のPRの強化について、具体的にどのような取り組みかというご質問でありました。

再三ご報告をさせていただいておりますとおり、これまでは「三陸塩竈ひがしもの」のブランド化事業、あるいは「塩釜フード見本市」開催といったようなことでPRに取り組ませていただいております。

このような支援を継続する一方、水産加工業におきましては、やはり風評被害により、特に関西以西での販路が取り戻せない状況が続いております。市といたしましても、これら関西以西につきまして、本市に技術職員を派遣いただいている自治体を中心に周辺の市町を訪問させていただき、本市の安全・安心な水産品、水産加工品のPR活動をさせていただき、少しでも販路の回復に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、企業誘致と事業遊休地調査についてのご質問でありました。

企業誘致において最も必要とされますものは、やはりタイムリーで的確な遊休地情報を提供できることではないかと考えております。本市では、平成17年度に取り組みました塩竈市いきいき企業支援条例の効果的な活用を図るために、平成18年度に市内の工業地域及び準工業

地域にある遊休地を調査し、塩竈企業誘致ガイドを作成いたしました。その内容につきましては、紙ベースのほか本市のホームページにも掲載し、情報提供を図ったところであります。

平成26年度において実施を予定いたしております事業遊休地調査についてであります。本市では大規模な工業団地等での用地提供が行えず、市内に点在する民有地に大きく依存せざるを得ないことから、その状況を的確に把握するため、国の重点分野雇用創造事業を活用し、市内遊休地等の調査及び情報提供システムの整備を行うものであります。

内容といたしましては、市内の工業地域及び準工業地域にある遊休地のほか、空き工場及び事業所等の位置、面積、価格のほか、取り扱い業者などの物件情報を調査したものをわかりやすく本市のホームページで公開し、新規立地を計画する全国の事業者が自由に閲覧できるシステムといたしてまいります。

次に、生涯学習センター、市民交流センターの活動の充実についてであります。具体的な取り組みの内容についてというご質問でありました。

公民館とふれあいエスプ塩竈から成る生涯学習センターでは、子供からお年寄りまでが集い交流し学習できる事業を展開し、昨年度32万4,000人の方々にご利用いただきました。

生涯学習センターの学習機会の充実として、具体的には公民館教室や市民ボランティア講座などで23講座を開講いたしますとともに、日ごろの学習成果を発表する機会として塩竈市美術展や公民館まつりを開催し、学びの振り返りも行っております。また、ご高齢者を対象とした千賀の浦大学では、180名の定員を大きく上回る230人の方々にご参加をいただいているところであります。

また、学びの推進には学習情報の提供が欠かせないものであります。そのため、生涯学習の手引きとして作成した141団体の社会教育関係団体等を紹介している学びステーションを幅広く活用し、学ぶ意欲を大切に、みずからの学びにつなげる支援をさせていただいています。

市民交流センターであります。市民交流センターは、遊ホール、市民図書館、視聴覚センター、会議室など、市民の皆様が文化、芸術に親しみ、学び、そして交流することを目的とさせていただいております。

ホール関係であります。遊ホール協会でコンサートや演劇などを主催、運営するほか、一般の皆さんの舞台発表の場として活用いただいております。会議室等を含めた利用者数であります。昨年度実績で年間3,500件、延べ5万4,000人となっております。これらの舞台運営では、照明、音響などの演出が極めて重要でありますことから、今年度の予算では舞台照明

設備の心臓部となります調光基板の更新を行わせていただくこととなっております。

次に、地域情報を未来に伝える使命を担う市民図書館であります。貸し出し者数は5万7,000人です。貸し出し冊数20万冊となっております。

今後もこれらの施設をさまざまな市民の方々にご活用いただき、社会教育の向上に努めてまいります。

次に、放射能問題に対する取り組みであります。

測定検査とPRについてというご質問でありました。

水産関係の放射性物質の検査といたしましては、魚市場では水揚げされる水産物を2台の簡易測定器を用い販売前検査を実施し、安全な水産加工品や加工原料を提供させていただいております。また、水産加工開放実験室では3台の簡易測定器を用いて検査を実施させていただいております。

市内では国の基準100ベクレルを超えるもの、さらに宮城県が独自に設定いたしております50ベクレルを超えるものという判定をさせていただいておりますが、現在まで塩釜魚市場から規制値50ベクレルを超えた水産物を出荷したという事例はございませんでした。

今後とも検査を継続すると同時に、本市ホームページの公表あるいは商品展示会など、機会を捉えて本市水産物の安全性のPR、風評被害の払拭に努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理広域化事前調査について、事業の狙いは何なのかというご質問でありました。

ごみ処理広域化事業事前調査の内容であります。具体的には、老朽化が進んでおります本市の清掃工場建屋の耐力度や劣化の状況等を調査するものであります。

塩釜地区消防事務組合と環境組合が4月から統合されます。残る組合といたしましては、本市を除く一市三町のごみ処理を行う宮城東部衛生処理組合がございます。今後引き続き、組合統合に向けての検討を進めていくことといたしておりますが、その中で単独処理を行っている本市がいかに合流をしていくかが大きな課題と考えております。

ごみ処理業務の広域化を協議する上では、さまざまな検討事項や課題の整理が必要となりますので、今回行う調査により施設の耐用年数等を的確に把握し、ごみ処理広域化に向けた協議の基礎資料として活用させていただくものであります。

次に、清掃工場改良事業と再資源化対策事業についてであります。

まず、清掃工場改良事業についてであります。清掃工場は昭和51年度に供用を開始し、38年目を迎える施設でございます。老朽化に対応するため清掃工場整備計画を策定し、計画的

に整備に取り組んでいるところであります。

平成26年度は、焼却炉本体の耐火レンガの整備を実施し、適正な施設の維持と延命化を図ってまいります。

次に、再資源化対策事業であります。市民生活から排出される廃棄物から資源物を分別収集することでごみの削減を図り、清掃工場及び埋め立て処分場の延命化を目的といたしております。

具体的には、缶、紙、布、ペットボトルやプラスチック製容器・包装等を資源物として分別回収し、リサイクル施設においてさらに選別を行い、リサイクル業者に払い下げを行っております。

次に、広域化における課題についての取り組みであります。宮城東部衛生処理組合との協議を受けまして、平成17年度には、前段申し上げました清掃工場改良事業において、プラスチック類の焼却が可能となる工事を実施いたしました。翌18年度には、プラスチック類を可燃ごみとするごみ分別の一部内容の変更を行いました。

また、埋め立て処分場延命化のために、自走式の破材機を導入する等の取り組みを行い、宮城東部衛生処理組合の収集処理体制に近づける努力をいたしてきております。その結果、組合への参加合流に向けての基礎的な取り組みについてはクリアしているとの認識ですが、今後ともこのような体制を維持しながら、広域化までの延命策に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） では、2回目以降の質問をさせていただきます。

順番と違いますけれども、最後に今市長から言っていただきましたごみの広域化の件の調査事業です。それで、広域化までの延命策に努めてまいりますということなんですけれども、大体どのくらいの、この調子で行くと何年後ぐらいに東部衛生組合のほうに塩竈市がまぜてもらえるような状態になるのか、今の時点ではその辺をどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐藤英治君） 小山産業環境部長。

○産業環境部長（小山浩幸君） 今回の段階で広域化何年ということをお話を東部衛生処理組合と協議を具体的にしているわけではございませんけれども、例えば中倉埋立処分場の埋め立ての期間

としては、おおむね10年程度なのかなと考えてございますし、また清掃工場、これから詳細に調査させていただきますけれども、やはりそちらについてもかなりもう、例えば50年だということだとしても、そろそろ逆算してまいりますと、やはり10年ちょっとぐらいしかございませんので、やはりそういったことを逆算してまいりますと、もうそう長いこと時間はないのかなという認識でございます。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） はい、よろしく申し上げます。なるべく早くまぜてもらえるよう努力してもらいたいと思います。

あとは、細かいことはまた予算委員会がありますので、そちらで具体的にはお聞きしたいと思います。

それでは、最初のほうにも戻りまして、順番にできるところまでお聞きしたいと思います。

高齢者の社会参加、健康増進についてということで、塩竈市でもこれまでもそうですし、高齢者のためにいろいろ事業をされてもらっておることはわかっております。でも、あえてなぜこのような質問をさせていただいたかという、やっぱり高齢化率がこんなに高まっていますので、やっぱり高齢者の方にいっぱいこれからもいろいろ協力してもらわないと、これはやっていけないんじゃないかという気持ちで質問させていただきました。

それで、結局私もいろいろ高齢者について、福祉関係いろいろな事業がされていると思うんですが、元気でなくなった場合のいろいろな予算というのはいっぱいついていると思うんですが、元気でなくなる前の元気なうちにいろいろ働いてもらえば、お互いに市民全体も市のほうもいろいろな意味で生きがいくくりということで助かりますし、やっぱり長生きしてもらおう……、ただ、夢も希望もなくなるような長生きはうまくないので、やっぱり生きがいくくりにつながるような、元気なうちにいろいろ参加してもらおうようなそういう事業にいっぱいそういう施策を、当局の頭のうんといいい職員さんたちの集まりですから、そういうものをいっぱい考えてやってもらいたいなど。

それで、結局は予算的に考えても、元気な人たちに使う予算が余りないような気がするんですよね。ちょっと病気になってからとか、寝たきりになってからとか、そういうのは手厚く医療関係とか、それはやられていると思いますよ、福祉的には。でも、やっぱりそうなる前の予防的な考え、それから社会参加してもらおうためにやっぱり生きがいくくりになるようなものをいっぱい考えてやってもらいたいと思います。



そういう意味では、今回介護支援ボランティア事業とかを考えていただきましたけれども、やっぱりそういう生きがいつくりになるようなものにもう少し予算的にもそちらのほうに…。元気でなくなってから使うと、かえっていっぱいかかりますから、そういうものをしっかり考えてもらいたいと思うんですけれども、全体的なそういう基本的な考え方について再度お聞きしますが、塩竈市としてはどのような基本的な方針なのかお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 先ほどの市長の答弁の中でも、高齢者の社会参加ということで答弁させていただきました。例えば、いきいきシルバー号での外出支援ですとか、シルバー人材センターでご活躍をいただくための助成ですとか、あるいは老人クラブの助成、それから社会福祉協議会でやっています老人福祉活動、そういうものへの助成ということで、金額的に言いますと、多分全体で2,000万円を超えるぐらいの金額を一応支出させていただいているのかなと思っています。

今回、介護ボランティアということで、介護特会になりますが、これで180万円ぐらいの予算を組むということになりますので、議員がおっしゃいますように、病気になる前に積極的にいろいろな活動をしていただいて元気を保っていただくということは非常に大切だと思います。私どももこういう意味でそういう元気高齢者づくりのための活動ということをなお勉強させていただきまして、何かこういうものがあればということで取り組みをさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） はい、よろしく申し上げます。

そうですね。だから、いろいろとやってはもらっているんですよ。老人クラブとか、シルバー人材さんとか、いきいきシルバー号とかね。でも、このいきいきシルバー号もちょっと、何かバスもくたびれてきたような感じがするんですけれども、こういうことを積極的にやられているのであればいつでも借りられるような状態、とにかく市議会の移動のときも、やっぱり同じような車両ということでは……。そういうものを元気な人たちに対する支援に、もうちょっとそういうことに予算を使ってもらいたいと思うんですけれども。平成26年度の予算ではついていないから、補正でもってそのくらい元気な人たちに、もう3割もそういう人が65歳以上ですから、もう塩竈。ということは、有権者の40%以上はそうだと、計算ではなるのかと思いますけれども、そういう意味ではしっかりこれからもやっていただ

きたいと思います。

こればかり言っていると終わらなくなりますので、次の2番目。

新たな企業立地や既存企業の事業拡大についてということで、後のほうの質問ともダブリますけれども、今回新たに遊休地事業調査をやられるということで、やっぱりこの産業の活性化というのが、やっぱり仕事がなければ若い人たちもやっぱり塩竈に住みたいと思っても住めなくなって、仕事があるほうに引っ越ししてしまうと。そうすると、人口の減少になると。こういう繰り返しになりますので、やっぱり塩竈の若い人たちが働く場所があるということが、この定住化、この柱になるわけですので、それを大いにやっていただきたいところですが、やっぱり皆さんもご存じのとおり、塩竈市は土地がほとんど、ほかの市町村に比べて、こちらの土地を開発して工業団地を誘致しようかというようなそういう空き土地がございませんので、今回は小まめに民間の土地も含めて調査されるということですので、その辺のところも頑張っていたきたいと思います。

それと、これは質問項目には……、これはあえて関連で聞くとすれば、やっぱり大きな土地をつくるという発想も、昔何十年か前には越の浦地区のことも出たようでございますけれども、何かそのくらいないと塩竈のこれからの産業の拡大というのは難しいんじゃないか。それから、今は新浜町は水産加工団地という名前でございますけれども、今回も塩竈市と宮城県で頑張られて食品の工場が進出してくるといううれしいニュースもあります。水産加工ではございませんが、ギョーザ屋さんということですが、そういう意味ではこれからの塩竈の水産加工団地も、水産加工団地ということではなくて食品加工団地という性格づけでいろいろ募集活動されると、少しは塩竈の企業の活性化、方向性が見えてくるんじゃないかと思っておりますけれども、そういった意味でどのような企業を誘致するか、その辺のところを改めて考え方をお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤産業環境部次長。

○産業環境部次長（佐藤修一君） 確かに水産加工団地ということで、これまでも主には水産業関連、水産加工業を中心に企業の立地が図られてきたところではございますが、議員も今おっしゃっておられましたように、一つには今回原発補助金というものを活用していただいて、東京都内の食品製造加工業者の進出が決まりましたし、また、津波補助金という制度が平成25年度から創設されておまして、そちらでも既に採択されております2社については、水産加工業の関連事業者でございますが、今月の24日に締め切りになりました第2次募集では

市内外から3社の応募がございまして、このうち2社につきましては、新浜町の水産加工団地内ではございますけれども、必ずしも水産加工業ということではなくて、食品製造業であったり、化学製品の製造であったりということで、名称にこだわらずにこのさまざまな有利な企業立地制度を活用しまして、新たな産業の立地が図られていると認識してございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） はい、いろいろありがとうございます。

では、次の項目がいっぱい残っているので、順次。

「こころん」の環境充実については詳しくお聞きしましたし、ほかのことも聞いたので頑張っていかれたらよろしいかと思えます。

それで、その場所ばかりではなくて、壺番館全体の使い方ということにもなるんでしょうね、やっぱり市民ニーズがあって毎週土曜日に開所すること、これはいいことだと思いますよ。だから、ニーズのあるところに、そういうサービス精神というものがあらわれるということは、私はすごくいいことだなと思って評価してまいりたいと思います。

ですから、そういうふうには市役所ですから市民のために役に立つような事業をいっぱいやられると、そういうことを基本的な考え方でやっていただければ、本当に復興を実感していただけるんじゃないかと思うんですが。

それで、駐車場を利用するときは、いまだに土日は暫定的に今使っているからなんですか。前の市営駐車場の跡地ということですがけれども、そういうところもやっぱり市民ニーズがあるところ、壺番館、「こころん」のことばかりではないですけれども、図書館、遊ホールを使う方、やっぱり日曜日も開いています。そういう意味では、土日もそういうところを何とか開放できるようなことは、市民ニーズとしてはいっぱい、私もいっぱい言われていますけれども、どこかでやっぱりやらなければならないんじゃないかと思うんですが、その辺のところの方向性だけでも。平成26年度中にもやっぱり駐車場の今の時間帯、平日のこの時間からこの時間までですよ、30分だけですよという使い方ではなくて、もっと考えられないかどうか、その辺のところを方策がございましたらお聞かせ願いたいと思うんですが。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 荒井財政課長。

○市民総務部財政課長（荒井敏明君） お答え申し上げます。

現状をまずお話し申し上げたいと思いますが、まずこの本庁舎につきましては、ご承知のとおり、当直さんがいるということで土日は開放させていただいております。それから、今お話を受けた中央公共駐車場の跡地、今現在舗装して月曜から金曜までということでご利用いただいていると。土日のご利用につきましては、確かにご要望がたくさんございます。そういったことで、ご要望にできるだけこちらもお応えしたいということで、できるだけいろいろな関係課と関係があるイベント関係でありますとか、それから交流センターでありますとか、イベントの関係で舞台にご出演される方とか、そういう練習のために土日使いたいとか、いろいろな関係の課といろいろな密接にかかわるようなそういったイベントにつきましては、事前に財政課にご報告いただきまして、こちらでできるだけ開放できるようにしたいと思っております。それも今現在やっております。

ただ、何が違うかという、土曜、日曜、これが委託業者という方の管理はしておらないということがありますので、幾ら自由開放だといっても、中での事故、あるいはそういった事件にかかわるようなそういった管理の面での不安がございます。そういったところの不安をどうやって解消していくかということと、それからご利用される皆様にどういった方法で開放できるか、今後はこの辺も少しいろいろ詰めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） はい、ありがとうございます。

何とか前向きにやってもらいたいと思います。開放されるまでずっとこの市民ニーズは続きますから、早目にこの26年度中にやっぱりいい方法を見つけて、機械を設置するというかえって高くつくということもありますが、今の管理されている方はシルバー人材センターに委託しているわけですから、そういう人たちも土日まで生きがいを持って働ける職場づくりにもなるということで、いろいろな意味でいいですから、頑張ってやってもらいたいと思います。

そして、その次の介護支援ボランティア事業については、やっぱり健康な方が参加するというので、これはなかなかいい新しい事業だと思いますので、評価したいと思いますので、次に行きます。

健康教室の支援と高齢者福祉計画について。

この中で第6期介護保険事業策定事業というもので、というか高齢者福祉計画と言うのでしょうか、500万円ほどの予算が計上されております。それで、昨日は市民クラブの鎌田議員も、

いろいろな施設でこういうもので使ってということをお聞きしましたが、私は私でやっぱりこの高齢者のための、スポーツ関連ではありませんが、芸術や音楽関係も生きがいつくりになると思って聞いております。そういう意味で、策定事業500万円というのはどのようなことにお使いになるのか、どういう方向に行くのか、大体の概要でよろしいのでさらっとお聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） この費用につきましては、平成27年度から始まります3カ年の高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定費用ということで、民間の事業者に委託をかける予定にしております。

中身といたしましては、さまざまなアンケート調査を実施すること、あるいはこれまでも全世帯にお配りしています介護保険のパンフレットの作成費ということで、多分、印刷製本費が半分以上を占めるぐらいの中身になっておりますので、そういう作成のために必要な経費ということで計上させていただいたということになります。

○議長（佐藤英治君） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃君） ベルが鳴りましたので、最後の質問になります。全部は聞けなかったんですけども、この1点だけは聞きたい。

というのは、放射能に対する取り組みの風評被害対策です。これは、最初に聞いた水産加工のPR強化事業についてもジョイントしています。やっぱり関西のほうで風評被害がなかなかおさまらない、やっぱり怖いもの扱いになっていると。そういう意味では、早目にもう安全宣言を出して、塩竈は大丈夫ですということを、やっぱり塩竈市だけでは難しいでしょうから、県のほうの風評被害対策事業と絡めて一緒に宮城県塩竈はもう安全なんですよということを、もうあの事故以来3年ですよ、3年たちましたのもうありませんと、もう実際出ないわけですから、いつまでも単なる放射能の測定事業だけにとどまらず、安全をPRしていくことをやらない限り、なかなか加工品の販路とかもできないわけですから、そういう何かイベントをするときに塩竈の、例えば本庁舎の前で毎日自動的にはかっている、きょうも見てきましたが、0.036マイクロシーベルト。もう平常時なんですよね、この数字は。ということ写真を撮って、塩竈の市役所を写して、もう平常時に戻りました、安全ですよということを、そういうイベントとか、あるいは塩釜フード見本市のときでもいいですからそういう会場に、あるいは仲卸の観光客が来ているところでもいいですから、塩竈はこれだけない

んですということをもうちよつと積極的にアピールしていただきたいと思うので、その方向性についてだけ最後に市長に考え方を。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤英治君） 佐藤 昭市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来申し上げておりますとおり、いろいろな地域に行ったときに、まず塩竈は安全ですということをPRさせていただいているつもりではありますが、なお努力をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 以上で、志子田吉晃議員の質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後3時02分 休憩

---

午後3時20分 再開

○副議長（曾我ミヨ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の施政方針に対する質問を続行いたします。

17番伊勢由典議員。17番。

○17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、施政方針に対する質問を行う伊勢由典でございます。

質問の第1番目は、塩竈市震災復興計画の住まいと暮らしの再建についてであります。

施政方針は、災害公営住宅については当初の380戸の整備計画でしたが、追加分も含め420戸を整備するとしております。

多賀城市は、東日本大震災による住宅被災程度が全壊またはみなし全壊、みなし全壊といひまして半壊または大規模半壊で当該被災住宅を解体で、多賀城市内の災害公営住宅へ入居する方が対象で、1人で30万円から5人以上50万円とする災害公営住宅入居支援事業を制度化しました。同支援金は、災害公営住宅入居に要する費用として自由に使えるものとしております。

日本共産党市議団は、昨年12月24日に提出した2014年度塩竈市に対する要望書で、引っ越しの支援金制度や家賃の減免、敷金の減免、こうした内容で塩竈市に要望書を提出して求めておりました。

伊保石災害公営住宅に移った方々を伺った中で、多賀城市や東松島市でやっていて、塩竈市がやっていないのでは被災自治体の格差が出てしまう、額は別にして、先ほどの支援金ですね、支援をして欲しい、敷金3カ月は大変などの声が出されました。

そこで、質問は次の3点について伺います。

1点目は、災害公営住宅建設予定380戸、伊保石、清水沢、北浜、錦町、浦戸諸島の進捗状況と完成年度について伺います。

2点目は、災害公営住宅追加分50戸の建設予定場所と完成年度について伺います。

3点目は、きのうの質問と重複いたしますが、高橋議員も質問しておりましたが、災害公営住宅の先ほど述べた入居支援事業について、この間どのように検討されてきたのかお伺いいたします。

質問の2番目は、産業経済の復興、海岸通再開発事業について質問いたします。

施政方針で、中心市街地の活性化について、海岸通再開発事業を進め、準備組合を本組合に移行し、複合機能を有する新たな商業空間の創設を目指すとうたっております。

一方で、57地権者のうち、準備組合に参加している方が48名で、全地権者が参加しておりません。また、聞くところによると、再開発事業に伴い、土地の権利変換で現在所有している土地面積が大幅に減らされ、再開発事業に参加する際には新たに買い戻ししなければならないことで、総じて再開発事業に総論は賛成するが、各論で反対との声も前段聞かれました。そして、市民からも海岸通の再開発はどうなるんだろうかとの意見も出されております。

そこで、質問は次の2点について伺います。

1点目は、現在、海岸通再開発に係る公告縦覧を行っておりますが、その内容についてまず最初にお聞きいたします。

2点目は、海岸通再開発の1区、2区の現時点での再開発事業構想イメージについてお聞きいたします。

質問の3番目は、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」に関して、子供の医療費外来拡大と障がい福祉の2点についてお聞きいたします。

施政方針は、少子化が進む中で核家族化や共働きの増加、子供を安心して産み育てる支援と環境づくりは定住促進につながる、子供の医療費助成を拡大、通院で小学生6年生まで広げると述べております。大変喜ばしい事業であり、この点では評価をしたいと思います。

日本共産党市議団も、先ほど述べた2014年度塩竈市に対する要望書で、子供の医療費の外来の小学校6年生までの拡大を求めておりました。

子供の医療費拡大について、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、今回拡大した子供の医療費外来助成制度で、小学校3年生から小学校6年生まで

年齢拡大に至った市の考え方についてお聞きします。そのための財源についてもお聞きいたします。

2点目は、二市三町の子供のこの医療制度について、どのような形になっているのかお伺いいたします。

次に、障がい福祉について伺います。

2006年12月、国連総会で採択された障害者権利条約が1月20日国会で批准し、2月19日から発効しました。実効ある取り組みを進めなければなりません。施政方針でも障がい福祉に触れております。施政方針で述べている障がい福祉は、地域社会で共生できる環境を醸成する社会参加の促進について述べておりますが、具体的にどのようなことなのかお聞きいたします。

質問の4番目は、塩竈市地域防災計画について伺います。

施政方針で現在、地域防災計画の見直しが行われ、ハード、ソフト両面の防災減災に取り組むとしております。1月10日と2月7日に行われた塩竈市防災会議で、風水害、原子力災害対策編の会議が行われ、私も傍聴しました。防災会議の委員から、これは女川原発の対処のことですが、放射能の飛散をホームページで情報公開してほしいとの質問に、東北電力は当社は正確な情報を持ち合わせていないと述べ、女川原発の事故の対処についてこうした対処がないことで、改めて私自身もその発言にいささか驚きました。

2月7日の塩竈市地域防災計画原子力災害対策編の素案の中で、特別警報に係る対象事象では、避難勧告案で女川原発で福島第一原発のような事故が起きた場合、放射性物質を含む放射能雲とありますが、ブルームの対処は屋内退避、屋外にいた場合は屋内に戻る、部屋を密閉するというものでした。原発問題住民運動宮城県連絡センターが、株式会社環境総合研究所で行った女川原発の事故が起きたら放射能雲が、一つの例ですが、東北東の風1メートル風速でシミュレーションすると、24時間後、空間線量が50から20マイクロシーベルトで塩竈市から仙南の七ヶ宿まで飛散することが発表されました。河北新聞やその他のマスメディアにも大きく報じられました。女川原発廃炉こそ、こうした点からも求められます。

塩竈市地域防災計画の原子力災害対策編原案の原案承認は、3月19日の防災会議に提案され、修正などを加えて、そうした日程で予定されております。宮城県地域防災計画原子力災害対策編では、女川原発30キロ圏内の防護措置の新しい判断基準の導入で、500マイクロシーベルトで避難や屋内退避、20マイクロシーベルトで一時避難となっております。しかし、先ほど



のシミュレーションで塩竈市も50から20マイクロシーベルトとなれば、一時避難も検討しなければなりません。

こうした点からも、塩竈市民は1月時点の現在で5万6,231人ですが、市民の一時避難や避難先、車の手配、車の渋滞、入院患者、要支援者、妊婦の方、子供や浦戸諸島島民の避難の手段、そして子供さんたちのヨウ素131の対象として求められるヨウ素剤の配備を想定しなければなりません。

質問は、防災計画の原子力災害対策編の市の考えについてお聞きいたします。

質問の5番目は、「海・港と歴史を活かすまちづくり」での商工業の振興策について質問いたします。

1点目は、2割増商品券事業について、どのように進めるのかお聞きいたします。

2点目は、市内商店、これは商業でございますが、活性化促進事業、現在シャッターオープン事業の応募状況などについて、新年度でどうなっているのかお聞きいたします。

3点目は、門前町として魅力ある景観をうたっております。景観計画の経過と今後について伺います。あわせて、本町、宮町、南町、西町、こうした景観を有している町並みと、今回の景観計画との関連についてお聞きいたします。

質問の6番目は、「夢と誇りを創るまちづくり」に関して、学力向上対策について2点質問いたします。

1月30日の総務教育常任協議会に、新塩竈学力向上プランが報告されました。新塩竈学力向上プランの内容とその進め方についてお聞きいたします。

また、総務教育常任委員会で、昨年11月に福井県敦賀市並びに大野市の教育行政視察をしてきました。敦賀市の教育、新敦賀教育推進プラン「未来を担う敦賀っ子を育てるために、ふるさとを愛し、確かな学力を持つため、敦賀っ子の育成のため」を公表し、市民にも呼びかけておりました。また、大野市も平成19年9月議会で市長が、「教育について足りないのは1本の新普遍的バックボーンと考える」と述べ、教育委員会で「教育理念の明倫の心を重んじ育てる大野人」を公表し、冊子を全戸配布しておりました。

塩竈市の将来を担う子供たちをつくる教育についての市の教育理念とは一体どういったものなのかお聞きいたします。

これで第1回目の質問とさせていただきます。ご清聴のほど大変ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から6点についてご質問いただきました。

初めに、住まいと暮らしの再建についてお答えいたします。

災害公営住宅についてでございます。災害公営住宅の建設予定の進捗状況、完成年度についてのご質問でありました。

本市の災害公営住宅整備事業につきましては、本土部に335戸、離島部に45戸、都合380戸という説明をさせていただいております。平成26年度分として、本土部44戸、離島部45戸を完成させ、被災者の皆様にご入居いただけますように取り組んでまいりたいと考えております。

内訳といたしましては、伊保石地区の2期分として4戸、錦町地区の40戸、浦戸地区の45戸につきましては、平成26年度内の完成を予定いたしておりますが、その他区画整理事業との調整を要する北浜地区、大規模団地整備となります清水沢地区、今回新規に要望いたしました錦町東地区については、平成27年度以降の完成となる見通しであります。被災者の皆様にも一日でも早く安心してお住まいいただけますよう、今後とも工期の短縮に努めながら整備を促進いたしてまいります。

次に、災害公営住宅不足分の建設予定場所と完成年度についてのご質問でありました。

昨年6月から8月にかけて実施いたしました災害公営住宅への入居仮申し込みの結果を踏まえ、復興交付金第8回申請におきまして、錦町東地区災害公営住宅の整備を要望いたしております。

概要といたしましては、JR仙石線西塩釜駅の東口に隣接する約7,000平米の敷地に50戸規模の整備を計画いたしており、平成27年度中に入居開始を目指しております。建設予定地の選定に当たりましては、入居仮申し込みの状況を精査いたしましたところ、JR駅に近接する中心市街地周辺への入居希望が高く、とりわけ高台に位置する錦町地区には計画戸数40戸の4.75倍に当たる190世帯からの希望が寄せられました。市としてこういった需要に対応するため、錦町地区に選定させていただいたところであります。

次に、災害公営住宅入居支援事業についてであります。

昨日も高橋議員初めから同様のご質問をいただきましてご答弁申し上げます。同じ内容を繰り返させていただきます。

多賀城市や石巻市で制度化した災害公営住宅入居支援事業について検討されたのかというご質問でありました。

昨年12月定例会におきましてもご答弁させていただきましたとおり、本市といたしましては、これまでふるさとしおがま復興基金を活用し、住まいの再建、あるいは災害に強いまちづくり、そして定住の促進等を図るため、他市町と異なる独自の支援策として、例えば宅地のかさ上げや擁壁工事などに対する補助として、宅地防災対策の支援事業を行ってまいりました。

また、津波被災住宅再建支援事業におきましても、市独自に住宅補修や市外からの転入に対する補助、あるいは津波浸水区域以外の方々に対する補助制度等も創設をさせていただきました。

宅地防災対策支援事業として約3億6,000万円、津波被災住宅再建支援事業として約20億7,000万円のうち約6億円を支出しておりますほか、災害見舞商品券事業や罹災商店再生支援事業を実施し、さらには子ども医療費助成拡大分の今後支出予定等も加えますと、ふるさとしおがま復興基金の交付金分13億7,000万円のうち、13億1,000万円ほどは支出済みであり、残る金額が5,800万円ほどとなっております。

仮に引っ越しにかかる費用の支援ということで、例えば多賀城と同様の事業を行いますと約1億5,000万円から2億円程度、石巻市と同様の事業を行いますと6,000万円から8,000万円程度、仙台市と同様の場合でも約8,000万円から9,000万円程度の事業費が必要と試算されますことから、今後さまざまな復興の場面におきまして、国などの支援が薄くなった際には貴重な独自財源を活用せざるを得なくなりますので、引っ越し費用についてはご容赦いただけないかというご答弁をさせていただいたところでございます。よろしくご理解をお願い申し上げます。

次に、産業経済の復興に関するご質問でありました。

初めに、海岸通地区再開発に係る公告縦覧の内容についてのご質問でありました。

内容といたしましては、第一種市街地再開発事業都市計画案に関しましては、市街地再開発事業の種類、名称、施行区域、施行区域の面積のほか、公共施設の配置及び規模や建築物及び建築敷地の整備に関する計画などであります。また、高度利用地区都市計画案に関しましては、種類、位置、区域、面積のほか、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度などを定めることとされております。

昨年10月に、再開発準備組合の皆様により都市計画の素案が取りまとめられておりますが、これを受け市では、都市計画の決定に向けた手続を進めさせていただきました。本年1月には、宮城県に対し事前照会を行い、今回の計画案に対する意見聴取を行いましたところ、1

月29日付で異議のない旨の通知がありましたことから、2月3日から17日までの2週間にわたり、第一種市街地再開発事業及び高度利用地区の2つの都市計画案について縦覧を実施いたしました。

次に、現時点における海岸通地区市街地再開発の構想イメージについてのご質問でございますが、市街地再開発準備組合ではこれまで理事会の皆様を中心に議論、検討がなされ、組合の方々が相互理解を深め計画イメージを共有できますよう、構想的な内容がまとめられております。これらの施設内容はまだ固定をされたものではなくて、都市計画の決定を行ってから、準備組合で事業計画の策定に着手することとなっておりますので、本格的な検討はこれからということで理解いたしましてしております。

次に、子ども医療費助成制度についてご質問いただきました。

今回の対象年齢の拡大における経過についてのご質問でありました。

子ども医療費助成事業は、平成24年12月定例会でお認めいただき、平成25年度より、外来につきましては小学校3年生まで、入院は中学3年生まで対象年齢を拡大し実施いたしております。今回の対象年齢を拡大するに当たりましては、今年度の実績値から対象となる児童数と助成額を精査した上で、平成26年度は消費税率の改定と家計に与える影響も勘案し、少しでも子育て世代に対して経済的な負担が減少すればという思いで、外来の対象年齢を小学6年生まで拡大させていただく内容で提案させていただいたものであります。

今回の拡大における財源についてもご質問をいただきました。

今回の拡大による対象者は1,000名弱と見込んでおり、その費用につきましてはおおよそ1,860万2,000円と考えております。前回拡大とあわせまして、その財源にはふるさとしおがま復興基金を活用いたします。

また、子ども医療費助成事業全体といたしましては、扶助費として1億2,809万5,000円を計上しており、その財源はふるさとしおがま復興基金のほか、県の乳幼児医療費助成事業補助金や地方消費税交付金のうち、来年度からの税率引き上げに係る交付増加分を充当させていただくものといたしております。

二市三町の状況についてもご質問いただきました。

利府町が、昨年10月より外来及び入院を中学校3年生まで拡大されておるようであります。七ヶ浜町であります。外来及び入院を小学校6年生までといたしております。多賀城市であります。外来は小学校3年生、入院は中学校3年生までであります。松島町であります。

が、外来は小学校就学前、入院は中学校3年生までと了知いたしているところでございます。

次に、障がい者福祉についてのご質問でありました。

地域社会で共生ができる環境づくりと社会参加の促進についてのご質問でありました。

障がいのある方も、ない方も、住みなれたこのふるさと塩竈の地域社会や家庭でともに生きるというノーマライゼーションの理念を踏まえ、地域社会で共生ができる環境づくり、あるいは社会参加への支援を行ってまいります。

具体的には、障がい者の方がご本人の自主性と主体性を大切にして、自分らしくいきいきとした暮らしをお過ごしいただくため、日中の活動の場として、生活介護事業所あすなろや地域活動支援センター藻塩の里等の通所施設において創作活動などの支援を行います。

また、障がい者の方が一般企業等への就労に移行するまでのステップアップや就労機会提供の場として、就労移行支援や就労継続支援事業所において技能取得の訓練などの支援を行わせていただきたいと思いますと考えております。

また、昨年8月から、壺番館の1階に、障がい者の方々がおつくりになられたお弁当、クッキーなどを障がい者の方みずからが販売できるミニショップ「そるてい壺番館」を開設いたしました。市内の就労支援事業所の3事業者のご協力をいただき、火曜日から金曜日まで交代で運営いただいております。多くの市民の皆様にご利用いただき、障がい者の方々と市民の皆様方の交流の場として定着できますよう、なおしっかりと取り組んでまいります。

その他、体育館で実施いたしております障がい者スポーツ教室あるいはバリアフリー市民スポーツフェスティバルなど、スポーツリクリエーションを推進いたしてまいります。

さらに、視覚障がい者の方などへの同行援護サービス、福祉タクシー利用や自動車燃料費の助成、しおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスの運行など、外出や社会参加への支援、また、杉村 惇美術館を初め、車椅子やオストメイトに対応したトイレの設置やバリアフリー化の推進など、外出しやすい環境づくりになお努めてまいります。

次に、塩竈市防災計画についてご質問いただきました。

前回の防災会議の際に、議員にもご出席いただきこの内容を傍聴いただきました。その際に一委員から、こういった放射能汚染といった際に情報提供がどうなるのかというご質問がありました。そのことについては、前回の委員会の際、内容を説明させていただいたところがあります。

原子力災害対策編の基本的な考え方についてであります。

本市の災害想定は、福島原子力発電所の事故を踏まえ、女川原子力発電所からの放射性物質の放出事故等を想定したものであります。本市は、女川原子力発電所から約35キロメートルの距離となっており、国の原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針で規定する緊急時防護措置を準備する区域には含まれておりませんが、議員からもお話をいただきましたが、プルームと言われております放射性物質を含む空気の一団の通過の対応や、災害発生時の事故情報、市民等への情報提供が特に重要なものと考えておりますので、検討が必要な事項につきましては現在素案として作成中であります。

一方、原子力規制委員会の指針に基づき、地域防災計画を作成いたしております原子力災害対策を重点的に実施すべき5キロメートル範囲の自治体や、緊急時に防護措置を準備する30キロメートル圏内の自治体においては、広域的な避難先や避難方法、安定ヨウ素剤の事前配布体制など、具体的な内容として、どこに避難するか、また安定ヨウ素剤をどのように配布し、どのように予防服用するかなどの体制等については、今後、国、県との協力等を踏まえ整備するような状況であります。

本市といたしましても、今後の国、県等の動向等も踏まえ、具体的な広域避難計画の作成などにつきましては、改めて防災会議に諮ってまいりたいと考えているところであります。

次に、「海・港と歴史を活かすまちづくり」についてでございます。

商工業の振興策についてお答えいたします。

2割増商品券についてであります。東日本大震災による個人消費の低迷は市内商店の売り上げに大きな影響を及ぼしており、4月からの消費税率の引き上げにより、さらなる購買意欲の冷え込みを招くことが懸念されておりますことから、2割増商品券を実施することにより市民の生活を支援することで、消費税率引き上げによる影響を緩和し、市内商店の売り上げ増による地域経済活性化の一助となればと考えております。あわせて、個々人の皆様方の消費税負担の一助となればという思いでございます。

まず、発行規模につきましてであります。2割増しでありますことから、1セット1万2,000円分を1万円で販売するもので、2万セットの販売を予定しており、総売り上げ2億円、発行額2億4,000万円で、割り増し額が4,000万円となります。

次に、商品券発行の実施主体であります。市が直接発行するのではなく、県内でのこれまでの被災後の割り増し商品券の発行実態などからも、塩釜商工会議所による実施に向けて今協議を行わせていただいているところであり、あわせて塩釜市商業協同組合などのご協力

もいただきながら、事業の実施に合わせセールスの展開を検討していただくなど、できる限り相乗効果が発揮できるような事業者独自の取り組みに期待いたしているところでもあります。

実施時期や取り扱い店舗、大型店舗での使用割合などの具体的な制度設計につきましては、市民の利便性や事業者への効果などを考慮しながら、今後実施に向けて各団体と調整いたしてまいりますが、使用期間といたしましては、商品券などの発行要件等について規定いたしております資金決済に関する法律の適用を受けずに発行できる期間が6カ月間ということでもありますので、それ以内を予定させていただいているところでもあります。

また、参加店につきましては、広報しおがまへの掲載や商工会議所ニュースへのチラシ等の折り込みなどを行って、でき得る限り多くの事業者にご登録いただき波及効果の拡大を図りますとともに、一定金額につきましては大規模小売店舗でも使用ができるようなことについても、あわせて検討させていただきたいと思っております。

そのような中で、シャッターオープン・プラス事業の応募状況についてご質問いただきました。

商店街などににぎわいを創出することを目的に、市内商店街の空き店舗1階部分を活用し、まちの復興や活気づくりに貢献する団体や事業者に対しまして、店舗の改装費用や賃貸料などを最長で3年間補助する制度として、平成20年度から従前のシャッターオープン事業を実施いたしておりますが、平成23年度には東日本大震災の発生を踏まえ、シャッターオープン・プラス事業として内容を拡充、例えば福祉あるいは文化事業者、さらには支援の内容を一部拡大といったようなことに取り組み実施させていただいているところでもあります。

平成25年度は、市中心部に位置する情報提供や多世代間交流ができる場であり今までにないサロンの要素を持ったカフェでありますとか、市外からの飲食店の新規立地など2店舗を採択しており、これまでの6年間で15店舗に対して支援を行ったところでもあります。

また、平成26年度はというご質問でありました。

例年の実績から2軒程度の出店を想定しており、新規出店に伴う初年度の支援額として200万円を計上させていただいたところでもあります。

魅力ある景観づくりについてご質問いただきました。

景観計画の経過についてであります。

本市では、平成5年、塩竈神社からの眺望確保や北浜沢乙線の景観整備など、市民の関心の高まりから塩竈の景観を守り育てる条例を制定し、各種施策により景観に配慮した取り組み

に着手したところであります。

平成17年に景観法が施行され、平成21年、県主催のみやぎ景観フォーラムが本市で開催され、景観に対する市民の意識を醸成いたしてまいりました。その後、平成23年4月1日に、景観法に基づき景観計画を定めることができる景観行政団体に本市がなりました。本市は、第5次塩竈市長期総合計画に魅力ある都市空間の形成を位置づけており、現在は景観特性の把握や課題抽出などの基礎調査を実施いたしております。

今後の取り組みについてであります。平成26年度はこれまでの基礎調査に基づき、住民意見を反映させるため懇談会の開催、学識経験者などから構成される景観審議会を立ち上げ、幅広い見地からご意見を頂戴いたしたいと考えております。

次に、「夢と誇りを創るまちづくり」の学力向上対策プランについてのご質問でありました。新しい学力向上プランと教育理念についてのご質問をいただきましたが、私からは本市の教育理念についてお答えいたします。

本市では、21世紀を担う子供を育てるために、生きる力を育てる学校教育の充実を重点に掲げ、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた子供の育成に日々努力いたしております。第5次塩竈市長期総合計画及び塩竈市教育基本方針にのっとり、「夢と誇り」をキーワードとして本市の教育を進めておりますが、「夢と誇り」を持つということは理想に向かって突き進む姿をあらわすものであると考えております。

これまでも、塩竈を愛し、塩竈で生まれ育ったことを誇りに思い、世界へ自分自身を発信できる児童生徒の育成を目指し、子供の夢を育むまちづくりのため、教育委員会を力強くバックアップして教育行政を進めてまいりたいと思っております。

なお、新学力向上プランの質問につきましては、教育長から答弁いたさせます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 高橋教育長。

○教育委員会教育長（高橋睦麿君） 新塩竈市学力向上プランの内容と進め方についてご質問いただきました。

初めに、プラン策定に至る経過についてであります。現行の学力向上プランの成果や課題に基づき、さらに今年度実施いたしました全国学力学習状況調査の結果を踏まえて、調査分析委員会を組織し分析及び協議を行い、さらに点検評価委員を含めた有識者による教育アドバイザー会議においても協議を重ね、平成26年度から平成28年度までの3年間、新たな取り



組みを展開いたしたいと考えておるところでございます。

新しいプランでは、事業づくり、学ぶ意欲と姿勢づくり、家庭における学習環境づくりという3つの柱を掲げ、児童生徒の学力向上のために学校、家庭、地域の連携に重点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

新たな取り組みの概要についてご説明申し上げます。

第1番目の事業づくりでは、これまでの教員の研修機会をさらに拡充するとともに、本市の教育課題を共有し一致協力して学力向上に当たるよう、市内小中学校の全教員が一堂に会して参加する新学力向上プランの説明並びに教育実践発表会を実施いたすこととしております。

また、児童生徒の学習到達度の確認及び指導法の工夫改善に活用するため、塩竈市学習定着状況調査や校内実力テストを継続実施してまいりたいと考えております。

2つ目の学ぶ意欲と姿勢づくりでは、自主的な学習の推進として、家庭学習の手引きを作成し、市内全ての児童生徒の家庭学習の進め方を印刷したクリアファイルを常に持たせ、本人がいつでもどこでもすぐ見て使えるようにしたいと考えております。

さらに、補充的、発展的な学習の推進として、モデル校を指定し、土曜日や放課後に外部人材を活用するなど、講師として招聘して授業等を行いたいと考えております。

3つ目は、家庭における学習環境づくりということで、望ましい生活習慣を定着させるための取り組みを強化したいと考えております。例えば、本市PTA連絡協議会と連携し、市内全小中学校のPTAの協力のもと、塩竈の子ども生活改善運動にまで発展させてまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○副議長（曾我ミヨ君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） ご回答ありがとうございます。

そこで、それぞれの災害公営住宅の年度の関係で、大分錦町の応募についてはかなり割合が高いなということで、皆さん驚きの声を上げておりました。

そうしますと、清水沢団地太田球場さんのところ、新清水沢の向こうのほうの200戸というのはどのような形になるのか、こちらの錦町がかなり割合が高くなると、その辺の関係をまず最初にお尋ねします。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤震災復興推進局次長。

○震災復興推進局次長（佐藤達也君） 今現在の災害公営住宅の整備につきましては、いろいろ

と計画のほうも調整している部分がございます。北浜地区と清水沢地区については、敷地の形状を踏まえて、どの程度最終的に整備できるかということで調整しているところであります。どうしても市内中心市街地側の希望が多いという状況もございますので、できれば北浜地区に少し戸数をふやすような計画ができないか、逆に敷地の関係で清水沢地区については、当初予定した戸数がどうもちょっと200戸は難しそうだという状況がございますので、そういったところで今調整をさせていただいております。

○副議長（曾我ミヨ君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。やはり利便性の高い災害公営住宅を望む方々、病院が近いということもあるし、駅も近いということで、その辺は災害公営住宅を待ち望んでいる方々の関係で、速やかにひとついろいろな計画を練り上げていただいて、入居できるような仕組みづくりをぜひやっていただければと思います。

次に、先ほど支援金の件で市長からはご容赦を願いたいというお話でございましたが、例えば、きのう高橋議員のお話で前段ありましたけれども、引っ越しする際に5万円ぐらいかかるというお話をされました。残りの分は、いろいろな国の予算の復興交付金の絞り方が出てくるので、残5,800万円は残しておきたいと。それはそれで私も理解するところもあるんですが、例えば仮に5万円を支給すると、420戸で掛けると2,100万円ほどなんですね。

もちろん、それはお金ですから予算としてかかりますが、その辺のいわば額の大小は別にしという前段を私は施政方針で述べました。伊保石に移った方々も、やはりそこは心といいますか、やっぱり私たちは仮設に移転となって苦しかったと言われました。確かに狭いところ、そしてこの間入居していて、いろいろな意味での制約があったわけですし、そういう点で、大雪も降ってやっとなさ先週日曜日あたり、引っ越しして2回目をやったんだというお話を聞きましたが、そういう配慮といいますか、その辺はお持ちになっているのかどうか、例えば5万円でも私は十分だと思うんですが、その辺の考えがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほどご説明させていただきましたとおり、塩竈市が自由に使える基金は13億7,000万円を頂戴したわけでありまして。そのうち、さまざまなこういった施策をとということで議員の皆様方からも数多くの声を頂戴いたしましたし、我々も被災に遭われた皆様方にでき得る限りということで本市独自の制度を設けてまいりましたということを、先ほど説

明させていただきました。

結果として、今13億7,000万円の中で残り金額が5,800万円しかないですよということをご説明いたしました。まだ3年目であります。10カ年計画の3年で、既にそれだけの金額を支出しているわけでありまして。今ご質問いただきました復興交付金基金等については、これは目的のある基金でありますので、その目的に合わせて支出しなければならないわけでありまして、これからまだ7年間の復興期間があるということを考えましたときに、この5,800万円からさらに支出してしまうということについては、大変厳しい環境になるのではないかと、このことを再三ご説明させていただいているところでございます。

○副議長（曾我ミヨ君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） ひとつそういう声もあるということをご紹介しながら、厳しさはわかりますが、ひとつそういう被災者の声があるということもぜひ範囲の中に入れていただければと思っております。

次に、子供の医療費です。先ほどのご回答の中でも、例えば利府町で中3とかいろいろ制度がもう一つステップアップしているといえますか、そうしますとこれはよく市長が言われる自治体のお互いの競争みたいなところでの話になってしまうかもしれませんが、定住という点で、例えば、これは財源の話になってしまいますから、ここですぐさま中3と言いませんが、その辺の他市との関係で、そういうことも都市の定住の関係で、今後検討の余地を残しているのかどうかだけお尋ねします。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 我々は現時点でできる限りということで、今回このような形で平成25年度1年を経過した後で、1年間でまた小学校6年生まで拡大させていただきたいというご提案をさせていただいておりますので、現時点ではこのような形が予算的にはいっぱいいっぱいだと理解いたしております。

○副議長（曾我ミヨ君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。ひとつ、制度そのものを実際やりながら進めていただければと思います。やはり大事な施策ですし、定住人口を図るという点でも私は非常に大事なポイントを占めていくのかなと思いますので、例えば先ほども年度計画で利用する方々が一定数1,000名弱と言われておりましたので、こういった方々が塩竈市にどう定着してきたのかと、この制度を実際やってみて定着が図られたのかというのはぜひ検証させていただいて、よ

ろしく取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、再開発事業の関係で1点だけお聞きします。

私が聞いた形では、再開発事業で2区関係でホテルという話があるようなんですね。ところが、そのホテルの開発といいますか、それについては自前で準備しなければならないと。何か総額で10億円がかかるとかというお話でして、なかなか厳しいのかなというところなんです。その辺は再開発準備組合としてどの程度までご議論されているのか、いろいろな構想はこれからという話、先ほどの関係で凍結がなければという話なんです。聞いた話ですの  
でわかる範囲だけ教えてください。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご質問には先ほどご答弁申し上げたつもりではありますが、この再開発準備組合に加入されている方々、私は49名と理解しているんですが、若干一、二名の違いがあったらそれはご容赦いただきたいと思います。57名中49名の方が今準備組合に参画をされていると。それらの準備組合員の間で、将来に向けてどのようなまちづくりを目指していくかという一つのイメージパスとして、今絵が描かれたということをご説明させていただきました。

一つ一つが裏づけに基づいたものというのは、今ないわけでありますよね。したがって、これから先、準備組合が本組合になり、参加いただく方々の数が確定したときに改めてその中で参加された方々、利用できる土地の面積、あるいは先ほど申しあげました建蔽率、容積率、そういった中でどのようなものが可能かと。なおかつ、伊勢議員が聞かれた部分については、今回の土地再開発につきましては、被災市街地に適用される土地再開発事業であります。旧来の補助率よりは若干高い5分の4の補助率ということであります。

しかしながら、今申しあげました個々の便利施設については、その対象から除かれるわけであります。例えば、今議員からご質問いただいたホテルとかマンションについては、それで事業費が収支決算がとれるような形になっていくわけでありますので、そういったものについては復興都市再開発事業の国の補助から除かれるわけであります。その部分を恐らく言うておられるのかと思いますが、そういったことを積み上げていったときに、加入者の中で将来どれだけの負担をしなければならないかという数字が見えてくるわけでありますし、今申しあげましたような便利施設が多ければ多いほど、それらは別な形で収入として見込めますが、そういったことについてはまだ全く確定されたものがございませんので、これから先、

再開発の準備組合なり本組合の皆様と本市と一緒にあってそういったことが実現できるような取り組みを、我々も一緒にあってやっていかなければならないと思います。

ですから、今の状況では確定的なお話を申し上げられないということは、ぜひご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（曾我ミヨ君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 今のお話を聞きましたが、なかなか前途多難だなと思います。いずれにしても、再開発事業についてこういった中心市街地の再生について望んでいる声はそのとおりですので、ひとつ取り組みについてはいろいろ、先ほどのお話ですとなかなかハードルが高いのかなと思いますが、身の丈に合った再開発についてやはりしっかりやっていただくということはぜひ心がけていただければと思います。

次に、障がい者福祉についてですが、前段いろいろなことが述べられて、障がい者のさまざまな取り組みについては理解するところであります。1点だけ、この間、あしたば福祉会に伺いましたら、利府の養護学校の卒業生が二市三町で40人いるんだそうです。それで、その方々の今後の受け入れ先という点でどうするかという話が持ち上がっておりまして、サテライト方式というのが形態としてはいろいろ構想が練られているようです。

塩竈市の障がい者福祉計画そのものを私も読ませていただきましたが、その分野がちょっと抜けているのかなという感じがしていますので、新たな分野としてどのような形で支援していくのか、あるいは二市三町のいろいろな関連も出てきますので、その辺の対応についてだけお聞きします。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 質問が連続してしまいましたので、市街地再開発の部分であります。

準備組合の皆様は、もちろん自分たちの商店の再開発ということもありますが、やはり塩竈の中心市街地として海岸通1番地区、2番地区が復興しなければ、塩竈市の復興はないという思いで本当に一生懸命頑張っていただいております。当然、我々が一緒に取り組んで行くことはもちろんであります。市民の皆様方にもそういったことについてご支援をお願いしたいという思いでございます。我々も覚悟を持ってしっかりと取り組んでまいります。

後段の部分については、担当より説明いたさせます。

○副議長（曾我ミヨ君） 高橋健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（高橋敏也君） それでは、生活介護あすなろの件につきまして、私からご答

弁いたします。

あすなろにおきましては、重度の知的障がい者の方の創作活動ですとか、日中活動の支援事業を行っているところでございますが、現在30名の定員となっております。今後、議員がおっしゃったように、利府支援学校の卒業生等の受け入れを考えた場合に、受け入れが難しくなるということが見込まれますことから、現在のあすなろを核施設としまして、そのサテライト的な施設として定員10名ほどの小規模の事業所の新設を計画しているところでございます。

運営法人でありますあしたば福祉会におきましては、二市三町の中で、この圏域内でサテライト施設を整備したいと考えておまして、本市を含めまして近隣の二市三町に構想内容をご説明しまして、適切で安価な物件についての情報提供を依頼しているという状況でございます。

本市におきましても、今後も適切な情報の収集や提供の支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） よろしく願いたします。

次に、防災計画の見直しという点でいろいろな議論がずっとされていまして、民間団体がつくったシミュレーションについてこういうものがあるんですね。環境何とかという株式会社ですね。

そうしますと、塩竈、多賀城、仙台までずっと50から20マイクロシーベルト、塩竈も入ってしまうんですね、こういう形で。そうしますと、この放射性物質が飛散してくると、1年間ぐらいはひよっとすると一時的に住めないかもしれない、もっと長期になるかもしれません。

そこで、1点だけお尋ねしたいんですが、県の防災計画そのものの原子力のところが見直しにならないと、これは幾らやっても一時避難といってもならないと思うんですね。その辺の関係と、それからもう一つは、暫定的な、3月の時点で半ばに防災計画の会議がございます。原発についてはまだ未完といいますか、完全ではない、国のほうもそうなっていますので、その辺の暫定策あるいは県の見直しの考え方、つまり30キロ圏外、塩竈は30キロメートル離れていますので、そこら辺も含めてどのように対処しているのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（曾我ミヨ君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） お答えいたします。

塩竈市は、ご承知のように、女川原子力発電所から半径30キロ圏外に位置してございまして、これらの地域に対する対応方針につきましては、いまだ国のほうからは示されていないというのが現状でございます。おっしゃるように、原子力対策は市町村単位での対応は困難なことから、国、県に対して早急に方針を策定するように昨年12月に意見書を提出しているところでございます。

このような状況にあります、本市では可能な対策につきまして、できるだけ原子力災害対策編の中に素案として盛り込みまして、現在防災会議にお諮りしているところでございます。具体的には、先ほどもお話がございましたように、ブルーム通過への対応策といたしまして、公助、共助、自助の役割などを明記しているところでございます。

なお、ご質問にございましたが、今後国や県から方針が示された時点で、原子力対策編につきましては上位計画との整合性を図る観点から、改めて防災会議に諮ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○副議長（曾我ミヨ君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。大体そういうことで、一つはこれは大事なことです、防災計画というのは。つまり30キロ圏外で避難計画を持っている自治体が今現在一つもないんです。ですから、せいぜいやって、最近情報でお伝えはしていますが、北海道のニセコ町、これが30キロ圏内で、先ほど述べたシミュレーションでいろいろな計画を準備しておりますので、ひとつぜひ対処方よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○副議長（曾我ミヨ君） 以上で、伊勢由典議員の質問は終了いたしました。

これをもって市長の施政方針に対する質問は終了いたしました。

ただいま議題となっております議案第20号ないし第37号につきましては、全員をもって構成する平成26年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾我ミヨ君） ご異議なしと認め、議案第20号ないし第37号につきましては、全員をもって構成する平成26年度予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決定いたしました。

なお、議員各位に申し上げます。明2月27日午前10時より平成26年度予算特別委員会を開催

いたします。開催通知は口頭をもってかえさせていただきます。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明27日から3月6日までを、予算特別委員会、民生常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、3月7日定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇〇副議長（曾我ミヨ君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明27日から3月6日までを予算特別委員会、民生常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、3月7日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時22分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年2月26日

塩竈市議会議長 佐藤英治

塩竈市議会副議長 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 高橋卓也

塩竈市議会議員 小野絹子



平成26年 3 月 7 日（金曜日）

塩竈市議会 2 月定例会会議録

（第 5 日目）

## 議事日程 第5号

平成26年3月7日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第20号ないし第37号  
(予算特別委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第3号（民生常任委員会委員長請願審査報告）
- 第4 議員提出議案第2号
- 第5 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告
- 第6 議員派遣の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

追加日程第1 議員提出議案第3号

---

### 出席議員（17名）

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 副市長 内形 繁夫君

市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
市立病院事務部長 兼医事課長	菅原靖彦君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	福田文弘君	水道部次長 兼工務課長	大友伸一君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	桜井史裕君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
庶務係長	佐藤志津子君		

午後1時 開議

○議長（佐藤英治君） ただいまから、2月定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第5号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤英治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17番伊勢由典議員、1番浅野敏江議員です。



日程第2 議案第20号ないし第37号（予算特別委員会委員長議案審査報告）

○議長（佐藤英治君） 日程第2、議案第20号ないし第37号を議題といたします。

去る2月26日の本会議において、平成26年度予算特別委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果につきまして、委員長の報告を求めます。17番伊勢由典議員。

○予算特別委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ただいま議題に供されました平成26年度予算特別委員会における審査の経過の概要とその結果について、ご報告を申し上げます。

去る2月21日の本会議において、平成26年度一般会計、特別会計及び企業会計の各予算並びにこれに関連する条例など18件が一括上程され、総括質疑の後、市長の施政方針に対する質問が2日間行われました。2月26日には、議員全員をもって構成する平成26年度予算特別委員会が設置され、当該議案18件が付託された次第であります。

付託議案を審査するため、2月27日にはまず正副委員長の互選を行い、委員長には私、副委員長には鎌田礼二委員が選任されました。委員会は、関係当局、理事者の出席と各種資料の提出を求めながら、2月27日、28日、3月3日及び3月4日の4日間にわたり、詳細な説明の聴取と活発な質疑を行い、慎重に審議を進めました。

これらを踏まえ、採決の結果、議案第20号ないし第37号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

一、新年度予算については、第5次長期総合計画と震災復興計画を市政運営の両輪としてさまざまな事業が予定されているが、本市を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、市税を初めとした自主財源の確保や国・県等の補助制度の活用など、その財源確保に万全を期され、計画

的な財政運営のもと、復興実感の年となるよう事業の推進を進められたい。

一、東日本大震災後、他自治体の職員派遣を受けているが、復興が長引く中で、技術系職員の採用を進められたい。また、復興事業については、繰り越しも含め事業量が膨大であり、職員の健康についても配慮されたい。

一、浦戸諸島の人口は、東日本大震災により減少しているため、浦戸復興策について本格的な検討を進められたい。

一、NEWしおナビ100円バスでは、定員を超えるため市民が乗車できない事例もあることから、今後総合的な検討を行い、市民の利便性の向上を検討されたい。

一、定住人口の増加策については、新年度は子供の医療費の助成拡大、子育て支援センターの土曜日開所等、子育て世代への支援の拡充などを重要な取り組みとして進めていくこととなるが、今後も塩竈に人を集めるための施策づくりを検討し、定住の促進に向け事業の推進に取り組まれたい。

一、高齢者等緊急通報システムについては、疾病等で日常生活に不安のある在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急事態で迅速に対応できるよう緊急通報機器を貸与し、24時間体制で日常生活の安全確保と精神的不安の解消を図るものである。本市においては、高齢化率が国の平均を上回るスピードで進んでおり、この事業を必要とする対象者も増加が見込まれることから、制度の周知に努められ、今後も事業の推進について鋭意取り組まれたい。

一、子ども・子育て会議運営事業については、子ども・子育て新支援制度の実施に伴い計画策定等を行うものであるが、昨年実施されたアンケート調査の分析のみにとどまらず、会議で出された保育所、幼稚園等の現場の意見、また各家庭の日ごろの子育ての相談、悩み等を十分に把握されるなど、子供の健全育成のための施策について検討を深められたい。

一、各種がん検診については、がんの早期発見・早期治療のため、胃がん、大腸がん検診等、受診率の目標値を定め、受診されていない方に対しては受診の勧奨、追加検診案内等、働きかけを行いながら進められているが、今後も市民の健康づくり推進の一環として受診率の向上に向け一層努力されたい。また、脳卒中、認知症の予防のため、脳ドック検診等についても今後検討を加えられたい。

一、魚市場の高度衛生管理荷さばき場整備事業については、平成26年度中にB棟の整備を行うこととしているが、施設の早期完成に向け努力されるとともに、整備に当たっては、魚市場関係者と十分協議を重ねながら工事を進められたい。

一、割増商品券事業については、商業の振興、また市民の暮らしを支援するため実施されるものであるが、商品券発行の趣旨、目的を十分踏まえ、地域商店街、市内商店の振興策として積極的に取り組まれない。また、市民への商品券のPR等を十分に行い、可能な限り地域経済の活性化に結びつくよう事業の推進に努められたい。

一、仮設店舗については、入居期間が平成27年3月末となっており、津波復興拠点整備事業や防潮堤の災害復旧工事など復旧・復興事業の本格化に伴い、新年度予算において解体事業費が計上されている。現在、仮設店舗に入居し営業を行っている方々が今後どのような形で本格的な事業再開を行っていくかについては、事業者はもとより地域の活性化に大きな影響を与えるものであることから、今後もヒアリング等について事業者の意向の把握に努めるとともに、再開に向けての支援制度の紹介を行うなど、事業の本格的な再開が円滑に進められるよう取り組まれない。

一、アンケート調査によれば、市内の小中学校においてもいじめが発生している状況にある。いじめは絶対に許されないものであるから、いじめに対するきめ細かな状況の把握をされ、適切かつ速やかな対応に努められるとともに、今後いじめのない学校生活の実現に向け取り組まれない。

次に、特別会計について申し上げます。

一、交通事業会計については、浦戸航路において昨年10月から今年度末まで、ウイークエンド特別便として毎週金曜日の19時30分発の便を増便している。航路は島民にとって、通勤・通学を初め生活の面において、その利便性が大変重要なものであることから、今後その継続について検討を深められたい。

一、国民健康保険事業会計については、本市の国保税については県下においていまだに高い状況になっていることから、ジェネリック医薬品の使用啓発に努められるなど、一層の医療費適正化対策に取り組まれるとともに、1回当たりの納付額の軽減を図るため、現在年8回となっている納付回数が増について検討を深められるなど、さらなる納税環境の向上に努力されたい。

また、医療費が高額となった際に、一時的とはいえ、被保険者が高額な負担を行わなくても済むよう、窓口における支払いが自己負担限度額までとすることができる「限度額適用認定証」の活用についても、その周知に努められたい。

一、魚市場事業会計については、高度衛生管理機能を有した新魚市場の建設に当たり、運営

方法等について関係団体と協議を重ね、また漁船乗組員の福利厚生の実充も図るなど、利用しやすい施設になるよう検討されたい。さらに、今後も漁船誘致活動等を活発に行われ、安定した水揚げの確保と会計の健全化に向け鋭意取り組まれない。

一、下水道事業特別会計の公共下水道雨水施設整備事業は、年間降水量41.2ミリの降雨に対応するよう雨水幹線やポンプ場の整備を行い、完成後には51.1ミリにも対応できるようにさらに整備を行い、増加する自然災害に備えるものである。同時に、高台の住宅の協力を得て行っている宅内貯留施設については、今後もその設置を進めるとともに、設置している世帯には利用状況や設置後の課題などについて住民との協議を行われ、課題の解決や施設の長寿命化を図るなど、今後も治水対策の推進に努められたい。

一、介護保険事業会計については、「介護支援ボランティア制度事業」が開始されるが、これは介護支援ボランティア登録をした高齢者に、介護保険施設などでの活動や支援に応じてポイントを与える制度である。長寿社会を迎え、年々高まる介護需要への対応と高齢者の社会参加を促進するものであり、今後、登録者には研修会などを開催し、また施設には制度の周知を積極的に図り、事業の実充を図られたい。

最後に、企業会計について申し上げます。

一、市立病院事業会計については、事業管理者及び職員の努力のもと、経営改革プランに基づく健全経営により不良債務が解消される見込みである。今年度から在宅療養支援病院となったことを踏まえ、市民が安心できる医療を目指し、在宅医療の実充に取り組むとともに、地域医療を担う公立病院として今後も良質な医療の提供に努められたい。

一、水道事業会計については、東日本大震災において、導水管や配水管の破断・破損等が各所で発生するなど水道施設が甚大な被害を受け、市民生活に大きな支障を来すこととなった。水道は、社会にとって極めて重要なライフラインであることから、今後は大震災の教訓を踏まえ、災害に強い水道を目指し、施設の耐震化の着実な推進に努められたい。

以上が、審査結果の概要であります。

このほか、各委員より出されました種々の要望や意見などにつきましても、市当局におかれましては、その意を十分に体し、今後の財政運営や事業執行に当たられることを強く要望して、本特別委員会の報告といたします。

平成26年度予算特別委員会委員長 伊勢由典

○議長（佐藤英治君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第23号、第24号、第28号、第29号、第31号、第32号、第36号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。16番小野絹子議員。

○16番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党市議団の小野絹子でございます。当市議団を代表しまして討論を行います。

議案第23号「消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第24号「平成26年度塩竈市一般会計予算」、議案第28号「平成26年度塩竈市下水道事業特別会計予算」、議案第29号「平成26年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第31号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」、議案第32号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」、議案第36号「平成26年度塩竈市水道事業会計予算」に反対し、討論を行います。

最初に、議案第23号でございますが、さきの国会で、消費税率を5%から8%に増税する消費税率の改正法案が、自民党、公明党、民主党の賛成で成立しました。平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、塩竈市でも消費税改定分相当額を転嫁する条例改正の議案が提出されたものでございます。

市は、震災からの復興・復旧期間であることから、市民の生活や地域経済への負担軽減に配慮することを基本として改定の範囲を定めたとしておりますが、納税義務を有するからといって、塩竈市の水道料金や下水道料金、浦戸の漁業集落排水事業の使用料等にも5%から8%に、3%増税分の消費税を転嫁しようとしており、8%への消費税増税は市民生活やなりわいに大きな影響を及ぼします。

ましてや、水道や下水道は毎日の市民生活や営業に不可欠なものです。我が党は、総括質疑や予算委員会でも、市民生活や営業を守る防波堤としての地方自治体の役割を果たすよう求めてきましたが、市長の対応は変わりませんでした。被災地の市民生活やなりわいを守る立場で、第23号議案に反対いたします。

議案第24号は、「平成26年度塩竈市一般会計予算」であります。



一般会計の予算規模は、362億4,000万円が予算化されています。この予算は、市長の平成26年度の施政方針に基づいて編成されているものと理解します。市長は、平成26年度の施政方針で、「第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市震災復興計画を柱とし、市民の皆様に『ふるさと塩竈』の再生を実感いただけるよう、復興実感の年としてまいります」と、さらに「第5次塩竈市長期総合計画と塩竈市震災復興計画を、市政運営における両輪として取り組む」と述べ、長期総合計画対象事業に193億6,496万9,000円、震災関連事業に157億152万5,000円を予算化しております。

当市議団は、平成26年度の予算審議に当たり、被災から4年目を迎え、被災者の生活やなりわいの再建が支援される施政方針や予算編成なのか、また、震災復興事業計画に基づいた復興交付金事業が4年目を迎え、復興計画が進む体制や状況になっているのかなどで疑問をいたしました。

平成26年度の予算には、被災者の皆さんとともに運動してきた国保の被災者医療費の減免が4月から再開される取り組みになっており、大変喜ばしいことです。ぜひ、半壊の被災者に対しても減免措置が実施されるよう求めるものです。さらに、子供の医療費の無料化が、4月から外来で小学校3年生から6年生までに年齢が拡大され、拡大分の予算化もされており、子育て世代や市民からも喜ばれており、評価いたします。

前期の震災復興事業は、平成27年度までの5年間での事業として進められており、さきにも申しましたように26年度は4年目の年でありますから、復興実感を言う前に、復興の実効こそが求められております。復興計画が進まない原因には、外的な要因もあるでしょうが、職員不足が大きな問題として指摘してきました。震災復興事業を進めるに当たり、26年度で他自治体から44名の応援をいただいております。

市長は、震災前まで実施してきた行財政改革推進計画での職員の定員適正化で職員減らしをしてきた結果、震災後は凍結しているものの、予算委員会の質疑で、平成26年度の一般質問は641名に対して、非常勤職員336名、臨時的任用職員124名、緊急雇用103名を合わせると臨時職員等は563名にもふえております。さらに、職員不足は、職員の体調不振やメンタルケアなどで、長期に休まざるを得ない状況も依然として減っておりません。

被災地に応援をいただいている地方自治体の職員の方の被災地応援が終了し、緊急雇用がなくなったら技術職員はますます少なくなり、市役所としての行政運営が心配されます。塩竈市役所が、市民のための市役所として役割を果たしていく上でも、今後、職員適正化で職員

減らしをせず、さらに毎年、職員の計画的な採用が必要になります。20歳から23歳までの職員の人数は15人しかおりません。この26年度では、16名の職員の増があることは一定認められますが、今後さらに計画的な採用を求めていきたいと思えます。

大震災から3年を過ぎようとしておりますが、仮設店舗で営業している人たちは、まだ行き先も決まっておられません。戻りたくても復興が進まない状況で、先が見えていないのが実情です。それなのに、仮設店舗の支援として、何と解体費用が予算化されています。仮設店舗で営業している人たちが、先が見えるように支援することこそ必要と思えます。

なお、2割増しの商品券の支援が予算化されています。商店の振興策の一助として考えるならば、大型店まで広げずに地元の商店に限定すべきです。

一般会計予算は、一括採決でありますので、さきに述べましたように、我が党は評価するのは評価しておりますが、しかし、市民生活やなりわいに不利益や負担増になるものには反対するものです。

一般会計の最後に、長期総合計画と震災復興計画は車の両輪との考えに固執せず、震災復興計画を何よりも優先させて執行されることを願ってやみません。

議案第28号「平成26年度塩竈市下水道事業特別会計予算」、議案第29号「平成26年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第36号「平成26年度塩竈市水道事業会計予算」の3議案は、議案第23号を受けて、消費税率3%増税分を水道料金や下水道料金に、また浦戸の漁業集落事業、つまり浦戸の下水の使用料に転嫁する予算であります。議案第23号でも述べましたが、毎日の市民生活に不可欠な水道や下水道に3%増の8%の消費税の転嫁は、被災地での市民生活やなりわいに大きな影響を与えるもので、転嫁すべきではありません。

予算委員会でも質疑しましたように、平成26年度の水道事業では、25年度で7,000万円の収入増になり、26年度の予算では現金及び預金で13億9,070万3,000円が計上されており、健全な経営と言えます。

水道事業会計の水道料金に転嫁される消費税は、1億986万6,000円と予算化されていますが、水道の現金預金の約14億円から消費税増税分に宛てがうという考えはないかとお聞きしたところ、市長は、今後10年間、水道料金を上げないで済むように、また梅の宮浄水場や大倉ダムからの導水管の改修計画が間もなく出てくるので財源にする旨答弁されましたが、老朽管更新事業や第6次配水管整備事業、災害復旧事業が今進められておりますが、新たな必要な工事は計画を立てて取り組むのは当然であります。しかし、8%の消費税増税は4月1日か

ら始まるのです。よって、3議案について、3%増税分の消費税転嫁には反対を表明いたします。

次に、議案第31号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計」について反対します。

介護保険制度については、開会中の通常国会に介護保険法の改正法案が提出されました。その主な3つの問題点は、1つ、要介護1・2の高齢者が利用する訪問介護や通所介護を介護保険から外し、市町村へ丸投げすること、2つ、年金収入280万円以上の単身高齢者などのサービス利用料を1割負担から2割負担に引き上げること、3、特別養護老人ホームの入所を原則として要介護3以上に限定することなどであります。安心できる公的介護を求める願いに背を向け、公的保険としての責任を投げ捨て、このような大改悪に突き進むことは許されません。また、被災された方々が介護保険の利用料を免除されていた制度の再開について、市長は再開の意思を示していません。

以上の理由により、反対するものです。

次に、議案第32号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計」について反対いたします。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度が、お年寄りの暮らしと健康に重大な影響を与えております。厚労省の集計では、保険料を払えずに滞納している高齢者は、平成23年度、全国で25万人以上、滞納のため資産を差し押さえられた人は毎年ふえ続けております。保険証が手元に来ない人も生まれております。高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる制度の根本的な欠陥は明らかであります。

以上の理由により、反対するものです。

以上で、反対討論を終えます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤英治君） 次に、議案第23号、第24号、第28号、第29号、第31号、第32号、第36号について、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃君）（登壇） 議案第20号から第37号のうち、議案第23号「消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例」、議案第24号「平成26年度塩竈市一般会計予算」、議案第28号「平成26年度塩竈市下水道事業特別会計予算」、議案第29号「平成26年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第31号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」、議案第32号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」、議案第36号「平成26年度塩竈市下水道事業会計予算」の7つの議案に対して賛成する

会派を代表いたしまして賛成討論を行います。

議案採決に当たり、担当する議員としての基本的な心構えを、まず述べさせていただきたいと思ひます。その際に、何が正しいか、あるいは何をすべきかを考えて、市民にとっての最大多数の最大幸福になるよう、議会内だけでなく、塩竈市全体の立場で判断すべきものと考えております。そして、復興を実感できる予算案かどうか、復興の加速のためにこれらの議案が賛成なのか反対なのか、そして市民への影響力はどうか、それから市民生活や地域経済への配慮はあるかなど、総合的に考えなければならないと思ひます。

そのような中、さきの予算特別委員会では、議案審議は十分にこなされてきたと思ひます。その際、委員会での反対の意見は表明されたかどうか、そして委員会での代替案は述べられたかどうか等についても、そのようなところにも注意を払って判断しなければならないと思ひます。

そして、市当局の責務としては、国と市との立場を考えて、どのように市として努力なされるのか、それから予算に対する財源の確保はなされているかなどを総合的に判断しなければならないと思ひます。またそれから、法令遵守の改定の条例なのか、それからこの議案には重大な欠陥を含んでいないかなどを判定したときに、被災地としての苦渋の判断であったのではないかと思慮するところがございます。

議会としての立場としては、これからの採決の結論により市全体の結果責任が問われるため、大局的、総合的、長期的観点から、また先見性や冷静な判断が求められると思ひます。そのときに、総合的に判断して、100点満点でなければ議案に反対すると考えるのかどうか、議案内容の一部に反対であるならば、修正案を出すべきと考えております。結論は二通りあります。賛成か反対か、どちらかです。その場合、この結論が間違っていれば、その結論により結果責任が発生するのは当然であります。

この結論に至るまでの対応には、四通りあります。この議案が発生するための原因に対して、その今回の上程された議案に賛成するか、原因については反対だけれども議案には賛成するか、あるいはこの上程される原因にも、この議案にもどちらにも反対なのか、そのように考え方はありますが、先ほど言ったとおり、この結論が間違っていれば、結果責任は発生するというところがございます。

ですから、議案そのものに反対すれば、議案内容の一部に賛成しても、結果的に議案全体を否決したことになると思ひますが、皆様はどのようにお考えでしょうか。そして、否決する

ことによって、塩竈市の懸案が解決できるのでしょうか。否決した場合の市民生活への影響は、計り知れないほどの悪影響が予想されると思いますが、皆様はどのようにお思いでしょうか。

そして、賛成と反対のどちらが市民生活にとって幸せになるかを考えていただき、このこれからの採決の結論により、市全体の結果責任が問われるわけでありますので、十分に判断していただきたいと思います。

では、具体的な議案の検討に入ります。

まず、議案第23号「消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例」について申し述べます。

この条例の概要は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」と「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」の2つの法令にのっとり、ことし4月から8%に引き上げられる消費税に伴う税率改定分相当額を転嫁しようとするものであります。

次に、この改定範囲の基本的な考え方は、一、消費税が課税される料金等については本来全て改定すべきであるが、震災からの復旧・復興期間であることから、市民生活や地域経済への負担軽減に配慮することを基本方針としたと説明がございました。そして、公営企業会計については納税義務があるので、8%へ改定すると。ただし、市営汽船運賃と魚市場使用料は改定を行わないなど、この関係する改正する4条例、漁業集落排水事業、水道事業給水事業、下水道条例、市立病院使用料及び手数料条例については改定を行い、（不規則発言あり）この手数料条例については改正いたしますが、一般会計については納税の義務はないが、指定管理者が管理するマリングートと塩釜ガス体育館は納税義務があるので改正する条例となっております。これらの条例は、塩釜港旅客ターミナル条例と塩竈市スポーツ施設条例でございます。

以上の内容を踏まえ、賛成討論の趣旨としては、一、税率の引き上げについて、総務省から引き上げ分を適正に転嫁するよう、市に通知と指導がある。

一、本市では復興期間にあり、市民生活や地域経済への負担軽減に配慮し、消費税の納税義務のない一般会計や一部の特別会計の改定を見送ることを基本にしている。

一、ただし、水道事業、下水道事業、指定管理者制度の事業には納税義務が課せられるため、

料金改定を行う。これは、市当局としての苦渋の決断であります。なぜなら、値上げしなくとも、8%の納税義務が発生するからであります。

一、改定を見送れば、増税分を基金等の一般財源から持ち出す必要があり、今後の復興事業に大きな悪影響をもたらす。

一、復興交付金を初め、基金の残高は残り少なくなっています。特に、県からの復興交付金の基金残高は5,800万円と少なくなっております。

一、また改定を見送れば、結局はめぐりめぐって市民に負担を強いることとなります。

一、また市では、4月以降の消費の冷え込みを予想し、活性化のために割増商品券事業を行うなど、対策を立てています。

一、市に入る地方消費税交付金を使って、社会保障のために、3つの充当事業に1億1,970万円を計上しております。

以上のことにより、例え国による消費増税に反対の立場にあったとしても、市当局の対応が正しければ、これらの議案には賛成すべきものと考えます。市の対応は、当然なすべき対応策であると考えられることから、これら条例議案に賛成するものであります。（不規則発言あり）

続いて、議案第24号「平成26年度塩竈市一般会計予算」について。

この予算の大枠の概要は、一般会計予算が362億4,000万円で、過去最大の一般会計予算でございます。前年度比較で10億6,000万円の増加となっております。そして、基金からの繰出金は過去最高額の102億円を使い、復興加速のために各事業に使われます。

次に、予算を履行するに当たり、市職員の職員定数を守り、復興加速のためには全国の自治体から応援の派遣職員を配置させていただいております。そして、これらの復興事業には、専門的な職員の方や技術を要する仕事及要求されております。復興のためのさまざまな事業が予定されておりますが、塩竈市の一般会計予算の具体的な使い道については、昨日までの予算特別委員会で詳細に検討されてきたので割愛させていただきます。

このことから、一般会計予算について、賛成討論の要旨を述べさせていただくとすれば、この26年度の塩竈市一般会計予算を認めなければ、結果的には、今まで述べた塩竈市で考えている各種事業は行えないということになります。ですから、まず予算を認めてから、足りないところは補正予算を請求すべきではないでしょうか。（「要求」の声あり）そして、補正予算を要求すべきであると考えております。

次に、議案第28号「平成26年度下水道事業特別会計予算」、それから第29号「平成26年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計予算」、そして第31号「平成26年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」、第32号「平成26年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」、第36号の「平成26年度塩竈市水道事業特別会計予算」に関しましては、これまで述べた第23号と第24号の賛成基準と同様に考えるとしたならば、当局のこの上程された議案に対して、復興の実感の年とするためには、賛成すべきものと考えるところでございます。

以上で、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤英治君） 次に、議案第20号について、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。5番志賀勝利議員。

○5番（志賀勝利君）（登壇） 議案第20号、特別職の給与改定に対する条例について、反対討論をいたします。

特別職給与の改定については、削減率15%カット、今まで15%カットしていたものを今回10%カットにするという、実質的には現行の5%アップにするという改定案であります。

本議案に対しては、諸般の報告の中でも質問をさせていただきましたので、改めて多くは申し上げるつもりはございません。

私は、昨年2月定例会でも、同じ条例改定案に反対をいたしました。しかし、3カ月後の6月には、2月に10%カットに改定したものを、またもとの15%カットに改定するという案が出されました。そして、この2月の今回、15%カットしていたものを、また10%カットに戻すという改定案であります。佐藤市政、就任11年間で、実に6回目の給与改定となります。

平成25年度は復興元年と言いながら、理由はどうあれ、100億円以上の復興事業が翌年に繰り越されました。被災者の方々の厳しい状況は、依然として変わっておりません。小さい会社ではありますが、30年以上にわたり、従業員の生活を守るために身を削りながら会社の健全経営を実践してきた私としては、理解に苦しむところであります。経営者としての視点から、昨年同様反対するものであり、15%カットの継続を求めるものであります。

以上で終わります。

○議長（佐藤英治君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第20号について採決いたします。

議案第20号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第20号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第21号、第22号、第26号、第30号、第33号ないし第35号、第37号について採決いたします。

議案第21号、第22号、第26号、第30号、第33号ないし第35号、第37号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第21号、第22号、第26号、第30号、第33号ないし第35号、第37号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第23号について採決いたします。

議案第23号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第23号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第24号について採決いたします。

議案第24号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第24号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第25号について採決いたします。

議案第25号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第25号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第27号について採決いたします。

議案第27号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]



○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第27号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第28号について採決いたします。

議案第28号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第28号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第29号について採決いたします。

議案第29号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第29号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第31号について採決いたします。

議案第31号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第31号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第32号について採決いたします。

議案第32号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第32号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第36号について採決いたします。

議案第36号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議案第36号については、委員長報告のとおり決しました。



○議長（佐藤英治君） 日程第3、請願第3号を議題といたします。

去る12月定例会において、民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願審査の経過とその結果について、民生常任委員長の報告を求めます。8番西村勝男議員。

○民生常任委員会委員長（西村勝男君）（登壇） 請願審査についてご報告いたします。

平成25年12月定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第3号「国に対し、無料低額診療事業に保険薬局も適用させることを求める意見書に関する請願」については、3月5日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

請願第3号については、質疑、採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。以上、よろしくご審査くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員会委員長 西村勝男

以上です。

○議長（佐藤英治君） 以上で、常任委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第3号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、請願第3号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第4 議員提出議案第2号

○議長（佐藤英治君） 日程第4、議員提出議案第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第2号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。12番鎌田礼二議員。

○12番（鎌田礼二君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第2号について、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第2号「市長の専決処分事項を指定することについて」は、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項について、市長が専決処分を行うことを指定するものでございます。

まず、1の平成25年度塩竈市一般会計補正予算については、国・県支出金、寄附金、繰入金、市債等の収入及び基金積立金、他会計に対する繰出金などの支出が未確定のためであります。

次に、2の平成25年度塩竈市交通事業特別会計補正予算については、国庫支出金、繰入金等の収入及び運航事業費等の支出が未確定のためであります。

次に、3の平成25年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算については、国保税、国・県支出金等の収入及び保険給付費等の支出が未確定のためであります。

次に、4の平成25年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算については、使用料、繰入金等の収入及び市場建設費等の支出が未確定のためであります。

次に、5の平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算については、使用料、国庫支出金、繰入金、市債等の収入及び一般管理費等の支出が未確定のためであります。

次に、6の平成25年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算については、使用料、繰入金等の収入及び一般管理費並びに災害復旧費等の支出が未確定のためであります。

次に、7の平成25年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算については、介護保険料等の収入及び介護給付費等の支出が未確定のためであります。

次に、8の平成25年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、後期高齢者医療保険料、繰入金等の収入及び広域連合納付金等の支出が未確定のためであります。

次に、9の平成25年度塩竈市北浜地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算については、繰入金等の収入及び事業費等の支出が未確定のためであります。

次に、10の平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計補正予算については、繰入金等の収入及び事業費等の支出が未確定のためであります。

次に、11の塩竈市市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正が予定されているためであります。

次に、12の塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正が

予定されているためであります。

次に、13の塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正が予定されているためであります。

次に、14の塩竈市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については、診療報酬の算定方法について定める厚生労働省告示の改正等が予定されているためであります。

以上、皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤英治君） これより質疑に入ります。17番伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君） ただいま議会運営委員会の委員長のほうから、専決処分の指定についての、議員提出議案第2号についての提案理由が述べられました。

そこで、主にですね、主に、市税条例の一部を改正する条例、あるいは都市計画税の条例の一部を改正する条例、国民健康保険の条例の一部を改正する条例などですね、まあ、市立病院の手数料条例も入っておるようですが、そこら辺も含めて、こういったその、まあ、今、今国会で予算がほぼ、まあ、参議院のほうに送付されて今審議中で、衆議院の段階では法案審議が始まっております。したがって、そういう時間的な関係もあつての専決処分指定と思われませんが、今国会の中で、今述べられたその税制改正の関係で、こういったものが国の段階で予定され、地方のほうに出されようとしているのか、まずそこからお聞きをしたいと思えます。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） 現在、国会で審議されてございます地方税関係でございますが、特に本市にかかわりがございます、市税、都市計画税についての審議状況でございますが、情報といたしましては、法人市民税率の引き下げ、それから軽自動車税額の改定などが、今国会で審議されているというふうに聞き及んでおります。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢由典議員。

○17番（伊勢由典君） 都市計画税、私たちも都市計画税の関係をちょっと調べてみましたら、どういう内容かという、都市計画税はですね、子供の医療支援制度に伴う要保護、連携型認定こども園というんですか、に係る非課税措置、あるいは社団法人の固定資産税の非課税措置などの廃止といったことについての廃止ということのようですが、それでよろしいのか

な。

○議長（佐藤英治君） 佐藤市民総務部長。

○市民総務部長（佐藤雄一君） なお、現在審議中ということでございますので、詳細についてはちょっと私どもも把握していない点もございますので、そこら辺はご了承いただければと思います。

ただ、大きな方針といたしまして、閣議決定された税制大綱では、法人市民税では、地域間の税源の偏在を是正して、財政力格差の縮小を図るための引き下げ分として改定していきたいというふうな方向で、今国会で審議されているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。法案審議の途中ですのでね、ぜひ情報は努めて収集していただきたいというふうに思います。大体そういう内容が含んでいるのかなというふうに、私のところでは了承しております。

あと、国民健康保険の関係で、市民生活にとって重要な法案がどうも提案されているようですが、その点についてお知らせ願えればというふうに思います。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 国民健康保険税の関係でございます。これも、平成26年度税制改革大綱、閣議決定に基づき行われるものでございます。

1点目といたしましては、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げでございます。国民健康保険税のうち、後期高齢者支援分に係る賦課限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金分に係る賦課限度額を12万円から14万円に引き上げるという内容でございます。

2点目が、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充でございます。拡充の内容といたしましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におけます被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につきましては、被保険者の数に乘ずべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げるという、大きく2点というふうに承知してございます。以上です。

○議長（佐藤英治君） 17番伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 私がお聞きしたのでは、5割のところでは単身者も含む、あるいは2割のところでの軽減の措置が5割に移行して、所得制限の撤廃をして制限を取り払って、残り2

割という、こういう拡充策というふうに思われるんですが、その辺の捉え方でよろしいのかどうかお聞きをします。

○議長（佐藤英治君） 神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 基本的には、低所得者に対する軽減措置の拡充という内容でございます。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） わかりました。まあ、これはこれで、大事な施策ではないかというふうに思います。

それで、もう一つですね、どうも限度額の引き上げが予定されているようですが、これは国民健康保険の限度額の引き上げ等々ということですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤英治君） もう一回確認ですか。神谷健康福祉部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） 先ほども申しましたとおりに、国民健康保険税の中において、算定の中には、いわゆる医療保険分と後期高齢者支援分、介護納付金分があるということで、このうちの後期高齢者支援分並びに介護納付金分の限度額が引き上がるという内容だという、先ほどご説明をさせていただいたとおりです。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 限度額、今まで77万円だというふうに私どもは聞いているんですが、それが81万円に、国保の限度額が引き上げられるというふうなことになるんでしょうか。

○議長（佐藤英治君） 神谷部長。

○健康福祉部長（神谷 統君） これまで国民健康保険税ですと、医療保険分の限度額が51万円、後期高齢者支援分14万円、介護納付金分12万円ということでございましたので、このうちの後期高齢者支援金分と介護納付金分が、それぞれ2万円引き上がるという形になりますので、合計額でもこれはこの分がふえるという形になります。

○議長（佐藤英治君） 伊勢議員。

○17番（伊勢由典君） 全体で81万円だと捉えているんですがね。

いずれにしても大事な、まあ、今審議中ですから、最終的にその報告、国から地方におろされるという上で大事な案件だろうと思うんです。まあ、いずれにしても、専決処分指定ということになれば、その市長の180……、先ほど述べられた地方自治法第180条の1による専決処分指定、つまりは臨時、直近での報告のみなんです、形としてはね。そうしますと、大

事なこういったその中身を伴った審議という場がない中で、市長のいわば委任という形で議員指定をして、それでその後はこうなりましたと。それをただ、私たちはただこう、その出された段階、6月の定例会の冒頭で出されると思いますが、そうなっちゃうということになるわけですね。

ですから、私たちはやはり180条の1ではなくて、地方自治法の179条で、少なくともその議会が成立、なかなか難しいという場合において、報告とその承認を求めるという形態が一番ふさわしいのではないか、あるいは必要に応じては臨時議会等を開いて、必要な審議を進めていくべきではないか。そうでないと、議会の側で、すっかりその議員指定にして、その議員の指定のことになってしまいますと、事実上、白紙委任というか、そういうふうな形になってしまいますので、まあ、時間がないということでの理由は、それはそれとしてあるにせよ、大事な中身を伴っております。私ども当市議団としては、この専決処分指定について、名前から外させていただいていると。そういうことも含めて、この関係については、そういう立場を踏まえて臨んでいるということ踏まえておきたいというふうに思います。

これはあと、6月の報告の中で、さまざまなそのほかの予算、補正予算の関係が細かく出てきますので、その時点でよくと報告をいただきながら、審議の対象にさせていただければと思います。

大事な案件ですので、質疑をさせていただきました。以上でございます。

○議長（佐藤英治君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑は終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第2号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第2号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤英治君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号については、原案のとおり可決されました。



日程第5 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告

○議長（佐藤英治君） 続きまして、日程第5、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告（第4回）を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長の報告を求めます。5番志賀勝利議員。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） さきの平成26年1月20日に行われました、第10回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の委員会中間報告をいたします。

質問者は、市民クラブ3名、日本共産党塩竈市議団2名の計5名であります。

初めに、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された、浦戸瓦れき処理に従事した作業員の給与、島民給与とっております。これに関しては、次のような質疑がありました。

質問としては、今回の4カ所の一次仮置き場管理業務、危険家屋の解体の委託先となった塩竈市災害復旧連絡協議会は、収益を上げることが目的とした団体なのかという問いに対しましては、連絡協議会は営利を目的とする団体ではないという回答がございました。

また、次の質問では、国で定められている普通作業員の単価を見ると、平成23年度は1万1,100円、平成24年度は1万1,800円となっている。軽作業員の単価は9,300円。今回、浦戸一次仮置き場作業従事者の資料を提出してもらったが、今までの連絡協議会の説明では、軽作業員はゼロで、普通作業員として島民給与が支払われていたと聞いていたが、この資料では軽作業員にも1万2,000円の単価で給与を支払っていたことになる。とすると、連絡協議会の負担金額は当初の説明よりさらにふえることになるが、営利を目的としない連絡協議会は差額の負担金を誰が負担しているのか。島民給与に関しては、幾ら考えてもこの問題にぶち当たってしまうという問いに対しましては、明確な答えが得られませんでした。

次の質問。連絡協議会は、営利団体ではない。しかし、人を雇用して8,318万円の給与を支払っている。通常、企業は1人でも人を雇えば、雇用保険や労災保険に加入し、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等の作成が必要となってくる。しかし、連絡協議会は、事業主として雇用保険や労災保険を掛けていないということの回答が当局からあったが、建設業の場合、雇



用保険は事業主負担が1000分の10.5、本人負担が1000分の6という法律である中で、連絡協議会が雇用保険を掛けていないということはおかしな話ではないかという問いに対しましては、答えといたしましては、結果としてちょっと好ましくないと思っているという回答でございました。

次に、前に提出していただいた島民給与の領収書については、パターンが全部一律で、パソコンでつくる気になれば幾らでもつくれるという代物なのかなと思います。やはり賃金台帳があり、出勤簿というものでの確認が必要となると思う。この答えに対しましては、連絡協議会に確認をするという答えでありました。

次の質問では、島民給与の支払いのもととなる各企業からの作業日報は、市に提出されているのかという問いに対しましては、一次仮置き場の管理ということで、毎日の作業の日報の管理日報をもとに月々の月報を作成し、精算表、月計報告表に基づき確認の後、支払いをしているという回答がございました。

次に、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された危険家屋解体に関する次のような質疑がありました。

質問その1、野々島、寒風沢、桂島、それぞれの工事の中心となった業者はという問いに対しましては、野々島と桂島は東華建設、寒風沢と朴島は東北重機工事との回答がありました。

次の質問では、前回の委員会で当局から提出された、危険家屋解体の一覧の資料上に記載されている面積と、解体された建物の登記簿上の面積を比較すると、2倍、3倍になっているのはおかしいのではという質問をした。そのときの当局の回答は、申請書類がそろわない物件があったので、それらの物件を一括で解体したとの答弁であった。しかし、今回提出していただいた資料には、資料がそろわないと説明していた物件についても登記簿謄本があり、解体の業務指示書を出す前の現地調査の指示書は誰がつくったのかという問いに対しましては、環境課で作成したと、環境課長名で出しているという回答がありました。

次の質問では、当局ではグループ化をしていると言っているが、例えば野々島の解体のグループに寒風沢が入っていたり、桂島が入っていたり、工事業者の違う物件までが混在していることはおかしいのではないかとこの質問に対しましては、浦戸の家屋解体については、同一島内でない解体物件については書類の不備があるためやむなく処理した。連絡協議会に委託している中で業者の異なる物件に関しては、連絡協議会の中で経費を振り分けしたものと推

測するという回答がありました。

次の質問では、危険家屋解体のグループ化は他になかったのか。回答は、具体的な数字は確認できていないが、他にもあったと記憶しているという回答がございました。

次の質問では、危険家屋の解体の件では、我々議員として、また調査特別委員会としても、正しく業務がなされ、正しく税金が払われているのか、そういう思いで質問をしている。提出された資料には、住居表示は黒塗りされ特定ができないが、流失した家屋までが解体物件に含まれているように見えるが、市としてしっかりと検収をしているのかとの問いに対しましては、6月、7月には一次仮置き場もスタートしており、頻繁に職員が現地について確認をしているという回答がありました。

次の質問では、危険家屋のグループ化が適正であるとする根拠となった環境省の通達を読んだが、どうしても理解できないので説明を願うという質問がございました。回答は、通達の中で、市町村が特に必要となった廃棄物の処理として解体を行うことが必要と認める家屋・事務所等は、最終的には市町村の判断で解体を行うことができるという回答がございました。

次の質問では、今回グループ化された6件のファイルを見ると、どの企業が解体したかわからない。通常、解体現場での写真が書類に添付され、その写真に実施企業名を記載した黒板が写真に載っているが、今回提出された資料には一切載っていない。不思議でたまらないという質問がございました。この回答については、浦戸の解体に関しては連絡協議会へ一括してお願いしているので、そういうこともあろうかという認識をしているというような回答がございました。

次に、塩竈市災害連絡協議会が塩竈市より委託された有価物の処分に関して、次のような質問がございました。

質問一つ、資料請求の中で、有価物のグレード別集計表について、副市長は、混合有価物として処理しているのでグレード別の資料はないと答弁されていたが、後に青南商事の搬入仕切書に基づき分類された資料が提出された。副市長はその資料の存在を知らなかったのかということに関しては、知らなかったという回答がございました。

また、次の質問、12月の調査特別委員会で、副市長は、12月に豊島さんに担当部長、担当課長の3人で訪問し、価格の決定をしたと答弁されていたが、有価物の価格、8円の価格決定の経緯についてお聞きしたいという質問に対しましては、12月19日に豊島さんを3人で訪

問し、15円という額で決めてきた。後に担当部課で諸経費等を整理した結果、8円という額になった。15円に決定した経緯としては、塩竈方式ではだめだ、被災3県、あるいは宮城県内の被災自治体と遜色のない形でやっていきたいということで決定したという回答がありました。

次の質問では、志賀・鎌田両議員が、10月31日に豊島さんに訪問し、参考人として出席のお願いかたがた、価格決定の経緯について話を聞いてきたが、そのときの話では、8月に副市長が一人で訪問し、8円に決めてきたと聞いているがどうなのかという質問がありました。副市長は自身のパソコンでスケジュールを管理しており、平成24年12月19日に間違えていないという回答がありました。

次の質問では、越の浦に分別されて搬入された有価物を、あえて混合スクラップとして搬出するのか。当局の説明は、銅やアルミが出てこないのは混合スクラップ処理だからと言うが、提出資料のグレード別の統計によれば、ステンレス2トンとあるということは、一般家庭から出たアルミはもっとあるはずではと誰でも考える。混合スクラップとして処理すればなくなるという論理はないと思うがという質問に対しましては、9,000トンを超えるスクラップが発生したため、一緒くたにして混合スクラップという形で処理したという、以上が当局との質疑内容でございます。

それで、当局との質疑終了後です。調査特別委員会の進め方に対しては、次のような意見が交換されました。

発言者は、市民クラブ2名、日本共産党2名、公明党2名、さいせいクラブ1名でございます。

まず、質問の最初は、調査特別委員会を開く前に、事前に議会運営委員会で次の特別委員会についての打ち合わせがない。調査特別委員会の中で、各委員から資料請求、参考人招致といった話があり、その場でそのことを議決して次に進むというやり方に疑問を感じる。委員長は、その場で参考人招致の採決をするのではなく、議長を中心に別室で全員協議会を開き、参考人招致を検討すべきであるという質問がございましたが、ほかの委員の方からは、特別委員会で全員が平等に質問の機会が与えられ、市民に対する説明責任を果たすべく質問をしている。今までの進み方で何ら問題はない。特別調査委員会のあり方を議論するならば、本委員会は行政の委託契約の予算執行上の問題について明らかにする立場に立って質疑を進めているので、調査特別委員会の役割、使命は十分に果たしている。

また、別の質問では、前回2回の参考人招致の際、参考人招致の方からどのような質問を受けるのか、その質問に明確な答えがあったのか、また参考人として呼ばれて、質問されることなく帰った人もいます。参考人から何を聞きたいのかという文書が来ること自体、間違っている。参考人に対して丁寧に質問内容を明示し、回答を十分用意できるようにすべきであるというご意見がありました。

また、別の意見では、先ほど招致されて質問されなかったという発言があったが、全員に質問をしている。2回の参考人招致の委員会で、参考人に対して一言も質問をしていない委員がいる。本日もほとんど質問をしていない方たちが、別室で全員協議会をと言う。この委員会は全員で構成されているのだから、市民の前で堂々と議論すべきである。参考人を招致する理由については、それぞれの委員の質疑の中で、こういう理由でこういう方を呼びたいということを皆明確に明言している。呼ぶ理由もなく呼ぶという意見は、明らかに間違った意見である等の意見が出されました。

参考人の招致の採決では、賛成8、市民クラブ4、日本共産党4名、反対が自由民主の会3、公明党3、さいせいクラブ1、新生クラブ1、反対も8名ということで同数となりました。委員長裁決で、次回調査特別委員会に参考人招致をすることとなりました。次回は3月20日に行います。

昨年3月27日、河北新報の朝刊に、塩竈市の家屋解体、瓦れき処理に関する記事が大きく取り上げられました。その後も5回、計6回にわたり新聞紙上に取り上げられたことに対して、塩竈市議会は市民の皆様に対する説明責任を果たすため、本調査特別委員会を昨年5月に設置し、本年1月20日に10回目の委員会を開催いたしました。

市民の皆様に対する情報伝達が、ケーブルテレビ、FM放送、議会だよりと限られたメディアとなっており、瓦れき処理の問題はどうなっているのだと多くの市民の皆様から聞かれます。今後は、市民の皆様への積極的な情報開示に努めたいと考えております。

以上をもちまして、東日本大震災復旧・復興特別委員会の中間報告といたします。

○議長（佐藤英治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。1番浅野敏江議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。今回、私、きのうの議会運営委員会の中で、委員長報告の後、委員長の報告を伺った上で、質疑をすることがあるかもしれませんということで質疑の申し出をしておきました。それで、ただいま委員長のほうから、るるご報告を伺いました中で一点、私、気になることがございました。

それは、委員長の報告の中に、昨年ですかね、志賀委員長、鎌田副委員長が独自で、ある業者さんのところに調査に伺ったというご報告がありましたけれども、特別、この委員会の中には調査権というのがあるんでしょうか。

また1点、その志賀委員長と鎌田副委員長が行ったことは、我々この特別委員会の中の総意であるのか、また私たちが委員長、副委員長に独自に調査に行ってほしいということを付託した覚えはございませんが、その件を委員長にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤英治君） 3点の件について、志賀議員。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君） まずですね、委員会設立当初、そして第1回目の参考人招致をするときに、議運の中で、委員長がその参考人招致の方に了解をとってこいというお話がありました。それに従って、私、やっております。

それと、業者さんにお邪魔したのは、どこまでもその話をしに行ったのであって、それと調査権ということではなくて、そういうもし資料が、教えていただけたら、教えていただけませんかということでお聞きしただけで、調査権を別に発動しているわけではございません。以上です。

○議長（佐藤英治君） 浅野議員。

○1番（浅野敏江君） ありがとうございます。了解を得に行くということと、またその調査するということは別問題だと思います。

まあ、私はこれ以上は質問いたしませんけれども、このような疑問が多く残るこの特別委員会の運営の仕方に対して、前回も申し上げましたけれども、しっかりと一度議論をして、今後の取り組みを決めていきたい、そのような意見をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（「私から質問できますか」の声あり）

○議長（佐藤英治君） いや、あなたからはできません。（「じゃいいです」の声あり）はい。

（「答弁」「答弁だったら」の声あり）今のに対する答弁があるのならば、いいですよ。

（「答弁」の声あり）その浅野……、はい、志賀議員。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君） 私はですね、あくまでも一応、前議長からね、「おまえ、やれ」と、それでこの報告、委員会中間報告についても自分で書きなさいというご指示をいただいたので、自分で書いております。自分で全責任を持ってやっております。

そして、もっとさかのぼればですね、まあ、私が説明をしないということに対して、皆さん

大変ご不満を持っている方もいらっしゃるようですが、第1回目のこの特別委員会を開くに当たって、議会を開いた。そして、臨時議会を開くに当たって議会運営委員会に行ったときに、私なりに事件の経緯を議運の中で説明しようとしたところ、当時の浅野議会運営委員長から、「わかっているから聞きません、要りません」というふうに一言で断られました。それがまず発端であります。まあ、浅野委員は全て分かっているから、別に説明しなくていいんだというところで、私は感じました。

そして、その後、委員会で……（「議長、答弁でないですよ」の声あり）だから、そういうことですね、その延長線です、どこまでも。

ですから、どこまでもこの委員会は開かれた委員会でやっているわけですから、公開の場です。ですから、言いたいことがあるのであればこの場でお話しただいて、それに沿ってやっていくと。そして、今回の参考人招致の中では、皆さんから参考人に対してある程度質問を出さなきゃだめじゃないかという要望もいただきましたので、それに沿って、趣旨に沿って、今回は参考人招致の依頼についての……。

○議長（佐藤英治君） はい、わかりました。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君） 質問内容も出しております。それ以上、何をしろというのが、もしあるのであれば、お聞かせください。

○議長（佐藤英治君） 志賀議員に申し上げます。

今、浅野議員は、今後の進め方も含めた考え方を聞いているので……（「進め方についてです」の声あり）それについてお話しください。なければ終わります。志賀議員。

○東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君） 進め方については、結局、多数決で進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤英治君） よろしいですか、はい。

その他、質疑ございますか。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告は終了いたします。



○議長（佐藤英治君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員派遣の件については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。ただいま、1番浅野敏江議員ほか15名から、議員提出議案第3号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1 議員提出議題第3号

○議長（佐藤英治君） 追加日程第1、議員提出議題第3号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議題第3号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第3号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

## 無料低額診療事業を保険薬局も適用させることを求める意見書

無料低額診療事業は1951年（昭和26年）に制定された社会福祉法によって、経済的な理由により適切な治療等を受けられない方々に対して、安心して治療を受けていただくため、医療費の一部負担の全額または一部を免除する事業である。

現在、生活保護基準をわずかに上回る低所得者が増加している。このような中、最近、全国の病院・診療所で無料低額診療事業の認可を得て、医療費の全額または一部を免除し、安心して受診していただくことで、受診控えや治療中断する患者を少なくする取り組みが広がっている。

生活弱者や経済的に困難な方々が増えている現下の状況のもとで、病気の治療は医療と薬剤のセットで成り立つものであることを踏まえ無料低額診療事業を保険薬局にも適用されるよう速やかに改善措置を取るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（佐藤英治君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤英治君） ご異議なしと認め、議員提出議案第3号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第3号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤英治君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号については、原案のとおり可決されました。



以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。

午後 2 時 4 8 分 閉会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 6 年 3 月 7 日

塩竈市議会議員 佐藤 英 治

塩竈市議会議員 伊勢 由 典

塩竈市議会議員 浅野 敏 江